

福島県の国民の保護に関する計画

～ 福島県民等保護計画～

平成31年1月11日

福島県

福島県の国民の保護に関する計画

－ 福島県民等保護計画 －

目次

第1編	総論	1
第1章	県の責務、計画の位置づけ、構成等	1
第1節	県の責務及び福島県の国民の保護に関する計画の位置づけ	1
第1	県の責務	1
第2	県保護計画の位置づけ	1
第3	県保護計画に定める事項	2
第2節	県保護計画の構成及び作成上の留意点	2
第3節	県保護計画の見直し、変更手続	3
第4節	市町村国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画	4
第2章	国民保護措置等に関する基本方針等	5
第1	国民保護措置等に関する基本方針	5
第2	国民保護措置等の実施に伴うその他の留意事項	6
第3章	関係機関の事務又は業務の大綱等	7
第1節	県及び関係機関の役割の概要	7
第2節	関係機関の事務又は業務の大綱	8
第1	県	8
第2	市町村	8
第3	指定地方行政機関	8
第4	指定公共機関及び指定地方公共機関	10
第3節	関係機関の連絡先	12
第1	指定行政機関	12
第2	国の関係出先機関（指定地方行政機関・自衛隊等）	12
第3	関係指定公共機関	12
第4	指定地方公共機関	12
第5	県関係機関	12
第6	市町村機関（教育委員会含む）	12
第7	消防本部	12
第8	その他関係機関	12
第4章	県の地理的、社会的特徴	13
第1節	県土の地理的条件	13
第1	位置及び面積	13

目次

第2	地勢	13
第3	気象	14
第2節	本県の社会的条件	17
第1	県土構造	17
第2	人口	17
第3	交通	19
第4	自衛隊施設等	23
第5	石油コンビナート等特別防災区域	24
第6	電力供給施設	24
第3節	地理的・社会的条件からみた国民保護措置等の 実施に関する留意事項	26
第5章	県保護計画が対象とする事態	28
第1節	武力攻撃事態等の類型	28
第2節	緊急対処事態の分類	31
第2編	平素からの備えや予防	33
第1章	組織及び体制の整備等	33
第1節	県における組織及び体制の整備	33
第1	県の各部局における平素の業務	33
第2	職員の配備基準等	43
第3	県対策本部等の設置場所等	47
第4	国民の権利利益の救済に係る手続等	47
第5	市町村及び指定地方公共機関の組織の整備等	48
第2節	関係機関との連携体制の整備等	50
第1	基本的考え方	50
第2	国機関との連携	50
第3	他の都道府県等との連携	51
第4	市町村との連携	52
第5	指定公共機関及び指定地方公共機関等との連携	53
第6	ボランティア団体等に対する支援	54
第3節	通信の確保	55
第4節	情報収集及び提供等の体制整備	57
第1	基本的考え方	57
第2	警報の通知等に必要な準備	57
第3	市町村における警報の内容の伝達に必要な準備	59
第4	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	59

第5	市町村における安否情報の収集及び提供等に必要な準備	6 1
第6	被災情報の収集及び報告等に必要な準備	6 1
第5節	研修及び訓練	6 3
第1	研 修	6 3
第2	訓 練	6 3
第2章	避難及び救援に関する平素からの備え	6 5
第1	避難に関する基本的事項	6 5
第2	救援に関する基本的事項	6 7
第3	運送事業者の輸送力及び運送施設の把握等	7 1
第4	交通の確保に関する体制等の整備	7 1
第5	医療（助産）救護体制の整備	7 2
第6	避難施設の指定	7 5
第7	現地調整所の設置等	7 7
第8	市町村における避難及び救援に関する平素からの備え	7 7
第3章	生活関連等施設の把握等	7 9
第1節	生活関連等施設の把握等	7 9
第1	生活関連等施設の把握	7 9
第2	生活関連等施設の安全確保の留意点の周知等	8 0
第3	市町村における平素からの備え	8 1
第2節	生活関連等施設以外の公共施設等における安全確保	8 1
第4章	物資及び資材の備蓄、整備	8 2
第1	基本的考え方	8 2
第2	国民保護措置等に必要な物資及び資材の備蓄、整備	8 2
第3	県が管理する施設及び設備の整備及び点検等	8 2
第4	市町村及び指定地方公共機関における物資及び資材の備蓄、整備	8 3
第5章	国民保護に関する啓発	8 4
第1	国民保護措置等に関する啓発	8 4
第2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	8 4
第3	市町村における国民保護に関する啓発	8 5

第9節	民間等からの救援物資等の受入れ等	1 1 7
第10節	住民への協力要請	1 1 7
第4章	警報及び避難の指示等	1 1 8
第1節	警報の通知及び伝達	1 1 9
第1	警報の通知等	1 1 9
第2	市町村長による警報伝達の基準	1 2 0
第3	警報の解除の通知及び伝達	1 2 1
第4	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	1 2 1
第5	武力攻撃災害緊急通報の発令	1 2 2
第2節	避難の指示等	1 2 3
第1	避難措置の指示	1 2 3
第2	避難の指示	1 2 4
第3	県による避難住民の誘導の支援等	1 3 0
第4	避難実施要領	1 3 3
第5	避難施設等における安全確保等	1 3 5
第6	避難住民の復帰のための措置	1 3 5
第5章	救 援	1 3 8
第1節	救援の実施	1 3 8
第1	救援の実施	1 3 8
第2	市町村長による救援の実施に係る調整	1 3 9
第2節	関係機関との連携	1 4 0
第3節	救援の内容	1 4 1
第4節	医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項	1 4 3
第5節	救援の際の物資の売渡し等の要請等	1 4 3
第6章	安否情報の収集及び提供	1 4 6
第1節	安否情報の収集	1 4 6
第2節	総務大臣に対する安否情報の報告	1 4 6
第3節	安否情報の照会に対する回答	1 4 6
第4節	日本赤十字社に対する協力	1 4 7
第5節	市町村による安否情報の収集及び提供の基準	1 4 7
第7章	武力攻撃災害への対処	1 4 9
第1節	武力攻撃災害への対処の基本的考え方等	1 4 9
第1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方等	1 5 0
第2	武力攻撃災害の兆候の通報	1 5 0
第2節	生活関連等施設等の安全確保	1 5 0
第1	生活関連等施設の安全確保	1 5 0

目次

第2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	152
第3	石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止	155
第4	生活関連等施設以外の公共施設等における安全確保	155
第3節	武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による	
	武力攻撃災害への対処等	155
第1	武力攻撃原子力災害への対処	156
第2	NBC兵器による攻撃に係る武力攻撃災害への対処	159
第4節	応急措置等	164
第1	退避の指示	164
第2	事前措置	165
第3	警戒区域の設定	165
第4	応急公用負担等	166
第5	消防に関する措置等	166
第8章	被災情報の収集及び報告	169
第9章	保健衛生の確保その他の措置	170
第1	保健衛生の確保	170
第2	廃棄物の処理	170
第3	文化財の保護	171
第10章	国民生活の安定に関する措置	172
第1節	生活関連物資等の価格安定	172
第2節	避難住民等の生活安定等	173
第3節	生活基盤等の確保	174
第11章	交通規制	175
第12章	赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理	177
第1	国民保護法で規定される赤十字標章等及び特殊標章等	177
第2	赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理	178
第3	赤十字標章等及び特殊標章等に係る普及啓発	178
第4編	復旧等	179
第1章	応急の復旧	179
第2章	武力攻撃災害の復旧	181
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	182

	参 考	1 8 4
第 1	用語の意味	1 8 4
	1 法令・通達等	1 8 4
	2 条例・規則等	1 8 5
	3 計画・マニュアル・協定等	1 8 6
	4 関係機関等	1 8 8
	5 関係用語	1 9 0
第 2	使用図表一覧	1 9 5
	1 図一覧	1 9 5
	2 表一覧	1 9 6

第1編 総論

第1編 総論

第1章 県の債務、計画の位置づけ、構成等

住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民保護措置及び緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施するため、次のとおり県の責務を明らかにするとともに、福島県の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

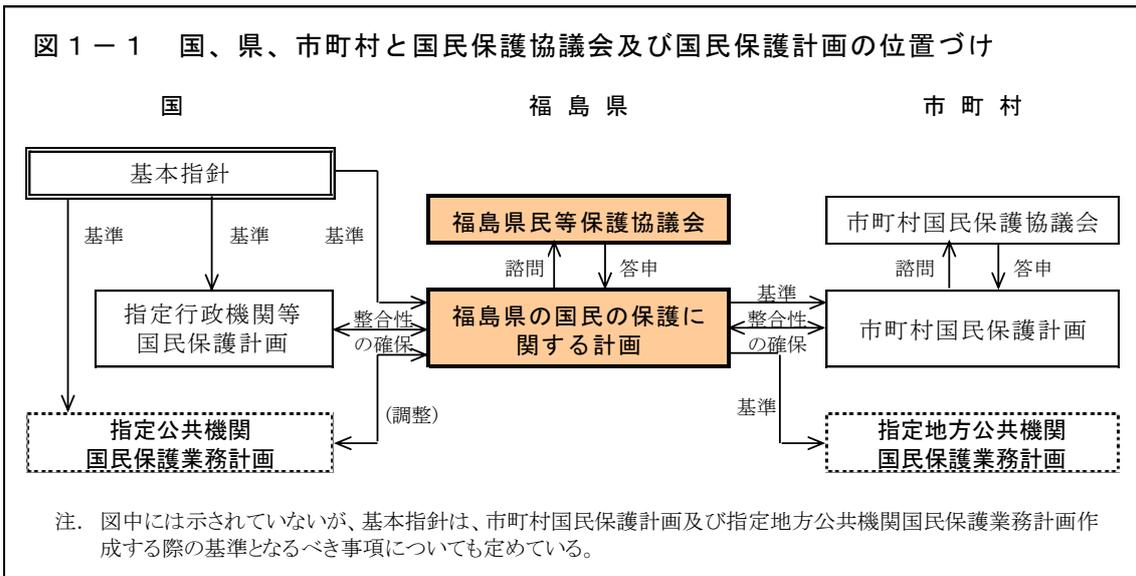
第1節 県の責務及び福島県の国民の保護に関する計画の位置づけ

第1 県の責務（第3、172条関係）

県（知事部局及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号。以下「事態対処法」という。）及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（以下「基本指針」という。）に基づき、県民等の協力を得つつ、国、他の都道府県、市町村及びその他関係機関と連携協力し、自ら武力攻撃事態等における国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）及び緊急対処事態における緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施するとともに、県の区域において関係機関が実施する国民保護措置及び緊急対処保護措置を総合的に推進する責務を有する。

第2 県保護計画の位置づけ（第34～36、182条関係）

- (1) 知事は、その責務にかんがみ、国民保護法第34条の規定に基づき福島県の国民の保護に関する計画（以下「県保護計画」という。）を作成する。
- (2) 県保護計画は、基本指針、指定行政機関の国民の保護に関する計画（以下「指定行政機関国民保護計画」という。）及び指定公共機関の国民の保護に関する業務計画（以下「指定公共機関国民保護業務計画」という。）と連携した県の区域に関する計画であるとともに、市町村の国民の保護に関する計画（以下「市町村国民保護計画」という。）及び指定地方公共機関の国民の保護に関する業務計画（以下「指定地方公共機関国民保護業務計画」という。）の基準となる事項を含むものである。（図1-1）



第3 県保護計画に定める事項（第34、182条関係）

県保護計画においては、国民保護法第34条第2項及び第182条第2項各号に掲げる次の事項について定める。

- 1 県の区域に係る国民保護措置及び緊急対処保護措置の総合的な推進に関する事項
- 2 県が実施する国民保護措置及び緊急対処保護措置に関する事項
- 3 国民保護措置及び緊急対処保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- 4 市町村国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画を作成する際の基準となるべき事項
- 5 国民保護措置及び緊急対処保護措置を実施するための体制に関する事項
- 6 国民保護措置及び緊急対処保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- 7 1～6のほか、県の区域に係る国民保護措置及び緊急対処保護措置に関し知事が必要と認める事項

第2節 県保護計画の構成及び作成上の留意点

1 県保護計画の構成

県保護計画は、以下の各編により構成する。

(1) 本編

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等及び緊急対処事態への対処
- 第4編 復旧等

(2) 資料・様式編

第1編 資料編

第2編 様式編

2 県保護計画作成上の留意点

- (1) 県保護計画の本編は、県、市町村及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置及び緊急対処保護措置の全体像を示すものとする。
- (2) 地理的情報、関係機関の連絡先などのデータとして整理する項目、その他資料及び各種様式等については、資料・様式編に取りまとめる。
- (3) 県保護計画に基づき県が実施する国民保護措置及び緊急対処保護措置の具体的な運用については、別にマニュアル等を作成する。
- (4) 武力攻撃事態等と緊急対処事態は、武力攻撃等（武力攻撃及び緊急対処事態における攻撃をいう。以下同じ。）を行う主体及び攻撃手段に相違があるものの、これらの事態の生起に伴い県が行う国民保護措置と緊急対処保護措置の内容及び武力攻撃等により直接又は間接に生じる災害への対応等は、同様のものになると想定されるため、本計画においては、第1編第1章第1節及び第2節を除き武力攻撃事態等と緊急対処事態、国民保護措置と緊急対処保護措置及び武力攻撃災害と緊急対処事態における災害を区分しないで記述する。

したがって、第3節以下においては、第1編第5章、第3編第2章第4節の2、第4章第1節第1から第4及び第12章を除き「武力攻撃事態等」と記載がある箇所については、武力攻撃事態等及び緊急対処事態、「国民保護措置等」と記載がある箇所については、国民保護措置及び緊急対処保護措置、「武力攻撃災害」と記載がある箇所については、武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害を意味する。

第3節 県保護計画の見直し、変更手続（第34、37条関係）

- (1) 県保護計画については、国民保護措置等に係る検討事項や新たな制度等の構築、国民保護措置等についての訓練における課題等を踏まえるとともに、指定行政機関国民保護計画及び他の都道府県の国民保護計画等との整合性を確保するため、必要に応じ、当該計画の見直しを行う。
- (2) 県保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、県民等保護協議会に諮問し、当該協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見等を求めた上で、総務大臣を経由して内閣総理大臣に協議し、その同意を得た後、速やかに県議会に報告するとともに公表する。

ただし、国民保護法第34条第8項及び同法第37条第3項により、政令で定める軽微な変更については、県民等保護協議会への諮問、内閣総理大臣への協議は行わない。

第4節 市町村国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画

(第35、36条関係)

- (1) 市町村国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画については、基本指針を踏まえた上で、県保護計画に基づき作成するものとする。
- (2) 県保護計画の作成に当たっては、指定行政機関国民保護計画、他の市町村国民保護計画等との整合性を確保するものとする。

第2章 国民保護措置等に関する基本方針等

県は、国民保護措置等を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、次のとおり、基本方針を定める。

第1 国民保護措置等に関する基本方針

1 基本的人権の尊重（第5、174条関係）

県は、国民保護措置等の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重するとともに、国民の自由と権利に制限が加えられるときであってもその制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行うものとし、いやしくも国民を差別的に取り扱い、並びに思想及び良心の自由並びに表現の自由を侵すものであってはならないことに留意する。

2 県民等の権利利益の迅速な救済（第6、175条関係）

県は、国民保護措置等の実施に伴う損失補償、国民保護措置等に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続をできる限り迅速に処理するよう努める。

3 県民等に対する情報提供（第8、9、183条関係）

県は、武力攻撃事態等においては、県民等に対し、国民保護措置等に関する正確な情報を適時に、かつ、適切な方法により提供する。

なお、県は、高齢者、障がい者及び外国人その他の情報伝達に配慮を要する者に対しても情報を伝達できるよう、必要な体制の整備に努める。

4 関係機関相互の連携協力の確保（第3、172条関係）

県は、国、他都道府県、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関並びに他の関係機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

5 県民等の協力（第4、173条関係）

県は、国民保護法の規定により国民保護措置等の実施のため必要があると認めるときは、県民等に対し、必要な協力を要請する。

この場合において、県民等は、その自発的な意思により必要な協力をするよう努めるものとする。

また、県は、消防団及び自主防災組織並びにボランティア等により行われる国民保護措置等に資するための自発的な活動に対し、必要な支援に努める。

6 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮

（第7、183条関係）

県は、日本赤十字社が実施する国民保護措置等については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置等については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現

の自由等に特に配慮する。

また、県は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置等の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに配慮する。

7 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施（第9、183条関係）

県は、国民保護措置等の実施に当たっては、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦及び外国人その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、県は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用されるジュネーヴ諸条約及び同第一追加議定書など国際人道法の的確な実施を確保する。

8 国民保護措置等に従事する者等の安全の確保（第22、180条関係）

県は、自らが実施する国民保護措置等のほか、市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する県の区域に係る国民保護措置等について、当該国民保護措置等に従事する者の安全の確保に配慮する。

また、要請に応じて国民保護措置等に協力する者に対しては、その内容に応じ、安全の確保に配慮する。

第2 国民保護措置等の実施に伴うその他の留意事項

1 外国人に対する国民保護措置等の適用等

外国人に対しては、憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されると解されていることから、県は、県の区域内に居住し、又は、滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護するよう留意するとともに、国民保護措置等の実施に当たっては、第1の基本方針を適用する。

2 福島県地域防災計画等に基づく対応

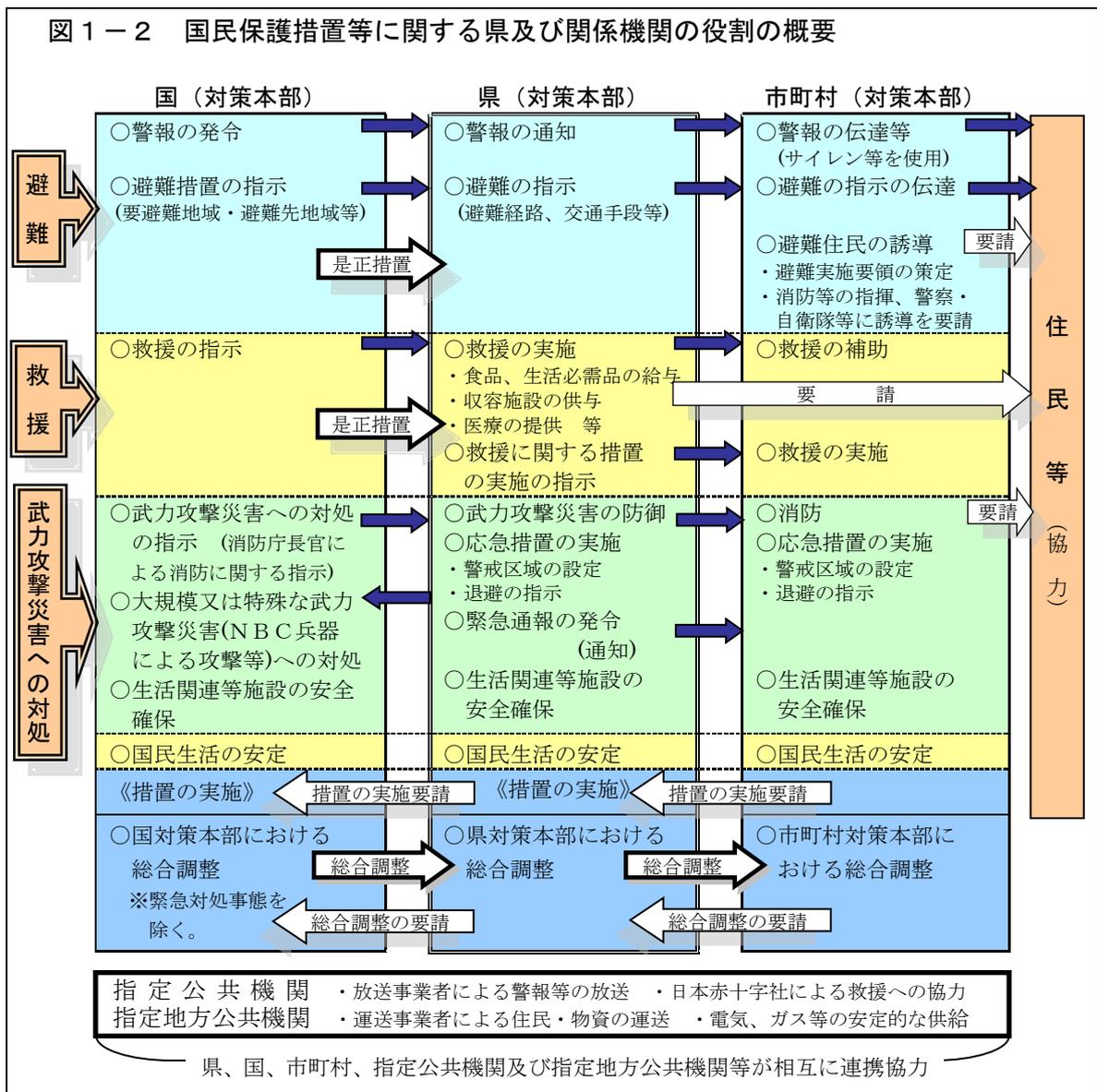
武力攻撃災害への対処については、自然災害及び大規模事故への対応と共通する部分が多いこと、また、政府による武力攻撃事態等の認定に時間を要する場合、初動対処等に関しては、防災体制に基づき実施することも想定されることから、福島県地域防災計画（以下「県地域防災計画」という。）及び福島県石油コンビナート等防災計画（以下「県石油コンビナート等防災計画」という。）その他既存のマニュアル等に基づく組織及び体制等を活用する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

県は、国民保護措置等の実施に当たり、関係機関と円滑に連携するため、国民保護措置等の実施主体である関係機関の役割や連絡窓口をあらかじめ把握する。
また、県及び関係機関は、概ね以下の国民保護措置等を行うものとする。

第1節 県及び関係機関の役割の概要

国民保護措置等の実施主体である県、市町村、国（指定地方行政機関含む。）並びに指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「関係機関」という。）が行なう国民保護措置等に関する役割の概要は図1-2のとおりである。



第2節 関係機関の事務又は業務の大綱

第1 県（第11、27、34、37、177、182、183条関係ほか）

事務又は業務の大綱	
1.	県保護計画の作成
2.	県民等保護協議会（県国民保護協議会）の設置、運営
3.	県民等保護対策本部（県国民保護対策本部）及び緊急対処事態対策本部の設置、運営
4.	組織の整備、訓練
5.	警報の通知
6.	住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施
7.	救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
8.	武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
9.	生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施
10.	交通規制の実施
11.	武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

第2 市町村（第16、27、35、39、178、182、183条関係ほか）

事務又は業務の大綱	
1.	市町村国民保護計画の作成
2.	市町村国民保護協議会の設置、運営
3.	市町村国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営
4.	組織の整備、訓練
5.	警報の内容の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施
6.	救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
7.	退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
8.	水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施
9.	武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

第3 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
東北管区警察局	1. 管区内各県警察の国民保護措置等及び相互援助の指導・調整 2. 他管区警察局との連携 3. 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4. 警察通信の確保及び統制

機関の名称	事務又は業務の大綱
東北防衛局	1. 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2. 米軍施設内通行等に関する連絡調整
東北総合通信局	1. 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2. 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関する こと 3. 非常事態における重要通信の確保 4. 非常通信協議会の指導育成
東北財務局 (福島財務事務所)	1. 地方公共団体に対する財政融資資金の貸付 2. 金融機関等に対する緊急措置の要請 3. 国有財産の無償貸付 4. 被災施設の復旧事業費の査定の上会
横浜税関 (小名浜税関支署)	1. 輸入物資の通関手続
東北厚生局	1. 救援等に係る情報の収集及び提供
福島労働局	1. 被災者の雇用対策
東北農政局 (福島農政事務所)	1. 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2. 農業関連施設の応急復旧
関東森林管理局	1. 武力攻撃災害復旧用材（国有林材）の供給
東北経済産業局	1. 工業用水道の応急・復旧対策 2. 災害時における復旧用資機材、生活必需品及び燃料等の需給に関する こと 3. 産業被害状況の把握及び被災事業者等への支援
関東東北産業 保安監督部東北支部	1. 鉱山における災害時の応急対策 2. 危険物等の保全
東北地方整備局 (福島河川国道事務所、 摺上川ダム管理所、郡山 国道事務所、磐城国道事 務所、三春ダム管理所、 小名浜港湾事務所) 北陸地方整備局 (阿賀川河川事務所)	1. 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2. 港湾施設の使用に関する連絡調整 3. 港湾施設の応急復旧
東北運輸局 (福島運輸支局)	1. 運送事業者への連絡調整 2. 運送施設及び車両の安全保安
東京航空局 (仙台空港事務所)	1. 飛行場使用に関する連絡調整 2. 航空機の航行の安全確保
東京航空交通管制部	1. 航空機の安全確保に係る管制上の措置
仙台管区気象台 (福島地方気象台)	1. 気象状況の把握及び情報の提供

機関の名称	事務又は業務の大綱
第二管区海上保安本部 (福島海上保安部)	1. 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2. 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3. 生活関連等施設の安全確保にかかる立ち入り制限区域の指定等 4. 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5. 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

注. 表中「機関の名称」欄の括弧内については、指定地方行政機関の本県に所在する主な所属機関を参考までに示す。

第4 指定公共機関及び指定地方公共機関

法人の名称	事務又は業務の大綱
日本放送協会（福島放送局） ○福島テレビ株式会社 ○株式会社福島中央テレビ ○株式会社福島放送 ○株式会社テレビユー福島 ○株式会社ラジオ福島 ○株式会社エフエム福島	1. 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
ジェイアールバス関東株式会社 （東北道統括支店） ジェイアールバス東北株式会社 （福島支店） ○福島交通株式会社 ○新常磐交通株式会社 ○会津乗合自動車株式会社	1. 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2. 旅客及び貨物の運送の確保
佐川急便株式会社 西濃運輸株式会社 日本通運株式会社（福島支店） 福山通運株式会社 ヤマト運輸株式会社 ○公益社団法人福島県トラック協会	
全日本空輸株式会社（福島支店） 株式会社AIRDO	

法人の名称	事務又は業務の大綱
東日本旅客鉄道株式会社 (仙台支社福島支店) 日本貨物鉄道株式会社 ○阿武隈急行株式会社 ○会津鉄道株式会社 ○野岩鉄道株式会社	1. 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2. 旅客及び貨物の運送の確保
東日本電信電話株式会社(福島支店) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社 株式会社NTTドコモ	1. 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2. 通信の確保及び国民保護措置等の実施に必要な通信の優先的取扱い
東京電力パワーグリッド株式会社 東京電力フュエル&パワー株式会社 東京電力ホールディングス株式会社 (福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所) 電源開発株式会社	1. 電気の安定的な供給
○一般社団法人福島県エルピーガス協会	1. ガスの安定的な供給
○日本郵便株式会社(福島支店)	1. 郵便の確保
独立行政法人国立病院機構 (福島病院、いわき病院) ○一般社団法人福島県医師会 ○公益社団法人福島県看護協会 ○公益社団法人福島県歯科医師会 ○一般社団法人福島県薬剤師会 ○公益社団法人福島県診療放射線技師会	1. 医療の確保 2. 医師・歯科医師・看護師・薬剤師・放射線技師の確保
東日本高速道路株式会社 (東北支社福島管理事務所、郡山管理事務所、いわき管理事務所、会津若松管理事務所)	1. 道路の管理
日本赤十字社(福島県支部)	1. 救援への協力 2. 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行(福島支店)	1. 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2. 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

注1. 表中、「○」の付いている法人は指定地方公共機関、印の付いていない法人は指定公共機関を示す。

2. 表中「法人の名称」欄の括弧内については、指定公共機関及び指定地方公共機関の本県に所在する主な支店等を示す。

第3節 関係機関の連絡先

第1 指定行政機関

県保護計画 資料・様式編（以下「資料・様式編」という。）のとおり

第2 国の関係出先機関（指定地方行政機関・自衛隊等）

資料・様式編のとおり

第3 関係指定公共機関

資料・様式編のとおり

第4 指定地方公共機関

資料・様式編のとおり

第5 県関係機関

資料・様式編のとおり

第6 市町村機関（教育委員会含む）

資料・様式編のとおり

第7 消防本部

資料・様式編のとおり

第8 その他関係機関

資料・様式編のとおり

第4章 県の地理的、社会的特徴

武力攻撃事態等において、国民保護措置等を適切に実施するために必要となる県域の地理的、社会的特徴等について、次のとおり記載する。

第1節 県土の地理的条件

第1 位置及び面積

本県は、東北地方の最南端に位置し、東は太平洋に、南西北方面は、それぞれ関東、信越、東北地方の6県と県境を接している。

県域は、東西約166km、南北約133kmにわたり、総面積13,782.75km²と北海道、岩手県に次いで全国の第3位の広大な県土を有している。また、県域の東部は太平洋に面しており、海岸線の延長は160.481kmとなっている。各方位における県境等における経度、緯度等は、表1-1のとおりである。

表1-1 福島県の位置

方位	四方位における最端地	経緯度	隣接地方（隣接県）
東（E）	双葉郡浪江町請戸	東経 141度2分49秒	—
西（W）	南会津郡只見町毛猛山 南2,950m	〃 139度10分5秒	信越地方（新潟県）
南（S）	東白川郡矢祭町明神 西1,000m	北緯 36度47分18秒	関東地方（茨城・栃木・群馬県）
北（N）	福島市飯坂町龍ヶ岳	〃 37度58分25秒	東北地方（宮城・山形県）

第2 地勢

本県は、東に阿武隈高地、中央部に奥羽山脈、西の新潟県との県境に沿って飯豊山地及び越後山脈が南北に連なることにより、浜通り、中通り、会津の三地方に大別される。

- (1) 浜通りは、鮫川、夏井川、新田川、真野川など阿武隈高地を水源とし、直接太平洋に東流する単独河川が多く、これらの河川流域に発達した平坦面を連ねた形で海岸沿いに細長い平地を形成している。
- (2) 中通りは、阿武隈高地と奥羽山脈にはさまれた地域で、その中央部には阿武隈川が南から北へ流れ、肥沃な平坦地である郡山（安積）盆地、福島（信達）盆地などを形成している。なお、中通りの南東端に位置する東白川郡の一部は、茨城県へ南流する久慈川流域に属している。
- (3) 会津地方は、奥羽山脈とその周縁部、新潟県境に連なる飯豊山地及び越後山脈に抱かれた広大な地域である。

栃木県境をほぼ東西に走る帝釈山地の東端に源を発する阿賀川が、猪苗代湖を水源として西流する日橋川と合流する付近を中心として広大な平地である会津盆地を形成し、さらに会津盆地の東端において、南会津郡の南端、尾瀬沼に源を発して北へ流れる只見

川と合流し、新潟県に入り阿賀野川となって日本海に注いでいる。

第3 気象

本県の地勢は、阿武隈・奥羽の二つの山系により三分され、気候区についても、太平洋側気候の浜通り地方、日本海側気候の会津地方、両気候の特徴を併せ持つ中通り地方の三つに区分される。

1 季節ごとの気象の特徴

(1) 春

シベリア高気圧が弱まり、冬型の気圧配置が緩み始め、低気圧と高気圧が交互に通過するようになる。周期的に天気に変化し、寒暖の差が激しい時期である。また、移動性高気圧圏内では晴れて空気が乾燥し、夜間は放射冷却により気温が下がり農作物に霜害が起こりやすい。さらに、春先には、本州の南岸を通過する低気圧のため、浜通りや中通りでは湿った雪が降り大雪となることもある。

また、この時期は、低気圧が日本海で急速に発達するため、強風を伴うことが多い。本県では春が10m/s以上の風が吹く日数が最も多い時期である。

(2) 夏

本州に前線が停滞し、6月中旬から7月下旬にかけて梅雨となる。中通りと浜通りでは降水量が最も多い時期である。また、梅雨の初め頃にはオホーツク海高気圧から吹き出す冷たく湿った北東の風が入り、気温の上昇が抑えられ、ぐずついた天気となる。太平洋高気圧の強まりと共に梅雨前線は北上して梅雨が明けるが、その過程で前線の活動が活発化し、大雨をもたらすことがある。

太平洋高気圧が日本に張り出し、本県は弱い南よりの風が卓越して高温多湿の日が持続し、中通りや会津の盆地では猛暑日となる日がある。また、中通りや会津では大気の状態が不安定となり、雷雨となりやすい。なお、太平洋高気圧の勢力が強い時には、無降水の日が続き干ばつとなることもある。

(3) 秋

9月になると太平洋高気圧の勢力が弱まり、本州付近に秋雨前線が停滞して雨の日が続く。また、この時期に台風の影響が多い。台風に伴う暖かく湿った空気が秋雨前線の活動を活発化して大雨となり、台風本体の雨が加わり、更に雨量が増す。

10月になると移動性高気圧や低気圧が次々と日本付近を東進するようになり、天気は周期的に変わる。

10月後半から11月は移動性高気圧に広く覆われ、晴天の日が多い。夜間は放射冷却により気温が下がり、農作物に早霜の被害が発生する時期でもある。また、会津では明け方に盆地特有の放射霧が発生して、交通機関等に大きな影響を与える。11月下旬になると日本付近を低気圧が通過した後、一時的に冬型の気圧配置となり、平地で初雪が降るようになる。

(4) 冬

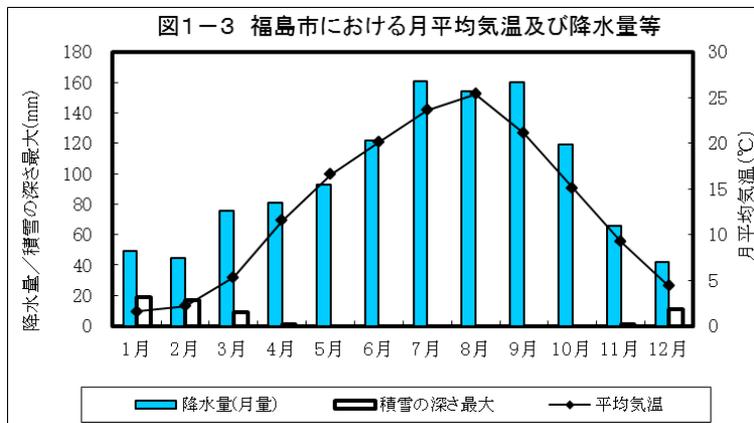
12月中旬以降はシベリア高気圧が強まって、西高東低の冬型の気圧配置となり、北西の季節風が卓越するようになる。

会津は雲に覆われ、雪の降る日が多い。浜通りは乾燥した晴天の日が続き、降水量が最も少ない時期となり、空気の乾燥が著しく火災が起きやすい。中通りは、会津と浜通りの中間の天気となる。

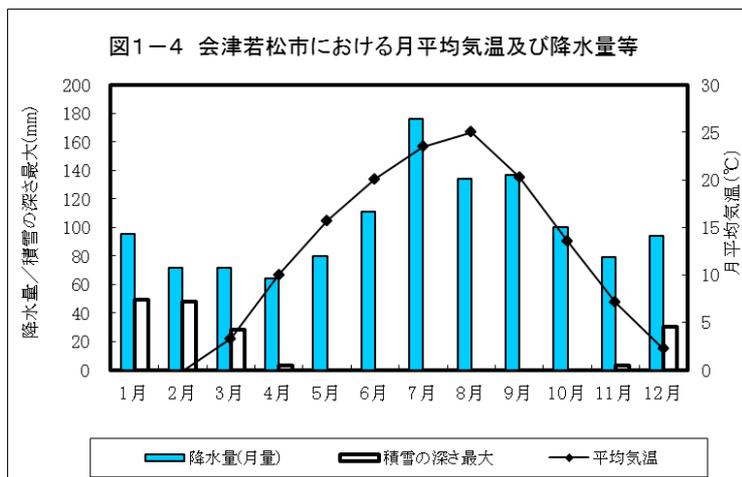
冬型の気圧配置が強まると北西の風が強くなり、会津や中通りの山沿いに大雪をもたらす。会津の年間降水量の半分以上がこの時期に降り、特に会津南西部は日本有数の豪雪地帯となっている。

2 主な都市の月別平均気温、降水量等¹

(1) 福島市

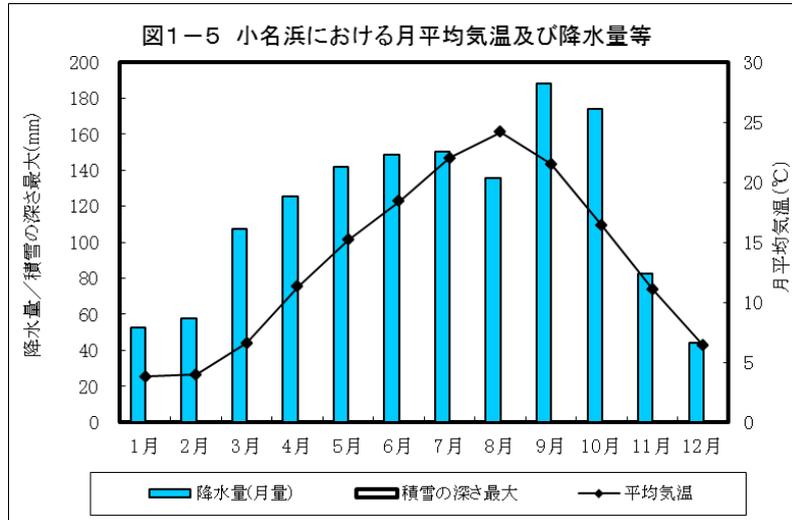


(2) 会津若松市（日本海側気候）



¹ 気象庁（福島地方气象台）資料による。月平均気温、降水量及び積雪の深さについては、1981年から2010年までの平均値である。

(3) いわき市小名浜（太平洋側気候）

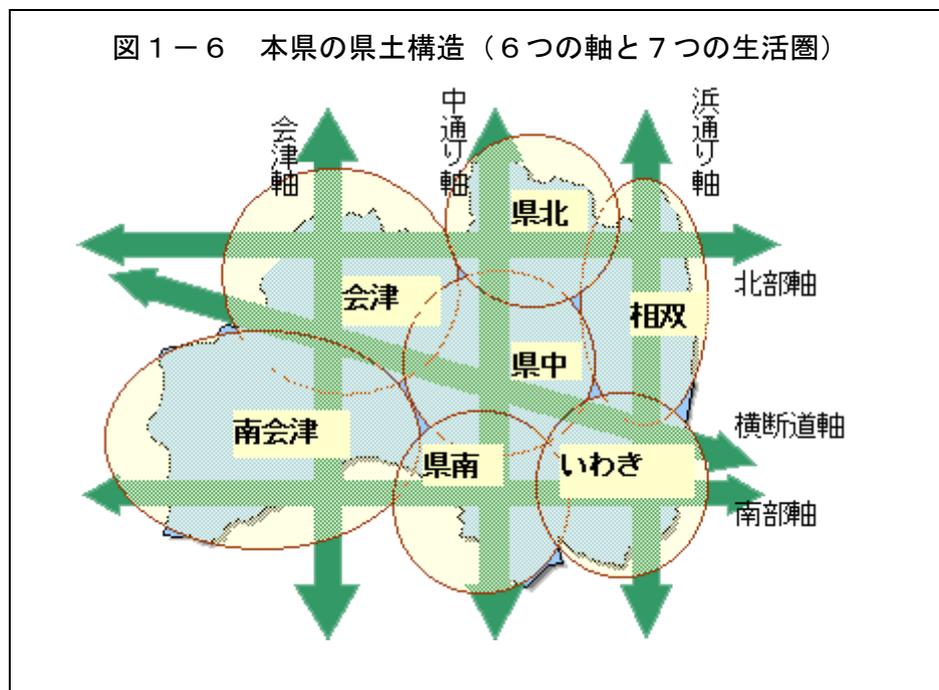


第2節 本県の社会的条件

第1 県土構造

本県は、地形的に浜通り、中通り、会津地方の3地方に区分されるが、人口集積からみると、それぞれの地方に2～3の核となる地域が存在している。

県長期総合計画では、浜通り、中通り、会津地方のそれぞれの地方を南北に通る縦軸（浜通り軸、中通り軸、会津軸）と、構想レベルのものも含めてそれぞれの地方間を東西に通る横軸（北部軸、横断道軸、南部軸）の、計6つの軸が設定され、これらの核および軸により、本県は7つの生活圏（地域）が構成される県土構造となっている。（図1-6）



第2 人口

1 人口の推移

(1) 本県の平成27年10月1日現在の人口は、1,914千人となっている。

人口の推移を行政区分ごとに見ると、平成22年と同27年の比較で、市部においては1.5%、郡部においては21.5%の減少となっている。

地域区分ごとにもみても全体的に減少傾向にある。²

² 平成27年国勢調査報告書福島県（総務省統計局）及び情報統計総室統計課資料。

第1編 総論

第4章 県の地理的、社会的特徴

表1-2 人口の推移

(単位：人%)

	平成17年	平成22年 (a)	平成27年 (b)	左のうち15歳 未満人口 (c)	左のうち65歳 以上人口 (d)	比較増減 (b/a*100)	年少人口率	高齢化率	要介護(要支 援)認定率	1人暮らしの高 齢者世帯比率
県計	2,091,319	2,029,064	1,914,039	228,887	542,384	94.3	12.1	28.7	19.0	10.63
市部計	1,636,605	1,602,602	1,579,063	190,027	434,716	98.5	12.2	27.9	18.9	10.59
郡部計	454,714	426,462	334,976	38,860	107,668	78.5	11.6	32.2	19.2	10.82
県北地域	510,792	497,059	490,647	56,689	141,275	98.7	11.7	29.1	18.9	10.45
県中地域	560,826	551,745	539,376	67,200	139,731	97.8	12.6	26.3	17.8	9.65
県南地域	153,347	150,117	144,080	18,807	39,120	96.0	13.1	27.3	16.4	9.27
会津地域	278,018	262,051	250,605	29,753	79,474	95.6	12.0	32.0	20.3	12.25
南会津地域	32,913	29,893	27,149	2,827	10,687	90.8	10.4	39.4	19.4	15.46
相双地域	200,931	195,950	111,945	11,207	33,774	57.1	10.2	30.6	19.5	10.56
いわき地域	354,492	342,249	350,237	42,404	98,323	102.3	12.3	28.4	20.4	11.39

注1. 総務省統計局統計調査部「国勢調査報告」(平成17、22、27年)、福島県統計年鑑(2015)、福島県生活福祉総室介護保険室資料(平成27年9月末現在)による。
 なお、市部・郡部の区分については、平成27年10月1日現在の市町村の状況で整理した。
 2. 調査時点は各年10月1日現在。ただし、要介護(要支援)認定率のみ平成27年9月30日現在。
 3. 「要介護(要支援)認定率」の算出方法は次のとおり。
 要介護(要支援)認定率=第1号被保険者(65歳以上)の要介護(要支援)認定者数/第1号被保険者数(65歳以上)
 4. 「1人暮らしの高齢者世帯比率」の算出方法は次のとおり。
 1人暮らしの高齢者世帯比率=65歳以上の高齢者単身世帯数/一般世帯数

2 高齢者等要配慮者の人口推移

(1) 高齢者³

ア 本県における平成27年10月の高齢化(65歳以上)率は、28.7%と全国平均の26.6%を2.1ポイント上回っている。

イ 高齢化率は、市部より郡部が高く、市町村のうち、三島町、金山町及び昭和村では高齢化率が50%を超えている(原子力災害によりこれまでに避難指示を受けた南相馬市、田村市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、浪江町、葛尾村及び飯館村を除く)。

介護保険の第1号被保険者(65歳以上)のうち要介護・要支援の認定を受けた人の割合を示す要介護(要支援)認定率は、都市部より郡部で若干高く、県平均では65歳以上人口のうち19.0%となっている。

ウ 一般世帯数に対する1人暮らしの高齢者世帯の比率は、県全体で10.63%である。地域別にみると県南地域では9.27%であるが、会津地域では12.25%、南会津地域では15.46%と地域差が大きい。

(2) 在留外国人数

ア 本県における、平成29年12月末日現在の在留外国人数は12,794人である。前年に比べ977人、8.3%の増加となっている。⁴(図1-7)

※ ただし、平成24年7月9日から新しい在留管理制度に移行したことにより、調査対象者は

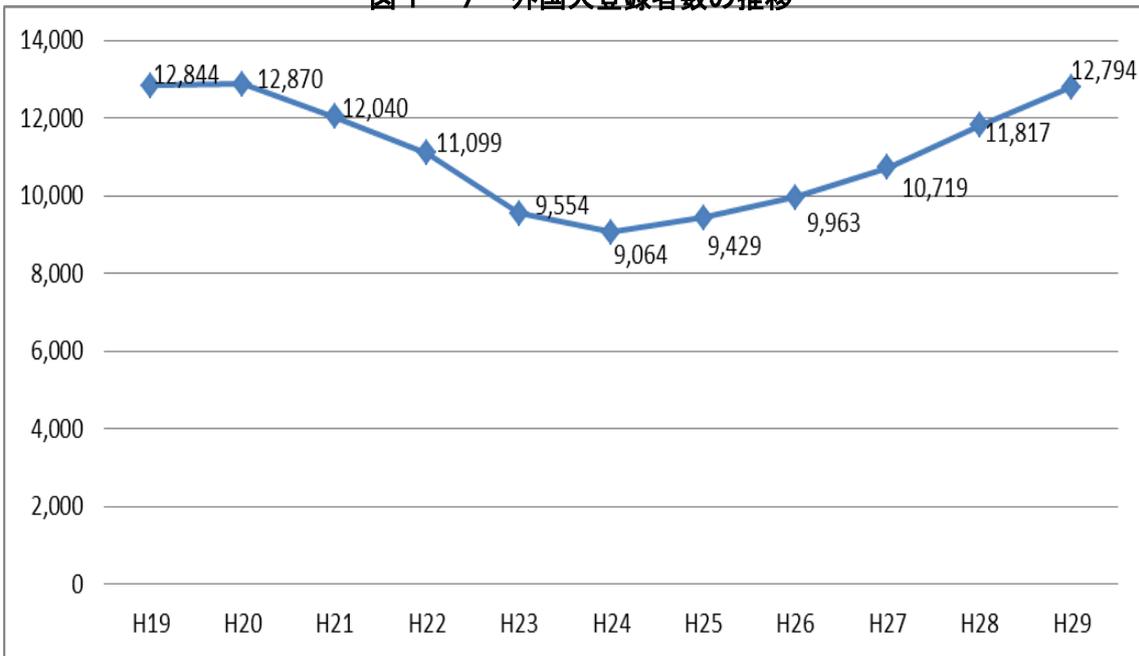
³ 平成27年国勢調査報告書福島県(総務省統計局)及び情報統計総室統計課資料。

⁴ 福島県生活環境部資料

外国人登録法に基づく外国人登録者数から、住民基本台帳に登録されている在留外国人数に変更した。対象となる外国人に違いがあることから、推移数の単純な比較はできない。

イ 在留外国人数を市町村別にみると郡山市（2,477人）、福島市（1,803人）、いわき市（2,326人）と3市で全体の51.6%を占める。上記の3市以外では会津若松市（773人）、白河市（546人）など市部で外国人登録者が多い。

図1-7 外国人登録者数の推移



注. 「福島県の国際化の現状」（福島県生活環境部国際課）による。

第3 交通

1 道路

(1) 本県の道路網は、県の面積が広大であることから主要幹線道路も多く、東北・常磐・磐越自動車道の3つの高速道路と広域的な一般幹線道路である国道4号、6号、49号、121号を主軸として基本的なネットワークを形成している。

また、上記幹線道路に加えて、これ以外の国道、主要地方道、一般県道がこれを補完し、さらに地域住民の日常生活に密着した市町村道を加えて、全体として一つの道路網を構成している。

(2) 会津地方では、10月後半から11月になると盆地特有の放射霧が朝方発生し、交通機関等に大きな影響を与える。また、12月中旬以降になるとシベリア高気圧が強まるため、会津地方は日本海側の天気となり、同地方を中心として交通機関等に大きな影響を与える。

第1編 総論

第4章 県の地理的、社会的特徴

- (3) 「県地域防災計画」では、県機関、市町村等、物資受入れ港、物資受入れ空港である福島空港（須賀川市、石川郡玉川村）及び隣接県の主要路線を接続する路線等について、緊急輸送路に指定している。
- (4) 高速道路の東北・常磐自動車道、一般幹線道路の国道4号、6号は、首都圏から本県を通り宮城県を結ぶ主要幹線道路であり、国道118号、121号、294号、349号は、北関東地方の栃木県及び茨城県と本県を結ぶ幹線道路である。
- また、東北自動車道を経由して山形県に至る山形自動車道、国道13号、121号は、本県と山形県を、磐越自動車道、国道49号は、本県と新潟県を結ぶ主要幹線道路及び幹線道路である。（表1-3、図1-8）

第1編 総論
第4章 県の地理的、社会的特徴

表1-3 本県と隣接県を結ぶ道路及び鉄道路線

隣接県名	路線等名	出発地域	隣接県における 到着地市町村（経由先）	備 考	
南東北	宮城県	東北自動車道	県北地域	白石市（仙台市）	東日本高速道路株式会社、第1次確保路線
		常磐自動車道	相双地域	山元町（亶理町）	東日本高速道路株式会社、第1次確保路線
		国道4号	県北地域	白石市（仙台市）	第1次確保路線
		国道6号	相双地域	山元町（仙台市）	第1次確保路線
		国道113号	相双地域	丸森町（白石市）	第1次確保路線
		国道349号	県北地域	丸森町（柴田町）	第2次確保路線（県境含まず）
		東北新幹線	福島駅	白石駅（仙台駅）	東日本旅客鉄道株式会社
		東北本線	県北地域	白石市（仙台市）	東日本旅客鉄道株式会社
		常磐線	相双地域	山元町（仙台市）	東日本旅客鉄道株式会社
	阿武隈急行	県北地域	丸森町（柴田町）	阿武隈急行株式会社	
	山形県	東北（山形）自動車道	県北地域	（山形市）	東日本高速道路株式会社、第1次確保路線
		国道13号	県北地域	米沢市（山形市）	第1次確保路線
		国道121号	会津地域	米沢市	第1次確保路線
		国道399号	県北地域	高畠町	第2次確保路線（県境含まず）、県境冬季交通不能
山形新幹線（奥羽本線）		県北地域	米沢市（山形市）	東日本旅客鉄道株式会社	
信越	新潟県	磐越自動車道	会津地域	阿賀町（新潟市）	東日本高速道路株式会社、第1次確保路線
		国道49号	会津地域	阿賀町（新潟市）	第1次確保路線
		国道252号	南会津地域	魚沼市	第2次確保路線（県境含まず）、県境冬季交通不能
		国道352号	南会津地域	魚沼市	第2次確保路線（県境含まず）、県境冬季交通不能
		国道459号	会津地域	阿賀町	第2次確保路線（県境含まず）、県内一部区間冬季交通不能
		磐越西線	会津地域	津川町（新津市）	東日本旅客鉄道株式会社
北関東	茨城県	磐越自動車道	いわき地域	北茨城市（水戸市）	東日本高速道路株式会社、第1次確保路線
		国道6号	いわき地域	北茨城市（水戸市）	第1次確保路線
		国道118号	県南地域	大子町（水戸市）	第1次確保路線
		国道349号	県南地域	常陸太田市（水戸市）	第2次確保路線（県境含まず）
		常磐線	いわき地域	北茨城市（水戸市）	東日本旅客鉄道株式会社
		水郡線	県南（県中）地域	大子町（水戸市）	東日本旅客鉄道株式会社
	栃木県	東北自動車道	県南地域	黒磯市（宇都宮市）	東日本高速道路株式会社、第1次確保路線
		国道4号	県南地域	那須町（宇都宮市）	第1次確保路線
		国道121号	南会津地域	日光市（宇都宮市）	第1次確保路線
		国道294号	県南地域	那須町（烏山町・茂木町）	第2次確保路線（県境含まず）
		東北新幹線	新白河駅	西那須野駅（宇都宮駅）	東日本旅客鉄道株式会社
		東北本線	県南地域	那須町（宇都宮市）	東日本旅客鉄道株式会社
		会津鬼怒川線	南会津地域	日光市（今市市）	野岩鉄道株式会社
群馬県	—	—	—	—	

注1. 「福島県地域防災計画」（福島県危機管理部）、「2015 福島県の道路」（福島県土木部）等による。
 2. 道路については高速道路及び国道を掲載（県境区間が自動車交通不能区間となる国道289号を除く）。
 3. 備考欄に記載のある「確保路線」とは、災害発生時に確保される緊急輸送経路の指定区分である。

2 鉄 道

- (1) 東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR東日本」という。）が運営する東北新幹線は、中通りを南北に縦貫し、新白河駅(西白河郡西郷村)、郡山駅(郡山市)、福島駅(福島市)の3つの駅が設置されている。また、福島駅から分岐する山形新幹線(愛称)が、平成4年7月に新幹線と在来線を乗り換えなしで結ぶ新在直通運転として開通している。
- (2) JR東日本の在来線は、東北本線、奥羽本線、常磐線、磐越東線、磐越西線、水郡線及び只見線の7路線が県民の足として活用されている。このほか第3セクターによる会津線（会津鉄道株式会社）、会津鬼怒川線（野岩鉄道株式会社）、阿武隈急行線（阿武隈急行株式会社）の3路線、民間運営による福島交通飯坂線（福島交通株式会社）が、地域住民の重要な交通機関となっている。

また、貨物用路線として重要港湾の小名浜港（いわき市）と常磐線泉駅を結ぶ福島臨海鉄道（福島臨海鉄道株式会社）が利用されている。

- (3) 東北新幹線、東北本線及び常磐線は首都圏から本県を通り宮城県を結ぶ路線であり、水郡線及び第3セクターの会津鬼怒川線及び会津線は、北関東地方の茨城県及び栃木県と本県を結ぶ路線である。

また、阿武隈急行線は本県と宮城県を、山形新幹線(愛称)及び奥羽本線は本県と山形県を、磐越西線と只見線は本県と新潟県を結ぶ路線である。（表1-3、図1-8）

3 空 港

- (1) 地方管理空港として指定されている福島空港は、平成5年3月に滑走路長2,000mの空港として開港した。平成12年には、滑走路長2,500mの滑走路を供用開始し、高速交通の拠点として重要な役割を果たしている。

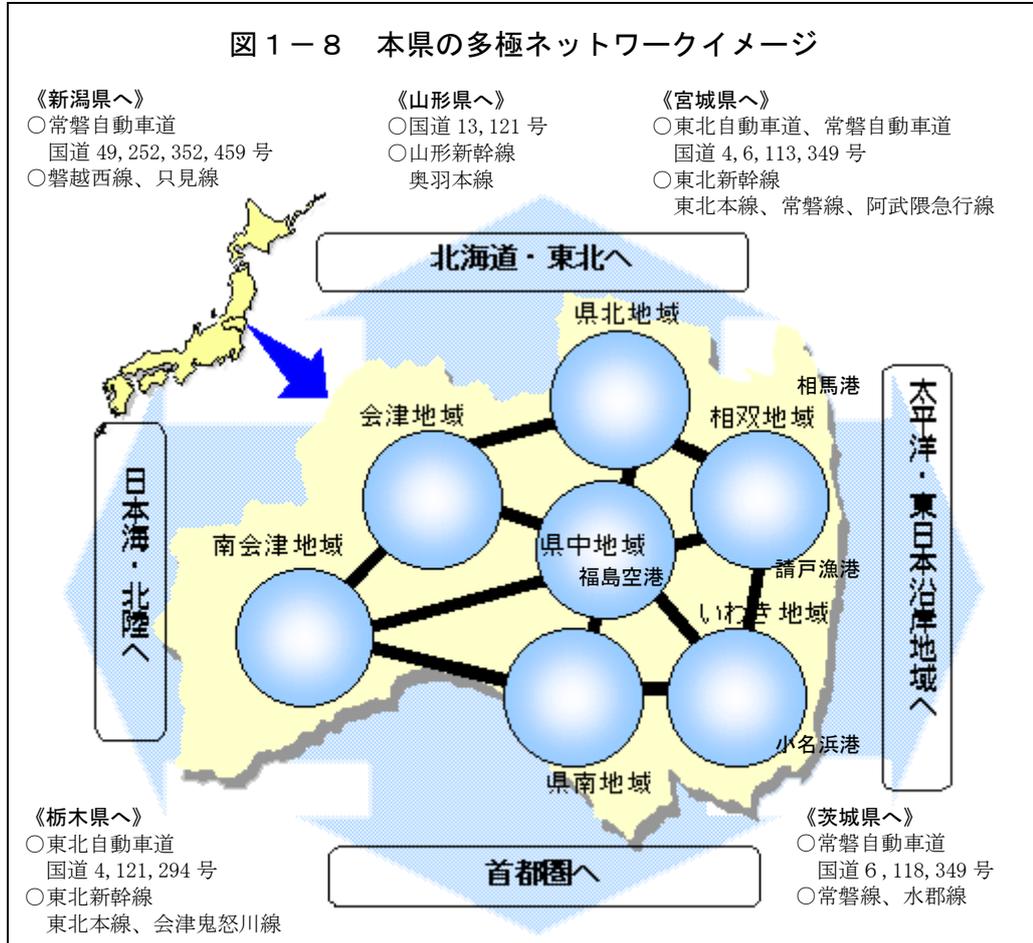
現在、国内定期路線として、札幌、大阪の2つの路線で運航されている。

- (2) 福島空港のほか、農道離着陸場のふくしまスカイパーク（福島市）があり、4月から12月までの期間、農産物の空輸等に利用されている。
- (3) 「県地域防災計画」では、空路からの物資受入れ拠点である物資受入れ空港として、福島空港を指定している。

4 港 湾

- (1) 重要港湾として、小名浜港、相馬港（相馬市、相馬郡新地町）の2つの港湾が指定されている。小名浜港は国際貿易港として、南東北の物流拠点及び背後企業を支援する港湾としての役割を果たし、相馬港は相馬地域開発の拠点及び相双・県北地域の流通拠点としての役割を担っている。
- (2) 地方港湾として江名港、中之作港（ともにいわき市）のほか、猪苗代湖で観光の役割を果たしている翁島港（耶麻郡猪苗代町）、湖南港（郡山市）、さらに避難港の久之浜港（いわき市）の7つの港湾が指定されている。

(3) 「県地域防災計画」では、海路からの物資受入れ拠点として重要港湾の小名浜港及び相馬港、第3種漁港の請戸漁港（双葉郡浪江町）を物資受入れ港として指定している。



第4 自衛隊施設等

本県は、陸上自衛隊は東北方面隊、海上自衛隊は横須賀地方隊、航空自衛隊は中部航空方面隊の担当地域となる。

県内には、表1-4のとおり、陸上自衛隊の駐屯地が福島市及び郡山市に、航空自衛隊の分屯基地が双葉郡川内村ほかに設置されている。

表1-4 県内の自衛隊施設

区分	駐屯地・分屯基地名	部隊名	所在市町村名
陸上自衛隊	福島駐屯地	・東北方面隊第6師団 第44普通科連隊 ・東北方面隊第2施設団 第11施設群	福島市
	郡山駐屯地	・東北方面隊第6師団 第6特科連隊 ・東北方面隊第6師団 第6高射特科大隊	郡山市
航空自衛隊	大滝根山分屯基地	・中部航空方面隊 第27警戒群	双葉郡川内村ほか

第5 石油コンビナート等特別防災区域

県内には、いわき市の「いわき地区」（小名浜区域、佐糠町区域及び錦町区域で構成される）及び双葉郡広野町の「広野地区」の2ヶ所が石油コンビナート等特別防災区域に指定されている。

いわき地区では油槽所、化学工場及び火力発電所等17事業所が、広野地区では火力発電所1事業所が操業している。

表1-5 県内の石油コンビナート等特別防災区域の概況

指定区域	区域面積 (km ²)	貯蔵・取扱・処理量		特定事業所		
		石油 (千kl)	高圧ガス (十万Nm ³)	総数	第1種 事業所	第2種 事業所
いわき 地区	746	1,990	86	17	7	10
広野 地区	132	257	—	1	1	
合計	878	2,247	86	18	8	10

注. 消防庁特殊災害室「石油コンビナート等防災体制の現況」（平成29年）による。

第6 電力供給施設

1 火力発電所及び原子力発電所

(1) 浜通りは、関東地方に隣接し、長い海岸線を有することから、発電にあたって炉心を冷却するため大量の海水を必要とする原子力発電所や石炭等を利用した火力発電所が建設され、本県の消費電力を賄うだけでなく、首都圏に供給されるなど重要な電力供給地域となっている。

(2) 平成26年3月現在、原子力発電所については、1事業者により2ヶ所（4基）の発電所が、自家用発電を除く火力発電所については、4事業者により5ヶ所の発電所が認可されている。（表1-6）

2 水力発電所

会津地方は、日本有数の豪雪地帯である越後山脈沿いを流れる只見川や奥羽山脈沿いに流れる大川、猪苗代湖を水源とする日橋川など豊富な水量を利用した大規模な水力発電所が多く建設され、本県の電力需要を満たすとともに、発電された電力は首都圏等に供給されている。

平成25年3月現在、県内における自家用発電を除く水力発電所は、4事業者により89ヶ所の発電所が認可されている。（表1-6）

第1編 総論

第4章 県の地理的、社会的特徴

表1-6 電気事業者別・発電種類別発電所数及び認可最大出力

(単位：kW)

区 分	総 数		水 力		火 力		原 子 力		風 力	
	発電所 数	認 可 最大出力	発電所 数	認 可 最大出力	発電所 数	認 可 最大出力	発電所 数	認 可 最大出力	発電所 数	認 可 最大出力
電気事業者	89	14,818,860	84	3,953,860	3	6,465,000	2	4,400,000		
東北電力	62	3,305,130	60	1,240,130	2 (3基)	2,065,000				
東京電力	18	9,154,330	15	354,330	1 (6基)	4,400,000	2 (4基)	4,400,000		
電源開発	9	2,359,400	9	2,359,400						
自家用	42	4,319,143	14	31,030	23	4,143,133			5	144,980
常磐共同火力	1	1,875,000			1 (5基)	1,875,000				
相馬共同火力発電	1	2,000,000			1 (2基)	2,000,000				
東星興業	5	9,700	5	9,700						
その他の自家用	35	434,443	9	21,330	21	268,133			5	144,980
合 計	131	19,138,003	98	3,984,890	26	10,608,133	2	4,400,000	5	144,980

(参考)

小計（電気事業用及び 卸供給用）	96	18,703,560	89	3,963,560	5	10,340,000	2 (4基)	4,400,000	0	0
---------------------	----	------------	----	-----------	---	------------	-----------	-----------	---	---

注1. 「福島県における電源立地の概要 平成26年3月31現在」（企画調整部エネルギー課）による。

2. 自家用火力発電所のうち内燃力発電所については1万kW以上のものを計上。
3. 常磐共同火力、相馬共同火力発電、東星興業については、電気事業法経過措置期間終了により、平成22年4月1日から「みなし卸電気事業者」から「卸供給事業者」（電気事業者に該当しない）に移行したため、自家用分に計上している。

第3節 地理的・社会的条件からみた国民保護措置等の実施に関する留意事項

1 地勢、気象条件による避難経路の制限

本県において住民避難を行う場合、以下のとおり避難経路が制限される可能性があることから、既存道路網を有効に活用するための体制や仕組みの整備等に留意する必要がある。

(1) 中通り、浜通り及び会津地方から他の地方に避難するためには、南北に連なる阿武隈高地又は奥羽山脈等の交通網の整備が遅れている中山間地域を移動することになるため、避難経路が制限されるおそれがある。

また、県の区域を越える広域的な住民避難が行われる場合、特に会津地方は、隣接県との境界が山間地域や山岳地帯となるため、避難経路が制限されるおそれがある。

(2) 会津地方の全市町村は、豪雪地域対策特別措置法に規定される豪雪地帯に、このうち中山間地域に位置する町村は、特別豪雪地帯にも指定されており、平地では1 m以下の積雪だが、山間地域においては2 mを超える地域もみられる。

このため、積雪時や路面凍結時において、会津地方と中通り及び新潟県を結ぶ重要な路線である磐越自動車道や国道49号に大きな影響を与えること、また、冬季において、新潟県との県境を越える経路等は、交通不能となる区間もあることなど、積雪期における住民の避難については、避難の経路や交通手段が限定され、移動に長い時間を要するおそれがある。

2 中山間地域における高齢者等の住民避難

(1) 本県は、高齢化率が全国平均より高く、特に中山間地域に位置する町村においては、高齢者の比率や1人暮らしの高齢者世帯の比率が高い傾向がみられることから、中山間地域における高齢者など要配慮者に対する避難誘導のあり方や避難手段の確保方法に留意する必要がある。

(2) 中山間地域においては、公共交通機関が限られている地域が多いことから、当該地域における住民の避難については、避難手段の確保方法に留意する必要がある。

(3) 中山間地域における積雪時の住民避難については、避難の経路や交通手段が限定されるとともに、移動に長い時間を要する可能性があるため、高齢者等の避難住民の健康管理を適切に行う必要性が高いことに留意する必要がある。

3 発電所立地地域における住民避難

本県には、水力発電所、火力発電所及び原子力発電所が多数立地しているが、これらの発電所に対し武力攻撃及び緊急対処事態における攻撃（以下「武力攻撃等」という。）が行われた場合、大規模かつ広域的な住民避難も想定されることから、平素からの発電所の安全確保や武力攻撃災害が発生した場合の対処に関して配慮する必要がある。

4 本県は、関東地方に隣接し、新幹線及び高速道路などにより首都圏と直結しており、首都圏に大規模な武力攻撃災害が発生した場合、当該地域の避難住民を受入れることも想定されることから、避難住民の受入れが可能な体制や方法の整備について留意する必

第1編 総論

第4章 県の地理的、社会的特徴

要がある。

第5章 県保護計画が対象とする事態

県保護計画においては、基本指針において想定されている次の武力攻撃事態等及び緊急対処事態を対象とする。

第1節 武力攻撃事態等の類型

1 武力攻撃事態等の類型

基本指針には、武力攻撃事態等として、着上陸侵攻、ゲリラや特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃及び航空攻撃の4類型が示されており、県保護計画においても基本指針と同様の事態を想定する。

なお、各類型の詳細については表1-7のとおりである。

表1-7 基本指針における武力攻撃事態等の類型

類 型	武 力 攻 撃 の 特 徴 及 び 対 応 等 の 留 意 点
着上陸侵攻	<p>《特 徴》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、国内へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。 ○ 船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。 ○ 航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標となりやすいと考えられる。なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。 ○ 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。 <p>《対応の留意点》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終了した後の復旧が重要な課題となる。
ゲリラや特殊部隊による攻撃	<p>《特 徴》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。そのため、都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要である。

類 型	武 力 攻 撃 の 特 徴 及 び 対 応 等 の 留 意 点
ゲリラや特殊部隊による攻撃	<p>○ 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、例えば原子力事業所が攻撃された場合には被害の範囲が拡大するおそれがある。また、汚い爆弾（以下「ダーティボム」という。）が使用される場合がある。</p> <p>《対応の留意点》</p> <p>○ ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、県及び県警察は、市町村（消防機関を含む。）、管区海上保安本部等及び自衛隊と連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、知事の緊急通報の発令、市町村長又は知事の退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要である。</p>
弾道ミサイル攻撃	<p>《特 徴》</p> <p>○ 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で国内に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。</p> <p>○ 通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。</p> <p>《対応の留意点》</p> <p>○ 弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。</p>
航空攻撃	<p>《特 徴》</p> <p>○ 弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。</p> <p>○ 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。</p> <p>○ なお、航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。</p> <p>○ 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。</p> <p>《対応の留意点》</p> <p>○ 攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。</p>

2 武力攻撃事態等においてNBC兵器が使用された場合の対応等

基本指針における、NBC兵器が使用された場合の対応等については、表1-8のとおりであり、県保護計画においても基本指針における対応等を踏まえて対応することとする。

表1-8 基本指針におけるNBC兵器が使用された場合の対応等

区分	NBC兵器が使用された場合の対応等
核兵器等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 核兵器を用いた攻撃（以下「核攻撃」という。）による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能（物質に中性子線が放射されることによって、その物質そのものが持つようになる放射能）による残留放射線によって生ずる。核爆発によって、①熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらす。残留放射線は、②爆発時に生じた放射能をもった灰（放射性降下物）からの放射線と、③初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射線に区分される。このうち①及び③は、爆心地周辺において被害をもたらすが、②の灰（放射性降下物）は、爆心地付近から降下し始め、逐次風下方向に拡散、降下して被害範囲を拡大させる。このため、熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。 ○ 放射性降下物は、放射能をもった灰であり、爆発による上昇気流によって上空に吸い上げられ、拡散、降下するため、放射性降下物による被害は、一般的には熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に拡大することが想定される。放射性降下物が皮膚に付着することによる外部被ばくにより、あるいはこれを吸飲することや放射性降下物によって汚染された飲料水や食物を摂取することによる内部被ばくにより、放射線障害が発生するおそれがある。したがって、避難に当たっては、風下を避け、手袋、帽子、雨ガッパ等によって放射性降下物による外部被ばくを抑制するほか、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護することや汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるとともに、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。また、汚染地域への立入制限を確実にし、避難の誘導や医療にあたる要員の被ばく管理を適切にすることが重要である。 ○ ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらすことから、これらに対する対処が必要となる。 ○ 核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査（スクリーニング）及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。
生物兵器	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。 ○ 生物剤による被害は、使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。 ○ したがって、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）により、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた、医療活動、まん延防止を行うことが重要である。

区分	N B C 兵器が使用された場合の対応等
化学兵器	<p>○ 一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がる。また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。</p> <p>○ このため、国、県及び市町村等関係機関の連携の下、原因物質の検知及び汚染地域の特定又は予測を適切にして、住民を安全な風上の高台に誘導する等、避難措置を適切にするとともに、汚染者については、可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた救急医療を行うことが重要である。また、化学剤は、そのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を取り除くことが重要である。</p>

第2節 緊急処理事態の分類

1 緊急処理事態の類型

基本指針において、緊急処理事態は、攻撃対象施設等による分類及び攻撃手段による分類に区分され、表1-9のとおりそれぞれ2つのパターンが示されており、県保護計画においても当該事態を対象として想定する。

表1-9 基本指針における緊急処理事態の類型

分類	区分	事態例	被害の概要
攻撃対象施設等による分類	危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	①原子力事業所等の破壊	①原子力事業所が攻撃を受けた場合の主な被害 ・大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくする。 ・汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。
		②石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破	②石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設が攻撃を受けた場合の主な被害 ・爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。
		③危険物積載船への攻撃	③危険物積載船が攻撃を受けた場合の主な被害 ・危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。
		④ダム破壊	④ダムが破壊された場合の主な被害 ・ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。

第1編 総論

第5章 福島県の国民の保護に関する計画が対象とする事態

分類	区分	事態例	被害の概要
攻撃対象施設等による分類	多数の人が集合する施設、大量運送機関等に対する攻撃が行われる事態	①大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破 ②列車等の爆破	○大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。
攻撃手段による分類	多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	①ダーティボム等の爆発による放射能の拡散 ②炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 ③水源地に対する毒素等の混入 ④市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布	①放射性物質等 ・ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。 ・ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガンを発症することもある。 ・小型核爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様である。 ②③生物剤（毒素を含む。）による攻撃 ・生物剤の特徴については、生物兵器の特徴と同様である。 ・毒素の特徴については、化学兵器の特徴と類似している。 ④化学剤による攻撃 ・化学剤の特徴については、化学兵器の特徴と同様である。
	破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態	①航空機等による多数の死者を伴う自爆テロ ②弾道ミサイル等の飛来	○主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。 ○攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。 ○爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

2 緊急処理事態においてNBC兵器が使用された場合の対応等

基本指針における、NBC兵器が使用された場合の対応等については、表1-8のとおりであり、県保護計画においても基本指針における対応等を踏まえて対応することとする。

第2編 平素からの備えや予防

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織及び体制の整備等

第1節 県における組織及び体制の整備（第41条関係）

県は、国民保護措置等を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置等の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要にかんがみ、以下のとおり、平素の業務、職員の参集基準等について定める。

第1 県の各部局における平素の業務【危機管理総室、各総室等、各出先機関】

1 危機管理監の職務

危機管理監は、知事の命を受け、安全及び安心の確保に関する施策の総合的な推進並びに安全管理の総合調整に関する事務を掌理するとともに、危機管理に関して全庁を統括し、危機が生じた場合又は生じるおそれがある場合における緊急的対応に関する事務について、部長その他職員を指揮監督する。

なお、危機管理監は危機管理部長をもって充てることとする。

2 県は、国民保護措置等を的確かつ迅速に実施するため、表2-1のとおり平素から武力攻撃事態等に備えた業務を行うものとする。

なお、出先機関の平素の業務については、資料・様式編に定める。

3 県における国民保護に関する業務の総括、全庁的な調整及び企画立案等については、危機管理総室が行うものとする。

表2-1 各部局における平素の業務（本庁機関）

1 各所属における平常時からの業務分担（各所属共通）

- (1) 所掌事務に係る国民保護措置等の実施に係る業務の実施要領等の整備に関すること。
- (2) 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時に所掌する業務・活動に必要な基礎的情報の収集、整理及び更新に関すること。
- (3) 所掌事務に係る関係部署・機関との連携体制の構築・整備（協定締結等含む。）に関すること。
- (4) 職員の安全確保（赤十字標章等及び特殊標章等の交付等を含む。）に関すること。
- (5) 職員に対する国民保護措置等の実施に必要な知識の習得に関すること。
- (6) 国民保護措置等に関する訓練への参加に関すること。

2 各所属における平常時からの業務分担（各所属特定）

所属	平 素 の 業 務
総務部 知事公室	<ol style="list-style-type: none"> 1 知事公室内における国民保護対策業務の推進に関すること。 2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における広聴及び県民の苦情、相談等の処理手続きに関すること（臨時相談所への派遣を含む。）。 3 放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関に関すること。 4 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における広報活動その他広報の実施手続きに関すること。 5 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における報道事業者に対する情報提供に関すること。 6 知事公室内の配備編成計画の作成に関すること。

第2編 平素からの備えや予防
第1章 組織及び体制の整備等

所属		平 素 の 業 務
総務部	知事公室	7 県対策本部〔福島県民等保護対策本部（本県における国民保護法第27条第1項により設置する都道府県国民保護対策本部をいう。）又は福島県緊急対処事態対策本部をいう。〕設置時に危機管理総室から移管される業務（インターネットを利用した武力攻撃事態等及び武力攻撃災害情報の提供）の把握に関すること。
	財務総室	1 部内各総室における国民保護対策業務の推進に関すること。 2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における県税の減免及び猶予措置手続きに関すること。 3 部内の配備編成計画の作成に関すること。 4 部内他総室の所掌に属しない業務に関すること。
	人事総室	1 各部等における配備計画の把握に関すること。 2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における職員の非常招集に関すること。 3 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における他の都道府県等に対する職員の派遣要請及び派遣のあっせん要請に関すること。 4 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における職員の宿泊及び食料確保に関すること。 5 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における職員（家族を含む。）の福利厚生手続きに関すること。 6 借上げ避難施設の把握（共済組合関係施設に限る。）に関すること。
	文書管財総室	1 公立大学法人及び私立学校の連絡体制に関すること。 2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における個人情報の適正な取扱いに関すること。 3 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における公立大学法人及び私立学校の児童、生徒及び学生の安否情報の収集に関すること。 4 県庁舎、合同庁舎、公舎及びこれらの附属施設等の情報収集体制に関すること。 5 県庁舎、合同庁舎、公舎及びこれらの附属施設等の安全確保に関すること。 6 私立学校における武力攻撃災害時要配慮者対策に関すること。 7 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における私立学校の児童及び生徒に対する学用品の給与手続きに関すること。 8 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における私立学校の児童及び生徒の保健管理及び学校給食に関すること。 9 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における私立学校の被災児童及び生徒の健康管理及びメンタルヘルスケアに関すること。 10 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における県対策本部室等の確保及び本部門内通信回路の設置等に関すること。 11 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における通信体制（福島県総合情報通信ネットワーク及び総合行政ネットワークを除く。）の確保及び庁内放送による職員への情報伝達に関すること。 12 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における集中管理自動車の配車手続きに関すること。
	市町村総室	1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における市町村の起債に関すること。 2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における市町村等に対する職員の派遣及び派遣のあっせんに関すること。 3 県対策本部設置時に危機管理総室から移管される業務（安否情報の収集及び整理）の把握に関すること。

第2編 平素からの備えや予防
第1章 組織及び体制の整備等

所属		平 素 の 業 務
危機管理部	危機管理総室	1 県総合情報通信ネットワーク等の管理統制に関すること。
		2 事態対処法及び国民保護法等に関すること。
		3 県保護計画及び市町村国民保護計画に関すること。
		4 指定地方公共機関の指定に関すること。
		5 武力攻撃事態等におけるボランティアに関すること。
		6 防災ヘリコプターに関すること。
		7 応援・緊急物資等の受入及び配分に関すること。
		8 被災地等における緊急通行車両の確認証明書の発行等に関すること。
		9 武力攻撃災害時避難行動要支援者対策の全庁的な調整に関すること。
		10 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における通信設備の確保に関すること。
		11 赤十字標章等及び特殊標章等の交付等に関すること。
		12 安否情報の収集、整理及び提供に関すること。
		13 生活関連等施設である施設、設備等（他総室の所管する施設、設備等を除く。）の安全確保に関すること。
		14 関係機関との調整等に関すること。
		15 その他国民保護対策一般に関すること。
		16 消防機関に関すること。
		17 自主防災組織に関すること。
		18 高圧ガス及び火薬類に関すること。
		19 ガス関係施設に関すること。
		20 ガス事業者等である指定地方公共機関に関すること。
		21 原子力発電所に関すること。
		22 緊急時環境モニタリングに関すること。
		23 県対策本部設置時に他総室等に移管する業務の実施要領等の作成及び移管先総室等への移管業務の周知に関すること。
		24 災害発生時における災害復興寄附金に関すること。
企画調整部	企画調整総室	1 部内各総室等における国民保護対策業務の推進に関すること。
		2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における政府及び国会に対する要望等並びに資料作成の総合調整に関すること。
		3 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における政府及び国会の視察団の視察の総合調整に関すること。
		4 部内の配備編成計画の作成に関すること。
		5 部内他総室等の所掌に属しない業務に関すること。
		6 県対策本部設置時に危機管理総室から移管される業務（県民からの問合せ、相談対応。）の把握に関すること。
地域づくり総室	地域づくり総室	1 県対策本部設置時に危機管理総室から移管される業務（原子力安全対策課所管業務及び緊急物資等の受入及び配送）の把握に関すること。

第2編 平素からの備えや予防
第1章 組織及び体制の整備等

所属		平 素 の 業 務
企 画 調 整 部	情報統計総室	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における通信連絡体制（県情報通信ネットワークシステム及び総合行政ネットワークに限る。）の確保に関する事。 2 県対策本部設置時に危機管理総室から移管される業務（安否情報の整理及び提供）の把握に関する事。
	復興局 避難地域	<ol style="list-style-type: none"> 1 駐在市町村の情報収集に関する事。
	文化スポーツ局	<ol style="list-style-type: none"> 1 県対策本部設置時に危機管理総室から移管される業務（ボランティア情報の収集及び提供）の把握に関する事。 2 特定非営利活動法人に係る情報の収集及び提供等に関する事。 3 文化施設、体育施設等の防災対策に関する事。
生 活 環 境 部	生活環境総室	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内各総室等における国民保護対策業務の推進に関する事。 2 避難所運営等に係る人権・男女共同参画に関する事。 3 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における外国人等の要配慮者対策に関する事。 4 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における安否情報（外国籍の者に限る。）の収集、整理及び日本赤十字社への提供に関する事。 5 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における消費者保護対策に関する事。 6 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における物価対策についての連絡調整に関する事。 7 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における食料品類、毛布、衣料品、寝具、ろうそく、その他生活必需品の調達に関する事（福島県生活協同組合連合会からの調達に限る。）。 8 運輸事業者等である指定公共機関、指定地方公共機関及び他の民間運送事業者の輸送力の把握に関する事。 9 運輸事業者等である指定公共機関、指定地方公共機関及び他の民間運送事業に関する事。 10 部内の配備編成計画の作成に関する事。 11 部内他総室の所掌に属しない業務に関する事。 12 県対策本部設置時に危機管理総室から移管される業務（緊急通行車両の確認証明書の発行等、安否情報の収集等）の把握に関する事。
	環境共生総室	<ol style="list-style-type: none"> 1 県対策本部設置時に危機管理総室から移管される業務（赤十字標章等及び特殊標章等の交付等に係る庁内調整等危機管理課所管業務）の把握に関する事。 2 自然公園施設の連絡体制に関する事。 3 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における環境汚染（水、大気、土壌関係に限る。）の応急対策に関する事。
	環境保全総室	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における被災地における廃棄物の処理及び清掃に関する事。 2 武力攻撃災害発生時における被災地における環境汚染（廃棄物に限る。）の応急対策に関する事。 3 県対策本部設置時に危機管理総室から移管される業務（消防保安課所管業務）の把握に関する事。

第2編 平素からの備えや予防
第1章 組織及び体制の整備等

所属		平 素 の 業 務
保 健 福 祉 部 総 室	保 健 福 祉 部 総 室	1 部内各総室における国民保護対策業務の推進に関すること。
		2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における県社会福祉事業団の安否情報の収集及び整理に関すること。
		3 武力攻撃災害時要配慮者対策に係る部内の調整に関すること。
		4 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時におけるメンタルヘルスケアに係る部内の調整に関すること。
		5 武力攻撃災害発生時における国民健康保険被保険者等の保険診療支援等に関すること。
		6 福祉避難所の把握及び部内の調整に関すること。
		7 部内の配備編成計画の作成に関すること。
		8 部内他総室の所掌に属しない業務に関すること。
生 活 福 祉 部 総 室	生 活 福 祉 部 総 室	1 救護施設、老人福祉施設、老人保健施設、障がい福祉サービス事業所及び障がい者支援施設等の連絡体制に関すること。
		2 社会福祉協議会（ボランティアセンター）との連絡体制に関すること。
		3 高齢者、障がい者等の武力攻撃災害時要配慮者対策に関すること。
		4 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における障がい者世帯の援護対策に関すること。
		5 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における高齢者等のメンタルヘルスケアに関すること。
		6 福祉避難所の把握に関すること（生活福祉総室が所掌するものに限る。）。
		7 武力攻撃災害発生時における義援金の受入れ及び配分手続き等に係る庁内調整に関すること。
		8 県対策本部設置時に出納局に移管する業務の実施要領等の作成及び出納局への移管業務の周知に関すること。
健 康 衛 生 部 総 室	健 康 衛 生 部 総 室	1 市町村保健センター、災害医療センター、感染症指定医療機関等の医療関係機関及び水道施設等の連絡体制に関すること。
		2 市町村保健センター、災害医療センター、感染症指定医療機関等の医療関係機関の安否情報の収集及び整理に関すること。
		3 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における応急医療の提供及び助産に関すること。
		4 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における医療救護班(県立病院関係を除く。)の派遣に関すること。
		5 医療関係団体等である指定公共機関及び指定地方公共機関に関すること。
		6 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における医療救護所(臨時の医療施設を含む。)の設置に関すること。
		7 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における医薬品その他衛生資材の確保及び配分に関すること。
		8 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における国、他の都道府県研究機関等及び医療関係機関との連絡体制及び情報共有体制に関すること。
		9 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における感染症の予防に関すること。
		10 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における環境衛生に関すること。
		11 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における飲料水の供給に関すること。
		12 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における被災者の健康管理及びメンタルヘルスケアに関すること。

第2編 平素からの備えや予防
第1章 組織及び体制の整備等

所属		平 素 の 業 務
保健福祉部 健康衛生 総室	健康衛生	<p>13 借上げ避難施設の把握に関すること（観光交流局が所掌するものを除く。）。</p> <p>14 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における動物（ペットに限る。）救護対策に関すること。</p> <p>15 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における食品の安全確保及び食品衛生に関すること。</p> <p>16 毒物及び劇物に関すること。</p> <p>17 生活関連等施設（取水施設、貯水施設、浄水施設及び貯水池、毒物、劇物及び医薬品に係る危険物質等取扱所に限る。）の安全確保に関すること。</p> <p>18 難病患者等の要配慮者対策に関すること。</p>
	こども未来局	<p>1 児童福祉施設等の連絡体制に関すること。</p> <p>2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における県立社会福祉施設の安否情報の収集及び整理に関すること（こども未来局が所掌するものに限る。）。</p> <p>3 障がい児、児童及びひとり親世帯の武力攻撃災害時要配慮者対策に関すること。</p> <p>4 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における障がい児、児童及びひとり親世帯の援護対策に関すること。</p> <p>5 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における被災児童等のメンタルヘルスケアに関すること。</p> <p>6 福祉避難所の把握に関すること（こども未来局が所掌するものに限る。）。</p>
商工労働部 総室	商工労働	<p>1 部内各総室等における国民保護対策業務の推進に関すること。</p> <p>2 商工関係機関との連絡体制に関すること。</p> <p>3 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における協力事業者等の把握に関すること。</p> <p>4 支援物資等の受入及び配送に係る庁内調整、支援物資の受入・配送施設の把握に関すること。</p> <p>5 部内の配備編成計画の作成に関すること。</p> <p>6 部内他総室等の所掌に属しない業務に関すること。</p>
	産業振興総室	<p>1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における食料品類、毛布、衣料品、寝具、ろうそく、その他生活必需品の調達に関すること（福島県生活協同組合連合会からの調達を除く。）。</p> <p>2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における物資の調達及び被災地への物資の配送に係る庁内調整に関すること。</p>
	観光交流局	<p>1 借上げ避難所対応施設等の把握に関すること（観光交流局が所掌するものに限る。）。</p> <p>2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における福島空港の運航状況等の情報収集に関すること。</p> <p>3 県対策本部設置時に危機管理総室から移管される業務〔県民からの問合せ、相談対応（安否情報の提供を除く。）〕の把握に関すること。</p>

第2編 平素からの備えや予防
第1章 組織及び体制の整備等

所属		平 素 の 業 務
農林水産部	農林水産総室	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内各総室における国民保護対策業務の推進に関すること。 2 部内の配備編成計画の作成に関すること。 3 部内他総室の所掌に属しない業務に関すること。
	農業支援総室	<ol style="list-style-type: none"> 1 農業気象に関すること。 2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における農業金融等（他総室の所掌に属しないものに限る。）に関すること。 3 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における農作物の技術対策に関すること。
	生産流通総室	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害時における家畜伝染病の予防及び防疫並びに家畜飼料の調整に関すること。 2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における救援等用漁船の調達に関すること。 3 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における主食の調達に関すること。 4 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における救援等のための農産物等物資の調達に関すること。 5 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における救援等のための畜産物の調達に関すること。 6 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における救援等のための水産物の調達に関すること。 7 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における家畜救護対策に関すること。 8 生活関連等施設（動物用医薬品に係る危険物質等取扱所に限る。）の安全確保に関すること。 9 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における漁業金融及び漁業災害補償に関すること。
	農村整備総室	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における農業水利の確保に関すること。 2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における農道離着陸場の利用に係る福島市との調整に関すること。 3 生活関連等施設（ダムに限る。）の安全確保に関すること。
	森林林業総室	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における国有林材の需要量の掌握及び払下げのあっせん並びに森林管理局との連絡に関すること。 2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における林業金融に関すること。
土木部	土木総室	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内各総室における国民保護対策業務の推進に関すること。 2 部内他総室の所掌に属しない業務に関すること。
	企画技術総室	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内各総室における国民保護対策業務の推進に関すること。 2 部内の配備編成計画の作成に関すること。 3 国土交通省（東北地方整備局）の武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における連携体制に関すること。
	道路総室	<ol style="list-style-type: none"> 1 緊急輸送路に関すること。 2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における道の駅等の活用方法の国土交通省（東北地方整備局）等との調整に関すること。

第2編 平素からの備えや予防
第1章 組織及び体制の整備等

所属		平 素 の 業 務
土木部	河川港湾総室	<ol style="list-style-type: none"> 1 水防に関すること。 2 水防情報の収集及び通報体制に関すること。 3 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における緊急救援、住民避難等のための港湾及び漁港における船舶並びに福島空港における航空機の受入れに関すること。 4 生活関連等施設等（水域施設、係留施設、ダム、旅客ターミナル施設、航空保安施設、滑走路等に限る。）の安全確保に関すること。
	都市総室	<ol style="list-style-type: none"> 1 総室内における国民保護対策業務の推進に関すること。
	建築総室	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における収容施設及び臨時の医療施設等の建設、武力攻撃応急仮設住宅に関すること。 2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における収容施設等の建設に要する資材の調達及びあっせん並びに住宅関係の資金融通に関すること。 3 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における被災建築物の相談に関すること。 4 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における公営住宅等の一時使用に関すること。
出納局		<ol style="list-style-type: none"> 1 局内における国民保護対策業務の推進に関すること。 2 局内の配備編成計画の作成に関すること。 3 県対策本部設置時に生活福祉総室から移管される業務（義援金品の受付及び配付）の把握に関すること。 4 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における局内の応援職員の編成に関すること。
企業局		<ol style="list-style-type: none"> 1 局内における国民保護対策業務の推進に関すること。 2 局内の配備編成計画の作成に関すること。 3 県対策本部設置時に危機管理総室から移管される業務（避難住民等の救援のための通信設備の確保及び危機管理課所管の生活関連等施設の安全確保）の把握に関すること。 4 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における局内の応援職員の編成に関すること。
病院局		<ol style="list-style-type: none"> 1 局内における国民保護対策業務の推進に関すること。 2 県立病院の安否情報の収集及び整理に関すること。 3 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における応急医療の提供及び助産の実施手続きに関すること。 4 被災地への医療救護班（県立病院関係に限る。）の派遣手続きに関すること。 5 局内の配備編成計画の作成に関すること。

第2編 平素からの備えや予防
第1章 組織及び体制の整備等

所属		平 素 の 業 務
教育 庁 総 務 課	教 育 課	1 教育庁内各課における国民保護対策業務の推進に関する事 2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における教育関係職員 の動員に関する事 3 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における教育関係職員 の非常招集に関する事 4 教育庁内の配備編成計画の作成に関する事 5 教育庁内他課の所掌に属しない業務に関する事 6 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時の被災教育関係職員 （家族を含む。）の集計等に関する事 7 教育庁内の武力攻撃事態等及び武力攻撃災害対応要員の確保 及びローテーションに関する事
	財 務 課	1 課内における国民保護対策業務の推進に関する事 2 公立学校の応急復旧に関する事
	職 員 課	1 教育庁内各課における国民保護対策業務の推進に関する事 2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害対応要員の安全確保に 関する事
	福 利 課	1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における被災地の 教育関係職員（家族を含む。）の福利厚生に関する事 2 借上げ避難施設の把握（教育庁所管施設に限る。）に 関する事
	社 会 教 育 課	1 美術館及び博物館等収蔵品の防災対策に関する事 2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における避難所 の開設支援等に関する事 3 社会教育施設の国民保護対策業務の推進に関する事
	文 化 財 課	1 文化財の防災対策に関する事
	義 務 教 育 課	1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における公立学校 （小学校、中学校）の児童及び生徒に係る安否情報の 収集及び整理に関する事 2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における児童 及び生徒に対する学用品の給与手続きに関する事 3 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における公立学校 （小学校、中学校）における被災児童及び生徒のメン タルヘルスケアに関する事 4 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における義務 教育の確保及び教職員の動員に関する事 5 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における義務 教育関係職員の宿泊及び食料確保に関する事
	高 校 教 育 課	1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における公立 学校（高等学校）の生徒の安否情報の収集及び整理に 関する事 2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における公立 学校（高等学校）の生徒に対する学用品の支給に 関する事 3 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における高 校教育の確保及び教職員の動員に関する事 4 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における公 立学校（高等学校）の被災生徒のメンタルヘルス ケアに関する事

第2編 平素からの備えや予防
第1章 組織及び体制の整備等

所属		平 素 の 業 務
教育庁	高校教育課	5 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における高校教育関係職員の宿泊及び食料確保に関すること。
	特別支援教育課	1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における公立学校（特別支援学校）の児童及び生徒の安否情報の収集及び整理に関すること。 2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における公立学校（特別支援学校）の児童及び生徒の武力攻撃災害時要配慮者対策に関すること。 3 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における公立学校（特別支援学校）の児童及び生徒に対する学用品の支給に関すること。 4 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における公立学校（特別支援学校）の被災児童及び生徒のメンタルヘルスケアに関すること。 5 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における特別支援教育の確保及び教職員の動員に関すること。 6 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における特別支援教育関係職員の宿泊及び食料確保に関すること。
	健康教育課	1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における避難所の開設支援等に関すること。 2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における公立学校の児童及び生徒の災害時要配慮者対策に関すること（特別支援教育課が所掌するものを除く。） 3 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における公立学校の児童及び生徒の保健管理及び学校給食に関すること。
警察本部	1 情報の収集並びに警報の伝達に関すること。 2 住民の避難・誘導に関すること。 3 被災者の捜索及び救出に関すること。 4 生活関連等施設の安全確保に関すること。 5 NBC兵器を用いた武力攻撃等への対処に関すること。 6 被災情報の収集及び提供に関すること。 7 警察通信に関すること。 8 道路交通の管理に関すること。 9 その他国民保護対策一般に関すること。	
委員会事務局	その他	1 事務局内における国民保護対策業務の推進に関すること。 2 事務局内の配備編成計画の作成に関すること。 3 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における応援職員の編成に関すること。

注. 表中、ゴシック字の部分は、平素において所管していない業務について、県対策本部設置後に他の総室から移管されて行う業務を意味する。

なお、移管元総室は、平素に作成した移管業務についての実施要領等に基づき移管先総室が適切に業務を遂行できるよう移管業務の周知に努める。

第2 職員の配備基準等（第25～28、41、44～46、50、183条関係ほか）

- 1 職員の迅速な確保【知事公室、文書管財総室、危機管理総室、各総室等、各出先機関】
県は、武力攻撃災害が発生し、又は、まさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、「県地域防災計画」一般災害対策編、第3章で定める体制等及び勤務時間内においては庁内放送等を活用し、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に確保できる体制を整備する。
- 2 24時間即応体制の確立【危機管理総室、各総室等、各出先機関】
県は、武力攻撃等が発生した場合、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、「県地域防災計画」一般災害対策編、第3章で定める防災連絡員等及び職員参集システム等防災における連絡ルートを武力攻撃事態等においても活用することにより24時間即応可能な体制を確保する。
- 3 体制及び職員の配備時期等【危機管理総室、各総室等、各出先機関】
県は、武力攻撃等の事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、表2-2、3のとおり配備体制及び配備時期を定める。

表2-2 職員配備体制

体制	配備時期	配備体制
警戒配備体制 (1号配備体制)	<p>①政府による武力攻撃(予測)事態又は緊急対処事態についての認定(以下「事態認定」という。)前に、県内において武力攻撃やテロ等が発生又は発生するおそれがある旨の情報を入手した場合</p> <p>②政府による事態認定が行われたが、国事態対策本部又は緊急対処事態対策本部(以下「国対策本部」という。)の本部長(以下「国対策本部長」という。)から警報が発令されていない場合</p> <p>③国対策本部長が地域を定めて警報を発令した場合で、当該地域に本県が含まれず、かつ、他県において発生した武力攻撃災害の影響が波及しないと認められる場合</p>	<p>危機管理総室班体制(ただし、危機管理部長が必要と判断した場合、危機管理総室の全職員による配備体制とする。)</p> <p>地方振興局県民環境部(県民部)職員</p>
特別警戒本部体制 (2号配備体制)	<p>①政府による事態認定前に県内において武力攻撃やテロ等が発生し、又は、発生するおそれがある旨の情報を入手した場合で、全庁的な情報収集等の必要があると認められる場合</p> <p>②政府による事態認定は行われたが、国対策本部長による警報が発令が行われていない場合で、事態認定の前提となった事実等から、全庁的な情報収集等の必要があると認められる場合</p> <p>③国対策本部長が地域を定めずに警報を発令した場合又は地域を定めて警報を発令した場合で、当該地域に本県が含まれないが、全庁的な情報収集等の必要があると認められる場合</p>	<p>各部長等及び各地方振興局長等があらかじめ定める配備編成計画に基づく本庁及び出先機関指定職員</p>
対策本部体制 (3号配備体制) ※①～③については、「県地域防災計画」一般対策編、第3章に定める災害対策本部(対象事案の発生原因が不明であり、その態様が災害対策基本法第2条に規定される「災害」に該当する場合に限る。)又は災害対策本部に準じた体制で対応するとともに、国民保護法第26条に基づく内閣総理大臣への指定の要請を行い、内閣総理大臣から、都道府県対策本部の設置の通知があった後、速やかに県対策本部に移行する。	<p>①政府による事態認定前に県内において武力攻撃やテロ等によると考えられる被災者が発生した場合又は当該攻撃等に伴う災害が発生した場合</p> <p>②政府による事態認定が行われたが、国対策本部長から警報が発令されていない場合又は地域を定めず警報が発令された場合又は地域を定めて警報が発令されたが当該地域に本県が含まれない場合で、県内において武力攻撃等による被災者が発生した場合又は武力攻撃災害が発生した場合</p> <p>③国対策本部長が地域を定めて警報を発令し、当該地域に本県が含まれる場合で、内閣総理大臣から都道府県対策本部の設置の通知を受けていない場合</p> <p>④内閣総理大臣から、都道府県国民保護対策本部又は都道府県緊急対処事態対策本部(以下「都道府県対策本部」という。)の設置の通知を受けた場合</p> <p>⑤他都道府県で武力攻撃災害が発生し、国対策本部長の避難措置の指示により、本県が避難住民等の避難先地域に指定された場合又は本県が当該住民の避難の経路となる地域に指定された場合</p>	<p>本庁及び出先機関全職員</p>

注. 上記以外に知事が必要と認めたときは、上記のうち必要となる体制を設置し、または、上記の配備体制に準じた職員の配備を行うこととする。

表2-3 事態の状況に応じた初動体制

事態の状況	配備体制の設置基準		配備体制
事態認定前	情報収集等の対応が必要な場合		警戒配備体制
	全部局での情報収集等の対応が必要な場合		特別警戒本部体制
	全部局での被害への対応が必要な場合		対策本部体制
事態認定後	都道府県対策本部設置の通知がない場合	情報収集等の対応が必要な場合	警戒配備体制
	都道府県対策本部設置の通知を受けた場合等	全部局での情報収集等の対応が必要な場合	特別警戒本部体制
			対策本部体制

注1. 配備体制の設置についての判断は、知事が行う。

2. 県警察においても、同様に初動体制を整備するとともに、職員の配備基準を定めるものとする。

4 職員への連絡手段の確保

【知事公室、文書管財総室、危機管理総室、各総室等、各出先機関】

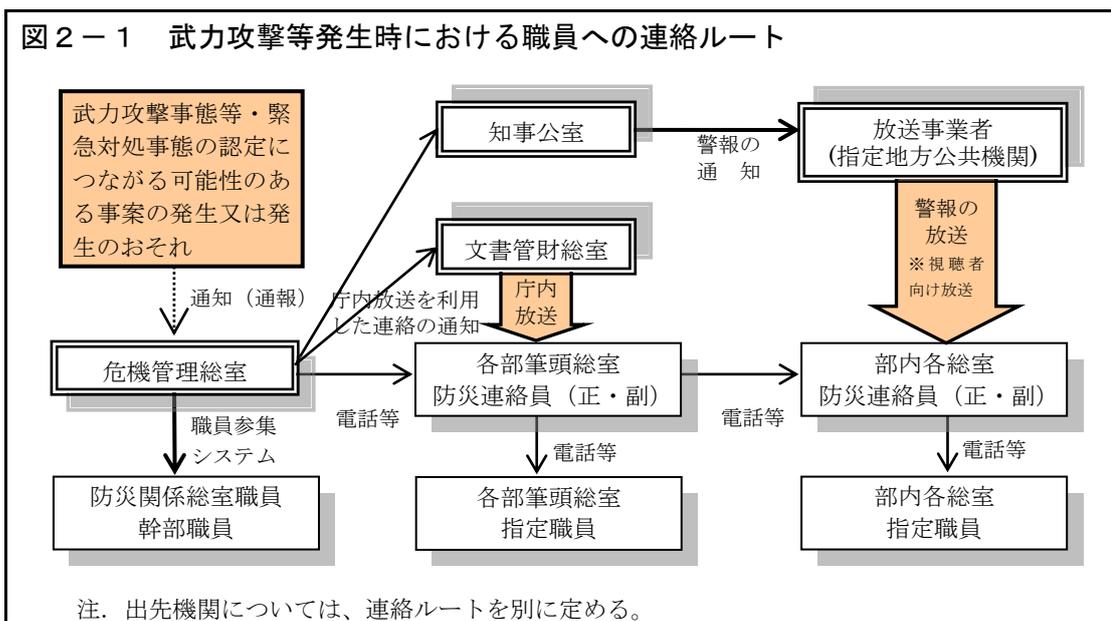
(1) 県は、「県地域防災計画」一般災害対策編、第3章で定める動員伝達方法を活用し、危機管理部政策監より防災連絡員を通じてあらかじめ定められたルートにより職員への連絡を行う。

また、勤務時間内においては、庁内放送等を活用して職員に対し連絡する。

(2) 職員への伝達手段は、一般加入電話及び携帯電話等を利用するものとする。

また、国民保護法第50条に基づき放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が業務計画で定めるところにより行う警報の放送があった場合、速やかに参集するよう、あらかじめ職員に周知を図る。

(3) 防災関係総室職員及び幹部職員については、「県地域防災計画」一般災害対策編、第3章で規定する職員参集システムにより連絡する。



5 配備職員数【各部筆頭総室等、各地方振興局】

- (1) 第2の3の表2-2、2-3に定める職員配備体制における配備職員数については、各部長等及び各地方振興局長等があらかじめ定める配備編成計画において、それぞれの職員配備体制ごとに定める。
- (2) ただし、特別警戒本部体制の場合においては、武力攻撃等及び武力攻撃災害の状況や特殊性等を考慮して、警戒対策本部長等の指示により、配備編成計画で定める配備職員数によらない配備ができるものとする。
- (3) 配備職員については、勤務時間外に武力攻撃災害が発生した場合の交通の混乱・途絶等の事態を考慮して、集合場所である庁舎等までの距離、担当業務等を勘案して、あらかじめ所属長が指定しておくものとする。

6 配備体制における職員の所掌業務

第2の3の表2-2、2-3に定める対策本部体制における配備職員の所掌業務については、第3編に定める。

7 職員の参集が困難な場合の対応【各総室等、各出先機関】

- (1) 県は、第2の5に規定する配備編成計画に基づき指定された職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、代替職員を指定するなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。
- (2) 「福島県民等保護対策本部及び福島県緊急対処事態対策本部条例（平成17年3月25日条例第25号。以下「県民等保護対策本部条例」という。）」で規定する、県対策本部長及び県対策副本部長の代替職員については、表2-4のとおりとする。

表2-4 県対策本部長及び県対策副本部長の代替職員

① 特別警戒本部体制（2号配備体制）

名称	指定職員	代替職員		
		第1順位	第2順位	第3順位
警戒対策本部長	第1順位 副知事	第2順位 副知事	危機管理部長	危機管理部政策監
警戒対策副本部長	第2順位 副知事	危機管理部長	危機管理部政策監	危機管理課長

② 対策本部体制（3号配備体制）

名称	指定職員	代替職員			
		第1順位	第2順位	第3順位	第4順位
対策本部長	知事	第1順位 副知事	第2順位 副知事	危機管理部 部長	危機管理部政策監
対策副本部長	副知事 警察本部長	危機管理部 部長	危機管理部政策監	危機管理 課長	—

※ 副知事の順位は、知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則（平成20年3月25日福島県規則第13号）に定める順位をいう。

8 交代要員及び設備等の確保【各総室等、各出先機関】

県は、防災に関する体制を活用しつつ、県対策本部等を設置した場合において、その機能が確保されるよう、次の項目について定める。

- (1) 職員のローテーション体制の確保
- (2) 配備職員に対する食料、燃料等の備蓄又は供給手段の確保
- (3) 自家発電設備の確保
- (4) 仮眠設備等の確保

第3 県対策本部等の設置場所等

1 県対策本部等の設置場所【文書管財総室、情報統計総室、危機管理総室】

- (1) 第2の3の表2-2、2-3に定める職員配備体制の設置場所は、福島県危機管理センター（北庁舎2・3階）とする。
- (2) 設置予定場所には、平常時から通信設備等を整備し、配備体制の設置の決定があれば直ちに使用できるようにしておくものとする。
- (3) 福島市において大規模な武力攻撃等が発生したことにより、福島県危機管理センター（北庁舎2・3階）が被災し、配備体制を設置することが不可能な場合の代替機能については、同時に被災する可能性の少ない他の地域を候補として検討を行う。

2 県地方対策本部等の設置場所【各地方振興局】

県民等保護地方対策本部又は緊急対処事態地方対策本部（以下「県地方対策本部」という。）は、特別な場合を除き合同庁舎に設置し、通信設備等については、県地方対策本部の設置場所に計画的に整備しておくものとする。

第4 国民の権利利益の救済に係る手続等（第6、175条関係ほか）

1 県民等の権利利益の迅速な救済【危機管理総室、関係総室等】

- (1) 県は、武力攻撃等が発生した場合には、国民保護措置等の実施に伴う損失補償、国民保護措置等に係る不服申立て又は訴訟その他の県民等の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、県民等からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに担当総室を定める。
- (2) 県は、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、県民等の権利利益の救済のため迅速に対応する。

表2-5 県民等の権利利益の救済に係る手続項目一覧

国民保護法において規定される手続項目	
損失補償 (第159条第1項)	特定物資の収用に関すること。(第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関すること。(第81条第3項)
	土地等の使用に関すること。(第82条)
	応急公用負担に関すること。(第113条第3項)

損失補償 (第159条第1項)	車両等の破損措置に関すること。 (第155条第2項において準用する災害対策基本法第76条の3第2項後段)
実費弁償 (第159条第2項)	医療の実施の要請等に関すること。(第85条第1、2項)
損害補償 (第160条)	国民への協力要請によるもの。 (第70条第1、3項、第80条第1項、第115条第1項、第123条第1項)
	医療の実施の要請等によるもの。(第85条第1、2項)
不服申立てに関すること。(第6、175条)	
訴訟に関すること。(第6、175条)	

注. 表中「損失補償」「実費弁償」及び「損害補償」については、国民保護法第183条で準用する場合を含む。

2 県民等の権利利益に関する文書の保存

【文書管財総室、各委員会等の文書制度管理課、関係総室等】

- (1) 県は、県民等の権利利益の救済の手續に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、福島県文書等管理規則（平成12年9月26日福島県規則第160号）、各委員会等の任命権者ごとに規定している文書等に関する規則等の定めるところにより、適切に保存する。また、県民等の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐことができる安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。
- (2) 県は、(1)の手續に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置等に関して不服申立て又は訴訟が提起された場合には、必要に応じて保存期間を延長する。

第5 市町村及び指定地方公共機関の組織の整備等（第41、62条関係ほか）

1 市町村

- (1) 市町村は、国民保護措置等を的確かつ迅速に実施するため、消防本部との連携を図るとともに防災における連絡ルート等を活用することにより、24時間即応可能な体制の整備を行うものとする。
なお、市町村が、消防に関する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合（以下「消防組合」という。）に委託等を行っている場合、市町村長が避難誘導等の国民保護措置等の実施にあたって、消防組合の管理者に対し、当該組合の消防長に必要な措置を講ずるよう指示を求めることができるよう、必要に応じて、あらかじめ規定等の内容の見直しなどの手続きを行うものとする。
- (2) 市町村における職員の配置及び配備体制の設置時期及び基準等は、武力攻撃事態等において、国対策本部長から要避難地域に指定される市町村が住民等の避難誘導等を行うことを踏まえ、地域の実情等を考慮し定めるものとする。
- (3) 市町村は、住民等の権利利益の救済の手續等について迅速な対応ができるよう担当部署を定めるなど、体制の整備に努めるものとする。

第2編 平素からの備えや予防
第1章 組織及び体制の整備等

2 指定地方公共機関

指定地方公共機関は、国民保護措置等を的確かつ迅速に実施するため、自主的な判断に基づき、職員の配置等国民保護措置等に必要な体制の整備を行うほか、配備基準等の整備を行うものとする。

第2節 関係機関との連携体制の整備等

国民保護措置等を実施するに当たり、国、他の都道府県、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係機関と相互に連携協力することが必要となるため、以下のとおり、関係機関との連携体制の整備のあり方等について定める。

第1 基本的考え方（第3、32～36、172、182条関係）

- 1 防災のための連携体制の活用【危機管理総室、各総室等】
県は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対応ができるよう、「県地域防災計画」及び県石油コンビナート等防災計画等で規定する防災のための連携体制を活用し、関係機関との連携体制を整備する。
- 2 関係機関の計画との整合性の確保【危機管理総室、各総室等】
県は、国、他の都道府県、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。
- 3 関係機関相互の意思疎通【危機管理総室、各総室等】
県は、必要に応じて、関係機関の代表による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図る。

第2 国機関との連携（第15、87、97、119、183条関係）

- 1 指定行政機関等との連携【各総室等】
県は、武力攻撃事態等において、国対策本部長等に対する国民保護措置等の実施要請等が円滑に行えるよう、指定行政機関と必要な連携を図る。特に、国との連絡調整の主たる窓口である消防庁及び県保護計画の協議先となる内閣官房と綿密な連携を図る。
- 2 防衛省及び自衛隊との連携【危機管理総室】
県は、武力攻撃事態等において、自衛隊の部隊等の派遣の要請（国民保護等派遣要請）等が円滑に行えるよう、防衛省及び自衛隊との連携を図る。
- 3 原子力規制委員会等との連携【危機管理総室、県警察】
県は、武力攻撃原子力災害発生時において、原子力発電所立地地域住民に対する国民保護措置等が円滑に行えるよう、原子力規制委員会、福島第一原子力規制事務所及び福島第二原子力規制事務所等との連携を図る。
- 4 指定地方行政機関との連携【関係総室等】
県は、武力攻撃事態等において、県の区域に係る国民保護措置等が円滑に行えるよう、関係指定地方行政機関との連携を図る。

第3 他の都道府県等との連携（第12、13、58、59、183条関係ほか）

1 広域応援体制の整備【危機管理総室、各総室等】

県は、大規模な武力攻撃災害が発生した場合や武力攻撃災害が長期にわたるような場合、NBC兵器を用いた攻撃による特殊な武力攻撃災害及び武力攻撃原子力災害が発生した場合等に備え、広域にわたる避難、物資及び資材の提供並びに県の区域を越える救援等を実施するための広域応援体制を整備する。

2 相互応援協定等【危機管理総室、各総室等】

(1) 県は、県の区域を越える避難、NBC兵器を用いた攻撃による特殊な武力攻撃災害及び武力攻撃原子力災害への対処などの武力攻撃事態等においても的確かつ迅速に対応できるよう、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」、「災害時等における福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び新潟県五県相互応援に関する協定」及び「大規模災害時等における北海道・東北8道県相互応援に関する協定」（以下、「災害時等相互応援協定」という。）に基づき、広域にわたる避難の実施体制、物資、資材及び医療の供給等救援の実施時における相互体制について他都道府県との連携を図る。

(2) (1)において、防災のために締結されている相互応援協定等の内容に関し、必要な見直し等を行ったときは、消防庁を通じて国に情報提供を行う。

3 警察災害派遣隊の充実・強化【県警察】

県警察は、他の都道府県警察と連携して、警察災害派遣隊が直ちに出動できるよう、隊員に対する訓練を徹底するとともに、招集・出動体制の確立等必要な体制の整備を図る。

4 隣接する都道府県の間での情報共有【生活環境総室、危機管理総室、保健福祉総室、健康衛生総室、道路総室、県警察、各保健福祉事務所、衛生研究所ほか】

(1) 県は、広域にわたる避難や救援を行う場合の避難経路、運送手段等に関し、隣接する宮城県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県及び新潟県（以下「隣接各県」という。）との間で緊密な情報の共有を図る。

(2) 武力攻撃原子力災害への対応等については、特に、隣接する宮城県、茨城県及び新潟県の原子力発電施設立地県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 生物剤による攻撃については、県の区域を越える広域的な災害に対応することが重要となるため、保健福祉事務所（郡山市及びいわき市の保健所とも連携・協力を図るものとする。）、衛生研究所等の機関は、保健福祉総室を経由して、他の都道府県との間で緊密な情報の共有を図る。

5 隣接各県に対する事務の委託【危機管理総室】

県は、隣接各県に対し、国民保護措置等の実施に必要な事務又はその一部を委託する場合に備えて、必要な準備を行う。

表2-6 都道府県等の事務の委託に際し定める事項

<p>① 委託する都道府県等の事務又は都道府県知事の権限に属する事務（以下「委託事務」という。）の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法</p> <p>② 委託事務に要する経費の支弁の方法</p> <p>③ ①及び②に掲げるもののほか、委託事務に関し必要な事項</p> <p>注. 災害対策基本法施行令第28条第1項の規定の準用。</p>

第4 市町村との連携（第14、17～20、22、42、76、178、183条関係ほか）

1 市町村の連絡先の把握等【危機管理総室】

- (1) 県は、県内市町村の連絡先等を把握するとともに、当該市町村との緊密な連携を図る。
- (2) 市町村との連携の確保に当たっては、表2-7の事項の調整に留意する。

表2-7 市町村との連携確保のための調整における主な留意事項

措置の内容	留意事項
住民の避難	<p>① 知事の避難の指示実施時における提示事項</p> <p>② 市町村長が作成する避難実施要領の記述内容</p> <p>③ 避難誘導時における関係機関等の役割分担</p> <p>④ 市町村長が警報の内容等を伝達する対象</p> <p>⑤ 市町村長が、消防に関する事務の全部又は一部を消防組合に委託している場合、消防組合の管理者に対し当該組合の消防長に国民保護措置等の実施に関する指示の求めを定めた規定等の内容</p> <p>⑥ 避難及び運送手段の確保方法</p>
避難住民等の救援	<p>① 救援に関する関係機関等の役割分担</p> <p>② 市町村における避難住民等の受入可能人数</p> <p>③ 安否情報の収集及び提供の方法</p>
武力攻撃災害への対処	<p>① 市町村長等が管理する生活関連等施設の状況</p> <p>② 市町村長が行う放射性物質等による汚染の拡大防止のための措置</p> <p>③ 市町村長が行う応急措置等の内容</p> <p>④ 被災情報の収集及び提供の方法</p>
共通事項	<p>① 自衛隊の国民保護等派遣の手続き等</p> <p>② 市町村が実施する国民保護措置等に対する安全確保の配慮</p>

2 市町村の行うべき事務の代行【危機管理総室】

県は、市町村長の行うべき国民保護措置等の全部又は一部を市町村長に代わって行う場合に備え、必要に応じ、調整を図る。

3 市町村国民保護計画の協議【危機管理総室、各地方振興局】

県は、市町村国民保護計画の知事への協議を通じ、県の行う国民保護措置等と市町村の行う国民保護措置等との整合性の確保を図る。

4 市町村間の連携の確保【危機管理総室、各地方振興局】

県は、市町村国民保護計画の知事への協議、市町村間で締結している防災相互応援協定等の見直しに係る支援等を通じて、市町村間における国民保護措置等の整合性の確保を図る。

5 消防本部への応援体制の整備【危機管理総室、各地方振興局】

(1) 県は、防災における連絡ルートを活用し、県内の消防本部との間で情報収集体制の構築に努めるとともに、消防本部の活動が円滑に行われるよう調整や応援体制の整備を図る。

(2) 県は、消防本部におけるNBC災害に対応可能な部隊やNBC災害に対応可能な資機材の所在及び数量等について把握し、情報の共有化を図る。

6 消防団の充実及び活性化の推進【危機管理総室】

(1) 県は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、市町村と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備等について支援することにより、消防団の充実及び活性化を図る。

(2) 県は、市町村と連携し、消防団に対する国民保護措置等についての研修を実施するとともに、国民保護措置等についての訓練への消防団の参加について配慮する。

第5 指定公共機関及び指定地方公共機関等との連携（第21、36、179、183条関係ほか）

1 指定公共機関及び指定地方公共機関等の連絡先の把握等【危機管理総室、関係総室等】

県は、関係指定公共機関及び指定地方公共機関等の連絡先等を把握するとともに当該指定公共機関等との緊密な連携を図る。

2 指定地方公共機関の作成する国民保護業務計画の報告【危機管理総室、関係総室等】

知事は、指定地方公共機関から報告を受けた国民保護業務計画について、必要な助言を行う。

3 関係機関との協定の締結等【危機管理総室、関係総室等】

(1) 県は、関係機関から必要な協力が得られるよう、防災のために締結している協定の見直しを行うなど、防災に準じ、必要な連携体制の整備を図る。

(2) 県は、電力事業者その他の事業所等における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業等の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

第6 ボランティア団体等に対する支援（第4、42、43、183条関係ほか）

1 自主防災組織に対する支援【危機管理総室】

- (1) 県は、自主防災組織の核となるリーダーに対する研修等を通じて自主防災組織の活性化を図るとともに、自主防災組織相互及び消防団等との間の連携が図られるよう配慮する。
- (2) 県は、国民保護措置等についての訓練への参加について配慮するとともに、自主防災組織が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備整備等について支援する。

2 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援【危機管理総室、関係総室等】

防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社福島県支部、社会福祉法人福島県社会福祉協議会（ボランティアセンター）、市町村社会福祉協議会その他のボランティア関係団体及びNPO等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動等が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3節 通信の確保

武力攻撃事態等において国民保護措置等を的確かつ迅速に実施するために必要な、非常通信体制の整備等通信の確保について、以下のとおり定める。

1 非常通信体制の整備【危機管理総室ほか】

県は、国民保護措置等の実施に関し、非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ることなどを目的として、関係省庁や電気通信事業者等で構成される非常通信協議会との連携に十分配慮する。

2 非常通信体制の確保に当たっての留意事項【危機管理総室ほか】

- (1) 県は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集及び提供を確実にを行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備え非常用電源の確保を図るなどの、体制整備に努める。
- (2) 非常通信体制の確保に当たって、県は、災害時において確保している通信手段を活用するとともに、表2-8の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

表2-8 非常通信体制の確保における留意事項

施設 ・ 設備 面	<p>① 非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。</p> <p>② 武力攻撃等による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。</p> <p>③ 衛星携帯電話の整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。</p> <p>④ 被災現場の状況をヘリコプターテレビ伝送システム等により収集し、県対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築に努める。</p> <p>⑤ 緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)、全国瞬時警報システム(J-アラート)を適切かつ効果的に活用する。</p> <p>⑥ 武力攻撃事態等において確実な利用ができるよう、国民保護措置等の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。</p>
運 用 面	<p>① 夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。</p> <p>② 県対策本部等の設置場所が、武力攻撃等による被害を受けた場合に備えるとともに通信輻輳時及び途絶時並びに電源供給が絶たれた場合を想定し、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。</p> <p>③ 通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。</p>

運 用 面	<p>④ 無線通信系の通信の通信輻輳時の通信の確保に十分留意し、武力攻撃事態等における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び県総合情報通信ネットワーク、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。</p> <p>⑤ 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。</p> <p>⑥ 担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、担当職員が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。</p> <p>⑦ 県民等に情報を提供するに当たっては、市町村防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障がい者及び外国人その他の情報の伝達に際し配慮を要する者及びその他通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。</p>
-------------	--

3 県警察における通信の確保【県警察】

県警察は、東北管区警察局等、県及び市町村と連携して非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策を推進する。

4 市町村における通信の確保

- (1) 市町村は、武力攻撃事態等における警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備に努めることとし、既に防災行政無線の整備を行っている市町村においては、デジタル化等を行うなど通信体制を整備することにより、通信の確保に努めるものとする。
- (2) 市町村は、警報の内容の伝達等を適切に行うことができるよう、中山間地域など積雪期等において交通が途絶するおそれのある地域に対する情報通信手段等の確保について配慮するものとする。

第4節 情報収集及び提供等の体制整備

武力攻撃事態等において、国民保護措置等に関する情報の提供、警報の通知、被災情報の収集及び報告、安否情報の収集及び整理等を行うため、情報収集及び提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

第1 基本的考え方（第8、183条関係）

1 情報収集及び提供のための体制の整備

県は、武力攻撃等の状況、国民保護措置等の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び県民等に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

2 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

3 関係機関における情報の共有

県は、国民保護措置等の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

4 県警察における体制の整備

県警察は、ヘリコプターテレビ伝送システム、交通監視カメラ等その保有する手段を活用して、迅速な情報収集・連絡を可能とする体制を整備する。

第2 警報の通知等に必要な準備（第46～48、183条関係ほか）

1 警報等の通知先となる関係機関【危機管理総室】

国対策本部長が発令した警報が総務大臣から消防庁を經由（以下第4節において同じ。）して通知されたときには、知事が警報の通知を行うこととなる市町村、関係指定公共機関及び指定地方公共機関等の関係機関の連絡先、連絡方法等は、第1編第3章第3節に掲げるとおり資料・様式編に、当該機関への情報伝達ルートについては、第3編第1章第1節第1の2及び表3-1に定める。

なお、関係機関への警報の通知に係る県と市町村との役割分担を表2-9のとおり定める。

表2-9 関係機関等への警報の通知に係る市町村との役割分担

その他関係機関名	県	市 町 村
消 防 本 部	全消防本部	市町村を管轄する消防本部
関係指定公共機関 指定地方公共機関	○	—
国 関 係 機 関 (自衛隊含む。)	○	— ※緊急の場合、福島地方協力本部及び市町村の区域を管轄する自衛隊の部隊に情報提供
社会福祉協議会	県社会福祉協議会	市町村社会福祉協議会
医 師 会	県医師会	郡市医師会
避 難 施 設	避難施設（県立学校等県立の施設、福祉避難所、民間避難施設）	避難施設（市町村立学校、公民館等市町村立の施設等）
協定締結先機関	県が締結している機関	市町村が締結している機関

2 大規模集客施設等に対する警報の内容の伝達のための準備

【危機管理総室、関係総室等】

県は、総務大臣から警報の通知を受けたときに、知事が速やかに警報の内容の伝達を行うこととなる県の区域内に所在する学校、病院、駅、空港、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設についての市町村との役割分担を表2-10のとおり定める。

県は大規模集客施設等の管理者と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者に対しても避難等の措置が円滑に実施できるよう、必要な対策をとるものとする。

表2-10 大規模集客施設等に対する警報の内容の伝達に係る市町村との役割分担

施設等の名称	県	市 町 村
学校（避難施設指定校を除く。）	県立学校、私立幼稚園・小・中・高校	市町村立幼稚園・学校、その他学校
病 院	県立病院、災害医療センター、感染症指定病院等 ※県医療情報システムによる伝達は、登録機関全てに実施。	市町村の区域内に所在する病院
駅・空港・港湾	福島空港、小名浜港、相馬港 東日本旅客鉄道株式会社、会津鉄道株式会社、阿武隈急行株式会社、野岩鉄道株式会社	市町村の区域内に所在する駅・港湾
大規模集客施設	県営施設	県営施設を除く
大規模集合住宅	県営住宅	市町村営住宅等
官公庁・事業所	（関係する国の機関には通知）	市町村の区域内に所在する事業所等

注1. 県の執行機関等として警報を通知した場合、その通知をもって警報の内容の伝達に代えることができるものとする。

2. 大規模集客施設、大規模集合住宅等に対しては、施設管理者として施設利用者、居住者等に対し、警報の内容の伝達を行うものである。

3. 国民保護法第47条第1項に基づき、市町村長が住民に対し警報の内容を伝達することが原則であるが、県営住宅については、県も居住者に対し警報の内容の伝達を行うよう努める。

3 市町村に対する支援【危機管理総室、関係総室等】

県は、市町村が高齢者、障がい者及び外国人その他情報伝達に配慮を要する者に対し適切に警報の内容の伝達を行うことができるよう、市町村に対し必要な支援を行う。

県警察は、市町村が行う住民等に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、市町村との連携を図る。

第3 市町村における警報の内容の伝達に必要な準備（第47、183条関係）

- (1) 市町村は、知事から警報の通知があった場合の住民等及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。この場合において、民生委員や社会福祉施設、介護施設、日本赤十字社福島県支部（赤十字奉仕団）及び福島県国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者等の情報伝達に配慮を要する者に対し留意する。
- (2) 市町村が、警報を通知すべき「その他の関係機関」については、表2-9のとおりとし、市町村国民保護計画に定めるものとする。

第4 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備（第94～96、183条関係）

1 安否情報の対象及び報告様式

(1) 安否情報の対象等

ア 武力攻撃事態等において、知事及び市町村長が収集する安否情報の対象は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し、又は、負傷した住民〔市町村の住民以外の者（外国籍の者を含む。）が、市町村に在るときに負傷した場合及び市町村で死亡した場合を含む。〕である。

イ 安否情報として収集する内容は、表2-11のとおりである。

なお、安否情報を収集する場合、可能な限り本人から、収集した情報の包括的な開示についての可否を確認する。

(2) 安否情報の報告様式

知事が、総務大臣に、市町村長等が知事に安否情報を報告する場合、原則として、安否情報システムにより行う。

ただし、事態が急迫してこれらの方法により報告することができない場合、「武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号）」（以下「安否情報省令」という。）第2条に規定する「安否情報報告書（様式第3号）」により行う。

表2-11 収集、報告すべき安否情報の内容

<p>1 避難住民（負傷・疾病した住民も同様）</p> <ul style="list-style-type: none">① 氏名（フリガナ）② 出生の年月日③ 男女の別④ 住所（郵便番号を含む。）⑤ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）⑥ ①～⑤のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）⑦ 負傷（疾病）の該当⑧ 負傷又は疾病の状況⑨ 現在の居所⑩ ⑦から⑨のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報⑪ 安否情報の回答等についての希望等<ul style="list-style-type: none">ア 親族・同居者への回答の希望イ 知人への回答の希望ウ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表についての同意 <p>2 死亡した住民（上記①～⑥に加えて）</p> <ul style="list-style-type: none">⑫ 死亡の日時、場所及び状況⑬ 遺体の安置されている場所

2 安否情報収集のための体制整備【文書管財総室、危機管理総室、情報統計総室ほか】

(1) 安否情報の整理担当、回答担当総室

知事は、市町村長から報告を受け、又は、自ら収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、県における安否情報の整理及び回答担当総室等を危機管理総室及び情報統計総室（ただし、情報統計総室については、県対策本部設置後に限る。）と定める。

(2) 市町村の安否情報収集体制の把握

県は、市町村の行う安否情報の収集を支援する立場にあることから、安否情報の整理及び回答の担当総室である危機管理総室は、あらかじめ、市町村の安否情報収集体制（担当の配置、収集方法及び収集先）を把握する。

(3) 個人情報の取扱いについての周知等

県は、福島県個人情報保護条例（平成6年福島県条例第71号）及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等に基づき、個人情報である安否情報の収集及び提供のあり方について、安否情報の収集及び提供に携わる庁内関係機関、市町村、安否情報を保有する関係機関及び報道機関等に対し、周知を図る。

3 安否情報の収集及び提供のための準備

【生活環境総室、危機管理総室、関係総室等】

(1) 安否情報の収集先機関の把握

県は、安否情報の収集について協力を求める可能性のある県が管理する医療機関等の所在及び連絡先等について、あらかじめ把握する。

(2) 安否情報の収集先機関への周知

県は、県対策本部への安否情報の報告が円滑に行われるよう、あらかじめ安否情報の報告先等を避難施設の管理者等に周知するとともに、安否情報省令第1条及び第2条に定める「安否情報収集様式（様式第1号、第2号）」及び「安否情報報告書（様式第3号）」の周知を図る。

(3) 日本赤十字社が行う外国籍の者に関する安否情報の収集等への協力

県は、日本赤十字社が行う外国籍の者に関する安否情報の収集等に協力するため、県が管理する外国籍の者に関する安否情報の保有機関の所在及び連絡先等について、あらかじめ把握する。

第5 市町村における安否情報の収集及び提供等に必要な準備

1 安否情報の収集及び提供等のための準備

市町村は、安否情報を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の収集、整理、報告及び提供の責任部署をあらかじめ定め、必要な研修及び訓練を行うものとする。

2 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市町村は、安否情報の収集を円滑に行うため、市町村内の医療機関等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握しておくものとする。

第6 被災情報の収集及び報告等に必要な準備（第126、127条関係）

1 県における被災情報の収集及び報告等に必要な準備

【危機管理総室、県警察、関係総室等】

(1) 情報収集及び連絡体制の整備

県は、武力攻撃災害の発生に伴う被災情報の収集、整理及び総務大臣への報告等を適時かつ適切に実施するため、全部局による配備体制が必要となるまでの間（警戒配備体制時）、被災情報の収集及び報告等に当たる担当総室を危機管理総室と定め、必要な体制の整備を図る。

(2) 被災情報収集のための準備

県は、市町村に対し、被災情報の報告を火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）及び火災・災害等即報要領に基づく報告基準

第2編 平素からの備えや予防
第1章 組織及び体制の整備等

で定める様式により行うよう周知するとともに、指定地方公共機関に対し、収集した被災情報を速やかに報告するよう周知する。また、県は、関係指定公共機関及び生活関連等施設の管理者等に対しても、被災情報についての提供の協力を依頼しておくこととする。

2 市町村における被災情報の収集及び報告等に必要な準備

市町村長は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集及び連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備に努めるものとする。

第5節 研修及び訓練

職員等が、住民の生命、身体及び財産を保護することから、研修を通じて国民保護措置等の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要があるため、研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

第1 研 修

1 国の研修機関における研修の活用【危機管理総室ほか】

県は、職員の危機管理能力を向上させるため、国の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

2 県における研修機会の確保【危機管理総室ほか】

- (1) 県が開催する会議及び研修等において、職員及び市町村等関係機関に対する研修機会を確保する。
- (2) 市町村と連携し、消防団員及び自主防災組織リーダーに対して国民保護措置等に関する研修等を行う。

3 外部有識者等による研修【危機管理総室ほか】

県は、職員等に対する研修の実施に当たっては、国の職員、危機管理に関する知見を有する自衛隊、県警察等の職員、消防吏員、学識経験者及びテロ動向等危機管理の研究者等を講師に招くなど外部の人材についても活用を図る。

第2 訓 練（第42条関係）

1 訓練の実施【危機管理総室、県警察ほか】

- (1) 県は、県内の市町村等と共同し、又は、国、他の都道府県等関係機関と共同するなどして、国民保護措置等についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。
- (2) 訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等既存のノウハウを活用するとともに、消防本部、県警察、第二管区海上保安本部等及び自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

2 訓練の形態及び項目

- (1) 訓練を計画するに当たっては、実際に人及び物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。
- (2) 防災訓練における実施項目を参考にしつつ、次に示す訓練を実施する。

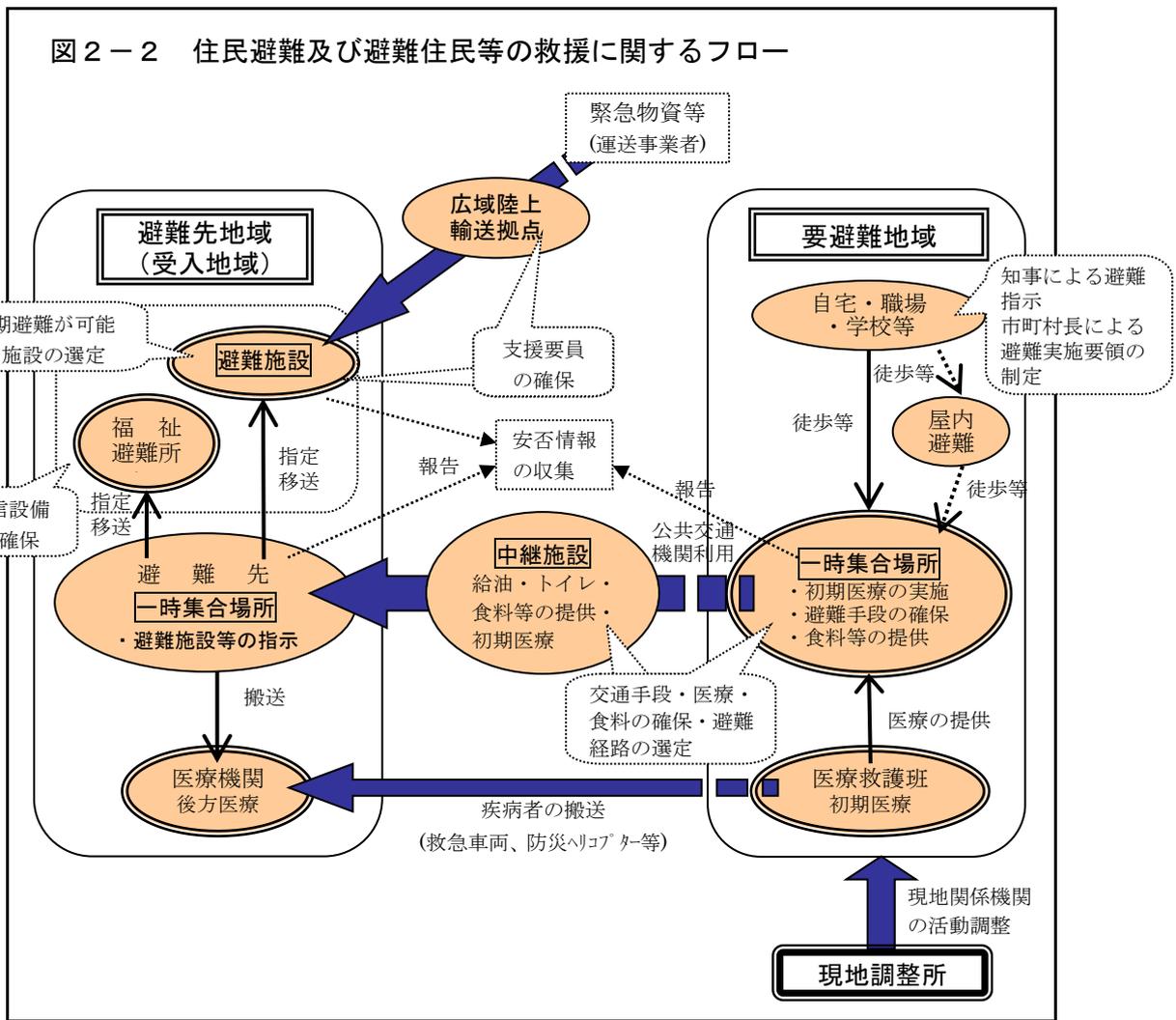
- ア 県対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び県対策本部設置運営訓練
- イ 被災情報、安否情報に係る情報収集訓練及び警報、避難の指示等の通知・伝達訓練
- ウ 避難誘導訓練及び救援訓練

3 訓練に当たっての留意事項

- (1) 国民保護措置等と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置等についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させ行う。
- (2) 国民保護措置等についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦及び外国人その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- (3) 訓練実施時は、参加者等から意見を聴取するなど客観的な評価を行うとともに、教訓や課題を明らかにし、県保護計画の見直し作業等に反映する。
- (4) 住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- (5) 県は、原子力事業所、学校、病院、駅、空港、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁及び事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- (6) 県警察は、必要に応じ、標示の設置、警察官による指示等により、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の通行を禁止し又は制限する。

第2章 避難及び救援に関する平素からの備え

県は、国対策本部長から避難措置の指示及び救援の指示を受けたときは、避難の指示を行うとともに、所要の救援に関する措置を実施することから、避難及び救援に関する平素からの備えに必要な事項について、以下のとおり定める。



第1 避難に関する基本的事項（第54、61、62、65、183条関係ほか）

1 基礎的資料の準備【危機管理総室、関係総室等】

県は、武力攻撃事態等において迅速に避難の指示を行うことができるよう、表2-12の基礎的資料を収集し、資料・様式編に取りまとめる。

表2-12 避難実施時に必要となる主な基礎的資料

基礎資料名	収集すべき資料の内容等
地 図	地勢及び道路・鉄道網が記されている地図 県内図及び隣接県を含めた広域的地図
人 口 分 布	市町村ごとの人口、世帯数、昼夜別人口等
輸 送 力	運送事業者や公共交通機関が保有する鉄道、バス等の輸送力等
避 難 施 設	避難施設、福祉避難所等の所在地（地図情報含む）、収容能力等
備 蓄 物 資・ 調 達 可 能 物 資	協定締結事業者等における調達物資及び調達見込数量等 主要な民間事業者の連絡先等
生活関連等施設	避難経路の設定等に影響を与えかねない一定規模以上のもの
そ の 他 施 設	自衛隊施設、石油コンビナート等特別防災区域等

2 避難者数の把握【危機管理総室、保健福祉総室、関係総室等】

- (1) 県は、市町村の協力を得て、あらかじめ市町村の字ごとの人口等を把握する。
- (2) 県は、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦及び外国人その他特に配慮を要する者について、平素から把握に努めるよう市町村に協力を求める。
- (3) 県は、原子力事業所及び大規模事業所等の従業員数及び避難方法等について、あらかじめ把握するよう努める。

3 避難経路【危機管理総室、道路総室、県警察】

- (1) 避難経路は、原則として、「県地域防災計画」一般災害対策編、第2章に定める緊急輸送路とする。
- (2) 県は、自衛隊、県警察及び道路管理者等と調整し、避難経路及び緊急物資等の運送経路等を定める。

特に自衛隊施設所在地域周辺においては、武力攻撃等の侵害排除等のための部隊移動等が行われるため、住民の避難経路等との競合を避けるよう自衛隊の部隊等と調整を図る。

4 避難手段【生活環境総室、危機管理総室、保健福祉総室、県警察、関係総室等】

- (1) 国対策本部長から、避難措置の指示があった場合、原則として、バス、鉄道等の公共交通機関及び徒歩により避難を行う。
- (2) 中山間地域など公共交通機関の確保が困難な地域においては、地域特性等を考慮し、かつ、県警察の意見を聴いたうえで、自家用車等による避難を検討する。
- (3) 県は、高齢者等特に配慮を要する者について、個々の状態に配慮しながら高齢者等の居住する地域単位で避難手段及び避難方法等について定めるよう、市町村に対し求める。
- (4) 県は、医療機関、介護施設、社会福祉施設及び保育所その他自ら避難することが困難な者が入院、滞在等している施設の管理者に対し、これらの者が避難を行う場合、避難が円滑に行われるために必要な措置を行うよう求める。

5 避難順序の考え方【危機管理総室、保健福祉総室、県警察、関係総室等】

県は、避難実施時において、高齢者等特に配慮を要する者が優先的に避難を行えるよう、高齢者等の人数及び居住地等について把握するとともに、避難手段及び避難方法等について、市町村とともに検討する。

6 避難実施要領のパターン作成に対する支援【危機管理総室、道路総室、県警察】

県は、市町村が避難実施要領のパターンを作成するに当たって、消防庁が作成するマニュアルも参考にしつつ必要な助言を行う。この場合において、道路管理者である関係総室等及び県警察は避難経路の選定等について、必要な助言を行う。

第2 救援に関する基本的事項（第74～79、85、135、156、183条関係ほか）

1 基礎的資料の準備【危機管理総室、関係総室等】

武力攻撃事態等において、迅速かつ適切に救援に関する措置を実施できるよう、表2-13の基礎的資料を収集し、資料・様式編に取りまとめる。

表2-13 救援実施時に必要となる主な基礎的資料

基礎資料名	収集すべき資料の内容等
避難施設等	避難施設、福祉避難所等の所在地（地図情報含む）、収容能力等 応急仮設住宅が建築可能な場所 仮設住宅として利用可能な賃貸住宅等
備蓄物資・調達可能物資	協定締結事業者等における調達物資及び調達見込数量等 主要な民間事業者の連絡先等 応急仮設住宅建築用、応急修理用資機材の調達先等
輸送力	運送事業者や公共交通機関が保有する鉄道、バス等の輸送力等
医療機関等	NBC兵器による疾病に対処可能な医療機関の所在、病床数等 NBC兵器による疾病に関し専門知識を有する医療関係者 臨時の医療施設として利用可能な場所等
日本赤十字社	日本赤十字社に対する委託内容
墓地及び火葬場	所在、対応可能人数等

2 救援に関する事務の市町村との役割分担【危機管理総室、関係総室等】

(1) 県は、救援を迅速に行うため必要があると認められる場合で、知事の権限に属する救援の実施に関する事務の一部を市町村が行うこととする際の市町村との役割分担は、原則として、表2-14のとおり定める。

なお、市町村によって救援に関する措置の対応能力が異なるため、施行令第11条で準用する災害救助法施行令第17条第1項に規定される「市町村長が行う事務の通知」を行う場合、市町村が行うこととする事務の詳細について市町村と調整するものとする。

(2) 「市町村長が行う事務の通知」を行う場合、施行令第11条で準用する災害救助法施

行令第17条第2項に規定される公示を行う。

表2-14 県と市町村との救援の実施に関する事務の役割分担

救援に関する措置の内容	県（知事）	市町村（市町村長）
収容施設の供与	①避難所〔福祉避難所、長期避難住宅（借上げ含む。）〕の設置 市町村が設置した避難所の運営支援 ②応急仮設住宅（借上げ含む）の供与	①避難所（福祉避難所・長期避難住宅を除く。）の設置
食品・飲料水及び生活必需品等の給与・供給又は貸与	①炊き出しその他による食品の給与 ②飲料水の供給 ③被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 ※県が締結している協定等に基づく食品等の確保及び配送	①炊き出しその他による食品の給与 ②飲料水の供給 ③被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 ※備蓄物資及び市町村が締結している協定等に基づく食品等の確保及び配分
緊急物資の受入れ、配送	○	○ ※県から配送される食品等の避難住民への配分
医療の提供及び助産	①医療〔県が編成した医療救護班（大規模又は特殊な医療の提供）及び日本赤十字社福島県支部による医療、薬剤等の支給等〕 ②助産	①医療（市町村が編成した医療救護班による医療の提供） ②助産
被災者の捜索及び救出	○	○
埋葬及び火葬	※市町村の区域を越える調整が必要な場合の対応	○
電話その他の通信設備の提供	○	—
武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理	○	○（緊急に修理が必要な場合）
学用品の給与	○（県立学校・私立学校） ※市町村の区域を越える調整が必要な場合の対応	○（市町村立学校）
死体の捜索及び処理	○ ※日本赤十字社福島県支部が行う場合を含む。（死体の処理に限る。）	○
武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	○ ※県管轄施設における除去、除去された土石等の処理に広域的な調整が必要な場合の対応等	○

3 日本赤十字社福島県支部への委託

県は、「国民保護法に基づく救援の実施に関する協定書」に基づき、武力攻撃事態等に

において、必要に応じ、日本赤十字社福島県支部に救援又は知事が行う救援の応援について委託するものとする。

図2-3 日本赤十字社福島県支部に対する医療救護活動等の要請

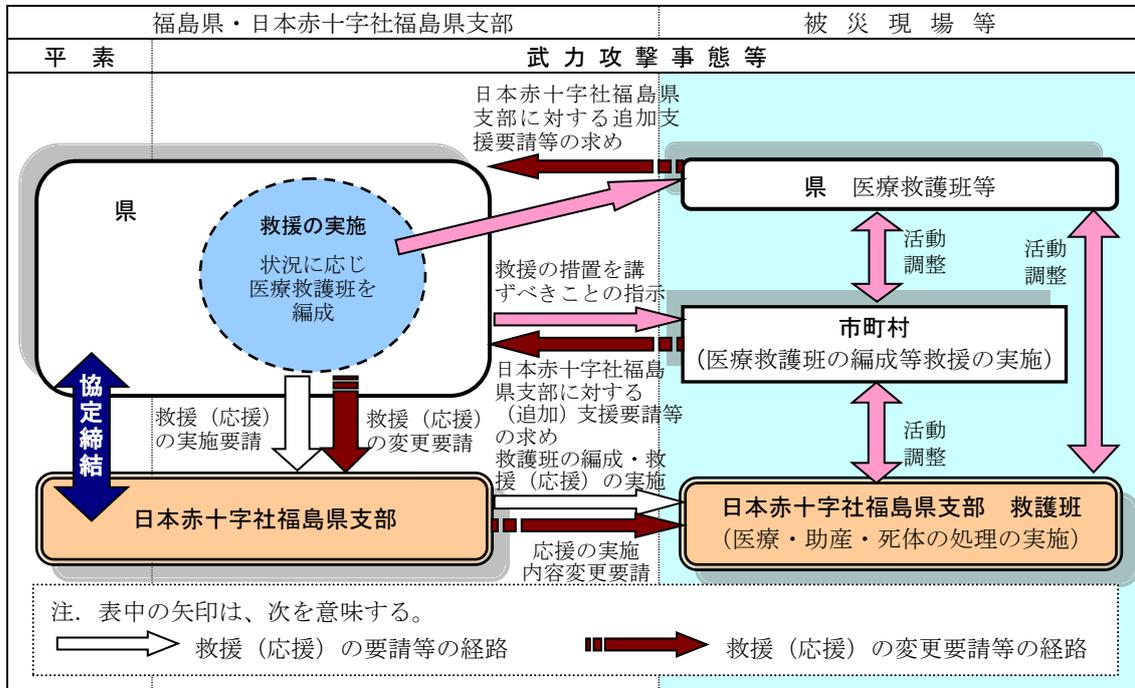
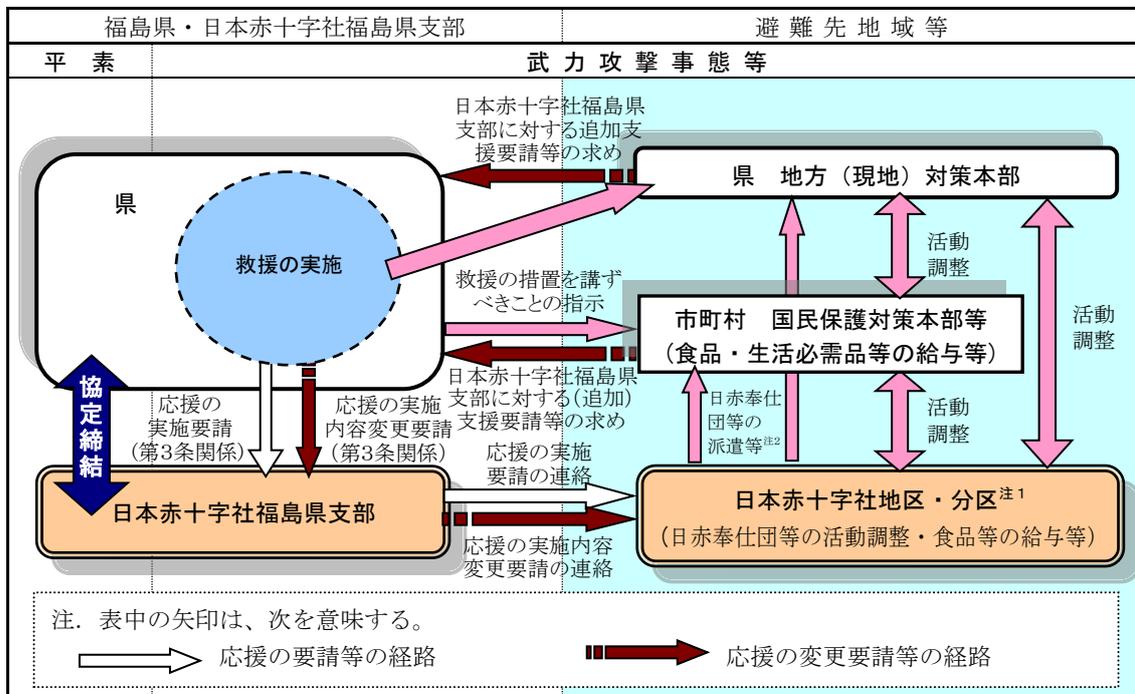


図2-4 日本赤十字社福島県支部に対する食品・生活必需品の給与等の応援要請



注1. 地区・分区＝県保健福祉事務所及び市町村の赤十字窓口。
 注2. 日赤奉仕団等の派遣、活動調整等については、本協定に定める事項には含まれない。

4 緊急物資等の受入れ、配送体制の整備

【文書管財総室、危機管理総室、関係総室等、各地方振興局】

- (1) 県は、緊急物資等の受入れ、保管及び配送について、「県地域防災計画」一般災害対策編、第2章で定める広域陸上輸送拠点、物資受入れ港及び物資受入れ空港を活用するとともに、東北運輸局等、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関等と協議し、緊急物資等の受入れ、保管及び配送体制を確保するよう努める。
- (2) 県は、他の地方公共団体、民間事業者等からの緊急物資等について、広域陸上輸送拠点等で受入れるとともに避難住民等のニーズに応じ、緊急物資等を必要とする市町村及び避難施設等に配送する。
- (3) 県は、広域陸上輸送拠点等における緊急物資等の受入れ、保管及び配送を円滑かつ迅速に実施するための方法、職員配置、支援要員の確保方法及び配送方法等について、あらかじめ市町村等と調整し定める。

5 電気通信事業者との協議【危機管理総室】

県は、避難住民等に対する通信手段の確保に当たって、必要となる通信設備の臨時の設置に関する条件等について、電気通信事業者と協議を行う。

6 医療等の要請方法等【健康衛生総室、病院局、各保健福祉事務所】

- (1) 県は、医療等の提供等について、市町村との調整結果、市町村が行うよう取り決めた場合を除き、災害医療センター等の医療機関、指定地方公共機関である福島県医師会、福島県歯科医師会、福島県看護協会、福島県薬剤師会及び福島県診療放射線技師会等（以下「医療関係機関」という。）に対し、「福島県災害救急医療マニュアル」（平成9年福島県保健福祉部。以下「県災害救急医療マニュアル」という。）に基づき医療救護班の編成及び医師等の派遣要請等を行う。

なお、3により日本赤十字社福島県支部に医療の提供等を委託する場合には、医療活動の実施地域、実施期間、派遣人数等について、当該支部と調整の上、医療救護班の編成等を行うものとする。

- (2) 武力攻撃等により多数の死者が発生した場合や、NBC兵器による攻撃に伴う武力攻撃災害が発生し、医療活動を行うに当たって高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合等について、県は、医療等の提供を市町村が行うよう取り決めをした場合であっても、消防庁、厚生労働省及び医療関係機関等と調整の上、必要に応じて、医療救護班の編成及び医師等の派遣要請等を行う。
- (3) 県は、消防庁、厚生労働省及び医療関係機関等の協力を得て、武力攻撃原子力災害に伴う放射能被ばくやNBC兵器による攻撃に伴う特殊な医療の実施が可能な医療関係機関及び医療関係者の把握に努める。

7 地域における受入可能人数の把握【危機管理総室、保健福祉総室、各地方振興局】

県は、市町村における避難住民の受入可能人数について、避難施設等の入所可能人数及びガス・水道等のライフラインの供給能力等を踏まえ、あらかじめ市町村と調整し把

握する。

第3 運送事業者の輸送力及び運送施設の把握等（第36、71、72、79、135、183条関係）

1 運送事業者の輸送力及び運送施設の把握等

【生活環境総室、危機管理総室、道路総室、県警察、関係総室等】

県は、「県地域防災計画」一般災害対策編、第3章の緊急輸送対策における運送手段の確保方法を活用するとともに、運送事業者の輸送力や運送施設に関する情報を把握し、東北運輸局等と連携して、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関等関係機関と協議の上、運送ネットワークの形成に努めながら、避難住民及び緊急物資等の運送を円滑に実施可能となる体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力の把握

県は、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する国民保護業務計画の内容の確認や福島県トラック協会等の関係団体や東北運輸局等からの聞き取り等により、運送事業者の輸送力について把握し、資料・様式編に取りまとめる。

(2) 運送施設に関する情報の把握

県は、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関、東北運輸局等の協力を得て、避難住民及び緊急物資等の運送を円滑に行う観点から、道路、鉄道等の運送施設に関する情報について把握し、資料・様式編に取りまとめる。

(3) 避難経路等

武力攻撃事態等における避難住民及び緊急物資等の運送を円滑に行うための避難経路及び運送経路は、原則として、「県地域防災計画」一般災害対策編、第2章に定める緊急輸送路とする。

2 避難経路等における中継施設の指定等【道路総室】

県は、避難実施時における運送車両への給油や避難住民の休憩等を行う場所を確保するため、避難経路等に隣接する道の駅等の既存施設を利用した中継施設を東北地方整備局及び施設管理者等の関係機関と協議し、整備するよう努める。

第4 交通の確保に関する体制等の整備（第155条関係）

1 武力攻撃事態等における交通規制計画【県警察】

県警察は、武力攻撃事態等による交通の混乱を防止し、住民等の避難経路及び緊急交通路等を確保するための交通規制計画及び交通管制センターの運用計画を策定する。

2 交通管理体制及び交通管制施設の整備【県警察】

県警察は、武力攻撃事態等における広域交通管理体制の整備を図る。

3 緊急通行車両に係る確認手続【危機管理総室、県警察、関係総室等】

県及び県警察は、武力攻撃事態等において、知事、県公安委員会が行う緊急通行車両に係る確認についての手続を定めるとともに、事前届出及び確認制度の整備を図る。

4 道路管理者との連携【道路総室、県警察】

県警察は、交通規制状況等に関する情報を道路利用者に対し積極的に提供できるようにするため、道路管理者と密接に連携する。

第5 医療（助産）救護体制の整備（第75～77、85、136、183条関係ほか）

1 武力攻撃災害発生時における医療（助産）救護体制の方針

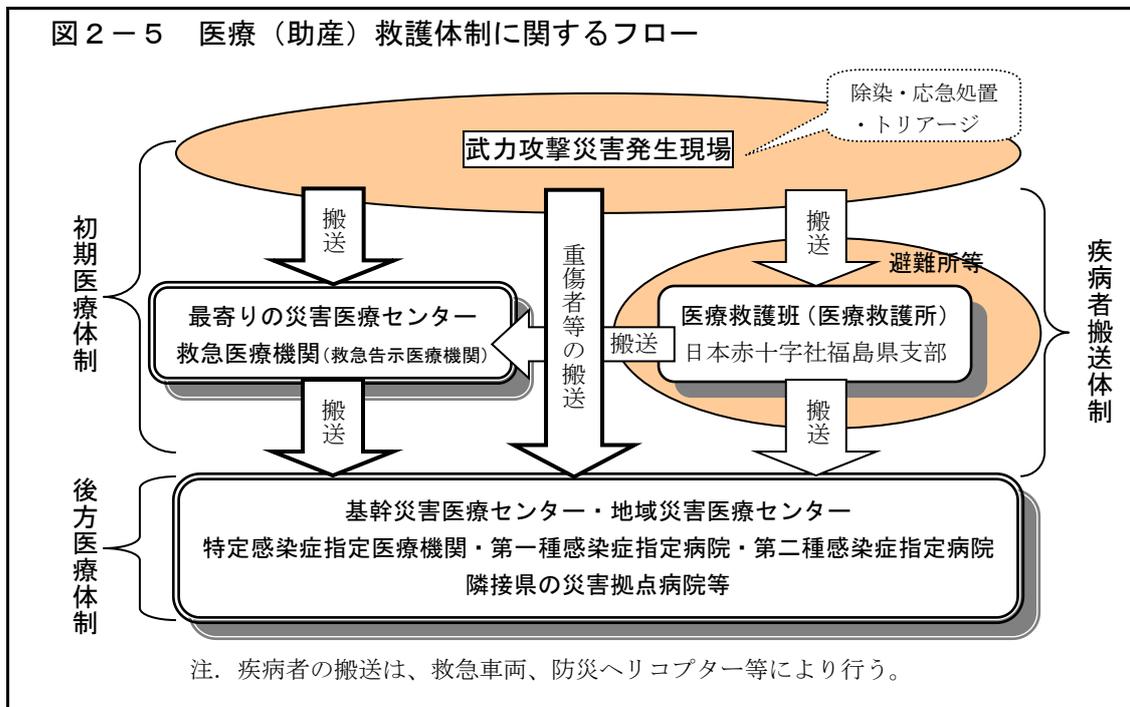
【危機管理総室、健康衛生総室、病院局、県警察】

(1) 武力攻撃災害発生時における医療（助産）救護体制は、表2-15、図2-5のとおり3つの体制とし、それぞれが連携の上、対処することとする。

表2-15 武力攻撃災害発生時における医療（助産）救護体制

体制の区分	医療等の内容	関係機関
初期医療体制	負傷者等に対する応急的な医療措置 (トリアージの実施等)	医療救護班構成機関 日本赤十字社福島県支部 最寄の基幹・地域災害医療センター 救急医療機関(救急告示医療機関)
後方医療体制	重傷者や特殊医療を要する患者への医療措置	基幹・地域災害医療センター 特定感染症指定医療機関等
疾病者等 搬送体制	重傷者や特殊医療を要する患者の後方医療機関へ搬送	消防本部、消防航空センター、 県警察、自衛隊等

図2-5 医療（助産）救護体制に関するフロー



(2) 県は、武力攻撃災害発生時における医療救護活動について、「県地域防災計画」一般災害対策編、第2章の規定に準じて、標準的な活動指針として策定した「県災害救急医療マニュアル」に基づき医療ネットワークの確立に努める。

また、県は、市町村との調整の結果、市町村が医療救護活動を行うよう取り決めた場合を除き、医療関係機関に対し医師等の派遣を要請するとともに、医療救護班及び医療救護所を編成・設置し、初期医療活動を行う。

(3) 県は、NBC兵器による攻撃に伴う武力攻撃災害発生時における医療救護活動について、「県災害救急医療マニュアル」のほか、災害原因物質等により「福島県NBC災害等対処現地関係機関連携指針」（平成17年度福島県生活環境部。以下「県NBC災害等連携指針」という。）、「福島県感染症予防計画」（平成16年度福島県保健福祉部。以下「県感染症予防計画」という。）及び「福島県原子力災害医療行動計画」（平成28年度福島県保健福祉部。以下「県原子力災害医療行動計画」という。）等に基づき対処する。

なお、県は、NBC兵器として利用される可能性の高い物質等のうち、上記マニュアル等で対応できない、又は、対応が困難な災害原因物質の対処等について、国及び医療関係機関等と調整の上、検討するよう努める。

(4) 県は、武力攻撃原子力災害発生時における医療救護活動について、「県災害救急医療マニュアル」のほか、「県原子力災害医療行動計画」に基づき対処する。

2 初期医療体制の整備【危機管理総室、健康衛生総室、病院局、各保健福祉事務所】

(1) 県は、消防本部に対し、保健福祉事務所、県警察、市町村及び医療関係機関等と密接に連携することにより、武力攻撃災害発生時における救急救助体制の整備に努めるよう求める。

(2) 県は、初期医療を行う災害医療センター（基幹災害医療センター及び地域災害医療センターをいう。以下同じ。）等の医療機関に対し、あらかじめ連絡窓口を定め、保健福祉事務所、県警察、市町村、消防本部及び他の医療関係機関等に情報提供するよう求める。

(3) 医療救護班を編成する県等は、医療救護班に職員等を派遣する市町村、医療関係機関及び常備救護班を有する日本赤十字社福島県支部等とあらかじめ協議し、医療救護班の編成、医療救護所を設置する場所、運営方法等必要な事項について定める。

(4) 県、市町村及び災害医療センター等の医療機関は、NBC兵器による特殊な武力攻撃災害及び武力攻撃原子力災害発生時における医療救護活動に対処可能な資機材等の整備に努めるものとする。また、上記機関は、NBC兵器等による特殊な武力攻撃災害発生時における医療救護活動に関し、自衛隊や県警察、消防本部及び国の専門研究機関との連携に努めるものとする。

(5) 県は、武力攻撃災害発生時における医薬品等の確保について、「県地域防災計画」一般災害対策編、第2章に定める「福島県災害時医薬品等備蓄実施要綱」及び「災害

時医薬品等供給マニュアル」に基づき行う。

なお、県は、NBC兵器等による疾病等特殊な医療救護活動に必要となるワクチン等の医薬品等を確保するため、厚生労働省や国の専門研究機関、医療関係機関等との連携に努めるものとする。

3 後方医療体制の整備

【危機管理総室、健康衛生総室、病院局、各保健福祉事務所、衛生研究所】

- (1) 医療救護班や救急告示医療機関等では対応できない重傷者等を搬送し、治療及び入院等の援護を行う後方医療機関は、「県地域防災計画」一般災害対策編、第2章で定める基幹災害医療センター及び地域災害医療センターとする。
- (2) 県は、生物剤による攻撃に対する医療救護活動を迅速に実施するため、特定感染症指定医療機関等との連携体制の整備に努める。
- (3) 県は、他の都道府県と相互に情報を交換し、他の都道府県に所在する衛生研究所等の研究機関及び医療機関との連絡体制の整備に努める。
- (4) 県は、指定地方公共機関である医療関係機関に対し、医師、看護師等医療関係者の派遣、医薬品の供給等を相互に実施できるよう、隣接各県等医療関係機関との支援体制の整備に努めるよう求める。

4 疾病者等搬送体制の整備【危機管理総室、健康衛生総室、病院局、防災航空センター、各保健福祉事務所、県警察】

- (1) 県は、医療の稼動状況、医師及び看護師等の医療関係者の状況、ライフラインの確保及び医薬品の備蓄状況等災害医療に関する情報の収集及び提供を行う広域災害・救急医療情報システムを活用し、効率的な疾病者搬送体制を確立する。
- (2) 県は、消防本部に対し、医療機関の規模、位置、診療科目等の医療情報について、広域災害・救急医療情報システムにより収集し、おおよその搬送先医療機関の順位を決定するよう求める。
- (3) 県は、県内及び他の都道府県におけるヘリコプターによる搬送が可能な医療機関を把握するとともに、防災ヘリコプター等による重症患者の搬送体制について整備するよう努める。

5 保健福祉体制の整備【危機管理総室、健康衛生総室、病院局、各保健福祉事務所】

- (1) 県及び市町村は、武力攻撃災害発生時において、適切かつ迅速に防疫活動ができるよう、要員の確保、資機材の備蓄及び調達等について定める。
- (2) 県は、食品衛生監視・検査体制について整備するとともに、避難住民等の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を行う体制を整備する。
- (3) 県は、市町村と協力して、埋葬及び火葬対策を実施する。

第6 避難施設の指定（第148、149条関係）

1 避難施設の選定方針等

(1) 避難施設の選定方針

武力攻撃事態等においては、災害発生時と異なり長期避難も想定されることから、知事は、表2-16の基準に合致する施設について優先的に避難施設として指定する。

表2-16 避難施設の指定基準

想定される指定基準の例	長期避難が可能な施設	短期避難が妥当な施設
公益的施設であるか	○	○
耐震性が確保されている (昭和56年以降の建築基準により建設)	△	△
立地上の問題 (急傾斜地、河川等に隣接等していない)	△	△
建設方法 (鉄筋コンクリート製等堅ろうな構造)	△	△
アスベスト等有害物質が使用されていない	○	○
非常用発電施設がある	△	△
調理施設がある	△	△
入浴施設がある	△	△
避難施設内部の構造 (プライバシーが確保されている)	△	△
大型車両のアクセスの可否 駐車場がある	○	△
バリアフリー構造である(トイレ等)	○	△

注. 表中の「○」は指定に当たって必要なもの。「△」は指定に当たって望ましいものを意味する。

(2) 福祉避難所及び借上げ避難施設

県は、高齢者、障がい者、乳幼児及び妊産婦その他特に配慮を要する者の避難生活の安定を図るため、福祉避難所を選定するとともに、厚生労働省と協議した上で、公的宿泊施設、旅館及びホテル等の民間宿泊施設等の借上げ可能な施設を把握する。

(3) 一時集合場所

広域避難等を実施する場合、避難住民が集合する場所が必要となることから、県は、鉄道駅や大型車両のアクセスが可能で、駐車場のある公共施設等を一時集合場所として指定する。

2 避難施設の指定等の考え方【危機管理総室、保健福祉総室、関係総室等】

(1) 知事は、地域の人口分布、防災のための避難所及び避難場所の指定状況等地域の実状を踏まえ、市町村と連携しつつ、避難施設、福祉避難所及び一時集合場所の指定を行う。

(2) 県は、厚生労働省と協議した上で、避難実施時における借上げ避難施設を選定する。

3 避難施設等の指定に当たっての留意事項

(1) 避難施設として学校、公民館、体育館等の施設を指定するほか、応急仮設住宅等の建設用地、救援の実施場所、避難の際の一時集合場所として公園、広場、駐車場等の施設を指定するよう配慮する。

(2) 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所としてコンクリート造り等の堅ろうな建築物、地下施設を指定するよう配慮する。

(3) 事態において避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握し、一定の地域に避難施設が偏ることのないよう指定するとともに、できるだけ多くの施設の確保に努めるよう配慮する。

(4) 危険物質等の取扱所に隣接した場所、急傾斜地等に立地する施設は避難施設として指定しないよう配慮する。

(5) 物資等の搬入及び搬出及び避難住民等の出入りに適した構造を有するとともに、避難住民等の受入れ又は救援を行うことが可能な構造又は設備を有する施設を指定するよう配慮する。

(6) 車両等による物資の供給や避難が比較的容易な場所にある施設を指定するよう配慮する。

4 避難施設の指定等の手続【危機管理総室】

知事は、避難施設及び一時集合場所を指定する場合、又は、福祉避難所及び借上げ避難施設を選定する場合には、施設管理者の同意を文書により確認する。また、避難施設として指定等したとき及び指定等を解除したときは、その旨をその施設管理者に対し文書により通知する。

5 避難施設の廃止、用途変更等【危機管理総室】

県は、避難施設として指定を受けた施設の管理者に対し、当該施設の廃止又は用途の変更等により、当該施設の避難住民等の受入れ又は救援の用に供すべき部分の総面積の十分の一以上の面積の増減を伴う変更を加えようとするときは、知事に届け出るよう周知を図る。

6 避難施設データベースの共有化【危機管理総室】

避難施設を指定した場合、県は、国（内閣官房、消防庁及び内閣府）の定める「避難施設について把握しておくべき標準的な項目」に従い、避難施設の情報を整理するとともに、全国的な情報の共有化（避難施設のデータベース化）を図るため、当該情報を国に報告する。

また、避難施設の変更及び指定解除等についての情報を定期的に国に報告する。

7 市町村及び住民に対する情報提供【危機管理総室】

(1) 県は、市町村による避難実施要領の策定及び避難誘導等を支援するため、避難施設のデータベース等の情報を市町村に提供する。

(2) 県は、住民に対しても、県警察、市町村、消防本部等の協力を得ながら、避難施設の場所、連絡先等住民が迅速に避難を行うために必要な情報の周知を図る。

8 避難施設の運用等【危機管理総室】

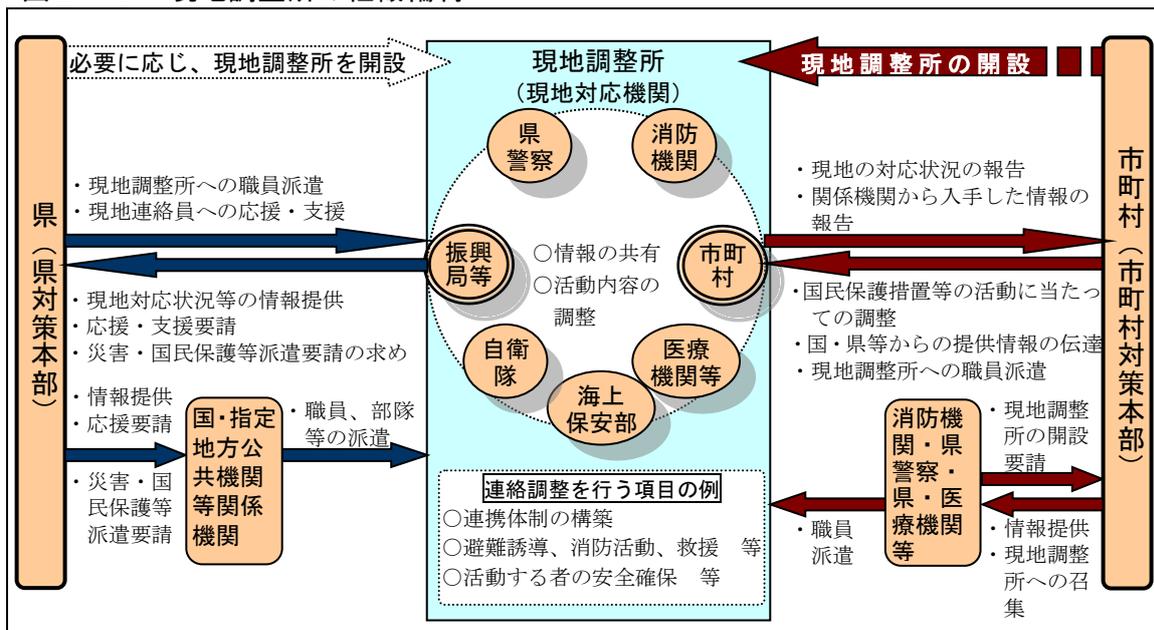
県は、市町村と協力して、避難施設の運用マニュアルを整備するとともに、県民に対し、避難施設を運営管理するための知識の普及に努める。

第7 現地調整所の設置等【危機管理総室、県警察、各地方振興局、各保健福祉事務所】

県は、武力攻撃災害が発生した場合で、現地における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言等に基づく的確な措置を実施するための活動調整を行う現地調整所を市町村が設置した場合、速やかに現地連絡員を派遣する。

また、市町村による現地調整所の設置がなされない場合、市町村に設置を要請するとともに、必要に応じて、自ら設置できるよう、消防本部、県警察、福島海上保安部等、自衛隊及び医療機関等と運用の手順等について意見交換等を行う。

図2-6 現地調整所の組織編制



第8 市町村における避難及び救援に関する平素からの備え（第61、76、183条関係ほか）

1 避難実施要領のパターンの作成

市町村は、県、県警察及び消防本部等の関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成するものとする。この場合において、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦及び外国人その他特に配慮を要する者の避難方法等について留意するものとする。

2 運送体制等の整備等

市町村は、武力攻撃事態等における住民の避難について主体的な役割を担うことから、自ら市町村内における住民の避難及び緊急物資等の運送に関する体制を整備するとともに、県と連携して市町村内の輸送力、運送施設に関する情報を把握するものとする。

3 市町村長が実施する救援

市町村長は、知事との調整の結果、表2-14に定めるとおり市町村長が行うこととされた救援に関する措置については、その責務に照らし、迅速に当該救援に関する措置を行うことができるよう必要な事項について定めておくものとする。

4 市町村長による現地調整所の設置

市町村長は、武力攻撃等が発生した場合等に現地における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言等に基づく的確な措置を実施するための活動調整を行う現地調整所を速やかに設置できるよう、県（地方振興局、保健福祉事務所）、県警察、消防本部、福島海上保安部、自衛隊及び医療関係機関等と調整し、構成及び設置要領等について定めておくものとする。

第3章 生活関連等施設の把握等

第1節 生活関連等施設の把握等

武力攻撃事態等においては、国民生活に関連を有する施設や危険物質等の取扱施設等について、安全の確保に特別に配慮を行う必要があるため、これらの施設の把握、施設の管理者に対する安全確保の留意点の周知等について定める。

第1 生活関連等施設の把握（第102、183条関係）

1 生活関連等施設の把握【危機管理総室、県警察、関係総室等】

県は、県の区域内に所在する表2-17の生活関連等施設について、自ら保有する情報や所管省庁による情報提供等に基づき把握するとともに、以下に掲げる項目について整理し、資料・様式編に取りまとめる。

なお、生活関連等施設に関する記載事項については、公開することにより支障が生じないように配慮する。

- ア 施設の種類
- イ 名称
- ウ 所在地
- エ 管理者名
- オ 連絡先
- カ 危険物質等の内容物
- キ 施設の規模

表2-17 生活関連等施設の種類及び所管省庁

国民保護法施行令	号	施設の種類	所管省庁名
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省
第28条	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒劇物 (毒物及び劇物取締法昭和25年法律第303号)	厚生労働省

国民保護法施行令	号	施設の種類	所管省庁名
第28条	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高压ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制庁
	6号	核原料物質	原子力規制庁
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制庁
	8号	毒薬及び劇薬（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律昭和35年法律第145号）	厚生労働省、農林水産省
	9号	電気工作物内の高压ガス	経済産業省
	10号	生物剤、毒素	各省庁
	11号	毒性物質	経済産業省

2 関係機関に対する情報提供

県は、県警察、海上保安部長等、市町村及び消防本部に対し生活関連等施設に関する情報を提供し、連携の確保に努める。

第2 生活関連等施設の安全確保の留意点の周知等（第102、183条関係）

1 管理者に対する安全確保の留意点の周知【危機管理総室、県警察】

知事は、生活関連等施設の管理者に対し、所管省庁が生活関連等施設の種類ごとに定めた「生活関連等施設の安全確保の留意点」〔平成27年4月21日付け内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付事務連絡。以下「安全確保の留意点」という。〕について、県警察及び福島海上保安部と協力し、生活関連等施設の管理者に対して周知させ、併せて、施設管理の実態に応じ、市町村、消防本部等関係機関と施設の管理者との連絡網を整備する。

2 県が管理する生活関連等施設の安全確保【危機管理総室、関係総室等】

知事は、安全確保の留意点に基づき、自ら管理する生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定めるとともに、その概要について資料・様式編に取りまとめる。

3 管理者に対する要請【危機管理総室、関係総室等】

知事は、生活関連等施設の管理者に対し、安全確保の留意点を踏まえ、既存のマニュアル等を活用しつつ、資機材の整備、巡回の実施など武力攻撃事態等における安全確保措置について定めるよう要請する。

4 管理者に対する助言【県警察、関係総室等】

県警察は、知事若しくは生活関連等施設の管理者の求めに応じ、又は、生活関連等施設の周辺状況、治安情勢等を勘案し、自ら必要があると認めるときは、安全確保措置の実施に関し必要な助言を行う。

第3 市町村における平素からの備え（第102、183条関係）

- 1 市町村長は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。
- 2 市町村長は、安全確保の留意点に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

第2節 生活関連等施設以外の公共施設等における安全確保

【文書管財総室、関係総室等】

生活関連等施設以外の公共施設等についても、安全確保を図ることが必要であり、テロ等の発生に備えた警戒等の措置を講ずる必要があるため、以下のとおり、予防対策について定める。

- (1) 県は、その管理に係る公共施設について、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、テロ等の発生に備えた警戒等の措置を実施する。このうち、特に安全確保の必要性が高い施設については、生活関連等施設の対応に準じ、関係機関との連絡網を整備するとともに、安全確保措置の実施のあり方について定め、その概要を資料・様式編に取りまとめる。
- (2) 県管理以外の施設のうち、特に安全確保が必要な施設について、県は、当該施設の管理者に対し、生活関連等施設の対応に準じた安全確保措置を定めるよう要請する。
- (3) (1)、(2)における安全確保のための警戒等の実施に当たっては、県警察との連携を図るものとする。

第4章 物資及び資材の備蓄、整備

県が備蓄、整備する国民保護措置等の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

第1 基本的考え方（第142、145～147条関係）

1 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、原則として、「県地域防災計画」一般災害対策編、第2章に定める対応により備蓄、整備を行う。

2 国との連携

県は、国民保護措置等のために特に必要となる物資及び資材の備蓄、整備について、国全体としての対応を踏まえながら、国との密接な連携の下で対応する。

第2 国民保護措置等に必要な物資及び資材の備蓄、整備（第142、145～147条関係ほか）

1 防災のための備蓄との関係【危機管理総室、関係総室等】

知事は、住民の避難や避難住民等の救援の実施に当たり必要な物資及び資材で、国民保護措置等のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねることができるものについては、「県地域防災計画」一般災害対策編、第2章に定められている備蓄品目や備蓄基準等を踏まえ、備蓄、整備する。

2 国民保護措置等の実施のために必要な物資及び資材

【危機管理総室、健康衛生総室、関係総室等】

国民保護措置等の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、県としては、国の整備の状況等も踏まえ、国と連携しつつ対応する。

3 国、市町村その他関係機関との連携【危機管理総室、関係総室等】

県は、国民保護措置等に必要な物資及び資材の備蓄、整備については、国、市町村その他関係機関と連携する。

第3 県が管理する施設及び設備の整備及び点検等（第142、145条関係ほか）

1 施設及び設備の整備及び点検【文書管財総室、危機管理総室、関係総室等】

知事は、国民保護措置等の実施に支障がないよう、県が管理する施設及び設備について、整備し、又は、点検する。

2 ライフライン施設の代替性の確保【都市総室、企業局、関係総室等】

県は、管理する下水道、工業用水道等のライフライン施設について、災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統、施設等の代替性の確保について検討する。

3 復旧のための各種資料等の整備等【文書管財総室、都市総室、企業局、関係総室等】

県は、武力攻撃等による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、バックアップ体制を整備するよう努める。

第4 市町村及び指定地方公共機関における物資及び資材の備蓄、整備

(第142～147条関係)

市町村及び指定地方公共機関は、県と連携し、国民保護措置等の実施のために必要な物資及び資材について、防災のための備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所、物資及び資材の供給要請先等の確実な把握等に努めるとともに、武力攻撃災害において迅速に供給できる体制を整備するものとする。

第5章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、県民等が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要がある。

このため、国民保護の意義や仕組みについて、県民等の理解が深まるよう、あらゆる機会を通じ説明を行うことが重要であることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において県民等がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

第1 国民保護措置等に関する啓発（第43条関係）

1 啓発の方法【危機管理総室、関係総室等】

県は、国と連携しつつ、県民に対し、パンフレット、インターネット等の多様な媒体を活用して、国民保護措置等の重要性について継続的に啓発を行う。特に、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦及び外国人その他特に配慮を要する者に対しては、実態に応じた方法により啓発を行う。

2 防災に関する啓発との連携【危機管理総室】

県は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の協力も得ながら県民への啓発を行う。

3 学校における教育【義務教育課、高校教育課、特別支援教育課】

県教育委員会は、文部科学省の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、県立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

第2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

（第43、98、183条関係）

1 県民がとるべき対処等の啓発【危機管理総室、関係総室等】

(1) 県は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市町村長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して県民への周知を図る。

(2) 県は、国内への弾道ミサイルの飛来の場合や県の区域内においてテロが発生した場合に県民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料に基づき、県民に対し周知するよう努める。

2 運転者のとるべき措置の周知徹底【県警察】

県警察は、武力攻撃事態等において運転者がとるべき措置について、災害発生時の措置に準じて周知徹底を図る。

第3 市町村における国民保護に関する啓発（第43、98、183条関係）

市町村は、県が実施する啓発に準じて、多様な媒体等を活用して住民に対する啓発を行うよう努めるものとし、県保護計画に準じて、市町村国民保護計画に必要な事項を定めるものとする。

第3編 武力攻撃事態等及び
緊急対処事態への対処

第3編 武力攻撃事態等及び緊急対処事態への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生した場合や建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられるが、県は、武力攻撃事態等の認定が行われる前の段階等においても、県民の生命、身体及び財産の保護のため、被災現場における初動的な被害への対処が必要となると想定される。

このため、初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行うことが極めて重要であることから、政府による事態認定の前の段階等における県の初動体制について、以下のとおり定める。

第1節 事態認定前等における体制及び初動措置

第1 事態認定前等における職員配備体制等

(第26、98、99、183条、事態対処法第9、22条、災害対策基本法第23条関係ほか)

1 事態認定前における職員配備体制等【危機管理総室、県警本部、関係総室等】

(1) 知事は、武力攻撃等若しくは武力攻撃災害が発生し、又は、発生のおそれがあると判断される次のような情報等を把握した場合及び政府の事態認定の前提となった事実等又は国対策本部の警報の発令内容等事案の状況等に応じて、第2編第1章第1節第2及び表2-2に定める警戒配備体制（1号配備体制）又は特別警戒本部体制（2号配備体制）（以下「特別警戒本部体制等」という。）を速やかに設置する。

ア 県民等及び関係機関からの連絡等により多数の人が殺傷される行為等の発生を把握した場合

イ 武力攻撃災害の徴候の発見に伴う市町村長からの通知及び消防吏員等からの通報があった場合

ウ 被害の発生原因が武力攻撃等によるものか事故災害によるものか確認できない場合で情報収集等の必要があると認められる場合

(2) 県は、特別警戒本部体制等を設置したときは、直ちに事案の発生について消防庁を経由して国（内閣官房）に報告する。

(3) 県警察は、知事からの情報提供を受けたとき、又は、自らが事案を把握した場合には、所要の体制を確立するとともに、体制を確立したことについて、速やかに知事に連絡する。

また、当該事案の発生について、警察庁を経由して国（内閣官房）に通報する。

(4) 知事は、政府の事態認定や国対策本部長の警報の発令、内閣総理大臣の都道府県対策本部を設置すべき都道府県の指定の通知を受ける以前において、全部局での対策が

第3編 武力攻撃事態等及び緊急対処事態への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

必要な場合、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び「県地域防災計画」一般災害対策編、第3章(事故災害編、第2章で準用)等で定める災害対策本部（対象事案の発生原因が不明であり、その態様が災害対策基本法第2条に規定される「災害」に該当する場合に限る。以下同じ。）又は災害対策本部に準じた配備体制を設置するとともに、当該計画の定めにより国（総務省消防庁）及び市町村長等関係機関に通報する。

2 事案に係る情報収集及び提供

【知事公室、危機管理総室、関係総室等、各地方振興局、各保健福祉事務所ほか】

知事は、事案の発生について、消防防災無線、県総合情報通信ネットワーク、緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)、全国瞬時警報システム(J-アラート)及び地域衛星通信ネットワーク等の通信機器を用い、速やかに、表3-1に定める関係機関（以下「情報伝達先機関」という。）に対し通知するとともに、県警察、消防本部、福島海上保安部及び自衛隊等の関係機関を通じて、又は、地方振興局及び保健福祉事務所等の出先機関が情報収集することにより、当該事案に係る情報収集に努めるとともに、情報伝達先機関に対し、迅速に情報提供を行う。

表3-1 各部局等における関係機関への情報伝達ルート

情報伝達先関係機関		情報伝達担当総室
国機関	消防庁（内閣官房）、福島海上保安部、自衛隊	危機管理総室
	その他省庁	関係総室等
隣接県等（隣接県、応援協定締結県、全国知事会幹事県等）		危機管理総室
市町村、消防本部		危機管理総室
関係指定公共機関	放送事業者	知事公室
指定地方公共機関	福島県医師会等医療関係機関	健康衛生総室、病院局
	日本赤十字社福島県支部、医療事業者（機関）	
	運送事業者（機関）	生活環境総室
	ガス事業者（生活関連等施設を含む）	危機管理総室
	電気・通信事業者等（生活関連等施設の管理者を含む）	危機管理総室
	道路管理事業者	道路総室
生活関連等施設の管理者	水道事業者、水道用水供給事業者	健康衛生総室、企業局
	港湾管理者、空港管理者	河川港湾総室
	ダム管理者	農村整備総室、河川港湾総室
	危険物質等の取扱者	危機管理総室、健康衛生総室 ほか

第3編 武力攻撃事態等及び緊急処理事態への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

情報伝達先関係機関		情報伝達担当総室
多数の者が利用する施設（市町村と伝達先を分担）	学校等教育機関	文書管財総室、義務教育課ほか
	医療機関（災害医療センターを含む）	健康衛生総室、病院局
	社会福祉施設、介護施設	保健福祉総室、生活福祉総室、こども未来局
	その他集客施設（工場・大規模集客施設）	商工労働総室、地方振興局ほか

注1. 表中「危機管理総室」とあるのは、県対策本部等（対策本部体制）設置後は、第2章第2節第1で定める機能班及び実働班に読み替える。

2. 表中「総室」とあるのは、県対策本部等（対策本部体制）設置後は「班」と読み替える。

3 危機管理監の職務

危機管理監は、知事の命を受け、安全及び安心の確保に関する施策の総合的な推進並びに安全管理の総合調整に関する事務を掌理するとともに、危機管理に関して全庁を統括し、危機が生じた場合又は生じるおそれがある場合における緊急的対応に関する事務について、部長その他職員を指揮監督する。

なお、危機管理監は危機管理部長をもって充てることとする。

第2 事態認定前等における初動措置（第12、15、21、26、29、183条関係ほか）

1 関係法令に基づく初動措置等

(1) 特別警戒本部体制等及び災害対策本部又は災害対策本部に準じた配備体制においては、事案の状況に応じて「県地域防災計画」一般災害対策編第3章又は同事故対策編第2～7章及び「県災害救急医療マニュアル」等に基づき、又は、準じて対処するほか、関係機関に対し、消防法（昭和23年法律第186号）、警察官職務執行法（昭和23年法律136号）等の関係法令に基づく対処を要請することなどにより、被害の最小化を図る。

(2) 政府による事態認定後、知事は、関係法令に基づき適切な体制をとるとともに、内閣総理大臣に対する都道府県国民保護対策本部又は都道府県緊急処理事態対策本部（以下「都道府県対策本部」という。）を設置すべき地方公共団体の指定の要請を行う。また、情報収集の結果、武力攻撃災害により、県民等の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認められる場合、知事は、第4章第1節第5で定める武力攻撃災害緊急通報の発令、第7章第4節第1で定める退避の指示等の適切な国民保護措置等を行う。

2 NBC兵器による武力攻撃災害の場合の初動措置等

対象事案が、NBC兵器による攻撃に伴う武力攻撃災害のおそれがある場合、特別警戒本部体制等及び災害対策本部又は災害対策本部に準じた配備体制においては、本計画によるほか、「県地域防災計画」事故対策編第6章及び「県災害救急医療マニュアル」に基づき、又は、準じて対処するとともに、災害原因物質等に応じ、表3-2のマニユア

ル等を活用し被害の最小化を図る。

表3-2 NBC災害等発生時における対応マニュアル等

災害原因物質等	マニュアル等名
NBC一般（連絡体制・初動措置等） 化学剤使用時における医療体制等	福島県NBC災害等対処現地関係機関連携指針 （平成20年度福島県生活環境部）
生物剤使用時における医療体制等	福島県感染症予防計画 （平成16年度福島県保健福祉部）
核物質使用（放射能汚染）時における 医療体制等	福島県原子力災害医療行動計画 （平成28年度福島県保健福祉部）

3 武力攻撃原子力災害の場合の初動措置等

対象事案が、武力攻撃原子力災害のおそれがある場合、特別警戒本部体制等及び災害対策本部又は災害対策本部に準じた配備体制においては、本計画によるほか、「県地域防災計画」原子力災害対策編第3及び「県原子力災害医療行動計画」に基づき、又は、準じて対処する。

4 関係機関への支援要請

知事は、事案に伴い発生した武力攻撃災害への対処に関して、必要があると認めるときは、国関係機関や他の都道府県等に対し支援を要請する。

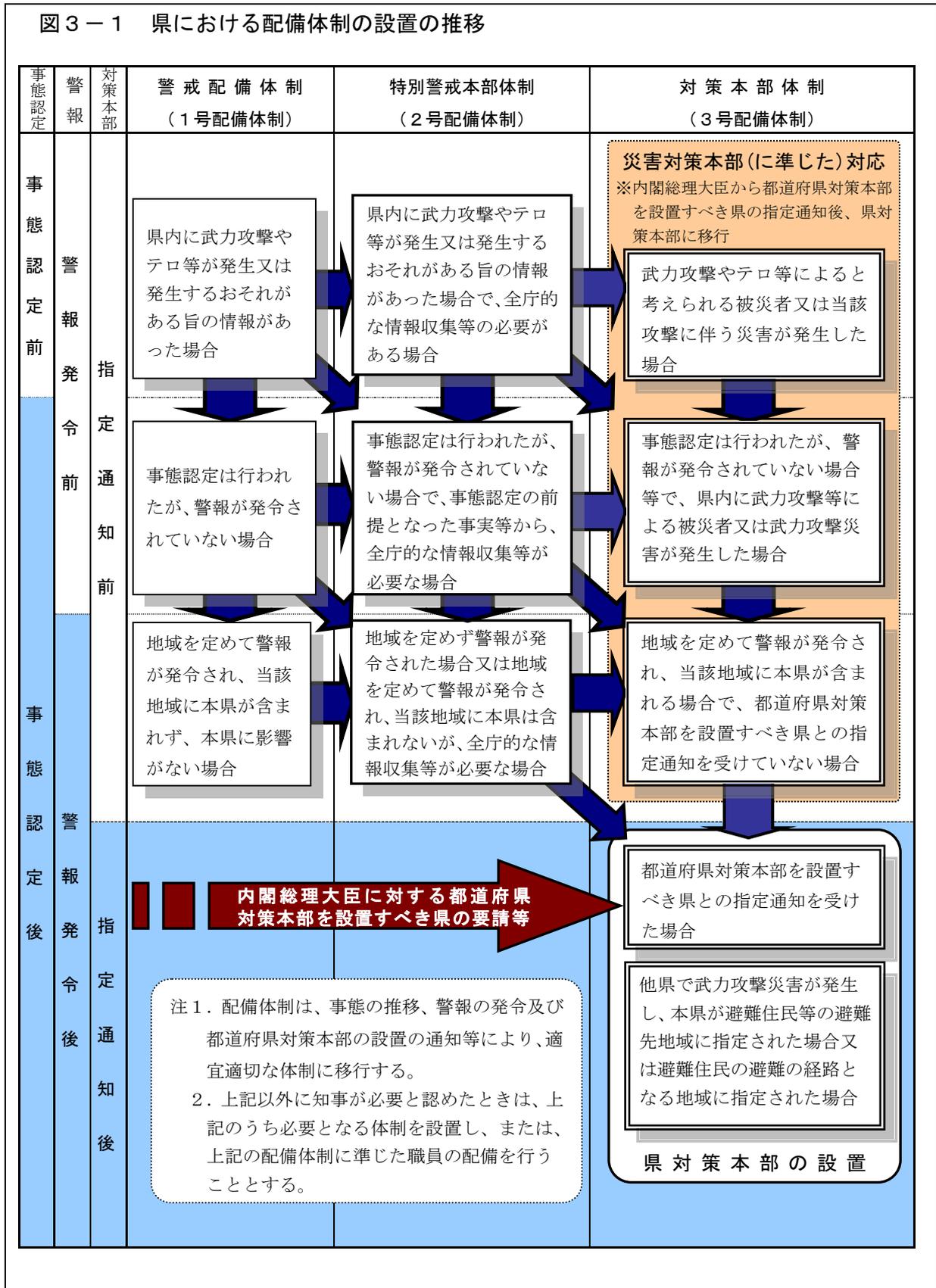
第3 県対策本部等に移行する場合の調整（第25、27、183条関係）

- (1) 特別警戒本部体制等及び災害対策本部又は災害対策本部に準じた配備体制を設置した後に政府において事態認定が行われ、知事に対し、総務大臣を経由して内閣総理大臣から、都道府県対策本部を設置すべき県の指定の通知があった場合については、直ちに県対策本部を設置し、新たな体制に移行するとともに、特別警戒本部体制等は廃止する。
- (2) 災害対策本部を廃止した場合、「県地域防災計画」一般災害対策編第3章（事故災害編第2章で準用）の定めにより国（総務省消防庁）及び市町村長等関係機関に通報する。
- (3) 県対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置が講じられている場合、知事は、すでに講じられた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行う。

第4 特別警戒本部体制等を廃止する場合の通知等

県は、情報収集等の結果、武力攻撃等若しくは武力攻撃災害が発生していないと確認された場合等により特別警戒本部体制等を廃止する場合、国及び情報伝達先機関に対し、第1節第1の1(2)及び2に基づき報告、通知する。

図3-1 県における配備体制の設置の推移



第5 市町村における初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

- (1) 市町村長が多数の人を殺傷する行為等の事案を把握した場合には、市町村は、県に準じた対応をとるものとする。
- (2) 市町村が災害対策本部や危機管理に対処する体制等を設置した後、政府において事態認定が行われ、市町村長に対し、総務大臣を経由して内閣総理大臣から、市町村国民保護対策本部又は市町村緊急対処事態対策本部（以下「市町村対策本部」という。）を設置すべき市町村の指定の通知があった場合は、直ちに市町村対策本部を設置し、災害対策本部等は廃止するものとする。
- (3) (2)の場合において、市町村対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく措置が講じられている場合、市町村長は、必要な調整を行うものとする。

第2章 県対策本部の設置

県対策本部を設置する場合の手順や県対策本部の組織及び機能、県対策本部長の権限等について、以下のとおり定める。

第1節 県対策本部の設置等

第1 県対策本部の設置手順（第25、27、58、59、183条関係ほか）

- 1 県対策本部を設置すべき県の指定の通知
知事は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）を經由して都道府県対策本部を設置すべき県の指定の通知を受ける。
- 2 知事による県対策本部の設置
指定の通知を受けた知事は、直ちに県対策本部を設置する。
- 3 県対策本部員及び県対策本部職員の参集
危機管理総室は、県対策本部員及び県対策本部職員等に対し、第2編第1章第1節第2の4で定める職員参集システム等の連絡網により、県対策本部に参集するよう連絡する。
また、勤務時間内においては、庁内放送等を活用することにより職員への連絡を行う。
- 4 県対策本部の開設【総括班、活動支援班、通信班、文書管財班、情報統計班ほか】
 - (1) 総括班及び活動支援班は、第2編第1章第1節第3に基づき、福島県危機管理センター（北庁舎2・3階）に県対策本部を開設するとともに、県対策本部に必要な各種通信システムを起動し、関係機関との連絡体制の確認及び資機材の配置等必要な準備を行う。
 - (2) 知事は、県対策本部を設置したときは、県議会に県対策本部を設置したことを報告する。
 - (3) 県対策本部は、表3-1の情報伝達ルートにより情報伝達先機関に対し、速やかに県対策本部を設置したことを通知する。
- 5 交代要員等の確保【活動支援班、人事班、文書管財班、教育総務班ほか】
県対策本部は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料及び燃料等の備蓄、自家発電設備及び宿泊（仮眠）施設の確保等を行う。
- 6 本部の代替機能の確保
知事は、県の区域を越える避難が必要で、県の区域内に県対策本部を設置することができない場合には、避難先地域を管轄する都道府県の知事と県対策本部の設置場所について協議を行う。

第2 県対策本部を設置すべき県の指定の要請等（第26、183条関係）【総括班】

- 1 知事は、内閣総理大臣から都道府県対策本部を設置すべき県として指定されていない場合において、県における国民保護措置等を総合的に推進するために必要があると認める場合には、内閣総理大臣に対し、消防庁を経由して都道府県対策本部を設置すべき都道府県の指定を行うよう要請する。
- 2 県内の市町村長から知事に対し、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定を行うよう要請があった場合についても、県の手続きと同様に行う。

第2節 県対策本部の組織構成等

第1 県対策本部の組織構成（第28、31、183条関係）

- 1 県対策本部の組織構成
県対策本部の組織構成は図3-2のとおりとする。
- 2 県対策本部機能班
 - (1) 県対策本部長を補佐する組織として、県対策本部機能班（以下「機能班」という。）を置く。
 - (2) 機能班の組織編制及び所掌業務は、表3-3のとおりとする。
- 3 県対策本部実働班
 - (1) 各部各総室等を組織とする県対策本部実働班（以下「実働班」という。）を置く。
 - (2) 実働班は、県対策本部における決定内容等を踏まえて、措置を実施する。
また、実働班は、あらかじめ定められた機能班配備計画に基づき、機能班に支援要員を派遣し円滑な連絡調整を図る。
 - (3) 実働班の組織編制及び所掌業務は表3-4のとおりとする。

図3-2 県対策本部の組織構成

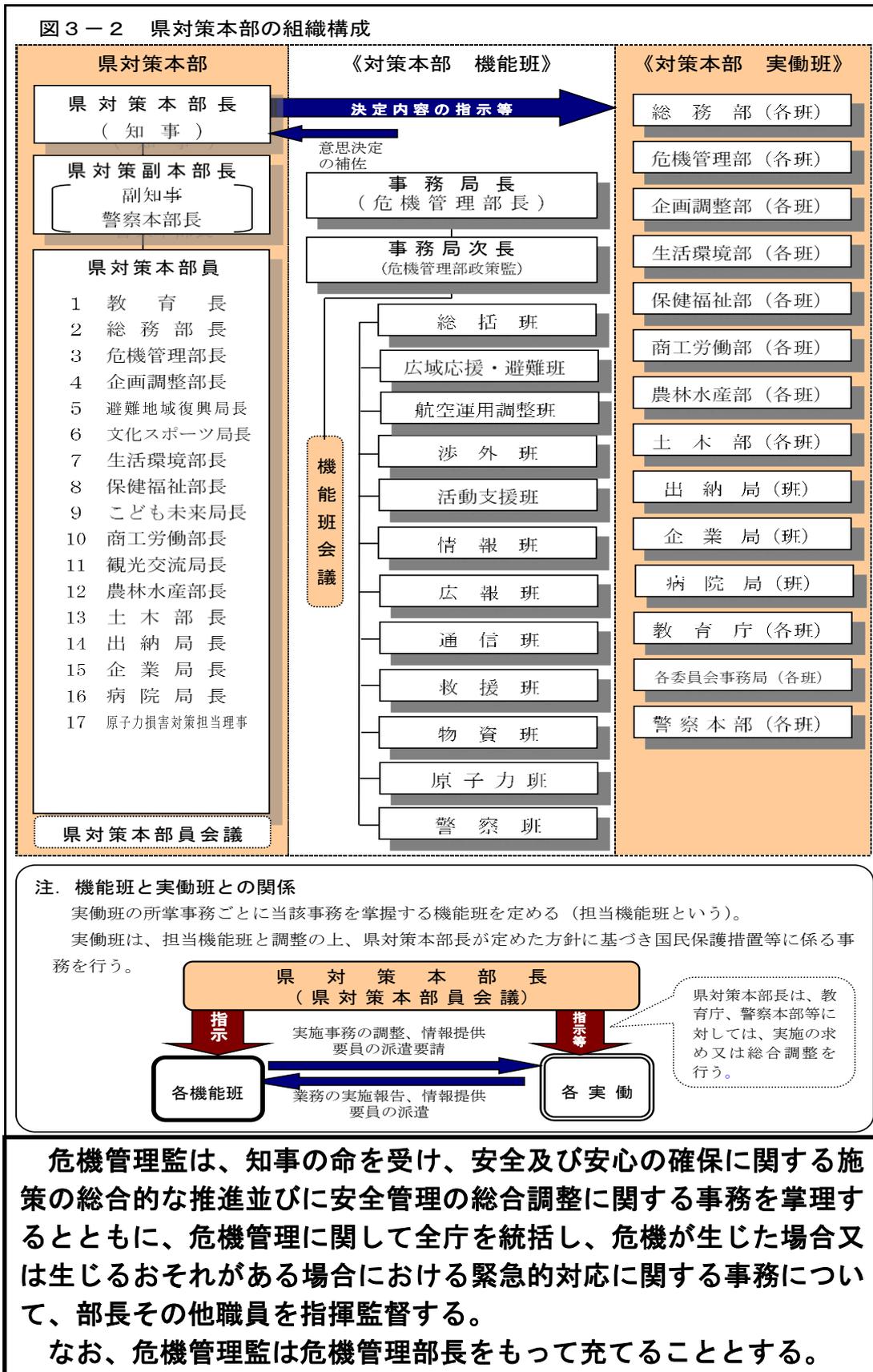


表3-3 県対策本部機能班の組織編制及び所掌業務

機能班名	所掌業務
<p>総括班</p> <p>◎危機管理課長</p> <p>○災害対策課長</p> <p>○政策調査課主幹</p> <p>○危機管理部主幹</p> <p>○防災専門監</p> <p>○災害対策課主幹</p> <p>○原子力安全対策課主幹</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護措置等の総合的な推進に関する基本方針及び対策計画の企画に関すること。 2 国民保護措置等の把握及び総合調整に関すること。 3 県対策本部の予算に関すること。 4 本部員会議の運営及び記録に関すること。 5 本部長の補佐に関すること。 6 各機能班との連絡調整及び機能班会議に関すること。 7 現地対策本部及び地方対策本部に関すること。 8 避難の指示、緊急通報の発令、退避の指示及び武力攻撃災害の防御に関する指示等に関すること。 9 市町村への支援についての総合調整、救援に関する措置に係る市町村への事務委任手続きに関すること。 10 武力攻撃原子力災害の状況把握に関すること。 11 武力攻撃原子力災害合同対策本部との連絡調整等に関すること。 12 指定公共機関（原子力防災管理者に限る。）に関すること。 13 自衛隊の国民保護等派遣要請に関すること。 14 緊急消防援助隊の要請に関すること。 15 国及び他の都道府県に対する応援要請に関すること。 16 その他国民保護措置等の実施に関すること。
<p>渉外班</p> <p>◎企画調整課長</p> <p>○復興・総合計画課長</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 政府及び国会に対する要望書等の作成に関すること。 2 政府及び国会の視察団の視察に関すること。
<p>活動支援班</p> <p>◎人事課長</p> <p>○教育庁主幹</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 県対策本部の庶務に関すること。 2 県対策本部室等の確保及び設置に関すること。 3 対応要員の確保及び勤務ローテーションに関すること。 4 対応職員及び県有管理施設の安全確保に関すること。 5 対応職員に対する赤十字標章等及び特殊標章等の交付等に関すること。 6 対応要員の食料等及び宿泊先の確保に関すること。 7 国、他県等からの応援職員の取りまとめに関すること。 8 県有車両の運用に関すること（土木作業用車両を除く。）。 9 事務用品、備品の管理・補給に関すること。 10 県職員等及び県管理施設の被害の集計等に関すること。
<p>情報班</p> <p>◎県民広聴室長</p> <p>○情報政策課総括主幹</p> <p>○経営・販売課長</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災情報の収集及び集計に関すること。 2 生活情報（ライフラインの被害及び復旧状況等含む。）の収集に関すること。 3 道路被害及び交通規制状況（位置情報含む。）の収集に関すること。 4 被災地支援情報（ボランティア活動等含む。）の収集に関すること。 5 市町村、消防本部その他の防災関係機関の国民保護措置等の把握に関すること。 6 各班及び地方対策本部等への情報提供に関すること。 7 防災関係機関等に対する情報提供に関すること。 8 隣接各県の都道府県対策本部等の設置状況及び被害状況の取りまとめに関すること。

第3編 武力攻撃事態等及び緊急対処事態への対処

第2章 県対策本部の設置

機能班名	所掌業務
情報班 ◎県民広聴室長 ○情報政策課総括主幹 ○経営・販売課長	9 県民等からの被災情報、ボランティア活動等の問合せについての対応に関する事。 10 安否情報の調整及び総務大臣に対する報告に関する事。 11 情報及び記録の整理及び保存に関する事。
広報班 ◎広報課長 ○広報課主幹	1 武力攻撃災害についての広報及び報道機関の取材対応等に関する事。 2 武力攻撃災害用ホームページの開設に関する事。 3 消費者保護対策及び物価対策に係る情報提供に関する事。 4 その他国民保護措置等の実施等についての県民等への情報提供に関する事。
通信班 ◎情報政策課長 ○災害対策課主幹 (兼務)	1 県総合情報通信ネットワーク及び福島県情報通信ネットワークシステムの管理統制に関する事。 2 気象情報等の収受及び通報に関する事。 3 通信・連絡体制の確保に関する事。
救 援 班 ◎保健福祉総務課長 ○一般廃棄物課長 ○地域医療課長 ○食品生活衛生課長 ○病院経営課長 ○建築指導課主幹	1 救援に関する措置(医療の提供及び埋葬・火葬、死体の処理等)の実施に関する事。 2 被災住宅の応急修理等に関する事。 3 医療情報の防災関係機関及び医療関係機関への提供に関する事。 4 医療及び医薬品の確保に関する事(統括災害医療コーディネーターによるDMAT及び医療救護班の調整等を含む。)。 5 医療救護班(所)の編成及び設置(支援)に関する事(日本赤十字社福島県支部との調整を含む。)。 6 保健衛生の確保に関する事。 7 武力攻撃災害時要配慮者対策に関する事。 8 ライフラインの確保に関する事。 9 廃棄物の処理に関する事。 10 動物(ペットに限る。)の救援対策に関する事。 11 借上げ住宅に関する事(制度構築等)。 ※ 武力攻撃災害時要配慮者の避難対策については、広域応援・避難班と協議を要する。
物 資 班 ◎商工総務課長 ○農林総務課長 ○出納総務課長	1 救援に関する措置(食品、生活必需品等の給与等)の実施に関する事。 2 食品、生活必需品等の確保に関する事。 3 支援物資、寄附物資の受入及び搬送に関する事。
広域応援・避難班 ◎生活環境総務課長 ○生活交通課長 ○避難者支援課長 ○技術管理課長 ○消防保安課主幹	1 国及び他の都道府県に対する連絡調整に関する事。 2 防災関係機関との連絡調整に関する事。 3 国現地对策本部との調整に関する事。 4 市町村が住民避難に関する措置の支援に関する事 5 被災住民の避難(避難時における食品等の給与等及び医療の提供を除く。)に関する事。 6 避難所の開設、運営及び避難所における通信設備の確保に関する事。 7 避難経路及び運送経路等の確保に関する事(東北運輸局との調整を含む。)。

第3編 武力攻撃事態等及び緊急対処事態への対処

第2章 県対策本部の設置

機能班名	所掌業務
広域応援・避難班 ◎生活環境総務課長 ○生活交通課長 ○避難者支援課長 ○技術管理課長 ○消防保安課主幹	8 避難手段及び運送手段の確保（緊急通行車両の確認手続き含む。）に関する事 と（東北運輸局との調整を含む。）。 9 県外避難を含む広域避難対策（4から8までに掲げる事務）に関する事 10 救援に関する措置（被災者の捜索・救出、死体の捜索）に関する事 11 武力攻撃災害への対処に関する措置（事前措置、応急公用負担、消防等）に関する事 12 社会秩序の維持及び安全の確保（警戒区域の設定及び汚染の拡大の防止等含 む。）に関する事。 13 生活関連等施設及び公共施設等の安全確保に関する事。 14 役場機能の移転に関する事。
航空運用調整班 ◎消防保安課長 ○消防保安課主幹〈兼 務〉	1 ヘリコプター等による活動の実施に関する事。 2 各種災害関係機関等とのヘリコプター等の運用調整に関する事。
原子力班 ◎原子力安全 対策課長 ○放射線監視室長 ○原子力安全 対策課主幹	1 緊急時モニタリングに関する事。 2 原子力発電所の被害状況に関する事。 3 原子力災害対策特別措置法に基づく通報連絡に関する事。 4 各班及び現地災害対策本部等への情報提供（原子力発電所の被害状況、原災法 に基づく通報連絡）に関する事。 5 防災関係機関等への情報提供（原子力発電所の被害状況、原災法に基づく通報 連絡）に関する事。 6 屋内退避及び避難の指示に関する事。
警察班 ◎警察本部課長 ○県警災害対策官	1 県警災害警備本部との連絡調整に関する事。

注1. 総括班を除く各機能班について、上記業務以外に次の業務が共通業務として含まれる。

- 1 業務計画の作成に関する事。
- 2 行動記録の作成に関する事。
- 3 所管業務に関する関係機関に対する情報提供、報告及び通報の実施に関する事。
- 4 所管業務に関する関係機関との連絡調整に関する事。
- 5 所掌業務に係る実働班に対する業務の実施についての連絡及び調整に関する事。
- 6 所掌事務に係る各実働班に対する事務の実施についての指示及び進捗状況の把握に関する事。
- 7 その他事務局長の命ずること。

注2. 表中、「◎」は機能班の班長を「○」は副班長を意味する。なお、各機能班に配置される班員は別に定める。

注3. 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害の状況によっては、被害状況の把握を行うため、各機能班員から組織する現地調査班を被災地等（現地調整所を含む。）に派遣し、現地の情報収集及び事情偵察等を行う。

また、国現地对策本部、市町村対策本部等に機能班員を派遣し、連絡調整及び情報収集を行う。

注4. 本部長は、初動対応において各実働班と各機能班の業務を迅速かつ円滑に遂行するため必要があると認めるときは、部局長を各機能班の臨時の最高責任者とすることができる。

注5. 各機能班の人数については、事務局長の判断により柔軟に増減できるものとする。

表3-4 県対策本部実働班の組織編制及び所掌業務

班名	所 掌 業 務	担当機能班
総務部 知事 公室 班	1 本部長及び副本部長の秘書に関すること。	総括班
	2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害についての広聴及び県民の苦情、相談等の処理に係る県庁内(以下「庁内」という。)調整に関すること(臨時相談所への派遣を含む。)	情報班
	3 放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関との連絡調整及び報道協力依頼に関すること。	広報班
	4 広報活動その他広報に関すること。	
	5 プレスルームの運営及び報道事業者に対する情報提供に関すること。	
	6 放送事業者に対する警報の放送及び警報の解除の放送、避難の指示及び避難の指示の解除の放送、緊急通報の放送の求めに関すること。	
	7 インターネットを利用した武力攻撃事態等及び武力攻撃災害に係る情報の提供に関すること。	
	8 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害についての写真の収集及び記録並びに国及び関係機関への広報等に関すること。	
財務班	1 部内各班の連絡調整に関すること。	総括班
	2 国民保護措置等経費の予算措置に関すること。	
	3 県議会との連絡に関すること。	
	4 県税の減免及び猶予措置に関すること。	活動支援班
	5 部内の対応要員の確保及びローテーションに関すること。	
	6 部内における国、他県等からの応援職員の把握に関すること。	
	7 部内他班の所掌に属しない業務に関すること。	
人事班	1 他の都道府県等に対する職員の派遣要請及び派遣のあっせん要請に関すること。	広域応援・ 避難班 活動支援班
	2 職員の動員に関すること。	
	3 職員の非常招集に関すること。	
	4 対応要員の確保及びローテーションに係る庁内調整に関すること。	
	5 要避難地域等における職員(家族を含む。)の福利厚生に関すること。	
	6 被災職員(家族を含む。)の集計等に関すること。	
	7 対応要員の安全確保に関すること(赤十字標章等及び特殊標章等の交付等の手続きを含む。)	広域応援・ 避難班
	8 借上げ避難施設(共済組合関係施設に限る。)に関すること。	
文書 管財 班	1 公立大学法人及び私立学校の被害の調査に関すること。	情報班
	2 被災者情報及び安否情報の個人情報の適正な取扱いに関すること。	
	3 公立大学法人及び私立学校の児童、生徒及び学生の安否情報の収集及び整理に関すること。	
	4 県庁舎、合同庁舎、公舎及びこれらの附属施設等の被害の調査に関すること。	活動支援班
	5 私立学校における武力攻撃災害時要配慮者対策に関すること。	

第3編 武力攻撃事態等及び緊急対処事態への対処

第2章 県対策本部の設置

班名		所 掌 業 務	担当機能班	
総務部	文書管理財班	6 被災した私立学校の児童及び生徒に対する学用品の給与に関すること。	救 援 班	
		7 被災した私立学校の児童及び生徒の保健管理及び学校給食に関すること。		
		8 被災地における私立学校の被災児童及び生徒の健康管理及びメンタルヘルスケアに関すること。		
	市町村班	9 県庁舎、合同庁舎、公舎及びこれらの附属施設等の安全確保に関すること。	広域応援・避難班	
		10 県対策本部室等の確保及び本部内通信回路の設置等に関すること。	活動支援班	
		11 通信連絡体制(福島県総合情報通信ネットワーク及び総合行政ネットワークを除く。)の確保及び庁内放送による職員への情報伝達に関すること。		
		12 集中管理自動車の配車に関すること。		
		1 武力攻撃災害等に伴う市町村の起債に関すること。	総 括 班	
	2 市町村等に対する職員の派遣及び派遣のあっせんに関すること。	広域応援・避難班		
	3 安否情報の収集及び整理に関すること(市町村からの情報に限る。)	情 報 班		
	危機管理部	<p>※県対策本部設置後における危機管理総室所管業務の取扱い</p> <p>危機管理総室職員は、機能班員として国民保護措置等に係る業務を行うため、県対策本部設置後における危機管理総室所管業務のうち機能班が所管しないものについては、次の実働班に業務を移管する。</p> <p>○危機管理課所管業務(赤十字標章等の交付等) 環境共生班</p> <p>(生活関連等施設等の安全確保) 企 業 班</p> <p>○消防保安課所管業務(消防団、ガス・火薬関係) 環境保全班</p> <p>○災害対策課所管業務(自主防災組織関係) 環境保全班</p> <p>○原子力安全対策課所管業務(原子力発電所関係) 地域づくり班</p>		
	企画調整部	企画調整班	1 部内各班の連絡調整に関すること。	総 括 班
2 各部における政府及び国会に対する要望等並びに資料作成の総合調整に関すること。			渉 外 班	
3 政府及び国会の視察団の視察の総合調整に関すること。			情 報 班	
4 県民からの問合せ、相談対応の調整・協力に関すること。				
5 部内の対応要員の確保及びローテーションに関すること。				
6 部内における国、他県等からの応援職員の把握に関すること。			活動支援班	
7 部内他班の所掌に属しない業務に関すること。			関係機能班	
地域づくり班		1 原子力発電所の被害状況の把握に関すること。	総 括 班	
		2 生活関連等施設(原子力発電所に限る。)の安全確保に関すること。	物 資 班	
		3 緊急物資等の受入及び配送に関すること。		
		4 その他原子力安全対策課所管業務の補助に関すること。	関係機能班	
情報統計班		1 安否情報の収集、整理及び提供に関すること。	情 報 班	
		2 通信連絡体制(県総合情報通信ネットワークシステム及び総合行政ネットワークに限る。)の確保に関すること。	通 信 班	

第3編 武力攻撃事態等及び緊急対処事態への対処
第2章 県対策本部の設置

班名		所 掌 業 務	担当機能班	
企 画 調 整 部	復 避 興 難 班 地 域	1 駐在先市町村の被害情報の把握に関する事 2 駐在先市町村と県（災害対策地方本部）との連絡調整に関する事。	活動支援班	
	ソ 文 班 化 ス ポ ー	1 文化施設、体育施設等の被害の調査に関する事。 2 特定非営利活動法人に係る情報の収集及び提供に関する事。	情報班 活動支援班 情 報 班	
生 活 環 境 部	生 活 環 境 班	1 部内各班の連絡調整に関する事。 2 生活交通関係の被害の調査に関する事。 3 男女共同参画に係る施設の被害の調査に関する事。 4 避難所運営等における人権・男女共同参画に関する事。 5 外国人等の要配慮者対策に関する事。	総 括 班 情 報 班 広域応援・ 避難班 救 援 班	
		6 安否情報（外国籍の者に限る。）の収集、整理及び日本赤十字社への提供に関する事。	情 報 班	
		7 避難先地域等における消費者保護対策に関する事。	広 報 班	
		8 物価対策の連絡調整に関する事。 9 避難先地域等における物価の安定に関する事。 10 避難誘導時及び避難住民等の救援のための食料品類、毛布、衣料品、寝具、ろうそく、その他生活必需品の調達に関する事（福島県生活協同組合連合会からの調達に限る。） 11 運送事業者等である指定公共機関、指定地方公共機関及び他の民間運送事業者の輸送力の把握に関する事。 12 運送事業者等である指定公共機関、指定地方公共機関及び他の民間運送事業者との連絡調整及び運送協力依頼に関する事。 13 被災地等における緊急通行車両の確認証明書の発行等に関する事。 14 運送事業者等である指定公共機関、指定地方公共機関及び他の民間運送事業者に対する特殊標章等の交付等に関する事。 15 生活関連等施設等（鉄道施設及び軌道施設に限る。）の安全確保に関する事。 16 部内の対応要員の確保及びローテーションに関する事。	広域応援・ 避難班	
		17 部内における国、他県等からの応援職員の把握に関する事。	活動支援班	
		18 武力攻撃災害復興寄附金の受入に関する事。	関係機能班	
		19 部内他班の所掌に属しない業務に関する事。		
		環 境 共 生 班	1 赤十字標章等及び特殊標章等の交付等に係る庁内調整に関する事。	活動支援班
			2 自然公園等に係る施設の被害の調査に関する事。 3 ライフライン（ガス、上・下水道関係を除く。）の供給状況等に係る情報収集に関する事。	情 報 班
			4 被災地における環境汚染（水、大気・土壌関係に限る。）の応急対策に関する事。	広域応援・ 避難班
			5 その他危機管理課所管業務の補助に関する事。	関係機能班

第3編 武力攻撃事態等及び緊急対処事態への対処
第2章 県対策本部の設置

班名		所 掌 業 務	担当機能班
生活環境部	環境保全班	1 消防機関及び自主防災組織に関すること。	総括班 関係機能班
		2 ガス関係施設の被害の調査に関すること。	情報班
		3 被災時における高圧ガス及び火薬類による被害の調査に関すること。	
		4 被災地における廃棄物の処理及び清掃に関すること。	救援班
		5 被災地における環境汚染（廃棄物に限る。）の応急対策に関すること。	広域応援・ 避難班
		6 ガス事業者等である指定公共機関、指定地方公共機関及び他の民間ガス事業者との連絡調整及びガスの供給依頼に関すること。	救援班
		7 ガス事業者等である指定公共機関、指定地方公共機関及び他の民間ガス事業に対する特殊標章等の交付等に関すること。	活動支援班
		8 生活関連等施設（ガス工作物及び消防保安課が所管する危険物質等取扱所に限る。）の安全確保に関すること。	広域応援・ 避難班
		9 その他消防保安課所管業務の補助に関すること。	関係機能班
保健福祉部	保健福祉班	1 部内各班の連絡調整に関すること。	総括班
		2 福祉関係施設における被害の取りまとめに関すること。	情報班
		3 県社会福祉事業団の安否情報の収集及び整理に関すること。	
		4 部内における安否情報の取りまとめに関すること。	
		5 武力攻撃災害時要配慮者対策に係る部内の調整に関すること。	救援班
		6 被災地におけるメンタルヘルスケアに係る部内の調整に関すること。	
		7 武力攻撃災害時における国民健康保険被保険者等の保険診療支援等に関すること。	
		8 福祉避難所の指定及び部内の調整に関すること。	
		9 部内の対応要員の確保及びローテーションに関すること。	活動支援班
		10 部内における国、他県等からの応援職員の把握に関すること。	
		11 部内他班の所掌に属しない業務に関すること。	関係機能班
生活福祉班	生活福祉班	1 救護施設、老人福祉施設、老人保健施設、障がい福祉サービス事業所及び障がい者支援施設の被害の調査に関すること。	情報班 活動支援班
		2 県立社会福祉施設の安否情報の収集及び整理に関すること（生活福祉班が所掌するものに限る。）。	
		3 社会福祉協議会（ボランティアセンター）との連絡体制に関すること。	情報班
		4 高齢者、障がい者等の武力攻撃災害時要配慮者対策に関すること。	救援班
		5 被災地における障がい者世帯の援護対策に関すること。	
		6 被災者に対する生活福祉資金の貸付けに関すること。	
		7 救護施設、老人福祉施設、老人保健施設、障がい福祉サービス事業所及び障がい者支援施設の応急復旧に関すること。	
		8 被災地における高齢者等のメンタルヘルスケアに関すること。	
		9 福祉避難所に関すること（生活福祉班が所掌するものに限る。）。	
		10 義援金品の受付及び配付手続き等に係る庁内調整に関すること。	物資班

第3編 武力攻撃事態等及び緊急対応事態への対応

第2章 県対策本部の設置

班名		所 掌 業 務	担当機能班
保健福祉部	健康衛生班	1 市町村保健センター、災害医療センター、感染症指定医療機関等の医療関係機関及び水道施設等の被害の調査に関する事。	情報班
		2 市町村保健センター、災害医療センター、感染症指定医療機関等の医療関係機関の安否情報の収集及び整理に関する事。	
	こども未来班	3 避難誘導時及び避難住民等の救援のための応急医療の提供及び助産に関する事。	救援班
		4 被災地への医療救護班（県立病院関係を除く。）の派遣に関する事。	
		5 医療関係団体等である指定公共機関及び指定地方公共機関との連絡調整及び協力依頼に関する事。	
		6 医療事業者等である指定公共機関、指定地方公共機関及び他の医療関係機関（者）に対する赤十字標章等の交付等に関する事	
		7 市町村保健センター、災害医療センター、感染症指定医療機関等の医療関係機関及び水道施設等の応急復旧に関する事。	
		8 被災地における医療救護所（臨時の医療施設を含む。）の設置に関する事。	
		9 医薬品その他衛生資材の確保及び配分に関する事。	
		10 国、他の都道府県研究機関等及び医療関係機関との連携及び対応に関する事。	
		11 被災地における感染症の予防に関する事。	
		12 環境衛生に関する事（衛生害虫駆除を除く。）。	
		13 被災地における飲料水の供給に関する事。	
		14 被災地における被災者の健康管理及びメンタルヘルスケアに関する事。	
		15 難病患者等の要配慮者対策に関する事。	
		16 動物（ペットに限る。）救護対策に関する事。	
		17 食品の安全確保及び食品衛生の確保に関する事。	
		18 広域火葬調整の実施に関する事。	
こども未来班	19 被災地における毒物及び劇物の管理に関する事。	広域応援・避難班	
	20 生活関連等施設（取水施設、貯水施設、浄水施設及び貯水池、毒物、劇物及び医薬品に係る危険物質等取扱所に限る。）の安全確保に関する事。		
	21 借上げ避難所に関する事（観光交流班が所掌するものを除く。）。		
こども未来班	1 青少年に係る施設及び児童福祉施設等の被害の調査に関する事。	情報班 活動支援班	
	2 県立社会福祉施設の安否情報の収集及び整理に関する事（こども未来班が所掌するものに限る。）。		
	3 障がい児、児童及びひとり親世帯の武力攻撃災害時要配慮者対策に関する事。	救援班	
	4 被災地における障がい児、児童及びひとり親世帯の援護対策に関する事。		
	5 児童福祉施設等の応急復旧に関する事。		
	6 被災地における被災児童等のメンタルヘルスケアに関する事。		
	7 福祉避難所に関する事（こども未来班が所掌するものに限る。）。		

第3編 武力攻撃事態等及び緊急対処事態への対処
第2章 県対策本部の設置

班名		所 掌 業 務	担当機能班	
商 工 労 働 部	商 工 労 働 班	1 部内各班の連絡調整に関する事	総括班	
		2 商工関係施設の被害の調査に関する事	情報班	
		3 商工関係施設の応急復旧に関する事		
		4 協力事業者等による国民保護措置等の支援に関する事	救援班 物資班	
		5 被災事業者等に対する各種資金の提供及びあっせんに関する事	物資班	
		6 被災者に対する就業のあっせんに関する事		
		7 緊急物資等の受入及び配送（庁内調整を含む。）の指示に関する事		
		8 広域陸上輸送拠点等における緊急物資等の受入・配送施設の確保に関する事		
		9 部内の対応要員の確保及びローテーションに関する事	活動支援班	
		10 部内における国、他県等からの応援職員の把握に関する事	関係機能班	
		11 部内他班の所掌に属しない業務に関する事		
産 業 振 興 班	産 業 振 興 班	1 避難誘導時及び避難住民等の救援のための食料品類、毛布、衣料品、寝具、ろうそく、その他生活必需品の調達に関する事（福島県生活協同組合連合会からの調達を除く。）	物資班	
		2 物資の調達及び被災地への物資の配送に係る庁内調整に関する事		
観 光 交 流 班	観 光 交 流 班	1 借上げ避難施設に関する事（健康衛生班が所掌するものを除く。）	広域応援・ 避難班	
		2 福島空港における運航状況等の情報収集に関する事		
		3 県民からの問合せ、相談対応（安否情報の提供を除く。）に関する事	情報班	
		4 外国人旅行者の支援に関する事	広域応援・ 避難班 救援班	
		5 緊急物資の受入及び配送に関する事	物資班	
農 林 水 産 部	農 林 水 産 班	1 部内各班の連絡調整に関する事	総括班	
		2 農林水産関係の被害の取りまとめに関する事	情報班	
		3 部内の対応要員の確保及びローテーションに関する事	活動支援班	
		4 部内における国、他県等からの応援職員の把握に関する事		
		5 部内他班の所掌に属しない業務に関する事	関係機能班	
	農 業 支 援 班	農 業 支 援 班	1 農業被害の調査に関する事	情報班
			2 農業気象に関する事	
			3 被災農業者に対する農業金融等（他班の所掌に属しないものに限る。）に関する事	物資班
			4 農作物の技術対策に関する事	総括班

第3編 武力攻撃事態等及び緊急対処事態への対処
第2章 県対策本部の設置

班名	所 掌 業 務	担当機能班	
農 林 水 産 部 班	1 水産関係施設(漁港関係施設を除く。)、漁船等の被害の調査に関する事	情 報 班	
	2 水産関係施設(漁港関係施設を除く。)、漁船等の応急復旧に関する事	救 援 班	
	3 避難誘導時及び避難住民等の救援のための主食の調達に関する事	物 資 班	
	4 避難誘導時及び避難住民等の救援のための農産物等物資の調達に関する事		
	5 避難誘導時及び避難住民等の救援のための畜産物の調達に関する事		
	6 避難誘導時及び避難住民等の救援のための水産物の調達に関する事		
	7 家畜伝染病の予防及び防疫並びに家畜飼料の調整に関する事	情 報 班	
	8 救援等用の漁船の調達に関する事		
	9 家畜救護対策に関する事	広域応援・ 避難班	
	10 生活関連等施設(動物用医薬品に係る危険物質等取扱所に限る。)の安全確保に関する事		
	11 被災漁業者に対する漁業金融及び漁業災害補償に関する事	関係機能班	
農 村 整 備 班	1 農地及び農業用施設の被害の調査に関する事	情 報 班	
	2 農地及び農業用施設の応急復旧に関する事	総 括 班	
	3 農業水利の確保に関する事		
	4 武力攻撃災害発生時における農道離着陸場の利用に係る福島市との調整に関する事		
	5 生活関連等施設(ダムに限る。)の安全確保に関する事	広域応援・ 避難班	
森 林 林 業 班	1 民有林内の森林、林産物及び林産物生産施設、林道施設及び治山施設の被害の調査に関する事	情 報 班	
	2 民有林内の森林、林産物及び林産物生産施設、林道施設及び治山施設の応急復旧に関する事	関係機能班	
	3 救援に関する措置用国有林材の需要量の掌握及び払下げのあっせん並びに森林管理局との連絡に関する事		
	4 被災林業者に対する林業金融に関する事		
土 木 部 班	1 部内各班の連絡調整に関する事	総 括 班	
	2 部内の対応要員の確保及びローテーションに関する事	活動支援班	
	3 部内における国、他県等からの応援職員の把握に関する事	関係機能班	
	4 部内他班の所掌に属しない業務に関する事		
	企 画 技 術 班	1 土木関係の被害の取りまとめに関する事	情 報 班
		2 部内の国民保護措置等の取りまとめに関する事	関係機能班
	道 路 班	1 道路、橋りょう等の被害及び通行が不能な箇所の調査に関する事	情 報 班
		2 道路及び橋りょう等の被害の応急復旧に関する事	広域応援・ 避難班
3 通行路線の調整(自衛隊、東日本高速道路株式会社等の調整を含む。)に関する事			

第3編 武力攻撃事態等及び緊急処理事態への対処
第2章 県対策本部の設置

班名	所 掌 業 務	担当機能班
土木部	4 緊急輸送路の確保に関すること。 5 道の駅等の施設利用に関すること。	広域応援・避難班
	河川港湾班	1 水防活動に関すること。 2 水防情報の収集及び通報に関すること。 3 公共土木施設被害の取りまとめに関すること。 4 河川・海岸関係施設、ダム施設、砂防関係施設、港湾、漁港関係施設及び福島空港の被害の調査に関すること。 5 土砂災害、雪崩災害の被害の調査に関すること。 6 河川・海岸関係施設、ダム施設、砂防関係施設、港湾、漁港関係施設及び福島空港の応急復旧に関すること。
都市班	7 土砂災害、雪崩災害の応急復旧に関すること。 8 港湾及び漁港における緊急救援及び住民避難等のための船舶の受入れに関すること。 9 生活関連等施設等（水域施設、係留施設、ダム、旅客ターミナル施設、航空保安施設、滑走路等に限る。）の安全確保に関すること。 10 福島空港における緊急救援及び住民避難等のための航空機の受入れに関すること。	広域応援・避難班
	1 都市施設及び下水道の被害の調査に関すること。 2 都市施設及び下水道の応急復旧に関すること。	情報班 救援班
建築班	1 県営住宅の被害調査に関すること。 2 収容施設及び臨時の医療施設等の建設、武力攻撃災害関係住宅に関すること。 3 収容施設等の建設に要する資材の調達及びあっせん並びに住宅関係の資金融通に関すること。 4 被災建築物の相談に関すること。 5 公営住宅等の一時使用に関すること。 6 県営住宅の応急復旧に関すること。 7 県有施設の応急的営繕工事に関すること。	情報班 救援班
	出納班	1 義援金品の受付及び配付に関すること。 2 指定金融機関等の被害の把握及び連絡調整に関すること。 3 部内各班、各機能班の応援に関すること。
企業班	1 所管する施設の被害の取りまとめに関すること。 2 所管する施設の応急復旧に関すること。 3 避難住民等の救援のための通信設備の確保に関すること。 4 生活関連等施設等（他班の所管する生活関連等施設等を除く。）の安全確保に関すること。	情報班 広域応援・避難班

第3編 武力攻撃事態等及び緊急対処事態への対処

第2章 県対策本部の設置

班名	所 掌 業 務	担当機能班
病院班	1 県立病院の被害の調査に関すること。	情報班
	2 県立病院の安否情報の収集及び整理に関すること。	
	3 避難誘導時及び避難住民等の救援のための応急医療の提供及び助産に関すること。	救援班
	4 被災地への医療救護班（県立病院関係に限る。）の派遣に関すること。	
	5 県立病院の応急復旧に関すること。	
教育 庁 総 務 班	1 教育庁内各班の連絡調整に関すること。	総括班
	2 教育関係職員の動員に関すること。	活動支援班
	3 教育関係職員の非常招集に関すること。	
	4 教育庁内の対応要員の確保及びローテーションに関すること。	
	5 被災教育関係職員（家族を含む。）の集計等に関すること。	
	6 教育庁内における国、他県等からの応援職員の把握に関すること。	関係機能班
	7 教育庁内他班の所掌に属しない業務に関すること。	
財務班	1 公立学校の応急復旧に関すること。	救援班
職員班	1 対応要員（教育関係職員に限る。）の安全確保に関すること（対応要員に対する特殊標章等の交付等の手続きを含む。）。	活動支援班
福利班	1 避難先地域等における教育関係職員（家族を含む。）の福利厚生に関すること。	活動支援班
	2 借上げ避難施設（共済組合関係施設に限る。）に関すること。	救援班
社会教育班	1 社会教育施設の被害の調査に関すること。	情報班 活動支援班
	2 美術館及び博物館等収蔵品の保全に関すること。	情報班
	3 避難所の開設支援等に関すること。	広域応援・ 避難班
文化財班	1 文化財の被害の調査に関すること。 2 文化財の保全に関すること。	情報班
義務教育班	1 公立学校（小学校、中学校）の児童及び生徒の安否情報の収集及び整理に関すること。	情報班
	2 公立学校（小学校、中学校）の被害の調査に関すること。	
	3 被災した公立学校（小学校、中学校）の児童及び生徒に対する学用品の給与に関すること。	物資班
	4 被災地における公立学校（小学校、中学校）の被災児童及び生徒のメンタルヘルスケアに関すること。	救援班
	5 被災地の義務教育の確保及び教職員の動員に関すること。	
	6 対応要員（義務教育関係職員に限る。）の宿泊及び食料確保に関すること。	活動支援班
高校教育班	1 公立学校（高等学校）の生徒の安否情報の収集及び整理に関すること。	情報班
	2 公立学校（高等学校）の被害の調査に関すること。	
	3 被災した公立学校（高等学校）の生徒に対する学用品の給与に関すること。	物資班

第3編 武力攻撃事態等及び緊急対処事態への対処

第2章 県対策本部の設置

班名	所 掌 業 務	担当機能班	
教育庁	高校教育班	4 被災地における公立学校(高等学校)の被災生徒のメンタルヘルスケアに関すること。	救 援 班
		5 被災地の高校教育の確保及び教職員の動員に関すること。	
		6 公立学校(高等学校)における避難所の開設支援等に関すること。	広域応援・ 避難班 活動支援班
		7 対応要員(高校教育関係職員に限る。)の宿泊及び食料確保に関すること。	
	特別支援教育班	1 公立学校(特別支援学校)の児童及び生徒の安否情報の収集及び整理に関すること。	情 報 班
		2 公立学校(特別支援学校)の被害調査に関すること。	
		3 公立学校(特別支援学校)の児童及び生徒の武力攻撃災害時要配慮者対策に関すること。	救 援 班
		4 被災地における公立学校(特別支援学校)の被災児童及び生徒のメンタルヘルスケアに関する こと。	
		5 被災地の特別支援教育の確保及び教職員の動員に関すること。	
		6 被災した公立学校(特別支援学校)の児童及び生徒に対する学用品の給与に関すること。	物 資 班
		7 対応要員(特別支援教育関係職員に限る。)の宿泊及び食料確保に関すること。	活動支援班
	健康教育班	1 公立学校の児童及び生徒の災害時要配慮者対策に関すること(特別支援教育班)が所掌するものを除く。)	救 援 班
		2 被災した公立学校の児童及び生徒の保健管理及び学校給食に関すること。	
	警察本部	警察本部対策本部	1 情報の収集並びに警報の伝達に関すること。
2 住民の避難・誘導に関すること。			
3 被災者の捜索及び救出に関すること。			
4 生活関連等施設の安全確保に関すること。			
5 NBC兵器を用いた武力攻撃等への対処に関すること。			
6 被害情報の収集及び提供に関すること。			
7 警察通信に関すること。			
8 道路交通の管理に関すること。			
9 その他国民保護対策一般に関すること。			
その他委員会事務局(班)	1 他都道府県議会からの調査に関すること。(議会事務局)	活動支援班 関係機能班	
		2 他班への対応要員の派遣及び応援に関すること。	活動支援班
		3 他班に属しない業務に関すること。	関係機能班

注1. 各実働班について、上記業務以外に次の業務が共通業務として含まれる。

- 1 所属職員及び家族の被災状況の把握に関すること。
- 2 管理する施設、設備及び備品の被災状況の把握に関すること。
- 3 担当機能班及び実働班に対する業務予定及び業務報告の提出に関すること。
- 4 所掌業務に係る関係部署・機関との連絡調整に関すること。
- 5 所属職員の安全確保(赤十字標章等及び特殊標章等の交付等を含む。)に関すること。
- 6 班内の対応要員の確保及びローテーションに関すること。
- 7 機能班から要請があった場合における、対応要員の派遣に関すること。
- 8 所掌業務に係る応急復旧計画の作成及び実施に関すること。
- 9 所掌事務に係る予算に関すること。

第3編 武力攻撃事態等及び緊急対処事態への対処
第2章 県対策本部の設置

10 公用令書の交付及びこれに伴う損失の補償に関すること。

注2. 表中、ゴシック字の部分は、平素において所管していない業務について、県対策本部等設置後に、他班から移管されて行くことを意味する。

なお、移管元の班は、平素に作成した移管業務についての実施要領等に基づき移管先の班が適切に業務を遂行できるよう指導するとともに、必要に応じて職員を派遣することなどにより業務が円滑に行われるようにする。

注3. 複数の班が関係する以下の業務については、当該業務の調整を行う班を下表に定める。

複数の実働班に関係する業務	調整担当班	関係実働班
対応要員の確保及びローテーション	人事班	知事公室班、各部主管班（部内取りまとめ）、出納班、企業班、病院班、教育総務班（教育庁内とりまとめ）ほか
広聴及び県民の相談等の処理	知事公室班	企画調整班、観光交流班
うち安否情報の収集及び提供	情報統計班	文書管財班、市町村班、保健福祉班（部内取りまとめ）、生活福祉班、こども未来班、健康衛生班、病院班、義務教育班、高校教育班、特別支援教育班、警察本部対策本部
うち安否情報の収集及び日本赤十字社への提供(外国籍の者)	生活環境班	
物資の調達及び物資の配送	産業振興班	生産流通班
うち緊急物資等の受付及び配送	商工労働班	観光交流班
うち義援金品の受付及び配布	生活福祉班	
赤十字標章等及び特殊標章等の交付等	環境共生班	生活環境班、健康衛生班、職員班

第2 県対策本部の所掌業務（第27、31、183条関係）

県対策本部は、県及び県内市町村並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する県の区域に係る国民保護措置等の総合的な推進に関する業務を所掌する。

第3 県対策本部における広報等【情報班、広報班】

武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐとともに、県民等に対し適時適切な情報提供や武力攻撃災害等に係る相談対応等を行うため、県対策本部に当該事態に係る情報を一元的に取り扱う情報班を設置する。また、広報担当部署として広報班を設置することなどにより広報広聴体制を整備する。

第3節 県現地対策本部等の設置

第1 県現地対策本部の設置（第28、31、183条関係）

1 知事は、避難住民が多い地域や武力攻撃災害による被災者が多数に及ぶ地域等において、市町村対策本部や指定地方公共機関等との連絡及び調整等を緊密に行う必要がある場合等、県対策本部の事務の一部を行うため必要があると認めるときは、県民等保護対策本部条例に基づき、県民等保護現地対策本部又は緊急対処事態現地対策本部（以下「県現地対策本部」という。）を設置する。

- 2 県現地対策本部長及び県現地対策本部員は、県対策副本部長及び県対策本部員その他の職員のうちから県対策本部長が指名する者をもって充てる。
- 3 2以外の県現地対策本部の組織構成及び所掌事務については、別に定める。

第2 県地方対策本部の設置

- 1 県対策本部長が、各地域における国民保護措置等を円滑に実施するため、必要があると認めるときは、地方振興局長は、当該地方振興局の所管区域をその管轄区域とする県民等保護地方対策本部又は緊急処理事態地方対策本部（以下、「県地方対策本部」という。）を設置する。
- 2 地方振興局長が、その所管地域において武力攻撃災害が発生し、又は、発生するおそれがあり、速やかに出先機関の体制を確立する必要があると認める場合においては、地方振興局長の判断により県地方対策本部を設置することができる。
- 3 県地方対策本部の組織構成及び所掌事務については、別に定める。

第3 東京支部の設置

県対策本部長は、武力攻撃事態等に関して政府、国会その他関係機関との連絡調整のため、必要があると認めるときは、東京事務所に東京支部を設置する。

第4節 県対策本部長の権限（第11、28、29、183条、事態対処法第14条関係ほか）

県対策本部長は、県の区域内における国民保護措置等を総合的に推進するため、国民保護措置等の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置等の確かつ迅速な実施を図る。

- 1 県の区域内における国民保護措置等に関する総合調整【総括班】
 - (1) 県対策本部長は、県の区域内における国民保護措置等を確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、県及び関係市町村並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置等に関する総合調整を行うことができる。
 - (2) 市町村対策本部長から総合調整の実施を要請された場合において、必要があると認める場合は、所要の総合調整を行うことができる。
 - (3) (1)、(2)の県対策本部長が行う総合調整については、国民保護法の規定に基づき必要な範囲内で行うものとし、市町村並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性及び自立性に配慮する。
- 2 国対策本部長に対する総合調整の要請【総括班】
 - (1) 県対策本部長は、国対策本部長に対して、指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置（緊急対処措置を除く。）に関して所要の総合調整を行うよう要請することができる。
 - (2) (1)の場合、県対策本部長は、総務大臣（消防庁）を窓口として要請を行うこととし、

総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

3 職員の派遣の求め【総括班、活動支援班】

- (1) 県対策本部長は、国民保護措置等の実施に関し、指定行政機関又は指定公共機関と緊密な連絡を図る必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長（当該指定地方行政機関がないときは、当該指定行政機関の長）又は当該指定公共機関に対し、その指名する職員の県対策本部会議への出席を求めることができる。
- (2) 県対策本部長は、防衛大臣に対して、その指定する職員の県対策本部会議への出席を求めることができる（自衛隊の連絡員の派遣）。

4 情報の提供の求め【総括班、情報班、関係機能班】

- (1) 県対策本部長は、国対策本部長に対し、県の区域に係る国民保護措置等の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求めることができる。
- (2) (1)の場合、県対策本部長は、消防庁を窓口として情報の提供を求める。

5 国民保護措置等に係る実施状況の報告又は資料の求め【総括班、関係機能班】

県対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、県の区域に係る国民保護措置等の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。

6 県警察及び県教育委員会に対する措置の実施の求め【総括班、関係機能班】

- (1) 県対策本部長は、県警察及び県教育委員会に対し、県の区域に係る国民保護措置等を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。
- (2) (1)の場合、県対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

第5節 県対策本部の廃止（第30、183条関係）【総括班】

- 1 知事は、内閣総理大臣から県対策本部を設置すべき県の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、県対策本部を廃止する。
- 2 知事は、県対策本部を廃止したときは、県議会に県対策本部の廃止を報告する。また、表3-1の情報伝達ルートを用いて、速やかに第1節第1の4(3)に定める情報伝達機関に対し、県対策本部を廃止したことを通知する。
- 3 1の場合において、武力攻撃等及び武力攻撃災害の状況に応じ、知事が、必要と認めるときは、特別警戒本部体制等をとる。

第6節 通信の確保

1 情報通信手段の確保【通信班、関係実働班】

県は、携帯電話、衛星携帯電話、地域衛星通信ネットワークの衛星可搬局、移動系防災行政無線等の移動系通信回線若しくは消防防災無線、県総合情報通信ネットワーク緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)、全国瞬時警報システム(J-アラート)、インターネット、総合行政ネットワーク(LGWAN)等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、避難先地域等との間で国民保護措置等の実施に必要な情報通信手段を確保する。

2 情報通信手段の機能確認【通信班、関係実働班】

県は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

3 通信輻輳により生じる混信等の対策【通信班、関係実働班】

県は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、県が運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

4 市町村における通信の確保

市町村は、県における通信の確保に準じ、通信の確保を行うものとする。

なお、市町村は、中山間地域など積雪期等において交通が途絶するおそれのある地域に対する情報通信手段等の確保について配慮するものとする。

第3章 関係機関相互の連携

県は、国民保護措置等を的確かつ迅速に実施するため、国、他の都道府県、市町村、関係指定公共機関及び指定地方公共機関、その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と県との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

第1節 国対策本部との連携（第3、29、172、183条関係ほか）

1 国対策本部との連携【総括班】

県（県対策本部）は、国対策本部と密接な連携を図るため、原則として、消防庁を通じて、各種の調整や情報共有等を行う。

2 国現地対策本部との連携【総括班、広域応援・避難班、県地方（現地）対策本部】

県（県対策本部）は、国現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。

また、国現地対策本部が、武力攻撃事態等合同対策協議会を開催した場合には、県対策本部又は県地方（現地）対策本部員の中から、県対策本部長が指名した者を出席させるものとする。

第2節 関係指定行政機関の長又は関係指定地方行政機関の長等への措置要請

（第11、16、87、97、183条関係ほか）

1 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請【総括班、関係機能班】

(1) 知事は、国民保護措置等を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、その所掌事務に係る国民保護措置等の実施に関し必要な要請を行う。

(2) (1)の場合、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に示して要請する。

2 市町村からの措置要請【総括班、関係機能班】

知事は、市町村長から当該市町村の所掌事務に関する国民保護措置等の実施に関し要請の求めがあった場合には、その求めの趣旨を勘案し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うなどにより適切な措置を講ずる。

第3節 自衛隊の部隊等の派遣要請等

（第15、20、183条、自衛隊法第77条の4関係ほか）

1 知事による国民保護等派遣要請【総括班】

(1) 知事は、次の国民保護措置等を円滑に実施するため必要があると認めるときは、自衛隊福島地方協力本部長（第1優先連絡先）又は第6師団長（第2優先連絡先）を通

じて陸上自衛隊にあつては当該区域を担当区域とする東北方面総監、海上自衛隊にあつては当該区域を警備区域とする横須賀地方総監、航空自衛隊にあつては当該区域を担当区域とする中部航空方面隊司令官を介し、防衛大臣に自衛隊法（昭和29年法律第165号）第8条の部隊等（以下「自衛隊の部隊等」という。）の派遣を要請する。

ただし、通信の途絶等のためこれらの者に連絡が取れない場合においては、第44普通科連隊長又は第6特科連隊長を通じて、東北方面総監、横須賀地方総監又は中部航空方面隊司令官を介し、防衛大臣に連絡する。（国民保護等派遣）

ア 避難住民の誘導

誘導、集合場所での人員整理、避難状況の把握等

イ 避難住民等の救援

食品の給与及び飲料水の供給、医療の提供、被災者の捜索及び救出等

ウ 武力攻撃災害への対処

被災状況の把握、人命救助活動、消防及び水防活動、NBC兵器による攻撃に伴う汚染への対処等

エ 武力攻撃災害の応急の復旧

危険な瓦礫の除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等

- (2) 知事が、(1)の要請を行う場合には、次の事項を明らかにするとともに、文書により行う。

ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電話その他の通信手段により行う。

ア 武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項

2 市町村長による国民保護等派遣要請の求め【総括班、広域応援・避難班】

知事は、市町村長から、当該市町村の区域に係る国民保護措置等を円滑に実施するため特に必要があるとして自衛隊の部隊等の派遣要請の求めを受けたときは、その必要性等を総合的に勘案し、1(1)と同様に防衛大臣に対し要請する。（国民保護等派遣）

3 国民保護等派遣以外の派遣目的により出動した部隊との調整【総括班、広域応援・避難班】

知事は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動〔内閣総理大臣の命令に基づく出動〔自衛隊法第78条及び知事の要請に基づく出動（同法第81条）〕により出動した部隊に対しても、県対策本部に駐在する連絡員等を通じ、情報交換等を行うことにより緊密な意思疎通を図る。

第4節 他の都道府県に対する応援の要求、事務の委託（第12、13、183条関係）

1 都道府県間の応援【総括班、広域応援・避難班】

- (1) 知事は、県の区域に係る国民保護措置等を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにした上で、他の都道府県知事に対して応援を求める。
- (2) 知事が、他の都道府県知事に対し応援を求めた場合及び他の都道府県知事からの応援の求めに応じ応援を実施する場合には、国対策本部における適切な措置の実施（関係行政機関による措置の実施、総合調整や応援の指示等）に資するため、併せてその内容について消防庁を通じて国対策本部に報告を行う。
ただし、県公安委員会が、警察法（昭和29年法律第162号）第60条の規定に基づき警察庁又は他の都道府県警察に対して援助の要求をしようとするときは、あらかじめ必要な事項を警察庁に通報する。
- (3) 他都道府県に応援を求める場合には、災害時相互応援協定に基づき、活動の調整等を行うものとする。

2 他の都道府県に対する事務の一部の委託【総括班、広域応援・避難班】

- (1) 県は、県の区域に係る国民保護措置等の実施のため必要があり、県の事務又は事務の一部を他の都道府県に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
 - ア 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
 - イ 委託事務に要する経費の支弁の方法
 - ウ その他委託事務に関し必要な事項
- (2) 他の都道府県に対する事務の委託を行った場合、県は、(1)の事項を公示するとともに、消防庁を通じて、総務大臣に届け出る。
- (3) 他の都道府県に対する事務の委託を行った場合、知事は、(1)の内容を速やかに県議会に報告する。

第5節 関係指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

（第21、22、71、79、157、158、179、180、183条関係）

【総括班、関係機能班、関係実働班】

- 1 知事は、国民保護措置等を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置等の実施に関し必要な要請を行う。
- 2 1の場合、知事は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り具体的に明らかにする。
また、赤十字標章等及び特殊標章等の交付等及び適切な情報提供等を行うことにより、要請を受けた指定公共機関又は指定地方公共機関に従事する者の安全確保に十分配慮す

る。

第6節 関係指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請等（第151～153条）

【総括班、活動支援班】

- 1 知事は、国民保護措置等の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。
また、必要があるときは、知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17等の規定に基づき、他の地方公共団体の長等に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。
- 2 知事は、1の要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合等において、国民保護措置等の実施のため必要があるときは、総務大臣に対し、当該職員の派遣について、あつせんを求める。
- 3 知事は、市町村長から、当該市町村の区域に係る国民保護措置等を円滑に実施するため特に必要があるとして職員の派遣の要請を受けたときは、その必要性等を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣し、又は、1の派遣要請等を行う。
- 4 県の委員会及び委員は、職員の派遣を要請し、又は、あつせんを求めようとするときは、あらかじめ、知事に協議する。
- 5 知事は、市町村から職員の派遣についてのあつせんの求めがあったときは、派遣が必要となる職種や派遣の必要性などを総合的に勘案し、必要に応じ、あつせんを行い、又は、2の職員の派遣についてあつせんを求める。

第7節 県の行う応援等（第12～14、18、19、21、179、183条関係）

第1 他の都道府県に対して行う応援等

【総括班、広域応援・避難班、活動支援班、関係機能班、関係実働班】

- 1 応援の求めがあった場合の対応
知事は、他の都道府県知事から、応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置等と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
- 2 国民保護措置等に係る事務の委託を受けた場合の対応
他の都道府県から、国民保護措置等に係る事務の委託を受けた場合、知事は、第4節の2(1)の事項を県議会に報告するとともに、公示を行い、消防庁を通じて総務大臣に届け出る。

第2 市町村に対して行う応援等【総括班、広域応援・避難班、活動支援班、関係機能班、

【関係実働班、県地方（現地）対策本部】

1 応援の求めがあった場合の対応

知事は、市町村長等から国民保護措置等の実施に関し応援の求めがあった場合には、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

2 国民保護措置等に係る事務の代行についての対応

(1) 県は、市町村がその全部又は大部分の事務を実施することができなくなったときは、平素からの調整を踏まえ、当該市町村長が実施すべき国民保護措置等の全部又は一部を代わって実施する。

(2) 知事は、市町村長の実施すべき国民保護措置等の代行を開始し、又は、終了したときは、その旨を公示するとともに、代行が終了した場合には、当該市町村に対し、速やかに事務の代行の終了及び代行した国民保護措置等について通知する。

第3 関係指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

【総括班、活動支援班、関係機能班、関係実働班、県地方（現地）対策本部】

知事は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置等の実施に当たって、当該機関から、労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

第8節 ボランティア団体等に対する支援等（第4、173条関係）

1 自主防災組織に対する支援【総括班、活動支援班、広報班、環境保全班ほか】

県は、自主防災組織による警報の伝達、避難住民の誘導等の実施に関する協力について、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

2 ボランティア活動への支援等【情報班、広報班】

(1) 県は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、県民等からボランティア活動についての実施希望があった場合、当該活動に伴う安全の確保について、武力攻撃事態等や武力攻撃災害の状況、希望のあった活動の内容及び活動希望地域等から総合的に勘案し、その適否を判断する。

(2) 県が、県民等からのボランティア活動の実施希望事案について、安全の確保が十分であり、活動を行うことが適当と判断した場合には、県社会福祉協議会ボランティアセンター等のボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、市町村社会福祉協議会等に設置されるボランティアセンター等におけるボランティアの登録及び派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

第9節 民間等からの救援物資等の受入れ等

【広報班、物資班、地域づくり班、生活福祉班、商工労働班、観光交流班、出納班】

- 1 県は、避難住民等の受入地域である市町村等の関係機関の協力を得ながら受入れを希望する物資、数量及び受入期間等を速やかに把握し、その内容のリスト及び送り先を県対策本部及び国対策本部を通じて公表する。
- 2 県は、第2編第2章第2の4で定める緊急物資等の受入れ、配送体制により、救援物資等の受入れ、保管及び配送等を円滑に行うよう努める。
また、県は、必要に応じ、救援物資等の受入れ、保管及び配送体制の運営について、市町村、東北運輸局等、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関等に対し協力を依頼する。
- 3 県が、被災地又は避難先地域の指定を受けていない場合、必要に応じ、被災地等への救援物資等に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、当該地域から要望のあった物資等についての広報を行う。

第10節 住民への協力要請（第4、70、80、115、123、173、183条関係）

【関係機能班、関係実働班、県地方（現地）対策本部】

- 1 知事又は県の職員等は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民等に対し、必要な援助についての協力を要請する。
- 2 1の場合、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。
 - (1) 避難住民の誘導
 - (2) 避難住民等の救援
 - (3) 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
 - (4) 保健衛生の確保

第4章 警報及び避難の指示等

図3-3 住民の避難に関する措置等における国、県及び市町村の対応等

国（国対策本部長）	県（知事）	市町村（市町村長）	指定地方公共機関（放送事業者）
<p>対処基本方針等 閣議決定 対策本部を設置すべき 地方公共団体の閣議決定 (指定の通知)</p>	<p>県対策本部の設置</p>	<p>市町村対策本部 の設置</p>	
<p>警報の発令（通知） ①武力攻撃事態等の現状・予測 ②武力攻撃等発生等地域 ③その他住民等への周知事項</p>	<p>警報の通知 警報の発令の内容 警報の内容の伝達等 利用者が多い施設の管理者、 報道発表等</p>	<p>警報の内容の伝達 ①住民・関係団体等 (サイレン等により伝達) ②利用者が多い施設の管理 者</p>	<p>警報の放送 警報の解除 の放送</p>
<p>避難措置の指示（通知） ①要避難地域 ②避難先地域 ③住民避難に関して関係 機関が講ずべき措置の 概要</p> <p>注. 避難とは、避難措置の指 示を受けた知事が、要避難 地域等の住民を避難先地域 (屋内避難先を含む。)に逃 がすこと、退避とは、知事 等の判断で、目前の危険を 一時的に避けるため武力攻 撃災害の及ばない地域又は 場所に逃すことをいう。</p>	<p>要避難地域を管轄 避難の指示（通知） 避難措置の指示の内容のほか ①主要な避難の経路 ②避難のための交通手段 ③その他避難の方法 警報の伝達等 利用者が多い施設の管理者、 報道発表等 避難の実施準備</p> <p>避難の指示の報告</p> <p>避難先地域を管轄 避難住民の受入れ のための措置の実施</p>	<p>要避難地域を管轄 避難の指示の伝達 ①住民・関係団体等 (サイレン等により伝達) ②利用者が多い施設の管 理者 避難住民の誘導等 避難実施要領の作成 避難住民の誘導等</p> <p>避難先地域を管轄 避難住民の受入れ のための措置の実施</p>	<p>避難の指示 の放送 避難の指 示の解 除の 放送</p>
<p>警報の発令前</p> <p>注. 武力攻撃災害緊急通報は、 武力攻撃災害から住民の生 命等に対する危険を防止す るため、緊急の必要がある とき発令される（なお、警 報は、武力攻撃等から国民 の生命等を保護するため、 緊急の必要があるときに発 令される）。 警報は、比較的広範囲の 地域、緊急通報は限定され た地域を対象とする。</p>	<p>緊急通報の発令（通知） ①武力攻撃災害の現状・予測 ②その他住民等への周知事項等 緊急通報の伝達 利用者が多い施設の管理者、 報道発表等</p> <p>緊急通報発令の報告</p> <p>対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の要請</p> <p>退避の指示（通知）</p> <p>注. 第7章第4節第1に規定</p>	<p>緊急通報の伝達 ①住民・関係団体等 (サイレン等により伝達) ②利用者が多い施設の管 理者</p> <p>退避の指示</p> <p>退避の指示の通知</p>	<p>緊急通報 の放送</p> <p>警察官、海上保安官 は、市町村長等の避 難の指示を待つい とまがない場合や 市町村長等から要 請があった場合に 退避を指示するこ とができることと されている。</p>

注. 県及び市町村は、警報の解除及び避難の指示の解除においても同様に対応する。

第1節 警報の通知及び伝達

県は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するために重要な警報の通知及び伝達等に必要な事項について、以下のとおり定める。

第1 警報の通知等（第44～46、48、50、65条関係）

1 警報の通知【総括班、広報班、知事公室班、関係実働班】

- (1) 知事は、国対策本部長が発令した武力攻撃事態等における警報（緊急対処事態を除く。以下第4まで同じ。）が総務大臣（消防庁）から通知された場合には、直ちに、その内容を第1章第1節第1の1、2及び表3-1に定める情報伝達ルートにより、県対策本部員、県の執行機関等、市町村長、放送事業者その他の指定地方公共機関及びその他の関係機関に通知する。
- (2) 知事は、「武力攻撃が迫り、又は、現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に該当する市町村長に対しては、直ちに通知するとともに、その受信確認を行う。
- (3) 知事は、放送の速報性から、放送事業者が高い緊急情報の伝達能力を有することにかんがみ、特に、放送事業者である指定地方公共機関に対し、迅速に警報の内容を通知する。
- (4) 放送事業者である指定地方公共機関は、当該警報の通知を受けたときは、当該機関の国民保護業務計画で定めるところにより、警報の内容を速やかに放送するものとする。

なお、放送事業者である指定地方公共機関による警報の放送については、伝えるべき警報の通知の内容の正確さを損なわない限度において、その放送の方法については、当該機関の自主的な判断にゆだねることとする。

2 警報の内容の伝達等【総括班、広報班、知事公室班、関係実働班】

- (1) 知事は、学校、病院、駅その他の多数の者が利用する施設の管理者に対し、第2編第1章第4節第2及び表2-10によりあらかじめ定めた市町村との役割分担に従い、警報の内容を伝達する。

この場合、病院、老人福祉施設、介護施設及び保育所その他自ら避難することが困難な者が入院し、その他滞在している施設の管理者に対し警報の内容が伝達されるよう特に配慮する。

- (2) 知事は、警報の報道発表について速やかに行うとともに、次のホームページに警報の内容を掲載する。

ア 福島県ホームページ トップページ

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/>

イ 福島県ホームページ 国民保護のページ

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01010a/kokuminhogo.html>

- (3) 県警察は、市町村と協力して、交番、駐在所、パトカー等の勤務員が拡声器を活用するなどして、警報の内容が的確かつ迅速に伝達されるように図る。

第2 市町村長による警報伝達の基準（第47条関係）

1 市町村長による警報の内容の伝達

市町村長は、知事から警報の通知を受けたときは、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（自治会等の市町村の実情に応じて定めておくもの）にその内容を伝達するものとする。

2 市町村長による警報の伝達方法

警報の伝達方法については、当面の間は、現在市町村が保有する伝達手段に基づき、原則として以下により行うものとする。

また、広報車等の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の効果的な方法も検討するものとする。

- (1) 「武力攻撃が迫り、又は、現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に当該市町村が含まれる場合

原則として、同報系防災行政無線により国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴し、住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知するものとする。

- (2) 「武力攻撃が迫り、又は、現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に当該市町村が含まれない場合

ア 原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図るものとする。

イ アの場合、市町村長が特に必要と認める場合に、サイレンを使用することを妨げるものではない。

3 警報伝達に係る体制の整備

- (1) 市町村長は、市町村職員並びに消防本部消防長及び消防団長を指揮し、又は、一部事務組合等の管理者に要請することにより、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努めるものとする。

- (2) (1)の場合、高齢者、障がい者及び外国人その他情報伝達に配慮を要する者に対する警報の内容の伝達に留意するものとする。

4 警報伝達に係る県警察との連携

市町村長は、住民に対する警報の内容の伝達に当たっては、県警察との連携を図るものとする。

第5 武力攻撃災害緊急通報の発令（第98～100、183条関係）

1 緊急通報の発令【総括班、情報班、広報班、知事公室班、関係実働班】

(1) 知事は、武力攻撃災害が発生し、又は、まさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときで、警報の発令がない場合においては、速やかに武力攻撃災害緊急通報又は緊急処理事態における災害に係る緊急通報（以下「緊急通報」という。）を発令する。

特に、ゲリラや特殊部隊による攻撃及び大規模なテロが発生した場合において、対処の現場から情報を得た場合には、事態の状況に応じ、迅速に緊急通報の発令を行う。

(2) (1)の場合、知事は、武力攻撃災害の兆候の通知及び通報の内容や県警察、消防本部等からの情報の正確性や事態の緊急性について十分に勘案した上で発令するとともに、住民等の混乱を未然に防止するよう留意する。

2 緊急通報の内容

緊急通報の内容は、危急の被害を避ける観点から必要最小限のものとし、次のとおり明確かつ簡潔なものとする。

ア 武力攻撃災害の現状及び予測

イ 住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項

ウ 不審者等の情報及び被災情報等についての提供依頼

3 緊急通報の通知方法等【総括班、広報班、知事公室班、関係実働班】

(1) 緊急通報の関係機関への通知方法については、原則として、第1節第1に定める警報の通知と同様の方法により行う。

なお、この場合、警報における通知先に加え、関係指定公共機関に対しても通知する。

(2) 緊急通報において、特定の地域について武力攻撃災害の予測を示した場合、知事は、当該地域が含まれる市町村長に対し、直ちに通知するとともに、受信確認を行う。

(3) 緊急通報を発令した場合、知事は、速やかに消防庁を通じて国対策本部にその内容を報告する。

4 緊急通報の内容の伝達【総括班、広報班、知事公室班、関係実働班】

知事は、学校等多数の者が利用する施設の管理者に対し、警報の内容の伝達と同様にあらかじめ定めた市町村との役割分担に従い、緊急通報の内容を伝達する。

この場合、病院、老人福祉施設、介護施設及び保育所その他自ら避難することが困難な者が入院し、その他滞在している施設の管理者に対し緊急通報の内容が伝達されるよう特に配慮する。

5 市町村長による緊急通報の内容の伝達

市町村長は、知事から緊急通報の発令に伴う通知があった場合、警報の通知を受けた場合の伝達方法により、速やかに住民、関係のある公私の団体及び学校等多数の者が利

用する施設の管理者に対しその内容を伝達するものとする。

6 放送事業者である指定地方公共機関による緊急通報の放送

放送事業者である指定地方公共機関は、当該緊急通報の通知を受けたときは、当該機関の国民保護業務計画で定めるところにより、緊急通報の内容を速やかに放送するものとする。

なお、放送事業者である指定地方公共機関による緊急通報の放送については、伝えるべき緊急通報の通知の内容の正確さを損なわない限度において、その放送の方法については、当該機関の自主的な判断にゆだねることとする。

第2節 避難の指示等

武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、避難に関する措置が極めて重要であることから、避難の指示等について、以下のとおり定める。

第1 避難措置の指示（第52、53、183条関係）

1 避難措置の指示を受けた場合等の連絡【総括班、広報班、知事公室班、関係実働班】

(1) 知事は、総務大臣（消防庁）を通じて国対策本部長による避難措置の指示を受け、又は、通知を受けた場合には、直ちに、その内容を第1章第1節第1の1、2及び表3-1に定める情報伝達ルートにより、県対策本部長、県の執行機関等、市町村長、放送事業者等の指定地方公共機関及びその他の関係機関に対し、次の内容を通知する。

ア 住民の避難が必要な地域（以下「要避難地域」という。）

イ 住民の避難先となる地域（住民の避難の経路となる地域を含む。以下「避難先地域」という。）

ウ 関係機関が講ずべき措置の概要

(2) 知事は、要避難地域又は避難先地域に該当する市町村長に対しては、直ちに通知するとともに、その受信確認を行う。

2 避難措置の指示に伴う知事の措置

【総括班、広域応援・避難班、広報班、救援班、知事公室班、関係実働班】

知事は、避難措置の指示に関して、当該指示を受け、又は、通知を受けた場合には、事態に応じ、以下の措置を実施する。

(1) 要避難地域を管轄する場合

住民に対する避難の指示及び避難を実施するための準備を実施

(2) 避難先地域を管轄する場合

避難施設等の開設や救援の準備等、避難住民の受入れのための措置を実施

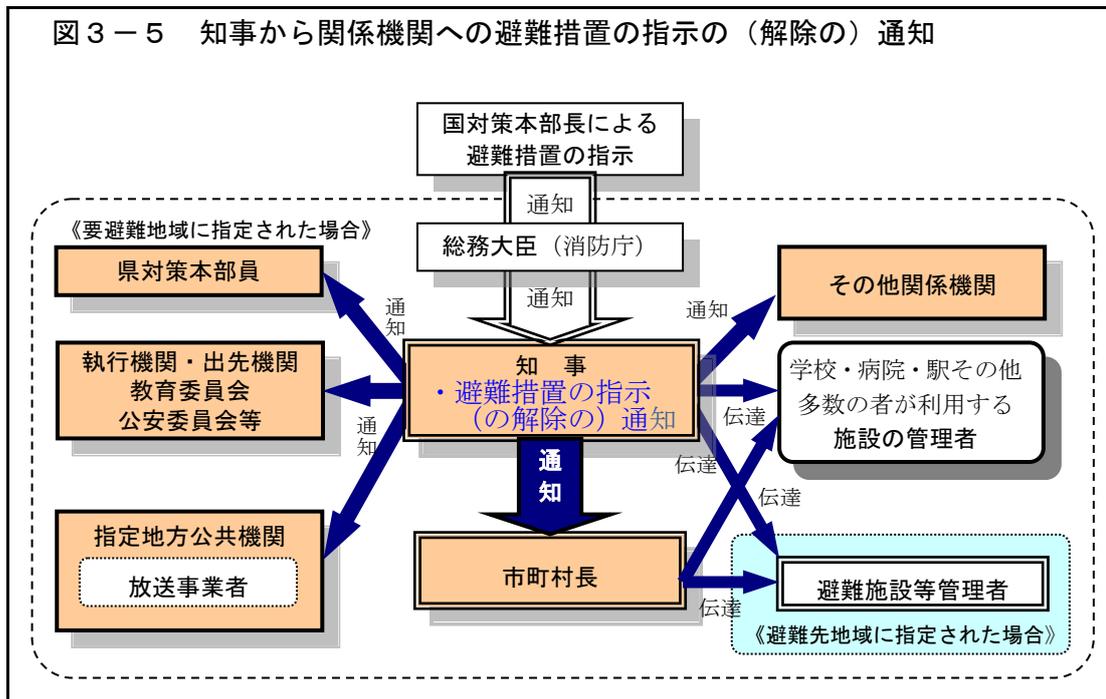
(3) 避難措置の指示の通知を受けた場合（(1)又は(2)以外の場合）

警報の通知・伝達の場合と同様にその内容を関係機関に通知・伝達

3 大規模な着上陸侵攻の場合における避難措置の指示について

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、国の総合的な方針として示されることとなる「避難措置の指示」を踏まえて行うことが基本になる。

当該避難措置の指示に際して、国対策本部長は、指示に先だって、事前に避難対象となる住民数や想定される避難の方法等について、関係都道府県知事から意見聴取を行うこととされており、知事は、国対策本部長による当該避難措置の指示が円滑に行えるよう、これらの関連する情報について、消防庁を通じて、国対策本部長に早急に報告する。



第2 避難の指示（第54～60、65、183条、事態対処法第14、15条関係）

1 住民に対する避難の指示等

【総括班、広域応援・避難班、広報班、救援班、知事公室班、生活環境班、警察本部対策本部ほか】

- (1) 知事は、国対策本部長による避難措置の指示を受けたときに要避難地域を管轄する場合は、第2編第2章第1の表2-12のとおり平素において準備した地図、人口分布等の基礎的な資料等を参考にしつつ、表3-5のとおり関係機関と調整を行うことにより、個別の避難元、避難先の割当、避難の時期、避難経路及び運送手段について総合的に判断し、当該要避難地域を管轄する市町村長を経由して、当該要避難地域の住民に対し、直ちに、次の内容について、避難の指示を行う。

第3編 武力攻撃事態等及び緊急対処事態への対処
第4章 警報及び避難の指示等

- ア 要避難地域
- イ 避難先地域
- ウ 関係機関が講ずべき措置の概要
- エ 避難の実施日時
- オ 主要な避難の経路
- カ 避難のための交通手段
- キ その他避難の方法

表3-5 避難の指示にあたっての関係機関との主な調整事項

調 整 事 項	調 整 先 機 関
<ul style="list-style-type: none"> ○要避難地域に該当する市町村の避難住民数 ○市町村の避難住民の誘導等における役割分担 ○市町村の支援要望の聴取・広域的調整 	要避難地域所在市町村、 要避難地域管轄消防本部 等
<ul style="list-style-type: none"> ○受入可能人数（避難施設等・食料等の供給能力・ライフラインの供給能力等） ○避難先地域における一時集合場所 	受入地域所在市町村
<ul style="list-style-type: none"> ○住民避難に利用可能な運送方法・輸送力 	運送事業者である指定公 共機関・指定地方公共機関
<ul style="list-style-type: none"> ○道路・交通状況の把握（積雪時の状況等を含む。） ○避難時における中継施設（道の駅等）の開設 	道路管理者、県警察
<ul style="list-style-type: none"> ○医療救護班等の編成 ○初期医療（トリアージ等）の実施場所 	厚生労働省、医療関係機 関、要避難地域所管消防本 部等
<ul style="list-style-type: none"> ○国による支援の確認及び調整 ○国対策本部長（緊急対処事態においては政府。4及び第11章2(3)において同じ。）による利用指針の策定に関する調整が開始されるようにするための国対策本部への現場の状況等の連絡等（自衛隊等の行動等と国民保護措置等の実施について、道路等における利用のニーズが競合する場合） 	消防庁
<ul style="list-style-type: none"> ○防衛省への支援要請（国民保護等派遣要請含む。） ○自衛隊等の利用経路との避難経路等の調整 	防衛省（自衛隊）
<ul style="list-style-type: none"> ○避難経路や交通規制路線の調整 ○自家用車等の使用等に係る調整 ○緊急通行車両の確認証明書の発行等に係る調整 	県警察

- (2) 知事は、地理的条件、交通事情その他の条件により、国対策本部長からの避難措置の指示において、指定のあった要避難地域に近接する地域の住民の避難が必要な場合には、知事の判断により、当該地域の住民に対しても避難を指示する。
- (3) 知事は、武力攻撃等の現状及び予測が変わり、国対策本部長が行う避難措置の指示の内容について大幅な変更があった場合や当初の避難実施予定日時からの遅れが生じ

ると見込まれる場合等、避難の指示に大幅な変更を伴い、当初の指示の内容を変更することが適当と判断される場合は、速やかに変更した内容により、避難の指示を行う。

(4) 避難の指示については、原則として、第1節第1に定める警報の通知と同様の方法により通知するものとし、警報における通知先に加え、関係指定公共機関等に対しても通知する。

(5)(4)の場合、知事は、避難先地域を管轄する市町村長に対しては、避難住民の受入れのための体制を早急に整備できるよう、直ちに通知する。また、避難施設の管理者が避難施設を早急に開設できるよう、自ら管理する避難施設に通知するとともに、市町村長を経由して、避難先地域の避難施設の管理者に対し、避難の指示の内容を通知する。

(6) 知事は、学校等多数の者が利用する施設の管理者に対し、警報の内容の伝達と同様にあらかじめ定めた市町村との役割分担に従い、避難の指示の内容を伝達する。

この場合、病院、老人福祉施設、介護施設及び保育所その他自ら避難することが困難な者が入院し、その他滞在している施設の管理者に対し避難の指示が確実に伝達され、当該施設における避難が円滑に行えるよう、市町村と調整するなど特に配慮する。

(7) 知事は、避難の指示をしたときは、総務大臣（消防庁）を通じて、国対策本部長にその内容を報告する。

2 放送事業者である指定地方公共機関による避難の指示の放送

放送事業者である指定地方公共機関は、当該避難の指示の通知を受けたときは、当該機関の国民保護業務計画で定めるところにより、速やかに、避難の指示の内容について正確かつ簡潔に放送するものとする。

なお、放送事業者である指定地方公共機関による避難の指示の放送については、伝えるべき避難の指示の内容の正確さを損なわない限度において、その放送の方法については、当該機関の自主的な判断にゆだねることとする。

3 県の区域を越える住民の避難の場合の調整

知事は、県の区域を越えて住民を避難させる場合、又は、他の都道府県の避難住民を受け入れる場合について、住民の避難に関する措置に関し、相手先の都道府県知事と相互に連携を図り、協力して措置を行う。

なお、避難先の都道府県知事等が避難住民の輸送手段の確保等を行う場合、安全確保の責務の明確化等の観点から、原則として、要避難地域の都道府県知事等は、避難先の都道府県知事等に対し、国民保護法第13条に基づき、事務の委託を行うものとする。

(1) 知事は、県の区域を越えて住民を避難させる必要があるときは、避難先地域を管轄する都道府県知事と、あらかじめ次の事項について協議する。

ア 避難の実施日時

イ 避難住民数、避難住民の受入予定地域（避難先地域における一時集合場所又は避難施設等）

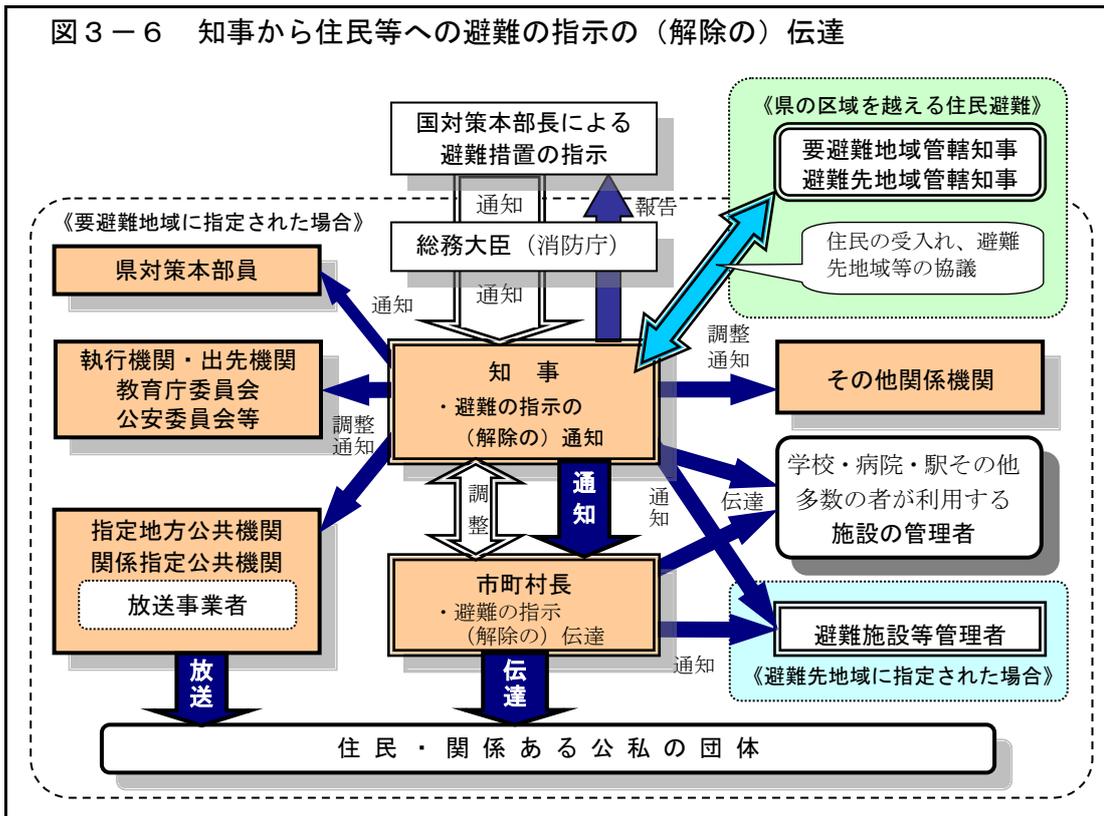
ウ 避難の方法（運送手段、避難経路）

エ その他避難の実施に当たって必要となること

- (2) (1)の場合、大規模な着上陸侵攻に伴う避難については、避難措置の指示に当たって国により実質的な調整が図られることから、都道府県間の協議においては、基本的には、避難住民の割当地域（避難施設等）等の細部の調整を図る。
- (3) 知事は、要避難地域を管轄する都道府県知事からの協議を受けた場合には、必要に応じ避難先地域に所在する市町村長と協議を行いつつ、当該地域所在市町村の避難施設の状況や受入体制を勘案し、速やかに避難住民の受入地域となる市町村を決定し、協議元の都道府県知事に通知する。この場合において、受入地域を管轄する市町村長に対し、直ちに避難住民の受入地域の決定について通知する。また、避難施設の管理者が避難施設を早急に開設できるよう、当該決定について、自ら管理する避難施設に通知するとともに、市町村長を経由して、避難先地域の避難施設の管理者に対しても通知する。
- (4) 知事は、県の区域を越える避難を円滑に行うための国対策本部長による総合調整及び内閣総理大臣による指示が行われた場合には、その内容に従い、適切な措置を行う。
- なお、総務大臣により、広域的な観点から必要な意見を述べ、避難住民の受入れを的確に実施するよう促された場合、知事は、その勧告の内容に照らして、所要の措置を行う。

4 国対策本部長による利用指針に係る調整

- (1) 国民保護措置等の実施と自衛隊等の行動等について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用ニーズが競合する場合には、知事は、国対策本部長による利用指針の策定に係る調整が開始されるように、消防庁を通じて国対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。
- (2) (1)に定める場合、知事は、国対策本部長による意見聴取（特定公共施設利用法第6条第3項等）及び国対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に対応するため、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、県の意見や関連する情報等についてまとめる。



5 武力攻撃等及び武力攻撃災害に応じた避難の指示

(1) 弾道ミサイルによる攻撃及び急襲的な航空攻撃による武力攻撃等の場合

ア 弾道ミサイルによる攻撃等に伴う警報の発令の場合には、当初は、国対策本部長から、屋内避難が指示されることから、警報と同時に、住民を屋内に避難させることになるため、避難の方法として、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難させる。
 ※弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、国（内閣官房、消防庁等）が作成する各種資料を活用し、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるものとする。

イ 着弾直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋外に出ることは危険を伴うことから、屋内避難を継続するとともに、被害状況等が判明した後、国対策本部長からの避難措置の指示の内容を踏まえ、他の安全な地域への避難を行うなど、知事は、避難措置の指示の内容に沿った避難の指示を行う。

(2) ゲリラや特殊部隊及びテロリストによる武力攻撃等の場合

ア 国対策本部長による避難措置の指示が行われた場合には、知事は、早急に避難の指示を行い、指示のあった要避難地域からの避難を迅速に実施するよう要避難地域所在市町村長に通知する。

なお、移動の安全が確保されない場合については、身体への直接の被害を避ける

ため、屋内に一時的に避難させる旨の避難措置の指示を行う場合もある。

イ ゲリラやテロリストによる急襲的な攻撃により、国対策本部長による避難措置の指示を待ついとまがない場合、知事は、当該攻撃が行われた現場における被害の状況に照らして、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定等を行い、危険な地域への一般住民の立入禁止を徹底する。

ウ 知事は、避難住民の誘導に際しては、市町村、県警察、管区海上保安本部等及び自衛隊との連携が図られるように広域の見地から市町村長の要請の調整を行うとともに、必要な支援を行う。また、住民の避難が円滑に行われるよう、県対策本部の連絡員等を通じて、関係機関と避難経路等について、迅速に協議を行う。

(3) 着上陸侵攻の場合

ア 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難は、事前の準備が可能である一方、国民保護措置等を実施すべき地域が広範囲となり、国全体としての調整等が必要となることから、国対策本部長からの避難措置の指示を待つて行うこととすることが適当であるため、知事は、当該指示を踏まえた上で避難の指示を行う。

イ 着上陸侵攻の場合については、平素から避難対応を定めておくことは困難であるため、国対策本部長からの具体的な避難措置の指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、必要な対応について検討に努める。

(4) NBC兵器による武力攻撃等の場合

ア 国対策本部長は、NBC兵器による攻撃の特性に応じた避難措置の指示を行うこととされていることから、知事は、当該避難措置の指示の内容を踏まえ、避難の指示を行うものとする。

イ アの場合、知事は、避難誘導を行う者に防護服を着用させる等安全の確保を図るための措置を講ずるとともに風下方向を避けて避難誘導を行うことなどに留意して避難の指示を行うものとする。

(5) 武力攻撃原子力災害が発生した場合

知事は、国対策本部における専門的な分析を踏まえて出される避難措置の指示を受けて、避難の指示を行うこととなるが、事態の状況を見て、次のような指示を行うものとする。

ア コンクリート屋内等への屋内避難を指示

イ 事態の進捗に応じて、他の地域への避難によらなければ相当の被ばくを避けられない場合には、当該避難を指示

ウ 体内被ばくを防ぐための食料等の摂取制限等の指示

6 地域特性に応じた避難の指示

(1) 中山間地域等における避難の場合

知事は、中山間地域など公共交通機関が限られている地域に対し避難の指示を行う

場合で、地理的条件や地域の交通事情、高齢者など特に配慮を要する者に対する避難誘導のあり方や避難手段の確保方法等を勘案し、かつ、県警察の意見を聴いた上で必要と認められる場合については、避難手段として自家用車等の利用を示すことができる。

(2) 積雪期における避難の場合

知事は、豪雪地域対策特別措置法に規定される豪雪地帯や特別豪雪地帯等において、積雪期における避難の指示を行う場合、国、県警察及び市町村と連携を図り、避難経路となる道路の積雪及び凍結の状況を把握し、避難住民や避難住民の誘導を行う者の防寒対策を行うとともに、積雪時においては避難に要する時間が長時間に及ぶことも想定されるため高齢者等の避難住民の健康管理等に留意し避難住民の誘導を行う。

また、避難経路の道路管理者に対し、除雪等道路の適切な管理について要請する。

(3) 武力攻撃原子力災害が発生した場合及び発生するおそれがある場合には、原子力事業所に近接している地域が放射性物質等による被害を受けるおそれがあることから、原子力事業所周辺地域における住民の避難については、「県地域防災計画」（原子力災害対策編）の定めによるものとする。

7 動物の保護等に関する配慮

県は、危険動物の逸走対策及び飼養又は保管されていた家庭動物の保護等について、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方」（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室、農林水産省生産局畜産部畜産企画課）に基づき、保護収容等の所要の措置の実施に努める。

第3 県による避難住民の誘導の支援等

(第12、17、58、59、61～68、71、72、183条関係ほか)

1 市町村長の避難実施要領策定に対する支援

【総括班、広域応援・避難班、救援班、生活環境班、道路班、警察本部対策本部、
県地方（現地）対策本部ほか】

(1) 知事は、市町村長から避難実施要領を策定するに当たって意見の聴取を求められた場合には、避難の指示の内容に照らし市町村長が円滑に避難住民の誘導が行えるよう、必要な意見を述べる。

(2) (1)の場合、県警察は、交通規制、避難経路等について、避難住民の効率的な運送や混乱の防止の観点から必要な意見を述べる。

2 市町村長による避難誘導の状況についての把握

【総括班、広域応援・避難班、救援班、警察本部対策本部、
県地方（現地）対策本部ほか】

(1) 知事は、市町村長からの報告、市町村長が設置する現地調整所等に派遣した現地連絡員や避難住民の誘導を行う警察官等からの情報に基づき、市町村長による避難住民

の誘導が、避難実施要領に従って適切に行われているかを把握する。

- (2) 県警察は、避難実施要領に沿って避難住民の誘導が円滑に行われるよう必要な措置を講ずるとともに、交通規制や混乱の防止、車両・航空機等の運行状況等についての情報収集を行うほか、警察署長に対する市町村長からの要請に基づく所要の措置を行う。

3 市町村長による避難住民の誘導に対する支援や補助

【総括班、広報班、救援班、産業振興班、健康衛生班、病院局、
県地方（現地）対策本部ほか】

- (1) 知事は、避難住民の誘導状況を把握した上で、必要と判断する場合には、市町村長に対して食料、飲料水、医療及び情報等の提供を行うなど適切な支援を行う。なお、市町村長からの要請があった場合についても、必要と判断する場合には同様の支援を行う。
- (2) 市町村長が市町村や県の区域を越えて避難住民の誘導を行う場合や市町村長から要請があった場合には、知事は、現地に職員を派遣し、避難先地域を所管する都道府県等との調整に当たらせるなど、県の役割に応じた避難住民の誘導の補助を行う。
- (3) 県は、医療機関、老人福祉施設、介護施設及び保育所その他自ら避難することが困難な者が入院、滞在等している施設の管理者に対し、これらの者が避難を行う場合、避難が円滑に行われるために必要となる措置を行うよう求めるとともに、当該施設の入院者等の避難方法及び避難手段等について、市町村と調整を図る。

4 市町村長の要請に対する広域的見地からの調整

【総括班、広域応援・避難班、警察本部対策本部】

- (1) 知事は、複数の市町村長から警察署長に対する警察官等による避難住民の誘導の要請が競合した場合など避難誘導に係る資源配分について広域的観点から調整が必要と判断した場合には、当該要請に係る優先順位を定めるなど市町村長の要請に係る所要の調整を行う。
- (2) 市町村長から警察署長に連絡が取れない場合などにおいては、警察官等による避難住民の誘導に関して、知事自らが県警察本部長等に対し要請を行う。

5 市町村長への避難誘導に関する指示

【総括班、広域応援・避難班、県地方（現地）対策本部ほか】

- (1) 知事は、避難の指示の内容に照らして、市町村長による避難住民の誘導が適切に行われていないと判断する場合には、市町村長に対し、避難住民の誘導を円滑に行うべきことを指示する。
- (2) (1)の指示に基づく所要の避難住民の誘導が市町村長により行われなときは、知事は、市町村長に通知した上で、職員を派遣し、当該派遣職員を指揮して避難住民の誘導に当たらせる。

6 国及び他の地方公共団体への支援要請【総括班、広域応援・避難班、救援班】

知事は、避難手段の確保、避難実施時に必要となる物資の支援等、避難誘導を円滑に実施させるための措置等を積極的に行うとともに、県のみでは適切な支援及び調整が行えないと判断した場合においては、国又は他の地方公共団体に支援を要請する。

7 内閣総理大臣の是正措置に係る対応

【総括班、広域応援・避難班、救援班、県地方（現地）対策本部ほか】

知事は、避難住民の誘導に関する措置に係る内閣総理大臣の是正措置が行われた場合は、避難住民の誘導が円滑に行われるよう、市町村長に対する支援、是正の指示、避難住民の誘導の補助等を行う。

8 避難住民の運送の求めに係る調整【総括班、広域応援・避難班、生活環境班】

(1) 知事は、市町村の区域を越えて避難住民の運送が必要となる場合若しくは複数の市町村長による運送の求めが競合した場合、又は、競合することが予想される場合には、広域的な観点からそれらの優先順位等を定めるとともに、避難住民の誘導が円滑に行われるよう、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、避難住民の運送について求める。

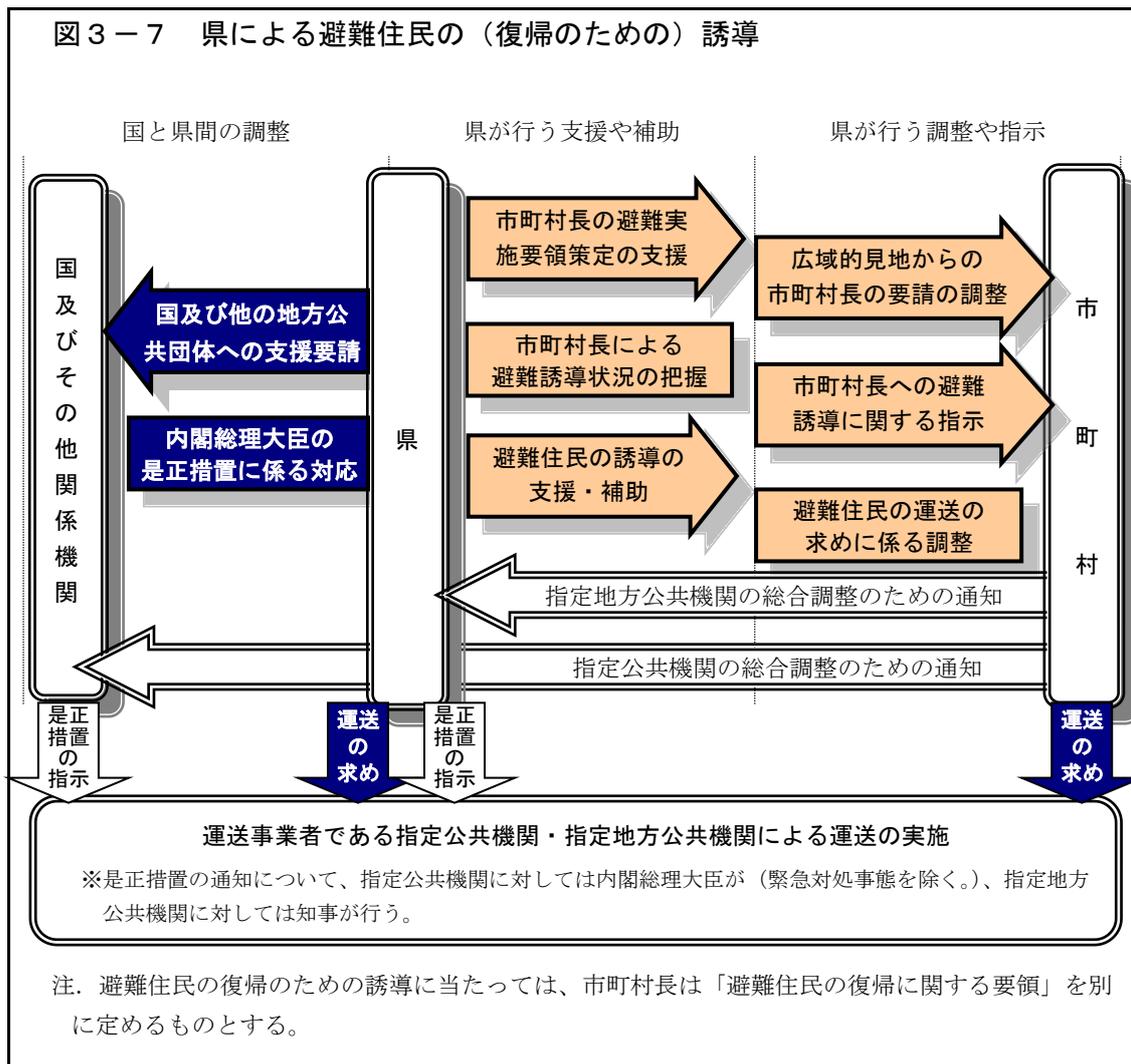
(2) 知事は、運送事業者である指定地方公共機関による避難住民の運送が円滑に行われていない場合は、避難住民の運送を円滑に行うべきことを当該機関に指示する。

この指示に当たっては、警報の内容等に照らし、当該機関の安全が確保されていることを確認するとともに、安全確保のため、武力攻撃の状況についての必要な情報の提供を行う。

(3) 知事は、運送事業者である指定公共機関が運送の求めに応じないときは、国対策本部長に対し、その旨を通知する。

9 指定公共機関及び指定地方公共機関による運送の実施

運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、知事又は市町村長から避難住民の運送の求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じるものとされている。また、武力攻撃事態等において、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、避難住民の運送を確保するために必要な措置を講ずるものとされている。



第4 避難実施要領（第61、69、183条関係ほか）

避難の指示があった場合に、市町村長が市町村国民保護計画に基づき作成する避難実施要領に定めるべき項目や策定の際の留意事項について定める。

1 避難実施要領の策定

市町村長は、知事から避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、県、県警察（警察署）及び消防本部等関係機関の意見を聴いた上で、消防庁が作成するマニュアルを参考に、あらかじめ作成した避難実施要領のパターンの中から、的確かつ迅速に避難実施要領を策定するものとする。

2 避難実施要領に定める事項

避難実施要領には、次の事項を定める。

ア 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項

- イ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
 - ウ 避難の実施日時
 - エ その他、避難の実施に関し必要な事項
- 3 避難実施要領作成の際の主な留意事項
- (1) 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、町内会、事務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載するものとする。
 - (2) 避難先
避難施設等の避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載するものとする。
 - (3) 一時集合場所及び集合方法
避難住民の誘導や運送の拠点となる一時集合場所等の所在・施設等の名称及び住所を可能な限り具体的に明示するとともに、一時集合場所までの交通手段を記載するものとする。
 - (4) 一時集合場所への集合時刻、一時集合場所からの避難時間及び避難方法等
 - ア 一時集合場所への集合時刻及び一時集合場所からの避難開始時刻を可能な限り具体的に記載するものとする。
 - イ 一時集合場所からの避難手段、避難経路及び避難先地域における一時集合場所等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載するものとする。
 - (5) 集合に当たっての留意事項
一時集合場所への集合後における自治会、町内会や近隣住民間で行う安否確認の方法、高齢者その他特に配慮を必要とする者への配慮事項等、一時集合場所への集合に当たって留意すべき事項等を記載するものとする。
 - (6) 市町村職員、消防職員及び消防団員の配置等
避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、関係市町村職員、消防職員及び消防団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載するものとする。
 - (7) 高齢者その他特に配慮を要する者への対応
 - ア 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦及び外国人等自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載するものとする。
 - イ 誘導に際しては、高齢者等自ら避難することが困難な者を優先的に避難させるものとするとともに、必要に応じ、民生委員、自主防災組織及び自治会等に対し、高齢者等の避難誘導の援助について協力を要請するものとする。
 - ウ 医療機関、老人福祉施設、介護施設及び保育所その他自ら避難することが困難な者が入院、滞在等している施設については、県と調整のうえ、当該施設の入院者等の避難方法及び避難手段等について記載するものとする。

また、当該施設管理者に対し、糖尿病患者等特殊な治療又は医薬品の投与等が必要な者に対する配慮事項について取りまとめた上で、一時集合場所において避難住民の誘導に係る職員に提出することに努めるよう要請する。

(8) 要避難地域における残留者の確認

要避難地域に残留者が出ないように、残留者の確認方法を記載するものとする。

(9) 避難誘導中の食料等の支援

避難誘導中に避難住民へ、食料、水、医療及び情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載するものとする。

(10) 避難住民の携行品、服装

避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載するものとする。

なお、NBC兵器による武力攻撃災害や武力攻撃原子力災害が発生した場合、マスク、手袋及びハンカチ等を持参し、皮膚の露出を避ける服装をするよう記載するものとする。

(11) 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

問題が発生した際の緊急連絡先を記載するものとする。

4 避難住民の復帰に関する要領の策定

(1) 知事から、避難の指示の解除の通知があった場合、市町村長は、避難住民を要避難地域に指定されていた地域等に復帰させるため、避難住民の復帰に関する要領を策定し、当該要領に基づき避難住民の復帰のための措置を行うものとする。

(2) 避難住民の復帰に関する要領に定める事項及び内容は、第2節第4の2、3に定める避難実施要領の内容に準じるものとする。

第5 避難施設等における安全確保等【広域応援・避難班、警察本部対策本部】

1 県警察は、被災後の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や緊急物資等の搬送路及び集積地における混乱、避難施設等内でのトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難施設等の定期的な巡回等を行い、住民の安全確保、犯罪の予防に努めるほか、多数の者が利用する施設及び生活関連等施設等の管理者に対し必要な要請を行い、当該施設の安全の確保を図る。また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯等の取締りを重点的に行う。

2 警察署等においては、地域の自主防犯組織等と安全確保に関する情報交換を行うなど連携を保ち、また、住民等からの相談に対応することを通じ、住民等の不安の軽減に努める。

第6 避難住民の復帰のための措置（第53、55、57、69、183条関係）

1 避難措置の指示の解除の通知等を受けた場合等の連絡【総括班、広報班、関係実働班】

知事は、総務大臣（消防庁）を經由して国対策本部長から要避難地域の全部又は一部についての避難措置の指示の解除の通知を受けた場合、原則として、第2節第1に定める避難措置の指示の通知等を受けた場合の対応等に準じて関係機関に通知する。

2 避難の指示の解除【総括班、広報班、関係実働班】

(1) 知事は、国対策本部長から避難措置の指示の解除の通知を受けた要避難地域について、避難の指示を解除する。

(2) 知事は、国対策本部長から避難措置の指示のあった要避難地域に近接する地域の住民に対し、避難すべき旨を指示した場合で、当該地域の全部又は一部について避難の必要がなくなったと認められる場合には、当該地域の避難の指示を解除する。

(3) (1)及び(2)の場合、第2節第2の1(4)～(7)に定める避難の指示の市町村長等への通知及び国対策本部長への報告に準じて関係機関に通知する。

3 放送事業者である指定地方公共機関による避難の指示の解除の放送

放送事業者である指定地方公共機関は、当該避難の指示の解除の通知を受けたときは、当該機関の国民保護業務計画で定めるところにより、速やかに、避難の指示の解除の内容について正確かつ簡潔に放送するものとする。

なお、放送事業者である指定地方公共機関による避難の指示の解除の放送については、伝えるべき避難の指示の解除の内容の正確さを損なわない限度において、その放送の方法については、当該機関の自主的な判断にゆだねることとする。

4 県による避難住民の復帰のための措置の支援等

【総括班、広域応援・避難班、救援班、生活環境班、道路班、警察本部対策本部、
県地方（現地）対策本部ほか】

(1) 知事は、第2節第4の4のとおり市町村長が避難住民の復帰に関する要領を策定する場合、同節第3の1に定める避難実施要領策定に係る支援に準じて、市町村長の策定支援を行う。

(2) 知事は、市町村長が避難住民の復帰のための措置を行う場合、同節第3の2に準じて市町村長による避難誘導の状況を把握するとともに、市町村長による避難住民の誘導に対する支援や補助が必要な場合又は応援の要請があった場合等における市町村長への支援等については、同節第3の3～8に定める避難住民の支援等に準じて市町村長への支援等を行う。

表3-6 知事が行う警報及び避難の指示等の通知先機関一覧

	国対策 本部長	県対策本部員 県執行機関等	市町村長	関係指定 公共機関	指定地方 公共機関	その他 関係機関
警報の発令	—	○	○	—	◎	○
警報の解除	—	○	○	—	◎	○
避難措置の指示	—	○	○	—	○	○
避難措置の指示の解除	—	○	○	—	○	○
避難の指示	○	○	○	○	◎	○
避難の指示の解除	○	○	○	○	◎	○
緊急通報の発令	○	○	○	○	◎	○

注1. 表中の「その他の関係機関」とは、消防本部、医療関係機関及び生活関連等施設の管理者等をいう。

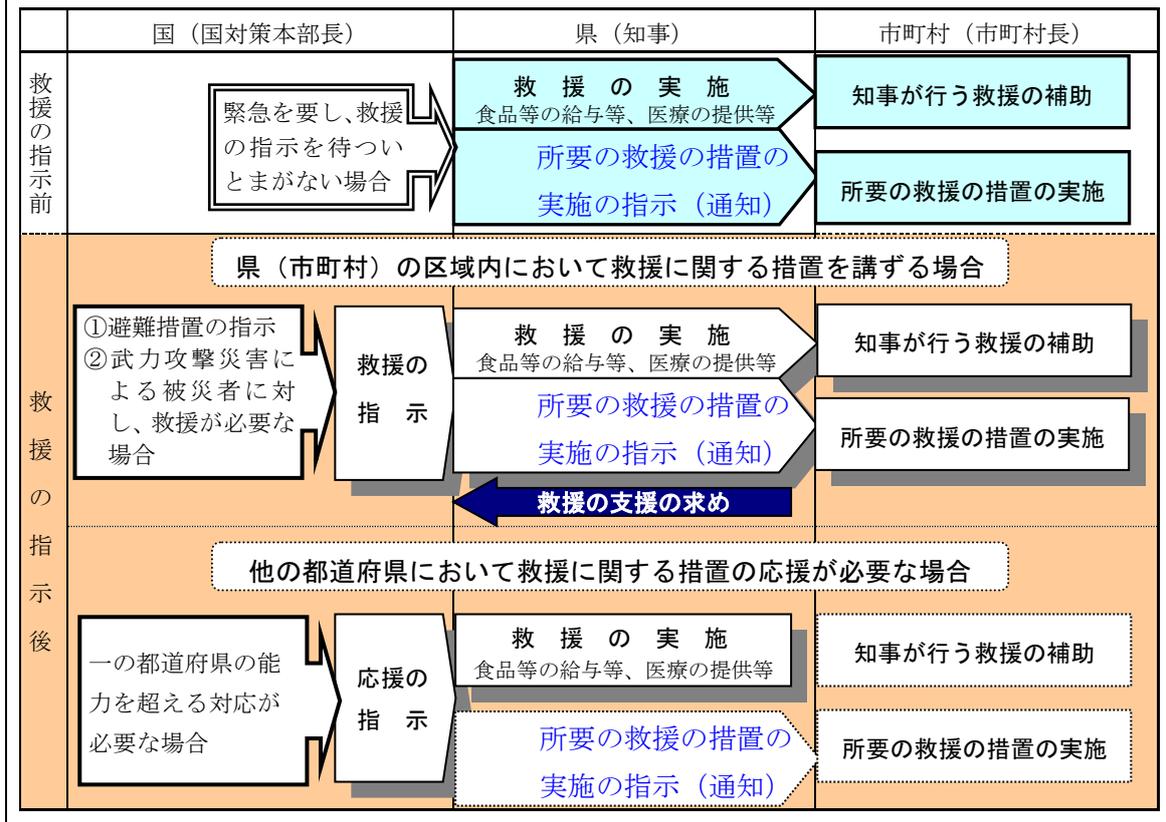
なお、避難措置の指示（の解除）及び避難の指示（の解除）を通知する際には、知事は、避難施設における避難住民の受入れを速やかに行うため、自ら管理する避難施設の管理者に通知するとともに、市町村を経由して、避難施設の管理者に対し通知する。

2. 表中の「◎」は、放送事業者である指定地方公共機関が警報等について放送するよう国民保護法に規定されていることを示す。

第5章 救 援

避難住民の受入地域（避難先地域）において、避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するために救援に関する措置を実施する必要があるため、救援の内容等について、以下のとおり定める。

図3-8 救援に関する措置における国、県及び市町村の対応等



第1節 救援の実施（第74、75、88、183条関係）

第1 救援の実施【救援班、広域応援・避難班、物資班、関係実働班】

1 救援の指示を受けた場合の救援の実施

知事は、国対策本部長による救援の指示を受けたときは、救援を必要としている避難住民等に対し、関係機関の協力を得て、次に掲げる措置を行う。

- ア 収容施設の供与
- イ 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ウ 医療の提供及び助産
- エ 被災者の捜索及び救出
- オ 埋葬及び火葬

- カ 電話その他の通信設備の提供
 - キ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
 - ク 学用品の給与
 - ケ 死体の捜索及び処理
 - コ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- 2 緊急の場合に行う救援
- 事態に照らし緊急を要し、国対策本部長による救援の指示を待ついとまがないと認められる場合、知事は、当該指示を待たずに救援を行う。
- 3 着上陸侵攻への対応
- 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態における救援については、避難措置の指示の場合と同様、国の総合的な方針を踏まえて行うことが基本となるため、平素から、大規模な着上陸侵攻にかかる救援を想定した具体的な対応を決めておくことは困難であることから、県は、避難の場合と同様、事態発生時に国の指示を踏まえて迅速な対応が行えるよう、救援に関する措置の実施体制の整備を図る。

第2 市町村長による救援の実施に係る調整（第76、80～85、183条関係）

- 1 市町村長による救援の実施
- 知事は、第2編第2章第2の2(1)及び表2-14に定める市町村長との協議によりあらかじめ調整した役割分担に沿って、市町村長と緊密に連携して救援を行うとともに、市町村長が当該役割に沿って迅速かつ的確に救援を行っていない場合には、当該救援を行うよう指示する。
- 2 市町村長による救援の実施手続き
- (1) 市町村が救援を実施する場合、知事は、市町村長が行う救援の内容及び当該救援を行う期間を市町村長へ通知する。
 - (2) 県民等に対して負担を求める可能性がある次の事務について、市町村長に事務を行なわせる場合、(1)の通知以外に、市町村長に事務を行わせる旨を公示する。
 - ア 救援への協力（国民保護法第80条）
 - イ 物資の売渡しの要請等（同法第81条）
 - ウ 土地等の使用（同法第82条）
 - エ 公用令書の交付（同法第83条）
 - オ 立入検査等（同法第84条）
 - カ 医療の実施の要請等（同法第85条）
- 3 日本赤十字社福島県支部が行う救援の実施に係る支援要請の求め
- 知事は、市町村から日本赤十字社福島県支部に対する支援又は応援の要請があった場

合、必要に応じて、同支部と調整の上、実施要請を行う。

第2節 関係機関との連携（第12、76～79、86～87、183条関係）

1 国への要請等【総括班、広域応援・避難班、救援班、物資班、関係実働班】

(1) 知事は、救援を行うに際して、必要と判断した場合は、国に対して支援を求める。

この場合において、具体的な支援内容を示して行う。

(2) 知事は、国対策本部長から他の都道府県の救援の実施について応援すべき旨の指示があった場合には、当該都道府県に対して応援を行う。

2 他の都道府県知事に対する応援の求め

【総括班、広域応援・避難班、救援班、物資班、関係実働班】

(1) 知事は、救援を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県知事に応援を求める。

(2) (1)の場合、災害時等相互応援協定に基づき、活動調整を行うものとする。

3 市町村との連携【総括班、広域応援・避難班、救援班、物資班、関係実働班】

第1節第2において市町村長が行うこととされている救援の実施に関する事務以外の事務について、市町村長は知事の行う救援を補助することとされていることから、県は、市町村と密接に連携し救援を実施する。

4 日本赤十字社との連携【総括班、広域応援・避難班、救援班、物資班、関係実働班】

(1) 知事は、救援の措置のうち必要とされる措置又はその応援について、日本赤十字社福島県支部に委託することができる。

(2) (1)の場合、「救援又はその応援の実施に関する協定書」に基づき行う。

5 緊急物資等の運送の求めに係る調整【総括班、物資班、生活環境班】

知事は、市町村の区域を越えて緊急物資等の運送が必要となる場合若しくは複数の市町村長による運送の求めが競合することが予想される場合には、第4章第2節第3の8に準じ緊急物資等の運送の求めに係る調整を行う。

6 指定公共機関及び指定地方公共機関による緊急物資等の運送の実施

運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、知事又は市町村長から緊急物資等の運送の求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じるものとされている。また、武力攻撃事態等において、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、緊急物資等の運送を確保するために必要な措置を行うものとされている。

7 内閣総理大臣の是正措置に係る対応

【総括班、広域応援・避難班、救援班、物資班、県地方（現地）対策本部ほか】

知事は、救援に係る内閣総理大臣の是正措置が行われた場合は、関係機関と調整の上、所要の救援に関する措置を行う。

第3節 救援の内容（第75、183条関係）

1 救援の基準

- (1) 知事は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）に基づき救援を行う。
- (2) 知事は、救援の程度及び基準によっては救援の実施が困難であると判断する場合には、内閣総理大臣に対し、特別基準の設定について意見を申し出る。

2 救援に関する基礎資料【総括班、広域応援・避難班、救援班、物資班、関係実働班】

知事は、避難施設、調達可能物品のリスト及び関係医療機関のデータベース等、第2編第2章第2の表2-13のとおり、あらかじめ準備した基礎的な資料を参考にしつつ、県対策本部内に集約された情報を基に、救援に関する措置を実施する。

3 救援の内容【総括班、広域応援・避難班、救援班、物資班、関係実働班】

知事は、救援の措置の実施に際し、表3-7の事項に留意し措置を行う。

表3-7 救援の措置の実施に係る留意事項

救援の措置の内容	留 意 事 項
収容施設の供与	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難施設の把握（避難施設、福祉避難所、借上げ避難施設及び一時集合場所等で仮設小屋及び天幕等を設置するために利用可能な用地の把握） 2 仮設トイレの設置及び清掃・消毒等の適切な管理 3 避難施設におけるプライバシーの確保への配慮 4 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者に対する福祉避難所の供与 5 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者を収容する長期避難住宅等の供与 6 収容期間が長期にわたる場合の対応〔応急仮設住宅等（賃貸住宅、宿泊施設の居室等を含む。）とその用地の把握〕 7 応急仮設住宅等の設置のための資機材等に不足が生じた場合の対応 8 提供対象人数及び世帯数の把握
食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与	<ol style="list-style-type: none"> 1 食品及び飲料水及び生活必需品等の備蓄物資の確認 2 食品及び飲料水の衛生確保 3 物資の供給体制の整備、流通網の確認、不足が生じた場合の国等への支援要請 4 提供対象人数及び世帯数の把握 5 広域陸上拠点等及び緊急輸送路の確認、運送手段の調達、緊急物資等運送の際の交通規制
医療の提供及び助産	<ol style="list-style-type: none"> 1 医薬品、医療資機材、NBC災害等に対応する資機材等の所在の確認 2 被災情報（被災者数、被災の程度等）の収集 3 医療救護班の編成、派遣及び活動に関する情報の収集 4 避難住民等の健康状態の把握及び医療を必要とする患者が継続して医療を受けるための調整

第3編 武力攻撃事態等及び緊急処理事態への対処

第5章 救 援

救援の措置の内容	留 意 事 項
医療の提供 及び助産	5 利用可能な医療施設、医療従事者の確保状況の把握 6 医薬品、医療資機材等が不足した場合の対応 7 広域陸上拠点等及び「県地域防災計画」一般災害対策編第3章で定めるヘリコプター臨時離着陸場の確認、緊急輸送路等の確保 8 臨時の医療施設における応急医療体制の確保
被災者の捜索 及び救出	1 被災者の捜索及び救出の実施についての県警察、消防機関、自衛隊及び管区海上保安本部等の関係機関との連携 2 被災情報、安否情報等の情報収集への協力
埋葬及び火葬	1 墓地及び火葬場の被災状況、墓地の埋葬可能数、火葬場の火葬能力等の把握 2 埋葬及び火葬すべき遺体の所在等についての情報集約体制 3 関係行政機関等との連携による墓地及び火葬場までの遺体の搬送体制の確保 4 あらかじめ策定している広域的な火葬計画等を踏まえた対応〔「広域火葬計画の策定について（平成9年11月13日付け衛企第162号厚生省生活衛生局長通知）」参考〕 5 県警察及び管区海上保安本部等との連携による身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等の実施 6 国民保護法第122条及び同法施行令第34条の規定に基づき、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）における埋葬及び火葬の手續に係る特例が定められた場合の対応（厚生労働省が定める同法第5条及び第14条の特例）
電話その他の 通信設備の提供	1 収容施設等で保有する電話その他の通信設備等の状況把握 2 電気通信事業者等との設置工事の実施等を含めた調整 3 収容施設等における電話その他の通信設備等の設置箇所の選定 4 聴覚障がい者等への対応
武力攻撃災害を 受けた住宅の 応急修理	1 住宅の被災状況の収集体制（被災戸数、被災の程度） 2 応急修理の施工者の把握、修理のための資材等の供給体制の確保 3 住宅の応急修理時期や優先箇所の決定 4 応急修理の相談窓口の設置
学用品の給与	1 児童生徒の被災情報の収集 2 不足する学用品の把握 3 学用品の給与体制の確保
死体の捜索 及び処理	1 死体の捜索及び処理の実施についての県警察、消防機関、自衛隊及び管区海上保安本部等の関係機関との連携 2 被災情報、安否情報の確認 3 死体の捜索及び処理の時期や場所の決定 4 死体の処理方法〔死体の洗浄、縫合、消毒等、一時保存（原則既存の建物）及び検案等の措置〕 5 死体の一時保管場所及び一時保管に必要な資材（棺、ドライアイス等）の確保

救援の措置の内容	留 意 事 項
武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	1 障害物の除去の対象となる住居等の状況の収集 2 障害物の除去の施工者との調整 3 障害物の除去の実施時期 4 障害物の除去に関する相談窓口の設置

第4節 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項

(第75、85、97、107、183条関係ほか)【総括班、救援班、健康衛生班、病院班】

- 核物質及び核兵器による攻撃等又は武力攻撃原子力災害、生物剤による攻撃及び化学剤による攻撃の場合には、医師、看護師等医療活動に従事する者の安全確保に配慮するとともに、表3-8に掲げる点に留意して医療活動等を実施する。
- 知事は、県の区域に係る武力攻撃災害が著しく大規模であること、その性質が特殊であることその他の事情により、当該武力攻撃災害に伴う被災者への医療活動等の実施及び対処が困難であると認められるときは、国対策本部長に対し、医療活動等に関し必要な措置を講ずるよう要請する。

表3-8 医療活動等の実施に係る留意事項

攻撃等の種類	医 療 活 動 の 留 意 事 項
核物質及び核兵器による攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合	○ 医療救護班による被ばく医療活動の実施 ○ 内閣総理大臣により被ばく医療に係る医療チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージや汚染、被ばくの程度に応じた医療の実施
生物剤による攻撃の場合	○ 病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症の患者の感染症指定医療機関等への搬送及び入院措置(必要に応じた医療関係者等へのワクチンの接種等の防護措置) ○ 国からの協力要請に応じた医療救護班の編成や医療活動の実施
化学剤による攻撃の場合	○ 国からの協力要請に応じた医療救護班の編成や医療活動の実施 ○ 除染活動の徹底による二次汚染の防止

第5節 救援の際の物資の売渡し等の要請等 (第81~85、183条関係)

- 救援の際の物資の売渡し等の要請等

【救援班、広域応援・避難班、物資班、関係実働班、県地方(現地)対策本部】

(1) 知事は、救援を行うため必要があると認めるときは、以下の措置を講ずることができる。

ア 救援の実施に必要な医薬品等の物資であって、生産、販売、運送等を業とする者が取り扱う表3-9の物資(以下「特定物資」という。)について、その所有者に対

- する当該特定物資の売渡しの要請
- イ アの売渡し要請に対し、正当な理由がないにもかかわらずその所有者が応じない場合の特定物資の収用
- ウ 特定物資を確保するための当該特定物資の保管命令
- エ 収容施設や臨時の医療施設を開設するための土地等（土地、家屋又は物資をいう。以下同じ。）の使用（原則として土地等の所有者及び占有者の同意が必要）
- オ 特定物資の収用、保管命令、土地等の使用に必要な立入検査
- カ 特定物資の保管を命じた者に対する報告の求め及び保管状況の検査
- キ 医療の要請及び指示

表3-9 国民保護法に規定される特定物資

	特 定 物 資 名	根拠条項等	備 考
1	医薬品	国民保護法第81条第1項	生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うものに限る（一般消費者が所有する物資は含まない。）
2	食品		
3	寝具		
4	医療機器その他衛生用品	国民保護法第81条第1項及び国民保護法施行令第12条	
5	飲料水		
6	被服その他生活必需品		
7	建設資材（国民保護法第89条第1項に規定する収容施設等に係る建設工事に必要なものに限る。）		
8	燃料		
9	1～8のほか、国民保護法第75条第1項第5号から第8号までに掲げる救援の実施に必要な物資として内閣総理大臣が定めるもの		

(2) 知事は、特定物資が緊急かつ大量に必要となる場合など特定物資の確保に関して必要があると認める場合には、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、特定物資の確保について要請する。

(3) (1)の措置については、国民保護法第5条第2項の規定により、県民等の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は国民保護措置等の実施のための必要最小限のものに限るとともに、公用令書の交付等公正かつ適正な手続きの下に行わなければならないものであることを踏まえ、緊急の必要があり、やむを得ない場合にのみ措置を講ずることに留意する。

2 医療の要請等に従事する者の安全確保【広報班、救援班、健康衛生班、病院班】

知事は、医師、看護師その他の医療関係者に対し、医療を行うよう要請し、又は、医療を行うべきことを指示する場合には、当該医療関係者に当該医療を的確かつ安全に実

第3編 武力攻撃事態等及び緊急対処事態への対処
第5章 救 援

施するために必要な情報を随時提供すること等により、医療関係者の安全の確保に十分に配慮する。

第6章 安否情報の収集及び提供

安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置等の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

第1節 安否情報の収集（第94、183条関係）

1 安否情報の収集【情報班、情報統計班、関係実働班】

知事は、自ら開設する避難施設において、避難施設の管理者及び避難施設の運営者等から安否情報を収集するほか、県が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会及び市町村からの報告などにより安否情報を収集する。

2 県警察の安否情報の連絡【警察本部対策本部】

県警察は、死体の見分、身元確認及び遺族等への遺体の引渡し等を行ったときは、知事に対し、それらの安否情報を連絡する。

3 安否情報収集の協力要請【情報班、情報統計班、関係実働班】

知事は、安否情報を保有する関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、情報の提供は各機関の自主的な判断に基づくものであることに十分配慮する。

4 安否情報の整理【情報班、情報統計班】

(1) 知事は、市町村から報告を受けた安否情報及び自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。

(2) 重複した安否情報を排除するにあたっては、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理する。

第2節 総務大臣に対する安否情報の報告（第94、183条関係）【情報班】

知事が、総務大臣に対し安否情報の報告を行うに当たっては、原則として、安否情報システムにより消防庁に報告する。

ただし、これらの方法により報告することができない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）により消防庁に送付する。

第3節 安否情報の照会に対する回答（第95、183条関係）

1 安否情報の照会の受付【情報班、情報統計班】

(1) 知事は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、県対策本部を設置すると同時に県民等に周知する。

(2) 県民等からの安否情報の照会については、原則として、県対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令第3条に規定する様式第4号（以下「照会様式」という。）に必

要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。

ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、電話、メール等により照会を受け付ける。

2 安否情報の回答【情報班、情報統計班】

- (1) 知事は、安否情報の照会を行う者について、身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認められる場合、照会様式の記載が妥当であるかを確認し、安否情報の照会に係る者の安否情報を保有及び整理しており、かつ、当該照会に係る者の照会に対する回答の同意がある場合には、安否情報省令第4条に規定する様式第5号（以下「安否情報回答書」という。）を交付する。

この場合、安否情報回答書の写しを福島県文書等管理規則等に基づき保管する。

- (2) 電話、メール等により照会を受付けた場合には、申請者の住所地の市区町村に当該人物が所在するか否か電話により問い合わせを行うことにより、本人確認を行うとともに、安否情報の回答は電話等により行うこととする。

- (3) 外国人に関する安否情報の照会があった場合、日本国籍者と同様に回答する。

ただし、国内の外国籍の者が身分証明書を持たない場合、本人の住民票がある市町村に確認する。

3 個人の情報の保護への配慮【情報班、文書管財班、情報統計班、関係実働班】

安否情報は個人情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するとともに、安否情報データの管理を徹底する。

第4節 日本赤十字社に対する協力（第96、183条関係）【情報班】

- 1 知事は、日本赤十字社から要請があったときは、当該要請に応じ、保有する外国人に関する安否情報を提供する。
- 2 外国籍安否情報の提供に当たっても、第3節の2、3と同様に、個人情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第5節 市町村による安否情報の収集及び提供の基準（第94～96、183条関係）

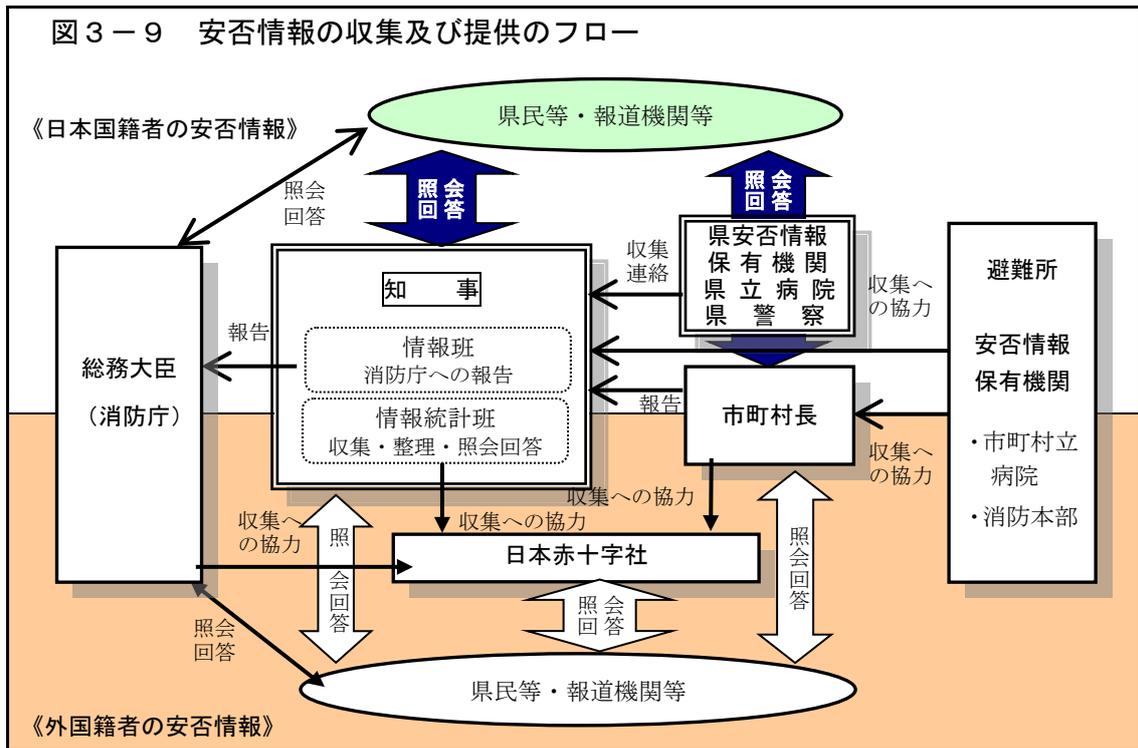
1 市町村による安否情報の収集

- (1) 市町村長による安否情報の収集は、避難・救援等の活動を優先しつつ、主として、自ら開設する避難施設及び市町村立医療機関等において、避難施設等の管理者、避難施設等の運営者及び当該医療機関の管理者等から安否情報を収集するものとする。
- (2) 市町村の避難所運営職員等は、あらかじめ避難施設等に安否情報省令第2条に規定する様式第3号（以下「収集様式」という。）を準備し、若しくは、避難所開設に伴い、収集様式を持ち込み、安否情報の収集対象者による記入が可能であれば本人が、不可能であれば職員が記載可能な情報を記入し、当該収集様式等を回収することにより安

否情報を収集するものとする。

2 市町村による安否情報の報告及び照会に対する回答【情報統計班】

市町村による安否情報の県への報告及び照会に対する回答は、第3節に定めるとおり県に準じて行うものとする。

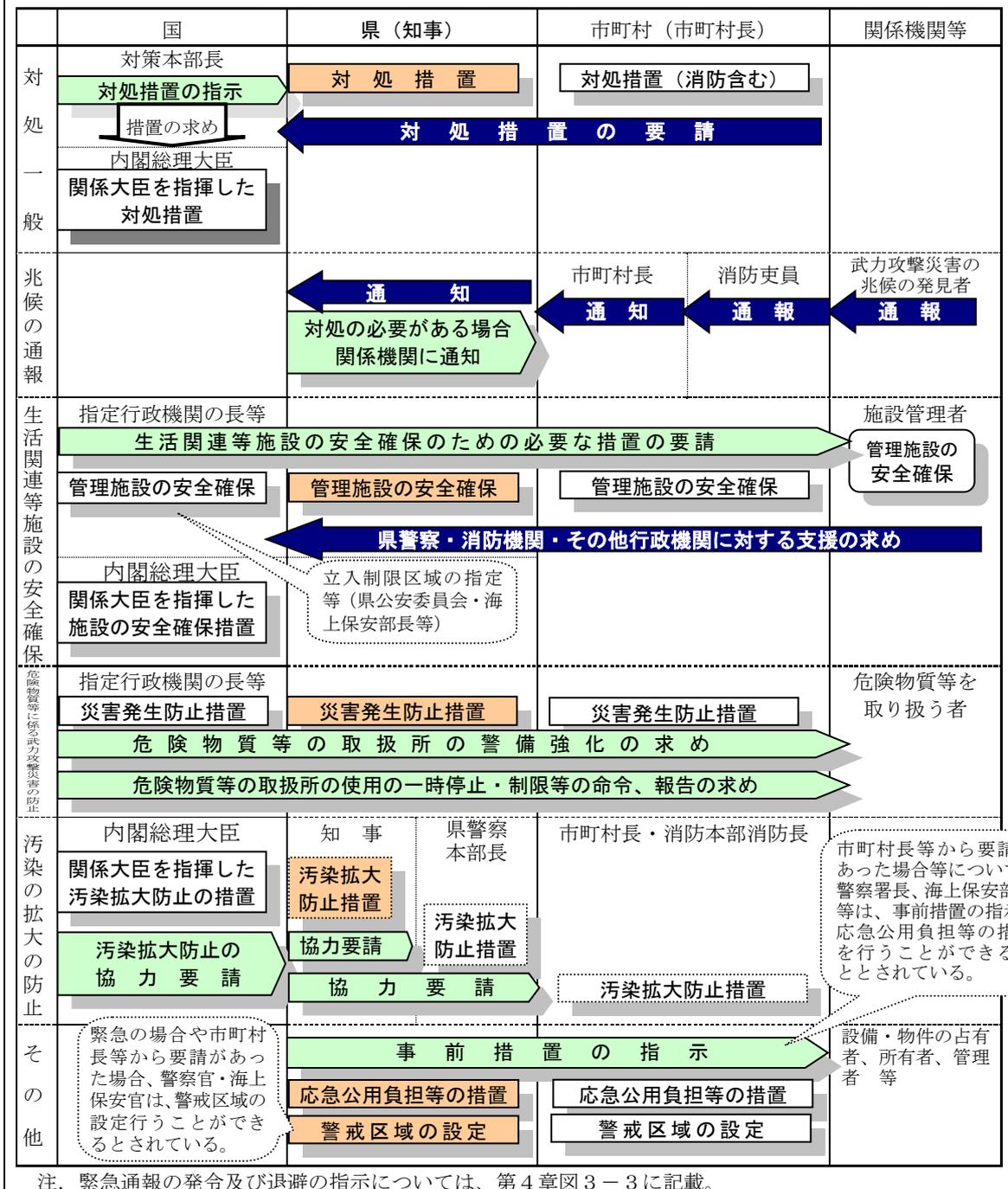


第7章 武力攻撃災害への対処

第1節 武力攻撃災害への対処の基本的考え方等

県の区域に係る武力攻撃災害を防除し、及び軽減するため、国及び市町村等と協力して武力攻撃災害への対処に関する措置を実施しなければならないことから、武力攻撃災害への対処の基本的な考え方等について、以下のとおり定める。

図3-10 武力攻撃災害への対処に関する措置における国、県及び市町村の対応等



注. 緊急通報の発令及び退避の指示については、第4章図3-3に記載。

第1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方等（第97、102、183条関係ほか）

1 武力攻撃災害への対処

知事は、国対策本部長から、国全体の方針に基づき所要の武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずべきことについての指示があったときは、当該指示の内容に沿って、必要な措置を講ずるほか、自らの判断により、武力攻撃災害への対処のために必要となる措置を講ずる。

2 国対策本部長への措置要請

知事は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃等により多数の死者が発生した場合や、NBC兵器による攻撃に伴い武力攻撃災害が発生し国民保護措置等を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、武力攻撃災害が大規模であり、又は、その性質が特殊であることなどの理由により、武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、国対策本部長に対し、国において必要な措置を実施するよう要請する。

3 対処に当たる職員の安全の確保

武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

第2 武力攻撃災害の兆候の通報（第98、183条関係）

【総括班、広域応援・避難班、情報班ほか】

知事は、武力攻撃等に伴って発生する火災や鉄道、電気・通信施設等ライフラインの破壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見など武力攻撃災害の兆候を発見した者からの直接の通報又は市町村長、消防吏員等からの当該兆候に関する通知、通報を受けたときは、県警察の協力を得つつ、武力攻撃災害の兆候について事実関係の確認を行い、必要があると認めるときは、速やかに、消防庁を通じて、国対策本部長に通知する。また、必要に応じ関係機関に対し通知する。

第2節 生活関連等施設等の安全確保

武力攻撃災害への対処を行うに当たり、生活関連等施設及びその他の公共施設等の安全確保について、必要な措置等を以下のとおり定める。

第1 生活関連等施設の安全確保（第97、102、183条関係）

1 生活関連等施設の状況の把握【広域応援・避難班、関係実働班】

- (1) 知事は、武力攻撃災害が発生し、又は、発生するおそれがある場合においては、関係機関及び生活関連等施設の管理者との連絡体制を確保する。
- (2) 知事は、県の区域内の生活関連等施設について、警報、避難措置の指示の内容その

他の情報を踏まえて、当該施設の安全に関連する情報、各施設における対応状況等について、当該施設の管理者、所管省庁、県警察、福島海上保安部、市町村及び消防本部と連携し、必要な情報の収集を行うとともに、関係機関において当該情報を共有する。

(3) (2)の場合、知事は、生活関連等施設の「安全確保の留意点」に基づき、所要の措置が講じられているか否かについて確認をする。施設の安全確保に関する確認事項については、施設の種類ごとに資料・様式編に取りまとめる。

2 生活関連等施設の管理者に対する措置の要請等【広域応援・避難班、関係実働班】

(1) 知事は、情報収集の結果に基づき、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、施設管理者に対して、安全確保のために必要な措置（施設の巡回の実施、警備員の増員、県警察との連絡体制の強化等による警備の強化、防災体制の充実等）を講ずるよう要請する。

(2) (1)の場合、施設の安全確保のために必要な措置を的確かつ安全に実施するために必要な情報を、施設管理者に対し随時提供すること等により、当該管理者及びその他当該施設に従事する者等の安全の確保に十分配慮する。

(3) 生活関連等施設の管理者は、施設の安全確保のために県警察、消防本部及びその他行政機関による支援が必要と判断したときは、当該支援について要請を行うことができるものとされている。

(4) 県警察、消防機関及びその他行政機関は、知事、市町村長又は生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行うものとされている。また、自ら必要があると認めるときも、同様に支援を行うものとされている。

3 県が管理する施設の安全の確保【広域応援・避難班、活動支援班、関係実働班】

(1) 知事は、県が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

(2) (1)の場合、知事が必要と認める場合、県警察、消防機関及びその他の行政機関に対し必要となる支援を求める。

4 立入制限区域の指定の要請

【広域応援・避難班、広報班、警察本部対策本部、関係実働班】

(1) 知事は、安全確保のため必要があると認めるときは、県公安委員会に対し、立入制限区域の指定を要請する。

(2) (1)において、知事は、ダム、水力発電所、原子力発電所及び大規模な危険物質等取扱所について、安全確保のため必要があると認めるときは、速やかに当該指定を要請する。また、火力発電所、空港等他の施設についても情勢により危険が切迫している場合においては、速やかに要請するものとする。

(3) 県公安委員会は、知事から要請があったとき、又は、事態に照らして特に必要があ

ると認めるときは、生活関連等施設の敷地及びその周辺の区域を立入制限区域として指定する。

- (4) 立入制限区域の範囲は、生活関連等施設の特性及び周辺の地域の状況を勘案しつつ、生活関連等施設の安全確保の観点から合理的に判断して、立入りを制限し、禁止し、又は、退去を命ずる必要があると考えられる区域とし、県公安委員会が設定するものとする。
- (5) 県公安委員会は、立入制限区域を指定したときは、速やかに知事への報告及び生活関連等施設の管理者への通知を行うとともに、立入制限区域の範囲、立入りを制限する期間その他必要な事項を公示する。
- (6) 福島海上保安部長は、知事から(1)の要請があったとき、又は、事態に照らして特に必要があると認めるときは、(3)～(5)について県公安委員会と同様の措置を行うことができることとされている。

5 国の対策本部との緊密な連携【総括班、広域応援・避難班、警察本部対策本部】

- (1) 知事は、武力攻撃災害が著しく大規模である場合やその性質が特殊であるような場合においては、消防庁を通じて、国対策本部長に対して、必要な措置の実施を要請する。
- (2) 知事は、県警察等と連携しながら、武力攻撃災害の状況を見極めつつ、講じている措置の内容、今後、国において講ずべき措置等必要になると想定される措置の情報を迅速に把握する。

6 国の方針に基づく措置の実施【総括班、広域応援・避難班、関係実働班】

- (1) 生活関連等施設の安全確保のために国全体として万全の措置を講ずべきであるとして、内閣総理大臣が関係大臣を指揮して措置を講ずることとした場合には、知事は、武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針又は緊急対処事態に関する対処方針（以下「対処基本方針等」という。）及びそれに基づく各省庁の活動内容について、消防庁を通じて国対策本部から必要な情報を入手するとともに、当該方針等を踏まえつつ、国と連携して、周辺住民の避難等の措置を講ずる。
- (2) (1)において、措置を行っている現場における各機関の活動の調整が円滑に行われるよう、その内容を関係機関に速やかに伝達する。

第2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除（第103、183条関係）

1 危険物質等の取扱者に対する措置命令【広域応援・避難班、環境保全班、関係実働班】

- (1) 知事は、既存の法令に基づく規制措置を講ずるほか、緊急に必要があると認めるときは、当該措置に加えて、危険物質等の占有者、所有者、管理者その他の危険物質を取り扱う者（以下「危険物質等の取扱者」という。）に対し、次の措置を講ずべきことを命ずる。

- ア 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限
- イ 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限
- ウ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄

(2) 既存の法令に基づく措置と(1)のアからウの措置との対応関係は表3-10のとおりである。

表3-10 危険物質等の種類及び都道府県知事が命ずることのできる措置一覧

物質の種類	区 分	措 置		
		1号	2号	3号
消防法第2条第7項の危険物 (同法第9条の4の指定数量以上のものに限る。)	消防法第11条第1項第1号の消防本部等所在市町村以外の市町村の区域に設置される製造所、貯蔵所若しくは取扱所(移送取扱所を除く。)又は移送取扱所(二以上の都道府県の区域にわたって設置されるもの及び一の消防本部等所在市町村の区域のみに設置されるものを除く。)において貯蔵し、又は、取り扱うもの	消防法第12条の3	○	○
毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第2条第1項の毒物及び同条第2項の劇物(同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。)	毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者が取り扱うもの(都道府県知事が当該登録の権限を有する場合)	○	○	○
	毒物及び劇物取締法第3条の2第1項の特定毒物研究者又は前条第2号に掲げる物質を業務上取り扱う者が取り扱うもの			
火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第2条第1項の火薬類	製造業者、販売業者又は消費者に対して、製造施設又は火薬庫の全部若しくは一部の使用を一時停止すべきことを命ずること	火薬類取締法第45条		
	製造業者、販売業者、消費者その他火薬類を取り扱う者に対して、製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は、制限すること			
物質の種類	区 分	措 置		
火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第2条第1項の火薬類	火薬類の所有者又は占有者に対して、火薬類の所在場所の変更又はその廃棄を命ずること	火薬類取締法第45条		
	火薬類を廃棄した者に対して、その廃棄した火薬類の収去を命ずること			

第3編 武力攻撃事態等及び緊急対処事態への対処

第7章 武力攻撃災害への対処

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第2条の高圧ガス（同法第3条第1項各号に掲げるものを除く。）	第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者若しくは特定高圧ガス消費者又は液化石油ガス法第6条の液化石油ガス販売事業者若しくは液化石油ガス法第37条の4第3項の充てん事業者に対し、製造のための施設、第一種貯蔵所、第二種貯蔵所、販売所又は特定高圧ガスの消費のための施設の全部又は一部の使用を一時停止すべきことを命ずること	高圧ガス保安法 第39条		
	第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の所有者又は占有者、販売業者、特定高圧ガス消費者、液化石油ガス法第6条の液化石油ガス販売事業者、液化石油ガス法第37条の4第3項の充てん事業者その他高圧ガスを取り扱う者に対し、製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し、又は、制限すること			
	高圧ガス又はこれを充てんした容器の所有者又は占有者に対し、その廃棄又は所在場所の変更を命ずること			
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第44条第1項の毒薬及び同条第2項の劇薬（同法第46条第1項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。）	厚生労働大臣（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第80条の規定による都道府県知事の処分を受けている者が所持するもの）	○	○	○

注1. 表中の「1号」、「2号」、「3号」は、それぞれ下記に掲げる措置を意味する。

- 1号：取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限
- 2号：製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限
- 3号：所在場所の変更又はその廃棄

- 2. 表中の「○」は、国民保護法第103条第3項により当該措置の権限が与えられていることを意味し、それ以外の記述は、当該措置の権限を与えている既存の個別法を意味する。
- 3. この措置には、指定行政機関及び地方公共団体が事態対処法第2条第8号の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置を含まないものとする。
- 4. 自動車、軽車両（原動機付き自転車を含む。）その他による運搬又は火薬類取締法第50条の2第1項の規定の適用を受ける火薬類の消費については、県公安委員会が命ずることのできる措置である。

2 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

【広域応援・避難班、環境保全班、関係実働班】

知事は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求めるとともに、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第3 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止（第104、183条関係）

【総括班、広域応援・避難班、環境共生班】

石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の対処については、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律84号）の規定が適用されることから、同法に定める措置を行うことを基本とする。また、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置もあわせて講ずる。

第4 生活関連等施設以外の公共施設等における安全確保（第114、183条関係）

1 県が管理する施設の安全確保【広域応援・避難班、活動支援班、文書管財班ほか】

知事は、県が管理する公共施設について、生活関連等施設と同様に安全確保のために必要な措置を行う。

2 県管理以外の施設の安全確保【広域応援・避難班、警察本部対策本部】

(1) 知事は、県管理施設以外の施設のうち、特に安全確保が必要な施設については、生活関連等施設と同様に、当該施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等について必要な情報収集を行うとともに、関係機関で情報を共有する。

(2) 知事は、県管理施設以外の施設のうち、特に安全確保が必要な施設の管理者に対し、特に必要があると認めるときは、生活関連等施設と同様に安全確保のために必要な措置を講ずるよう要請する。この場合において、県警察及び消防機関等における支援についても生活関連等施設と同様とする。

3 警戒区域の設定【広域応援・避難班、警察本部対策本部、関係実働班】

(1) 知事は、市町村長に対し、安全確保のために必要があると認めるときは、公共施設やその他の施設を含む区域について警戒区域の設定を行うよう要請する。

(2) 知事は、(1)の場合において、県民の生命又は身体に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、自ら警戒区域を設定し、その旨を市町村長に通知する。

第3節 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による武力攻撃災害への対処等

県は、武力攻撃原子力災害に対しては、本県の原子力発電所立地状況等を踏まえた上で、対処するものとし、また、NBC兵器による攻撃に伴う武力攻撃災害に対しては、国の方針に基づき必要な措置を講ずることにより対処するものとするとともに、当該対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

第1 武力攻撃原子力災害への対処（第105～107、183条関係ほか）

県は、原子力発電所が武力攻撃災害を受けた場合における周囲への影響にかんがみ、次に掲げる措置を講ずる。

この場合において、原子力発電所は危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置もあわせて講ずる。

1 「県地域防災計画」原子力災害対策編等に定められた措置の準用

県は、国民保護法その他の法律の規定に基づく武力攻撃原子力災害への対処に関する措置の実施に当たっては、この計画に定めのないものについては、「県地域防災計画」原子力災害対策編等に定められた措置を準用する。

2 平素における県民等への情報提供【危機管理総室】

県は、武力攻撃原子力災害の特殊性にかんがみ、原子力施設周辺の住民に対して、緊急時に混乱と動揺を起こすことなく、国、県及び市町村の指示に従って秩序ある行動をとれるよう、平素から、次に掲げる事項に関する情報の提供を行うものとする。

ア 放射性物質及び放射線の特性

イ 原子力発電所の概要

ウ 原子力災害の内容とその特殊性

エ 武力攻撃原子力災害発生時における防災対策の内容

3 武力攻撃等に伴う放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する連絡・通報

【総括班、広域応援・避難班、広報班、地域づくり班、関係実働班、県原子力現地対策本部】

(1) 知事の連絡

知事は、武力攻撃等に伴う放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する原子力事業者からの通報又は原子力規制委員会からの通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、周辺市町村長及び指定地方公共機関に連絡する。

(2) 知事の通報

知事は、モニタリングポストによる把握及び県警察、消防本部等からの連絡により、武力攻撃等に伴う放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者及び原子力規制委員会より先に把握した場合には、直ちに原子力事業者にその内容を確認し、その旨を内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に起因する場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣）に通報するとともに、その受信確認を行う。

併せて、知事は、あらかじめ定める方法により、関係市町村長及び指定地方公共機関に連絡する。

4 応急対策の実施に係る公示に関する通知及び指示

【総括班、広域応援・避難班、広報班、救援班、地域づくり班、関係実働班、
県原子力現地対策本部】

(1) 公示の内容の通知

知事は、国対策本部長が、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、応急対策の実施に係る公示を発出し、その通知を受けた場合には、警報の通知に準じて、関係機関に当該公示の内容を通知する。

(2) 応急対策の指示

知事は、国対策本部長の指示に基づき、住民の避難その他の所要の応急対策を実施する。

また、知事は、武力攻撃原子力災害の発生又はその拡大を防止するため必要があると認めるときは、市町村長に対し、所要の応急対策を実施すべきことを指示する。

5 情報の収集及び連絡

【総括班、広域応援・避難班、情報班、広報班、救援班、地域づくり班、関係実働班、
県原子力現地対策本部】

武力攻撃原子力災害が発生し、又は、発生するおそれがあるときは、県は、現地に職員を派遣するなどにより情報収集を行い、当該武力攻撃原子力災害の概要、今後の進展の見通し等の情報等を、国対策本部、原子力規制委員会、市町村、その他の関係機関に連絡するほか、これらの機関と密接に連携するものとする。

6 応急対策実施体制【総括班ほか】

(1) 国武力攻撃原子力災害現地対策本部の設置

現地対策本部は、原則として、緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）に設置するものとするが、武力攻撃原子力災害による被害の状況又は武力攻撃の排除等との調整の必要性に応じ、県庁等に設置するものとする。

(2) 県武力攻撃原子力災害現地対策本部の設置

県対策本部長は、オフサイトセンター等に国の武力攻撃事態等現地対策本部（以下「国現地対策本部」という。）が設置されたとき又は県対策本部が必要と認めるときは、安全の確保に留意し、オフサイトセンター等に、県武力攻撃原子力災害現地対策本部（以下「県原子力現地対策本部」という。）を設置する。ただし、オフサイトセンターが被災した場合その他必要があると認めるときは、国現地対策本部との連携を考慮の上、原子力発電所の周辺地域又は他の地域に県原子力現地対策本部を設置する。

(3) 県原子力現地対策本部の体制及び所掌事務

県原子力現地対策本部の体制及び所掌事務は、原則として、「県地域防災計画」原子力災害対策編の定めに準ずるものとする。

7 モニタリングの実施【総括班、広域応援・避難班、県原子力現地対策本部】

県は、モニタリングの実施について、状況に応じ、「県地域防災計画」（原子力災害対

策編)の定め例により行うものとする。

8 住民の避難等の措置

【総括班、広域応援・避難班、救援班、物資班、関係実働班、県原子力現地対策本部】

(1) 知事の避難指示

知事は、国対策本部長による避難措置の指示が行われた場合には、当該指示等の内容を踏まえて、住民に対し避難を指示する。

この場合において、屋内避難や移動による避難の実施の時期や範囲については、国対策本部における専門的な分析や判断を踏まえた避難措置の指示に基づいて、適切に行う。

(2) 知事の判断による退避指示

知事は、原子力事業者からの通報内容、モニタリング結果等を勘案し、事態の状況により避難措置の指示を待ついとまがない場合は、その判断により、緊急通報を発令し、退避の指示などの応急措置を講ずる。

9 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携

【総括班、広域応援・避難班、活動支援班、救援班、物資班、関係実働班、
県原子力現地対策本部】

(1) 武力攻撃原子力災害合同対策協議会への職員派遣

県は、国現地対策本部長が主導的に運営する武力攻撃原子力災害合同対策協議会に職員を派遣するなど、同協議会と必要な連携を図る。

(2) 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との情報の共有

県は、武力攻撃原子力災害合同対策協議会において、モニタリング結果、医療関係情報、住民の避難及び退避の状況の報告等必要な情報の提供を行う。また、国の対処方針や被害状況、応急措置の実施状況等の情報を共有し、応急対策等について必要な調整を実施するとともに、現地に派遣された専門家等から必要な助言を受ける。

10 国及び事業者への要請【総括班】

知事は、武力攻撃等に伴い、原子力発電所から放射性物質等の放出等による周辺環境への被害が発生し、又は、発生するおそれがある場合で、緊急に必要ながあると認めるときは、国を通じて、又は、直接に、原子力事業者に対し原子炉の運転停止等安全確保のために必要な措置を講ずるよう要請する。

11 被ばく医療体制の強化【総括班、救援班、関係実働班、県原子力現地対策本部】

県は、武力攻撃原子力災害発生時において、多数の汚染・被ばく患者及び被ばく傷病者（汚染・被ばくしたおそれのある者を含む。）が発生する可能性があることから、被ばく医療体制の更なる強化に努める。

また、汚染・被ばく患者及び被ばく傷病者（汚染・被ばくしたおそれのある者を含む。）の受入れに関して、国や近隣県の関係機関との連携を図る。

12 避難退域時検査（スクリーニング）及び簡易除染の実施

知事及び原子力事業者は、避難又は一時移転（「県地域防災計画」（原子力災害対策編）の一時移転をいう。）の際の住民等に対する避難退域時検査（スクリーニング）及び簡易除染の実施については、「県地域防災計画」（原子力災害対策編）の定めにより行うものとする。

13 安定ヨウ素剤の服用

【総括班、広域応援・避難班、救援班、関係実働班、県原子力現地対策本部】

県は、安定ヨウ素剤の予防服用の実施等について、「県地域防災計画」（原子力災害対策編）の定めにより行うものとする。

14 飲食物の摂取制限等

【総括班、広域応援・避難班、広報班、救援班、関係実働班、県原子力現地対策本部】

県は、必要に応じ、飲食物の摂取制限等の措置について、「県地域防災計画」（原子力災害対策編）の定めにより行うものとする。

これらの場合において、食料品等の安全性が確認された後は、その安全性についての広報を実施して、流通等への影響に配慮する。

15 武力攻撃原子力災害への対処措置を実施する者の安全の確保

【総括班、広域応援・避難班、情報班、広報班、活動支援班、救援班、物資班、関係実働班、県原子力現地対策本部】

県は、武力攻撃原子力災害の特殊性にかんがみ、武力攻撃原子力災害への対処に当たっては、これを実施する原子力事業者等の安全確保に配慮するとともに、国、市町村、県警察、消防本部、原子力発電所等関係機関と連携を密にし、現地の状況の把握に努めるほか、武力攻撃原子力災害合同対策協議会等において積極的な情報の収集を図り、当該情報を速やかに提供するなどにより、対処措置を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第2 NBC兵器による攻撃に係る武力攻撃災害への対処（第107～110、183条関係）

NBC兵器による攻撃に伴い汚染が生じた場合の対処については、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本とすることに加え、特に、対処の現場における初動的な応急措置を以下のとおり講ずる。

1 発生原因が特定できないがNBC兵器による武力攻撃災害の発生が疑われる場合の連絡体制及び初動体制等（配備体制設置前の対処）

【危機管理総室、保健福祉総室、健康衛生総室、県警察、各地方振興局、各保健福祉事務所ほか】

県は、NBC兵器による攻撃に伴う武力攻撃災害発生時における初動対処の重要性にかんがみ、通報等によりNBC兵器による武力攻撃災害の発生が疑われる事態の発生を把握した場合、「県NBC災害等連携指針」に基づき関係機関と連携し迅速な対処を図る。

また、県警察は当該事態の発生原因を速やかに把握し関係機関に対し情報提供を行う。

- (1) 地方振興局及び保健福祉事務所（以下、第2において、郡山市及びいわき市が設置する保健所を含む。）は、NBC兵器による武力攻撃災害の発生が疑われる場合、「県NBC災害等連携指針」に定めるとおり、県警察、消防本部、福島海上保安部及び市町村（以下、地方振興局及び保健福祉事務所を含め「現地対応機関」という。）と相互に情報を交換し、情報の共有化を図る。
- (2) 保健福祉事務所は、現地対応機関等から収集した医療情報等について、保健福祉総室に連絡する。

保健福祉事務所等からの連絡を受けた保健福祉総室は、危機管理総室と情報の共有化を図った上で、当該情報を取りまとめ以下の機関に情報提供を行う。

- ア 災害医療センター、福島県医師会等の医療関係機関
- イ 現地対応機関
- ウ 厚生労働省
- エ 庁内関係機関

- (3) 地方振興局は、現地対応機関等から収集した被災情報等について、危機管理総室に連絡する。

地方振興局等からの連絡を受けた危機管理総室は、保健福祉総室及び県警察等の庁内関係機関と情報の共有化を図った上で、以下の機関に情報提供するとともに、「県地域防災計画」一般災害対策編、第3章（事故対策編、第6章で準用）で規定する災害広報に準じて被災者等に対し適切な情報提供を行う。

また、危機管理総室は、事態の状況等に応じ、第1章第1節第1に定める必要な職員配備体制を設置する。

- ア 消防庁（内閣官房）
- イ 福島地方協力本部及び武力攻撃災害発生地区を所管する陸上自衛隊

- (4) 県警察は、当該事態の発生原因等について、現地対応機関等と連携し特定に努めるとともに、事態の発生原因が判明した場合には、速やかに危機管理総室に連絡するとともに警察庁及び東北管区警察局に速やかに報告する。

また、収集した被災情報等についても同様とする。

2 応急措置等の実施

【広域応援・避難班、救援班、健康衛生班、病院班、警察本部対策本部、
県地方対策本部】

- (1) 知事は、NBC兵器による攻撃が行われたと特定された場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、応急措置として、第4章第1節第5で定める緊急通報を発令するとともに、必要に応じ、第4節第1で定める退避を指示する。また、NBC兵器の攻撃に

伴う汚染の拡大を防止するため必要があると認めるときは、第4節第3で定める警戒区域の設定を行う。

- (2) 県警察は、職員の安全を図るための措置を講じた上で、関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等のための活動を行う。

なお、武力攻撃災害が著しく大規模であること、若しくは、その性質が特殊であることその他の事情により、原因物資の特定、被災者の救助の活動等について、対処が困難な場合、速やかに、知事に対し、国への支援要請を行うよう求める。

- (3) 県は、発生原因がNBC兵器による武力攻撃災害に特定できない場合、現地対応機関及び医療関係機関に対し、第1章第1節第2に定める関係法令、「県地域防災計画」事故対策編及び「県NBC災害等連携指針」等に規定される、又は、準じた応急措置の実施を求めるとともに、自らも当該計画等に基づく、又は、準じた応急措置を行う。

なお、この場合、県は、現地対応機関等の職員等が行う応急措置について安全確保に十分配慮する。

- (4) 応急措置を実施する場合、市町村は、応急措置に従事する現地対応機関が円滑な連携を確保できるよう、必要に応じ、「県NBC災害等連携指針」に規定する現地調整所を設置し、又は、他の現地対応機関が現地調整所を設置した場合には、当該機関以外の現地対応機関に現地調整所の設置について伝達するとともに当該調整所に職員を派遣し、当該現地対応機関の代表者と対応及び役割分担等について協議し、調整を図るものとする。

- (5) 県地方対策本部又は県現地対策本部は、緊急な応急措置の実施が必要な場合や武力攻撃災害の発生が複数の市町村に及ぶ場合など現地対応機関との協議及び調整を行う必要があると認めるときは、市町村に対し現地調整所の召集を要請し、又は、必要に応じ現地調整所を設置し、現地対応機関の代表者と対応及び役割分担等について協議し、調整を図る。

3 国の方針に基づく措置の実施

【総括班、広域応援・避難班、救援班、健康衛生班、病院班、警察本部対策本部】

知事は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、対処基本方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、消防庁を通じて国対策本部から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を行う。

4 関係機関との連携

【総括班、広域応援・避難班、情報班、救援班、健康衛生班、病院班、警察本部対策本部、県地方（現地）対策本部】

- (1) 知事は、県対策本部において、攻撃による被害の情報や必要となる物的・人的資源について、市町村、消防本部及び県警察からの情報などを集約して、国に対して必要となる支援の内容を整理し、迅速な支援要請を行う。

(2) (1)の場合、県対策本部に派遣されている国の職員や自衛隊の連絡員を通じて、円滑な調整を図るとともに、汚染物質に関する情報を、県地方対策本部又は県現地対策本部（保健福祉事務所）を通じて衛生研究所、環境センター等の研究・分析機関に提供するとともに、福島県医師会等の指定地方公共機関及び災害医療センター等の医療関係機関と共有する。

また、精神科医等の専門家の協力を得て、被災者のメンタルヘルスケアに対応するよう努める。

5 汚染原因に応じた対応

【広域応援・避難班、情報班、救援班、健康衛生班、商工労働班、生産流通班、病院班、警察本部対策本部、県地方（現地）対策本部ほか】

(1) 県は、NBC兵器による武力攻撃災害が発生した場合、それぞれの汚染原因に応じて、国との連携の下、それぞれ次の点に留意するとともに、第1章第1節第2の2及び表3-2のNBC災害等発生時における対応マニュアル等に基づき措置を行う。

ア 核物質又は核兵器による攻撃等の場合

- ・ 核物質等による攻撃等による武力攻撃災害が発生した場合、県は、国対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染範囲の特定に資する被災情報を直ちに報告する。
- ・ 県は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ活動を実施させる。

イ 生物剤による攻撃の場合

- ・ 県は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、必要に応じ、ワクチン接種を行う。
- ・ 県は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）の枠組みに従い、患者の移送を行うとともに、国の指示の下で、汚染範囲の把握及び感染源を特定し、県現地対策本部等においては、関係機関と連携して消毒等の措置を行う。また、衛生研究所は、平素から構築した連携体制を活用しつつ適切な措置を講じる。

ウ 化学剤による攻撃の場合

- ・ 県は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集を行う。

(2) 県は、放射性降下物等により汚染された農作物等による健康被害を防止するため、国と連携しつつ、汚染食料品の流通や摂取が行われないことがないように、流通事業者等を指導するとともに、住民に注意を呼びかけるほか、生活の用に供する水が核物質等、生物剤及び化学剤により汚染された場合には、必要に応じ、その水の管理者に対し、

給水の制限等の措置を講ずるよう命ずる。

6 知事及び県警察本部長等の権限

- (1) 内閣総理大臣の要請を受けた知事及び当該知事の要請を受けた県警察本部長は、汚染の拡大を防止するため、措置の実施に当たり、関係機関と調整しつつ、表3-11に掲げる権限を行使する。

表3-11 放射性物資等による汚染の拡大の防止に係る知事等の権限等

	対象物件等	措置	措置の実施（権限の行使）に伴う手続
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄	措置の名あて人に対し、次の事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（対象物件の占有者、管理者等）に通知する。 1. 当該措置を講ずる旨 2. 当該措置を講ずる理由 3. 当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体 4. 当該措置を講ずる時期 5. 当該措置の内容
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止	
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止	
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄	
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖	
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断	

- (2) 知事又は県警察本部長は、放射性物資等による汚染の拡大の防止に係る措置を行うために必要があると認めるときは、当該措置を行う職員又は警察官に、福島県職員身分証明書等を携帯させた上で、他人の土地、建物その他の工作物又は船舶若しくは航空機に立ち入らせることができる。

- (3) (1)及び(2)は、内閣総理大臣の要請を受けた知事から要請を受けた市町村長及び消防本部消防長に対しても準用することができることとされている。

7 協力の要請に係る安全の確保

知事は、市町村長、消防本部消防長及び県警察本部長に対し、必要な協力を要請するときは、市町村、消防本部職員（消防吏員を含む。）及び警察官の安全の確保に配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を行う。

第4節 応急措置等

県は、武力攻撃災害が発生した場合において、緊急の必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことから、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

第1 退避の指示（第112、183条関係）

1 退避の指示

【総括班、広域応援・避難班、警察本部対策本部、県地方（現地）対策本部】

- (1) 知事は、武力攻撃災害が発生し、又は、発生するおそれがある場合において、緊急の必要があると認めるときは、退避の指示を行う。
- (2) 知事は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと判断されるときには、「屋内への退避」を指示する。
なお、「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。
 - ア NBC兵器による攻撃や武力攻撃原子力災害と判断されるような場合において、住民が防護手段を有しておらず、移動するよりも屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと判断されるとき
 - イ 敵のゲリラや特殊部隊、テロリストが隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと判断されるとき

2 退避の指示に伴う措置

【総括班、広域応援・避難班、広報班、知事公室班、警察本部対策本部、
県地方（現地）対策本部】

- (1) 知事は、退避の指示を広報車等により、速やかに住民に対し伝達するものとし、退避の必要がなくなったときは、広報車、立看板等住民が十分に了知できる方法でその旨を公表する。
- (2) 知事は、退避の指示をした場合は、退避を要する地域を管轄する市町村長、県警察その他関係機関に速やかに通知する。
- (3) (2)の通知を受けた県警察は、交通規制など必要な措置を講ずる。
- (4) 知事は、退避の指示を行った場合は、国対策本部長による住民の避難に関する措置が適切に講じられるよう、消防庁を通じて国対策本部長に連絡する。

3 警察官等による退避の指示

- (1) 警察官は、市町村長若しくは知事による退避の指示を待ついとまがないと認めるとき、又は、これらの者から要請があったときは、必要と認める地域の住民に対し、退避の指示をすることができる。
- (2) 海上保安官は、市町村長若しくは知事による退避の指示を待ついとまがないと認めるとき、又は、これらの者から要請があったときは、必要と認める地域の住民に対し、

退避の指示をすることができる」とされている。

第2 事前措置（第111、183条関係）

- 1 事前措置【総括班、広域応援・避難班、情報班、警察本部対策本部、
県地方（現地）対策本部】
 - (1) 知事は、武力攻撃災害の拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物の入った大量のドラム缶など、武力攻撃災害を拡大させるおそれがある設備や物件の所有者等に対し、武力攻撃災害の拡大を防止するために必要な限度において、当該設備等の除去、保安その他必要な措置を行うことを指示する。
 - (2) 知事が(1)の指示を行った場合には、直ちに、市町村長へ通知する。
- 2 警察署長等による事前措置
 - (1) 警察署長による事前措置
警察署長は、知事又は市町村長から要請があったときは、事前措置の指示を行うことができる。
 - (2) 海上保安部長等による事前措置
海上保安部長等は、知事又は市町村長から要請があったときは、事前措置の指示を行うことができるとされている。

第3 警戒区域の設定（第114、183条関係）

- 1 警戒区域の設定【総括班、広域応援・避難班、情報班、警察本部対策本部、
県地方（現地）対策本部】

知事は、武力攻撃災害が発生し、又は、まさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、被災情報等から判断し、緊急の必要があると認めるときは、市町村長による警戒区域の設定を待たずに、自ら警戒区域の設定を行う。
- 2 警戒区域の設定方法等【広域応援・避難班、警察本部対策本部、県地方（現地）対策本部】

知事は、警戒区域の設定について、以下の方法等により行う。

 - (1) 警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示するものとする。
 - (2) 警戒区域を設定したとき、又は、警戒区域の設定を変更し、若しくは解除をした場合は、広報車等を活用し、住民に広報、周知するものとする。
 - (3) 警戒区域内には、必要と認める場所に職員を配置し、車両及び住民が立ち入らないように必要な措置をとるものとする。
- 3 警戒区域設定に伴う措置【広域応援・避難班、警察本部対策本部、県地方（現地）対策本部】
 - (1) 警戒区域の設定をした場合は、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は、当該区域からの退去を命ずる。当該措置を講じたときは、直ちに市町村長、県警

察及び関係機関に通知する。

- (2) 当該通知を受けた県警察は、交通規制などの必要な措置を講ずる。
- (3) 警戒区域の設定をした場合は、国対策本部長の住民の避難に関する措置が適切に講じられるように、消防庁を通じて国の対策本部長に連絡する。

4 警察官等による警戒区域の設定等

- (1) 警察官は、市町村長若しくは知事による警戒区域の設定を待ついとまがないと認めるとき、又は、これらの者から要請があったときは、警戒区域の設定を行う。
- (2) 知事は、必要があると認めるときは、海上保安官に対し、海上における警戒区域の設定を要請する。

第4 応急公用負担等（第113、183条関係）

【広域応援・避難班、救援班、関係実働班、県地方（現地）対策本部】

知事は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は、土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用する。
- (2) 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管。）を講ずる。

第5 消防に関する措置等（第117～120、183条関係）

1 消防に関する措置等【総括班、広域応援・避難班】

- (1) 消防機関との連携
消防機関が円滑に消火・救急・救助等の活動を行うことにより、武力攻撃災害を排除し、軽減することができるよう、県は、消防機関と緊密な連携を図る。
- (2) 県警察による被災者の救助等
ア 県警察は、把握した被害状況に基づき、迅速に機動隊等を出動させ、消防機関との連携の下に救助活動を行う。
イ 大規模な被害の場合は、県公安委員会は、必要に応じ、警察庁又は他の都道府県警察に対する警察災害派遣隊の派遣要求及び連絡等の措置を実施する。

2 消防等に関する指示

- (1) 市町村長等に対する指示
ア 知事は、武力攻撃災害が発生し、又は、まさに発生しようとしている場合において、事例1など緊急の必要があると認める場合等については、市町村長（消防組合の管理者を含む。以下2において同じ。）若しくは消防本部消防長又は水防管理者に対し、所要の武力攻撃災害の防御に関する措置を講ずべきことを指示することができる。

事例1 市町村長等に対し武力攻撃災害の防御に関する指示を行う緊急の必要がある場合

① 広域的な武力攻撃災害の場合

武力攻撃災害による被害が複数市町村の区域にまたがり、被災市町村を管轄する消防本部等の消防力では対処することができないために他の消防本部等と一体となり、又は、他の消防本部等の応援を得て災害防御を行う必要がある場合

② 緊急の必要がある場合

被災市町村において発生した武力攻撃災害に対し、消防による効率的な災害防御の措置が行われず、あるいは不十分であり、これを放置すれば当該災害が拡大するおそれがあり、その拡大を防ぐために緊急に消防に関する措置をとる必要がある場合

イ アにおいて、知事は、その対処に当たる職員の安全の確保に関し十分配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講ずる。

ウ 知事は、武力攻撃災害を防御するための事例2等の消防に関する措置の指示を消防庁長官から受けた場合は、武力攻撃災害の発生した市町村及び消防本部との連絡、市町村及び消防本部相互間の連絡調整を図るほか、市町村長若しくは消防本部消防長又は水防管理者に対して指示を行う。

事例2 消防庁長官から消防に関する措置の指示がある場合

① 国が武力攻撃災害に関する情報を県より先に入手し、県が消防庁長官から当該武力攻撃災害を防御するための消防に関する指示を受けて市町村長又は消防本部消防長等に対して指示する場合

② 特殊な武力攻撃災害であり、県が消防庁長官から国の専門的知見に基づく指示を受けて市町村長又は消防本部消防長等に対して指示する場合

(2) 消防庁長官に対する消防の応援等の要請

知事は、県の区域内で武力攻撃災害が発生し、県の区域内の消防力のみをもってしては対処できない事例3等の場合、消防庁長官に消防（緊急消防援助隊の派遣を含む。）の応援等の要請を行うことができる。

事例3 知事が消防庁長官に対し消防の応援等の要請を行うことができる場合

- ① 応援職員の出動や、消防上必要な機械器具、設備、薬剤その他の資材の貸与又は供与などについて、被災市町村の属する区域内の消防力のみをもってしては対処できない場合
- ② 毒性物質の発散、毒性物質〔化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成7年法律第65号）第2条第1項に規定する毒性物質をいう。〕若しくはこれと同等の毒性を有する物質の発散、生物剤〔細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律（昭和57年法律第61号）第2条第1項に規定する生物剤をいう。〕若しくは毒素（同条第2項に規定する毒素をいう。）の発散、放射性物質若しくは放射線の異常な水準の放出、又は、これらの発散若しくは放出のおそれがあるなど特殊な武力攻撃災害に対処するために特別の必要があると認められる場合

(3) 消防庁長官から被災都道府県に対する消防の応援等の指示を受けた場合の対応

知事は、自らの県が被災していない場合において、被災都道府県知事から上記(2)の要請を受けた消防庁長官から被災都道府県に対する消防の応援等の指示を受けて必要な措置を講ずるときは、自ら区域内の市町村長又は消防本部消防長に対し、消防機関職員の応援出動等の措置を講ずべきことを指示する。

第8章 被災情報の収集及び報告（第126、127、183条関係）

県は、被災情報を収集するとともに、総務大臣に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 被災情報の収集及び報告【情報班、警察本部対策本部、関係実働班】

- (1) 県は、電話、防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- (2) 県警察は、交番、駐在所、パトカー等の勤務員を情報収集に当たらせるほか、ヘリコプターテレビ電送システム、交通監視カメラ等その保有する手段を活用して情報の収集を行う。
- (3) 被災情報の収集に当たって、知事は、市町村長（消防組合の管理者を含む。以下第8章において同じ。）に対し、火災・災害等即報要領及び火災・災害等即報要領に基づく報告基準に基づき報告を求める。
- (4) 知事は、自ら収集し、又は、市町村長及び指定地方公共機関から報告を受けた被災情報の第一報については、火災・災害等即報要領に基づき、電子メール、ファックス等により直ちに総務大臣に対し消防庁を経由（以下第8章において同じ。）し報告する。
- (5) 知事は、第一報を総務大臣に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、市町村長に随時報告を求めることとし、収集した情報について資料・様式編に定める様式に従い、電子メール、ファックス等により消防庁が指定する時間に報告する。
なお、新たに重大な被害が発生した場合など、知事が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、総務大臣に報告する。
- (6) 県警察は、収集した情報を県対策本部に連絡するとともに警察庁及び東北管区警察局長に速やかに連絡する。

2 市町村長及び指定地方公共機関による被災情報の報告等

- (1) 市町村長は、火災・災害等即報要領に基づき被災情報の第一報を消防庁及び県に報告するものとし、その後は随時、知事が総務大臣に報告を行う方法に準じて、知事に被災情報を報告するものとする。
- (2) 指定地方公共機関は、その管理する施設及び設備に関するもの並びにその業務として行う国民保護措置等に関するものの被災情報を収集するよう努めるとともに、各機関が保有する情報通信手段により、当該被災情報を知事に対し速やかに報告するものとする。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

県は、避難施設等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うため、以下のとおり定める。

第1 保健衛生の確保（第11、177条関係）

県は、避難先地域における避難住民についての状況等を把握し、その状況に応じて、「県地域防災計画」に準じて、次に掲げる措置を実施する。

1 保健衛生対策【救援班、保健福祉班、生活福祉班、こども未来班、健康衛生班、病院班、県地方（現地）対策本部】

(1) 県は、避難先地域に対して、医師等保健医療関係者からなる巡回保健班を派遣し、健康相談、指導等を実施するとともに、健康相談等窓口を設置するなど、当該地域の衛生状況の保全、避難住民等の健康状態の把握、健康障害の予防等を行う。

(2) (1)の場合、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦及び外国人その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

2 防疫対策【救援班、健康衛生班、県地方（現地）対策本部】

県は、避難先地域における生活環境の悪化及び避難住民の病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、避難住民に対する感染症予防についての啓発、健康診断及び消毒等の措置を講ずる。

3 食品衛生確保対策【救援班、健康衛生班、県地方（現地）対策本部】

県は、避難先地域における食中毒等を防止するため、食品衛生関係団体と連携し、食品衛生チームを編成して飲料水、食品等の衛生確保のための措置を講ずる。

4 栄養指導対策【救援班、健康衛生班、県地方（現地）対策本部】

県は、避難先地域における避難住民等の健康維持のために、栄養士等からなる栄養指導班を編成し、栄養士会等の関係団体と連携して栄養管理、栄養相談及び指導を行う。

第2 廃棄物の処理（第12、18、124、183条関係）

1 廃棄物処理の特例【広域応援・避難班、環境保全班】

(1) 知事は、環境大臣が指定する特例地域においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせることができる。

この場合において、環境省と連携するとともに、関係市町村長に対し情報提供を行う。

(2) 知事は、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明した場合、速やかにその者に対し、期限を定めて、廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を

講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

- (3) 県は、平素から廃棄物処理業の許可業者による処理能力を把握し、当該処理能力を超える廃棄物が発生した場合の対応について検討する。

2 廃棄物処理対策【救援班、環境保全班】

県は、「県地域防災計画」の定めに基づいて、「災害廃棄物対策指針（改訂版）」（平成30年環境省環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

- (1) 知事は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、市町村長からの要請に基づき、他の市町村長及び関係団体に広域的な応援を要求し、必要な支援活動の調整を行う。
- (2) 知事は、被害状況から判断して区域内での広域的な応援による処理が困難と見込まれる場合は、被災していない他の都道府県知事に対し、応援の要求を行うとともに、必要に応じ、国に支援を求める。

第3 文化財の保護（第125、183条関係）

1 重要文化財等に関する命令又は勧告の告知等【情報班、文化財班】

- (1) 県教育委員会は、県の区域に存する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物（以下「重要文化財等」という。）に関し、文化庁長官が武力攻撃災害による重要文化財等の被害を防止するため命令又は勧告を行う場合には、所定の手続に従って、速やかに所有者等に対し当該命令又は勧告を告知する。
- (2) (1)の命令又は勧告に従って必要な措置を講じようとする重要文化財等の所有者から、県教育委員会に対し、文化庁長官に対する支援の求めがあった場合には、速やかに、その旨を文化庁長官に対し連絡する。

2 国宝等の被害を防止するための措置の施行【情報班、文化財班】

- (1) 県教育委員会は、文化庁長官から、所定の手続に従って、国宝又は特別史跡名勝天然記念物（以下「国宝等」という。）の被害を防止するための措置の施行の全部又は一部の委託を受けた場合には、速やかに当該措置の施行に当たる。
- (2) (1)の場合、県教育委員会は、当該教育委員会の職員のうちから、当該措置の施行及び国宝等の管理の責任者を定めるとともに、当該者は、当該措置の施行に当たるときは、身分証明証票規則（昭和27年2月1日文化財保護委員会規則第1号）に定める証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを示し、かつ、措置の施行に当たっては、その意見を十分に尊重しなければならない。

第10章 国民生活の安定に関する措置

県は、武力攻撃事態等においては、生活関連物資等が不足することも想定されるため、国と連携しつつ、適切な措置を講じ、物価の安定等を図ることが重要であることから、県民生活の安定に関する措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

第1節 生活関連物資等の価格安定（第129条関係）

1 調査・情報提供等【広報班、知事公室班、企画調整班、生活環境班、観光交流班】

知事は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、県民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するため、次に掲げる措置を行う。

- (1) 生活関連物資等の価格の高騰、買占め及び売惜しみの防止のための調査や監視を行い、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請等を実施する。
- (2) 生活関連物資等の需給・価格動向について、物価情報ネットワーク等を活用し、必要な情報共有に努めるとともに、県民等への情報提供や相談窓口を設置する。

2 関係法令に基づく措置【広報班、生活環境班】

生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は、生ずるおそれがあるときには、関係法令に基づき、次に掲げる措置を実施する。

(1) 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律に係る措置

県は、国が生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）（以下「買占め等防止法」という。）第2条第1項に基づき、政令で特別の調査を要する物資（以下「特定物資」という。）を指定した場合は、県の区域内のみに事務所等を有し特定物資を生産、輸入又は販売する事業者（小売業者を除く）及び県の区域内に事務所等を有し特定物資を販売する小売業者に対し、次の措置を講ずる。

ア 特定物資について、その価格の動向及び需給の状況に関する必要な調査（買占め等防止法第3条）

イ 特定物資の生産、輸入又は販売の事業者が買占め又は売惜しみにより多量に当該特定物資を保有していると認められる場合の当該事業者に対する当該特定物資の売渡しの指示（買占め等防止法第4条第1項）

ウ 売渡しの指示に従わなかった場合についての事業者に対する売渡しの命令（買占め等防止法第4条第2項）

エ 売渡しの命令を実施したことによる事業者同士の協議が実施できない場合の裁定

及びその結果通知（買占め等防止法第4条第4項及び第5項）

オ 売渡しの指示及び命令に係る事業者に対する報告命令、立入検査及び質問（買占め等防止法第5条第1項及び第2項）

(2) 国民生活安定緊急措置法に係る措置

県は、国が国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）第3条第1項に基づき、政令で特に価格の安定を図るべき物資（以下「指定物資」という。）を指定した場合は、県の区域内のみに事業場を有し指定物資を販売する事業者（小売業者を除く）及び県の区域内に事業場を有し指定物資を販売する小売業者に対し、次の措置を講ずる。

ア 指定物資について、その定められた標準価格又は販売価格の表示の指示及び指示に従わない小売業者の公表（国民生活安定緊急措置法第6条第2項及び第3項）

イ 指定物資を規定する価格を超えた価格で販売している事業者に対しての規定する価格以下の価格で販売すべきことの指示及び正当な理由なく従わなかった者の公表（国民生活安定緊急措置法第7条）

ウ ア及びイの措置に必要な限度における、指定物資を販売する事業者に対する業務若しくは経理の状況報告、事業場への立入検査、関係者への質問（国民生活安定緊急措置法第30条第1項）

(3) 物価統制令に係る措置

県は、国が物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条及び第7条並びに物価統制令施行令第2条に基づき、告示で物資及び役務についての統制額を指定した場合は、ア及びイの措置を講ずる。

また、県は、必要があると認められるときは、物価に関する報告の徴収、帳簿の作成命令を行うとともに、必要な場所へ臨検し、業務の状況若しくは帳簿書類等の検査を実施する。（物価統制令第30条第1項）

ア 統制額を超える契約等に対する例外許可（物価統制令第3条第1項但書）

イ 履行中の契約の変更等に関して別段の定めを設けること及び統制額を超える価格とすることの許可（物価統制令第8条ノ2但書）

第2節 避難住民等の生活安定等（第75、162、163、183条関係）

1 被災児童生徒等に対する教育

【救援班、文書管財班、建築班、義務教育班、特別支援教育班ほか】

県及び県教育委員会は、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際において、必要に応じた学校施設等の応急復旧等の措置を関係機関と連携し、適切に措置を講ずる。

2 公的徴収金の減免等【総括班、財務班ほか】

県は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、県税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに県税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 就労状況の把握と雇用の確保【救援班、商工労働班】

県は、被災者等の就労状況の把握に努めるとともに、厚生労働省の職業紹介等の雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置に協力し、避難住民等、被災地域等の実情に応じた雇用確保等に努める。

4 生活再建資金の融資等【救援班、生活福祉班】

県は、武力攻撃災害により住居・家財及び事業所等に被害を受けた者が、自力で生活の再建をするに当たり必要となる資金について、自然災害時の制度等を参考にし、被災状況に応じた制度の実施等の対応を検討するとともに、その円滑な実施を目的に総合的な相談窓口を開設し、当該総合窓口を中心に被災者、事業者等に応じた対応を実施する。

第3節 生活基盤等の確保（第134～137、183条関係）

1 県による生活基盤等の確保【救援班、道路班、河川港湾班、企業班】

- (1) 工業用水道事業者である県は、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。
- (2) 河川管理施設、道路、港湾及び空港の管理者である県は、河川管理施設、道路、港湾及び空港を適切に管理する。

2 市町村による生活基盤等の確保【広域応援・避難班、救援班、関係実働班】

- (1) 水道事業者及び水道用水供給事業者である市町村は、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 河川管理施設、道路、港湾及び農道離着陸場の管理者である市町村は、河川管理施設、道路、港湾及び農道離着陸場を適切に管理するものとする。

3 指定地方公共機関による生活基盤等の確保【広域応援・避難班、救援班、関係実働班】

- (1) ガス事業者である指定地方公共機関は、その国民保護業務計画で定めるところにより、ガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずることとする。
- (2) 運送事業者である指定地方公共機関は、その国民保護業務計画で定めるところにより、旅客及び貨物の運送を確保するために必要な措置を講ずることとする。
- (3) 病院その他の医療機関である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、医療を確保するために必要な措置を講ずることとする。

第11章 交通規制（第155、183条関係）

県警察は、武力攻撃事態等において、住民の避難、緊急物資等の運送その他の措置が的確かつ迅速に実施されるよう、必要な交通規制を行うこととし、交通規制の実施に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 交通状況の把握【広域応援・避難班、警察本部対策本部】

県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

2 交通規制の実施【広域応援・避難班、警察本部対策本部】

(1) 県公安委員会は、武力攻撃事態等において、国民保護措置等が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は、制限するなど、緊急交通路の確保に当たる。

(2) 緊急交通路の確保に当たっては、人命の安全、被害の拡大防止、国民保護措置等の的確かつ円滑な実施等に配慮して行う。また、武力攻撃事態等に係る地域への流入車両等を抑制する必要があるときは、当該地域周辺の県警察とともに、周辺地域を含めた広域的な交通規制を行う。

(3) 県公安委員会は、国対策本部長により道路の利用指針が定められた場合には、当該利用指針を踏まえ、適切に交通規制を行う。

3 緊急通行車両の確認

【広域応援・避難班、警察本部対策本部、関係各班、県地方（現地）対策本部】

知事又は県公安委員会は、車両の使用者等の申出により、緊急通行車両であることの確認を行い、緊急通行車両と確認できたときは、標章及び証明書を交付する。

4 交通規制等の周知徹底【広域応援・避難班、広報班、道路班、警察本部対策本部】

県警察及び道路管理者である県は、交通規制や道路の通行禁止措置等を行ったときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他の必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図る。

また、管轄区域が隣接し、又は、近接する他の都道府県警察及び道路管理者が交通規制や道路の通行禁止措置等を行った場合についても、直ちに通行禁止等に係る区域等の必要な事項について、住民等への周知徹底を図る。

5 緊急交通路確保のための権限等【広域応援・避難班、警察本部対策本部】

(1) 交通管制施設の活用

県警察は、効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設を活用する。

(2) 放置車両の排除等

県警察は、緊急交通路を確保するため必要な場合には、放置車両の排除、警察車両による緊急通行車両の先導等を行う。

(3) 運転者等に対する措置命令

県警察は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対し車両移動等の措置命令を行う。

(4) 障害物の除去

県警察は、緊急交通路の障害物の除去について道路管理者、消防機関及び自衛隊等と協力し、状況に応じて必要な措置をとる。

6 関係機関等との連携【広域応援・避難班、警察本部対策本部】

県警察は、交通規制に当たっては、関係機関との密接な連携を確保する。

第12章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理

県は、武力攻撃事態等（緊急対処事態を除く。以下この章において同じ。）において、ジュネーブ諸条約及びジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）に規定する赤十字標章等及び特殊標章等を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

【赤十字標章等及び特殊標章等の意義】

千九百四十九年八月十二日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される赤十字標章等及び国際的な特殊標章等は、それぞれ国民の保護のために重要な役割を担う医療行為及び国民保護措置を行う者及びその団体、その団体が使用する場所若しくは車両、船舶、航空機等を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

第1 国民保護法で規定される赤十字標章等及び特殊標章等

【活動支援班、環境共生班、関係実働班】

1 赤十字標章等（第157条関係）

(1) 標章

第一追加議定書〔千九百四十九年八月十二日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）〕第8条(1)に規定される特殊標章。

(2) 信号

第一追加議定書第8条(m)に規定される特殊信号。

(3) 身分証明書

第一追加議定書第18条3に規定される身分証明書。

(4) 識別対象

医療関係者、医療機関、医療のために使用される場所及び医療用輸送手段等。

2 特殊標章等（第158条関係）

(1) 標章

第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章。

(2) 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書。

(3) 識別対象

国民保護関係者、保護のために使用される場所等。

第2 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理

【活動支援班、環境共生班、関係実働班】

1 赤十字標章等の交付及び管理

(1) 知事は、赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日 赤十字標章等、特殊標章等に係る事務の運用に関する関係省庁連絡会議申合せ。以下「赤十字標章等に係る事務運用ガイドライン」という。）等に基づき、別に定める交付要綱により、以下に示す医療関係者等に対し、赤十字標章等を交付及び使用させる。

- ア 避難住民等の救援を行う医療機関又は医療関係者
- イ 避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関又は医療関係者
- ウ ア及びイに掲げる者の委託により医療に係る業務を行う者

(2) 知事は、以下に示す医療機関等から赤十字標章等に係る申請を受けた場合は、交付要綱の規定に基づき、赤十字標章等の使用を許可する。

- ア 医療機関等である指定地方公共機関
- イ 県の区域内で医療を行うその他の医療機関又は医療関係者

2 特殊標章等の交付及び管理

(1) 知事又は県警察本部長は、赤十字標章等に係る事務運用ガイドライン等に基づき、別に定める交付要綱により、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

- ア 知事
 - ・ 国民保護措置に係る職務を行う県の職員
 - ・ 知事の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - ・ 知事が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- イ 県警察本部長
 - ・ 国民保護措置に係る職務を行う県警察の職員
 - ・ 県警察本部長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - ・ 県警察本部長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(2) 知事は、指定地方公共機関から特殊標章等の使用に係る申請を受けた場合は、交付要綱の規定にもとづき、特殊標章等の使用を許可する。

第3 赤十字標章等及び特殊標章等に係る普及啓発

県は、国、日本赤十字社及びその他関係機関と協力しつつ、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における標章等の使用の意義及びそれを使用するに当たっての濫用防止のための規定等について、様々な機会を通じ啓発に努める。

第3編 武力攻撃事態等及び緊急対処事態への対処
第12章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理

第4編 復 旧 等

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧（第139、140条関係）

県は、その管理する施設及び設備、県民等の生活に密接な関係のある施設及び設備に武力攻撃災害による被害が発生したとき、応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、そのために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方【情報班、通信班、救援班、関係実働班】

(1) 県が管理する施設及び設備の緊急点検等

県は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 県管理以外の施設及び設備の応急復旧

県は、武力攻撃災害の発生により県管理以外の施設及び設備に被害が発生した場合で、県民の生活に多大なる影響があると判断した場合には、その被害状況について情報収集を行うとともに、必要な応急の復旧を行うよう各施設及び設備の管理者に要請する。

(3) 通信機器の応急の復旧

県は、武力攻撃災害の発生により、県総合情報通信ネットワーク等関係機関との通信機器に被害が発生し、その使用に障害が生じた場合には、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、総務省にその状況を連絡するとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。

(4) 国に対する支援要請

県は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、国に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 ライフライン施設の応急の復旧【情報班、救援班、関係実働班】

(1) ライフライン施設の応急の復旧

県は、武力攻撃災害が発生した場合には、速やかに被害の状況を把握し、被害の状況に応じて、県の管理するライフライン施設について応急の復旧のための措置を講ずるとともに、県管理以外の施設については各管理者に応急の復旧を行うよう要請する。
施設の応急の復旧に当たっては、事業者間の広域応援体制の整備に努めるものとする。

(2) 市町村及び指定地方公共機関に対する支援

県は、水道、電気、ガス、通信等のライフライン事業者である市町村及び指定地方公共機関から応急の復旧のため支援の要請があった場合には、ライフライン施設ごとに要請の内容を把握した上で、所要の措置を講ずる。

3 避難経路等の確保に関する応急の復旧等【救援班、生活環境班、道路班、河川港湾班】

(1) 避難経路等の優先的な確保のための措置

県対策本部長は、武力攻撃災害による被害が発生した場合には、広域的な避難住民の運送等に使用する運送路を優先的に確保するために必要となる応急の復旧の措置が講じられるよう、必要に応じ総合調整を行う。

(2) 運送施設の応急の復旧

県は、武力攻撃災害が発生した場合には、道路、漁港施設、空港施設、鉄道施設等及び港湾施設について、関係する管理者等と情報収集・連絡体制の整備を図り、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、県が管理する施設については、障害物の除去その他避難住民の運送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講じ、県管理以外の施設については、各施設管理者に応急の復旧を行うよう要請する。

第2章 武力攻撃災害の復旧（第141条関係）

県は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生した場合の復旧に関する必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、県は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって実施する。

2 県が管理する施設及び設備の復旧

県は、武力攻撃災害により県の管理する施設及び設備が被災した場合は、1の法制の整備等が行われる以前においても、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ、県民の生活との関連が特に大きい施設を優先に、迅速な復旧を行う。

また、県の各部局は、1の法制の整備等の後において、地域の実情等を勘案しながら、それぞれが管理する施設の復旧についての計画を定め、この計画に基づき復旧を実施する。

さらに、大規模な武力攻撃災害が発生し、総合的な復旧を実施していく必要がある場合には、県全体としての復旧計画（又は、復興計画）を策定し、これに基づき復旧を実施する。この場合においては、知事を本部長とする復旧（復興）本部を設置して復旧を実施することとするが、復旧（復興）本部の体制については、武力攻撃災害の規模等を勘案し、その都度定める。

第3章 国民保護措置等に要した費用の支弁等（第159～161、164～169条関係）

県や市町村が国民保護措置等に要した費用の支弁及び県民等に対する損失補償等の手続きなどについて、以下のとおり定める。

1 国民保護措置等に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

県は、国民保護措置等の実施に要した費用で県が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

県は、武力攻撃事態等において、国民保護措置等の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償、実費弁償及び損害補償

(1) 損失補償

県は、国民保護法に基づく土地や建物の使用、物資の収用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、補償を行う。この場合、損失の補償を受けようとする者は、損失補償申請書を知事に提出するものとし、知事は、補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には補償の額を決定し、申請した者に通知する。

(2) 実費弁償

県は、国民保護法に基づいて行った医療の実施の要請又は指示に従って医療を行う医療関係者に対しては、国民保護法施行令で定める基準に従い、その実費を弁償する。この場合の申請、決定、通知の手続きは(1)と同様に行う。

(3) 損害補償

県は、国民保護措置等の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令の規定により算定した損害補償を行う。この場合の申請、決定、通知の手続きは(1)と同様に行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

県は、国民保護措置等の実施に関し、県対策本部長が市町村又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し総合調整を行い、又は、指示をした結果、当該市町村又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が損失を受けたときは、損失の補てんを行う。この場合、損失の補てんを受けようとする市町村又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関は、県対策本部長（対策本部廃止後は知事）に当該武力攻撃災害の状況を通知するものとし、県対策本部長（対策本部廃止後は知事）は、損失を補てんすることが相当と認めるときは、所要の調整その他の必要な措置を講ずる。

4 市町村が国民保護措置等に要した費用の支弁等

(1) 国に対する負担金の請求等

市町村が国民保護措置等の実施に要した費用の支弁や国に対する負担金の請求等について、県保護計画に準じて定めるものとする。この場合において、国に対する費用の請求については、別途国が定めるところにより、国に対し請求するものとする。

(2) 損失補償及び損害補償

国民保護法に基づき市町村が行う損失補償及び損害補償の手続等については、県保護計画に準じて定めるものとする。

参 考

参 考

第1 用語の意味

当該計画における主な用語の意味は、次のとおりとする。

1 法令・通達等

法令等の略称等	法 令 等 名
国民保護法	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 (平成16年6月18日法律第112号)
国民保護法施行令	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令 (平成16年9月15日政令第275号)
救援の程度及び基準	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準(平成25年10月1日内閣府告示第229号)
公用令書等の様式を定める内閣府令	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定による処分に係る公用令書等の様式を定める内閣府令 (平成25年10月1日内閣府令第69号)
安否情報省令	武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令 (平成17年3月28日総務省令第44号)
安否情報の収集等の留意事項	武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令の一部を改正する省令」の施行並びに安否情報の収集及び回答に係る留意事項等について (平成18年4月3日付け消防国第13号消防庁国民保護・防災部長通知)
訓練交付要綱	国民保護訓練費負担金交付要綱(消防庁 平成17年6月1日施行)
安全確保の留意点	生活関連等施設の安全確保の留意点 〔平成17年8月29日付け閣副安危第364号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付参事官通知〕
動物の保護等に関する基本的考え方	動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方(平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室、農林水産省生産局畜産部畜産企画課)
現地調整所の在り方について	国民保護措置を円滑に実施するための現地調整所の在り方について (平成19年4月16日付け 消防庁国民保護室)
事態対処法	武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成15年6月13日法律第79号)
事態対処法施行令	武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令(平成15年6月13日政令第252号)
特定公共施設利用法	武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律 (平成16年6月18日法律第114号)
第一追加議定書	千九百四十九年八月十二日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書I)

参 考

第1 用語の意味

法令等の略称等	法 令 等 名
赤十字標章等に係る事務運用ガイドライン	赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン (平成 17 年 8 月 2 日赤十字標章等、特殊標章等に係る事務の運用に関する関係省庁連絡会議申合せ)
災害対策基本法	災害対策基本法 (昭和 36 年 11 月 15 日法律第 223 号)
災害対策基本法施行令	災害対策基本法施行令 (昭和 37 年 7 月 9 日政令第 288 号)
災害対策基本法施行規則	災害対策基本法施行規則 (昭和 37 年 9 月 21 日総理府令第 52 号)
災害救助法	災害救助法 (昭和 22 年 10 月 18 日法律第 118 号)
災害救助法施行令	災害救助法施行令 (昭和 22 年 10 月 30 日政令第 225 号)
災害救助法施行規則	災害救助法施行規則 (昭和 22 年 10 月 30 日総理府、厚生省、内務省、大蔵省、運輸省令第 1 号)
原子力災害対策特別措置法	原子力災害対策特別措置法 (平成 11 年 12 月 17 日法律第 156 号)
原子力災害対策特別措置法施行令	原子力災害対策特別措置法施行令 (平成 12 年 4 月 5 日政令第 195 号)
原子力災害対策特別措置法施行規則	原子力災害対策特別措置法施行規則 (平成 12 年 4 月 5 日総理府・通商産業省・運輸省令第 2 号)
石油コンビナート等災害防止法	石油コンビナート等災害防止法 (昭和 50 年 12 月 17 日法律第 84 号)
石油コンビナート等災害防止法施行令	石油コンビナート等災害防止法施行令 (昭和 51 年 5 月 31 日政令第 129 号)
消防法	消防法 (昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号)
消防組織法	消防組織法 (昭和 22 年 12 月 23 日法律第 226 号)
火災・災害等即報要領	火災・災害等即報要領 (昭和 59 年 10 月 15 日付け消防災第 267 号消防庁長官通知)
火災・災害等即報要領に基づく報告基準	火災・災害等即報要領に基づく報告基準
個人情報保護法	個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号)

2 条例・規則等

条例等の略称等	条 例 等 名
県民等保護協議会条例	福島県民等保護協議会条例 (平成 17 年 3 月 25 日福島県条例第 24 号)
県対策本部条例	福島県民等保護対策本部及び福島県緊急対処事態対策本部条例 (平成 17 年 3 月 25 日福島県条例第 25 号)
職員の給与に関する条例	職員の給与に関する条例 (昭和 26 年 3 月 27 日福島県条例第 9 号) ※武力攻撃災害等派遣手当関係

参 考
第1 用語の意味

条例等の略称等	条 例 等 名
職員の給与の支給に関する規則	職員の給与の支給に関する規則（昭和 35 年 12 月 8 日福島県人事委員会規則第 7 号） ※武力攻撃災害等派遣手当関係
県個人情報保護条例	福島県個人情報保護条例（平成 6 年 10 月 14 日福島県条例第 71 号）
県文書等管理規則	福島県文書等管理規則（平成 12 年 9 月 26 日福島県規則第 160 号）

3 計画・マニュアル・協定等

計画等の略称等	計 画 等 名
基本指針	国民の保護に関する基本指針（平成 17 年 1 月 31 日閣議決定）。 政府が、武力攻撃事態等に備えて、国民保護措置の実施に関し、あらかじめ定めたものをいう。基本指針には、国民保護措置の実施に関する基本的な方針、都道府県の国民保護計画の作成並びに国民保護措置の実施に当たって考慮すべき武力攻撃事態の想定に関する事項、都道府県対策本部又は市町村対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の方針に関する事項等を定めている。 （国民保護法第 32 条関係）
県保護計画 （県民等保護計画）	福島県の国民の保護に関する計画（平成 18 年 3 月 31 日閣議決定）。 福島県知事が、基本指針に基づき作成した都道府県の国民の保護に関する計画をいう。県保護計画には、県の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、県が実施する国民保護措置に関する事項、市町村の国民保護計画及び指定地方公共機関の国民の保護に関する業務計画を作成する際の基準となるべき事項等を定めた。（国民保護法第 34 条関係） なお、関係機関の連絡先、統計資料及び関係規程等を取りまとめた【資料・様式編】を別に作成した。（平成 19 年 3 月 30 日）
情報伝達マニュアル	福島県民等保護計画に基づく情報伝達マニュアル （平成 19 年 3 月 生活環境部） 県保護計画に基づき、情報の収集、伝達、住民等への提供について定めた。
避難マニュアル	福島県民等保護計画に基づく避難マニュアル（平成 19 年 3 月 生活環境部） 県保護計画の基本的な方針等に基づき、避難の指示に関する調整、避難誘導の方法など避難に関する具体的な措置について定めた。
緊急通行車両の確認 手続等取扱要領	福島県における緊急通行車両の確認手続等取扱要領 （平成 19 年 3 月 12 日 生活環境部） 国民保護法第 155 条第 1 項の規定に基づき、事態認定時において、県公安委員会が交通の規制を行った区間について、知事が緊急通行車両を通行させるための確認手続等を定める。なお、災害時も取扱要領の対象とする。
緊急通行車両の確認 手続等運用マニ ュアル	緊急通行車両の確認手続及び災害等派遣等従事車両に対する有料道路料金の免除措置手続運用マニュアル（平成 19 年 3 月 生活環境部） 緊急通行車両の確認手続等取扱要領の具体的な事務手続等を定めた。なお、災害時もマニュアルの対象とする。
県 N B C 災害等連携 指針	福島県 N B C 災害等対処現地関係機関連携指針 （平成 20 年度生活環境部）

参 考
第1 用語の意味

計画等の略称等	計 画 等 名
相互応援協定	<p>他都道府県等と締結する次の協定をいう。なお、災害時も協定の対象とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定 (平成 19 年 7 月 12 日 協定締結) 2 災害時等における福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び新潟県五県相互応援に関する協定 (平成 18 年 7 月 24 日 協定締結) 3 大規模災害時等の北海道・東北 8 道県相互応援に関する協定 (8 道県協定：平成 19 年 11 月 8 日 協定締結)
救援又はその応援の実施に関する協定	<p>救援又はその応援の実施に関する協定書(平成 19 年 10 月 31 日 協定締結) 国民保護法第 77 条第 3 項の規定に基づき、事態認定後において、県が日本赤十字社福島県支部に委託する医療の提供等の救援又はその応援の実施に関し必要な手続を定めた。</p>
物資調達協定	<p>災害時等における物資等の調達に関する協定書 次の事業者等と締結しているほか、東北農政局福島農政事務所とは「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡に関する協定」を締結 (平成 18 年 7 月 1 日) している。 なお、いずれの協定も災害時も対象とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 株式会社ダイユーエイト (平成 18 年 11 月 30 日 協定締結) 2 サントリーフーズ株式会社 (平成 19 年 6 月 11 日 協定締結) 3 NPO 法人コメリ災害対策センター (平成 19 年 9 月 19 日 協定締結)
市町村国民保護計画	<p>市町村の国民の保護に関する計画。 市町村長が、県保護計画に基づき作成する市町村の国民の保護に関する計画をいう。市町村国民保護計画には、市町村の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市町村が実施する国民保護措置に関する事項等を定める。(国民保護法第 35 条関係)</p>
県地域防災計画	<p>福島県地域防災計画。以下の各編が定められている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一般災害対策編 2 震災対策編 3 事故対策編 4 原子力災害対策編
県石油コンビナート等防災計画	<p>福島県石油コンビナート等防災計画</p>
県災害救急医療マニュアル	<p>福島県災害救急医療マニュアル (平成 9 年 保健福祉部)</p>
県原子力災害医療行動計画	<p>福島県原子力災害医療行動計画 (平成 28 年度 保健福祉部)</p>
県感染症予防計画	<p>福島県感染症予防計画 (平成 16 年度 保健福祉部)</p>

4 関係機関等

用 語	意 味
指定行政機関	次に掲げる機関で事態対処法施行令で定めるもの。 (事態対処法第 2 条第 5 号関係) 1 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）第 49 条第 1 項及び第 2 項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第 3 条第 2 項に規定する機関 2 内閣府設置法第 37 条及び第 54 条並びに宮内庁法（昭和 22 年法律第 70 号）第 16 条第 1 項並びに国家行政組織法第 8 条に規定する機関 3 内閣府設置法第 39 条及び第 55 条並びに宮内庁法第 16 条第 2 項並びに国家行政組織法第 8 条の 2 に規定する機関 4 内閣府設置法第 40 条及び第 56 条並びに国家行政組織法第 8 条の 3 に規定する機関
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第 43 条及び第 57 条（宮内庁法第 18 条第 1 項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第 17 条第 1 項並びに国家行政組織法第 9 条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で、事態対処法施行令で定めるもの。（事態対処法第 2 条第 6 号関係）
指定公共機関	独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人をいう。）、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、事態対処法施行令及び内閣総理大臣公示で定めるもの。（事態対処法第 2 条第 7 号関係）
指定地方公共機関	県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社（地方道路公社法（昭和 45 年法律第 82 号）第 1 条の地方道路公社をいう。）その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項の地方独立行政法人をいう。）で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて県知事が指定するもの。（国民保護法第 2 条第 2 項関係）
国対策本部	対処基本方針等が定められたときに内閣総理大臣が、当該対処基本方針等に係る対処措置の実施を推進するため、内閣法（昭和 22 年法律第 5 号）第 12 条第 4 項の規定にかかわらず、閣議にかけて、臨時に内閣に設置する事態対策本部【緊急対処事態対策本部】をいう。（事態対処法第 10 条、第 23 条関係）
県対策本部	都道府県国民保護対策本部及び都道府県緊急処理事態対策本部として設置する福島県民等保護対策本部及び福島県緊急処理事態対策本部をいう。 (国民保護法第 27 条、第 183 条、福島県民等保護対策本部及び福島県緊急処理事態対策本部条例関係)
市町村対策本部	市町村国民保護対策本部【市町村緊急処理事態対策本部】をいう。 (国民保護法第 27 条、第 183 条、市町村国民保護対策本部及び市町村緊急処理事態対策本部条例関係)

参 考
第1 用語の意味

用 語	意 味
県民等保護協議会	<p>都道府県国民保護協議会として設置する福島県民等保護協議会をいう。福島県民等保護協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 知事の諮問に応じて県の区域に係る国民保護措置等に関する重要事項を審議すること 2 1の重要事項に関し、知事に意見を述べること <p>(国民保護法第37条及び福島県民等保護協議会条例関係)</p>
消防機関	<p>消防組織法第9条に掲げる消防本部、消防署及び消防団をいう。</p>
消防本部 (消防組合)	<p>消防に関する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合をいう。</p>
緊急消防援助隊	<p>消防庁長官の以下の1～3による求めに応じ、又は、4による指示に基づき、消防の応援等を行うことを任務として、都道府県又は市町村に属する消防に関する人員及び施設により構成される部隊をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 消防庁長官は、地震、台風、水火災等の非常事態の場合において、災害発生市町村に対する消防の応援等に関し、当該災害発生市町村の属する都道府県の知事から要請があり、かつ、必要があると認めるときは、当該都道府県以外の都道府県の知事に対し、当該災害発生市町村の消防の応援等のため必要な措置をとることを求めることができる。 2 消防庁長官は、1の場合において、当該災害の規模等に照らし緊急を要し、1の要請を待ついとまがないと認められるときは、1の要請を待たないで、緊急に消防の応援等を必要とすると認められる災害発生市町村のため、当該災害発生市町村の属する都道府県以外の都道府県の知事に対し、当該必要な措置をとることを求めることができる。 3 消防庁長官は、1又は2の場合において、人命の救助等のために特に緊急を要し、かつ、広域的に消防機関の職員の応援出動等の措置を的確かつ迅速にとる必要があると認められるときは、緊急に当該応援出動等の措置を必要とすると認められる災害発生市町村のため、当該災害発生市町村以外の市町村長に対し、当該応援出動等の措置をとることを自ら求めることができる。 4 消防庁長官は、1、2又は3の場合において、大規模地震対策特別措置法第3条第1項に規定する地震防災対策強化地域に係る著しい地震災害その他の大規模な災害で2以上の都道府県に及ぶもの、又は、毒性物質の発散その他緊急消防援助隊に関する政令（平成15年8月29日政令第379号）で定める原因により生ずる特殊な災害に対処するために特別の必要があると認められるときは、当該特別の必要があると認められる災害発生市町村のため、当該災害発生市町村の属する都道府県以外の都道府県の知事又は当該都道府県内の市町村の長に対し、緊急消防援助隊の出動のため必要な措置をとることを指示することができる。 <p>(消防組織法第44条ほか)</p>
自主防災組織	<p>住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。</p> <p>(災害対策基本法第2条の2第2号関係)</p>

5 関係用語

用 語	意 味
武力攻撃等	我が国に対する外部からの武力攻撃及び緊急対処事態における攻撃をいう。 (事態対処法第2条第1号、国民保護法第183条関係)
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。(事態対処法第2条第2号関係)
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。(事態対処法第2条第3号関係)
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。(事態対処法第1条関係)
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態(後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。)で、国家として緊急に対処することにより国民の生命、身体及び財産を保護することが必要なものをいう。 (事態対処法第22条第1項、国民保護法第172条関係)
NBC攻撃	核兵器及び生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう(基本指針)。また、NBCテロとは、核物質(Nuclear)、生物剤(Biological)又は化学剤(Chemical)若しくはこれらを使用する兵器を用いた大量殺傷型のテロをいう(「NBCテロ対策の推進について」平成13年4月18日付け内閣官房副長官補付(安全保障、危機管理担当)通知)。
ダーティボム (汚い爆弾)	爆薬と放射性物質を組み合わせたものをいう。核兵器に比して小規模であるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。(基本指針)
対処基本方針等	武力攻撃事態等【緊急対処事態】に至ったときに政府が定める武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針【緊急対処事態に関する対処方針】で、次の事項を定める。(事態対処法第9条第1、2項、第22条第1、2項関係) 1. 武力攻撃事態であること、又は、武力攻撃予測事態であること【緊急対処事態であること】の認定及び当該認定の前提となった事実 2. 当該武力攻撃事態等【緊急対処事態】への対処に関する全般的な方針 3. 対処措置【緊急対処措置】に関する重要事項
対処措置	対処基本方針【緊急対処事態対処方針】が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が法律の規定に基づいて実施する次に掲げる措置をいう。(事態対処法第2条第8号、第22条第3項関係) 1. 武力攻撃事態等【緊急対処事態】を終結させるためにその推移に応じて実施する措置 2. 武力攻撃【緊急対処事態における攻撃】から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は、武力攻撃【緊急対処事態における攻撃】が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするために武力攻撃事態等【緊急対処事態】の推移に応じて実施する措置

参 考
第1 用語の意味

用 語	意 味
国民保護措置等	対処基本方針等が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する国民保護法第2条第3項に掲げる国民の保護のための措置（同項第6号に掲げる措置にあつては、対処基本方針等が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施するものを含む。）及び事態対処法第22条第3項第2号に掲げる緊急対処保護措置をいう。（国民保護法第2条第3項、第172条第1項関係）
要避難地域	住民の避難が必要な地域。（国民保護法52条第2項第1号関係）
避難先地域	住民の避難先となる地域（住民の避難の経路となる地域を含む。）。（国民保護法52条第2項第2号関係）
受入地域	避難住民を受け入れるべき地域（国民保護法58条第3項関係）
避難	対策本部長の避難措置の指示を受けた要避難地域を管轄する知事が、要避難地域等の住民を避難先地域等（屋内避難を含む。）に逃がすこと。（国民保護法第52条、第54条関係）
退避	避難の指示が発令される前の時点で、目前の危険を一時的に避けるため武力攻撃災害の及ばない地域又は場所（屋内を含む。）に逃れること。（国民保護法第112条関係）
緊急物資	避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民保護措置等の実施に当たって必要な物資及び資材をいう。（国民保護法第79条第1項関係）
緊急輸送路	<p>県が、県機関、市町村、物資受入れ港、福島空港及び隣接県の主要路線と接続する路線等を緊急輸送路として指定したもの。</p> <p>（「県地域防災計画」一般災害対策編、第2章）</p> <p>緊急輸送路には、路線の確保する順位から以下の3つに区分される。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第1次確保路線 県内の広域的な輸送に不可欠な高速自動車道、国道等の主要幹線道路で、優先的に確保すべき路線。 2 第2次確保路線 県地方対策本部、市町村災害対策本部等の主要拠点と接続する幹線道路で、優先的に確保すべき路線。 3 第3次確保路線 第1次、第2次確保路線以外の緊急輸送路。
広域陸上輸送拠点	<p>他都道府県等からの緊急物資等の受入れ、一時保管、市町村の物資受入れ拠点への積替え・配送を行うための陸上輸送の拠点として各地方振興局管内ごとに広域陸上輸送拠点を指定したもの。</p> <p>（「県地域防災計画」一般災害対策編、第2章）</p>
中継施設	避難実施時における運送車両への給油や避難住民の休憩等を行う場所を確保するため、避難経路等に隣接する道の駅等の既存施設を利用した施設をいう。

参 考
第 1 用語の意味

用 語	意 味
緊急通行車両	<p>国民保護法施行令第 39 条で準用する災害対策基本法施行令第 32 条の 2 に規定される緊急通行車両をいう。緊急通行車両は、次の車両であり、うち後者については、当該車両の使用者の知事又は県公安委員会に対する届出により、災害対策基本法施行細則第 6 条の定め例による様式の標章及び証明書が交付される。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 39 条第 1 項の緊急自動車 2 住民の避難、緊急物資の運送その他国民保護措置を実施するため運転中の車両 <p>なお、知事は、緊急通行車両の確認手続等取扱要領及び緊急通行車両の確認手続等運用マニュアルに基づき緊急通行車両の確認手続を行う。</p> <p>（国民保護法第 155 条、災害対策基本法第 76 条第 1 項ほか）</p>
避難施設 ※開設後は「避難所」と表記する。	<p>住民を避難させ、又は、避難住民等の救援を行うため、国民保護法政令で定める基準を満たす施設をいう。避難施設はあらかじめ知事が指定する。（国民保護法第 148 条第 1 項関係）</p> <p>国民保護法施行令第 35 条第 1 項に避難施設の基準として、公共施設又は公益的施設である①学校、公民館等の避難住民を収容することができる施設、②多数の避難住民の一時的避難場所に活用できるとともに、炊き出し、応急仮設住宅の建設等の救援に活用できる公園、広場などの施設、③都市部における一時的な避難に有効であると考えられる地下街等と規定されているが、県保護計画においては、法令の避難施設の概念について、運用上、狭義の「避難施設」「福祉避難所」「一時集合場所」に区分し記述した。</p>
避難施設（狭義）	<p>法令上の「避難施設」のうち、学校、公民館等の避難住民を収容することができる施設及び都市部における一時的な避難に有効であると考えられる地下街等をいう（福祉避難所を除く。）。</p>
福祉避難所	<p>法令上の「避難施設」のうち、高齢者、障がい者等であって、避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する避難所をいう。（救援の程度及び基準第 2 条関係）</p> <p>なお、厚生労働省と協議した上で選定する、公的宿泊施設、旅館及びホテル等の民間宿泊施設等の中で避難所として借上げ可能な施設を「借上げ避難施設」という。</p>
一時集合場所	<p>法令上の「避難施設」のうち、避難住民の誘導や運送の拠点となる場所で、鉄道駅や大型車両のアクセスが可能な駐車場のある公園、広場、駐車場等の公共施設であって、状況によっては、住民の一時的避難場所に活用できるとともに、炊き出し、応急仮設住宅の建設等救援に活用できるものをいう。</p>
安否情報	<p>避難住民及び武力攻撃災害により死亡し、又は、負傷した住民（当該市町村の住民以外の者で当該市町村に在るもの及び当該市町村で死亡したものを含む。）の安否に関する情報（国民保護法第 94 条第 1 項関係）</p>

参 考
第1 用語の意味

用 語	意 味
武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害（武力攻撃災害）及び武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害【緊急対処事態における災害】をいう。（国民保護法第2条4項、第183条関係）
武力攻撃原子力災害	武力攻撃に伴って原子力事業所外へ放出される放射性物質又は放射線による被害（武力攻撃原子力災害）及び武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為に伴って原子力事業所外へ放出される放射性物質又は放射線による被害【緊急対処事態における攻撃による原子力災害】をいう。（国民保護法第105条第7項第1号、第183条関係）
応急対策実施区域	武力攻撃原子力災害の発生又はその拡大を防止するための応急の対策（「応急対策」という。）を実施すべき区域をいう。（国民保護法第105条第7項第1号関係）
現地調整所	武力攻撃災害等が発生した場合等において、現地における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言等に基づく的確な措置を実施するための活動についての協議、調整を行う場をいう。原則として、武力攻撃災害等の対処についての協議・調整の必要を認めた市町村現地指揮責任者が、その都度、集合場所を指定のうえ、招集するものとする。 なお、「現地調整所の在り方について」が内閣官房より示されている。
生活関連等施設	次に掲げる施設で国民保護法施行令で定めるもの。 （国民保護法第102条第1項関係） 1. 国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設 2. その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設
危険物質等	引火若しくは爆発又は空気中の飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生じるおそれのある物質（生物を含む。）で国民保護法施行令で定めるもの。（国民保護法第103条第1項関係）
国民保護等派遣	知事が、県の区域における国民保護措置等（治安の維持に係るものを除く。）を円滑に実施するため、自衛隊法第8条に定める自衛隊の部隊等の派遣を要請することができることをいう。（自衛隊法第77条の4関係）
赤十字標章等	第一追加議定書〔千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）をいう。〕第8条(m)の特殊信号又は第一追加議定書第18条3の身分証明書及び白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽の標章をいう。（国民保護法第157条第1、2項関係）
特殊標章等	第一追加議定書第66条3の国際的な特殊標章又は同条3の身分証明書をいう。（国民保護法第158条第1項関係）

参 考
第1 用語の意味

用 語	意 味
トリアージ	<p>災害や事故などで同時発生した大量の負傷者を治療する際、負傷者に治療の優先順位を設定する作業。死亡・重傷・中等症・軽症を区分できるラベル（トリアージタグ）を、負傷者の手首などに巻き付ける。限られた医療資源で最大限の救命効果をもたらそうとするもの。（三省堂「デイリー新語辞典」）</p> <p>なお、医師以外にも、救急救命士、看護師等も行うことができるとされる。</p>

第2 使用図表一覧

1 図一覧

編	図番号	図 名	頁
第1編	1-1	国、県、市町村と国民保護協議会及び国民保護計画の位置づけ	2
	1-2	国民保護措置等に関する県及び関係機関の役割の概要	7
	1-3	福島市における月平均気温及び降水量等	15
	1-4	会津若松市における月平均気温及び降水量等	15
	1-5	小名浜における月平均気温及び降水量等	16
	1-6	本県の県土構造（6つの軸と7つの生活圏）	17
	1-7	外国人登録者数の推移	19
	1-8	本県の多極ネットワークイメージ	23
第2編	2-1	武力攻撃等発生時における職員への連絡ルート	45
	2-2	住民避難及び避難住民等の救援に関するフロー	65
	2-3	日本赤十字社福島県支部に対する医療救護活動等の要請	69
	2-4	日本赤十字社福島県支部に対する食品・生活必需品の給与等の 応援要請	69
	2-5	医療（助産）救護体制に関するフロー	72
	2-6	現地調整所の組織編制	77
第3編	3-1	県における配備体制の設置の推移	90
	3-2	県対策本部の組織構成	94
	3-3	住民の避難に関する措置等における国、県及び市町村の対応等	118
	3-4	知事から関係機関への警報（緊急通報）の（解除の）通知及び 伝達	121
	3-5	知事から関係機関への避難措置の指示の（解除の）通知	124
	3-6	知事から住民等への避難の指示の（解除の）伝達	128
	3-7	県による避難住民の（復帰のための）誘導	133
	3-8	救援に関する措置における国、県及び市町村の対応等	138
	3-9	安否情報の収集及び提供のフロー	148
	3-10	武力攻撃災害への対処に関する措置における国、県及び市町村 の対応等	149

2 表一覧

編	表番号	表 名	頁
第1編	1-1	福島県の位置	13
	1-2	人口の推移	18
	1-3	本県と隣接県を結ぶ主要道路及び鉄道路線	21
	1-4	県内の自衛隊施設	23
	1-5	県内の石油コンビナート等特別防災区域の概況	24
	1-6	電気事業者別・発電種別発電所数及び認可最大出力	25
	1-7	基本指針における武力攻撃事態の類型	28
	1-8	基本指針におけるNBC兵器が使用された場合の対応等	30
	1-9	基本指針における緊急処理事態の類型	31
第2編	2-1	各部局における平素の業務（本庁機関）	33
	2-2	職員配備体制	44
	2-3	事態の状況に応じた初動体制	45
	2-4	県対策本部長及び県対策副本部長の代替職員	46
	2-5	県民等の権利利益の救済に係る手続項目一覧	47
	2-6	都道府県等の事務の委託に際し定める事項	52
	2-7	市町村との連携確保のための調整における主な留意事項	52
	2-8	非常通信体制の確保における留意事項	55
	2-9	関係機関等への警報の通知に係る市町村との役割分担	58
	2-10	大規模集客施設等に対する警報の内容の伝達に係る市町村との役割分担	58
	2-11	収集、報告すべき安否情報の内容	60
	2-12	避難実施時に必要となる主な基礎的資料	66
	2-13	救援実施時に必要となる主な基礎的資料	67
	2-14	県と市町村の救援の実施に関する事務の役割分担	68
	2-15	武力攻撃災害発生時における医療（助産）救護体制	72
	2-16	避難施設の指定基準	75
	2-17	生活関連等施設の種類及び所管省庁	79
第3編	3-1	各部局等における関係機関への情報伝達ルート	87
	3-2	NBC災害等発生時における対応マニュアル等	89
	3-3	県対策本部機能班の組織編制及び所掌業務	95
	3-4	県対策本部実働班の組織編制及び所掌業務	98
	3-5	避難の指示にあたっての関係機関との主な調整事項	126

参 考
第2 使用図表一覧

編	表番号	表 名	頁
第3編	3-6	知事が行う警報及び避難の指示等の通知先機関一覧	137
	3-7	救援の措置の実施に係る留意事項	141
	3-8	医療活動等の実施に係る留意事項	143
	3-9	国民保護法に規定される特定物資	144
	3-10	危険物質等の種類及び都道府県知事が命ずることのできる措置一覧	153
	3-11	放射性物資等による汚染の拡大の防止に係る知事等の権限等	163

福島県の国民の保護に関する計画

～ 福島県民等保護計画 ～

平成31年 1月11日

福島県危機管理部危機管理課

電話：024-521-8651

FAX：024-521-7993

E-mail：kokuminhogo@pref.fukushima.lg.jp